

平成28年第3回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（9月12日）	頁
1. 議事日程	12
2. 出席議員氏名	13
3. 欠席議員氏名	13
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	13
5. 議会事務局職員出席者	13
6. 開 会・開 議	14
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	14
8. 日程第2 会期の決定	14
9. 日程第3 報告	14
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	14
11. 日程第5 報告第5号 専決処分の報告について	16
12. 日程第6 議案第57号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
13. 日程第7 議案第58号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	17
14. 日程第8 議案第59号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	22
15. 日程第9 議案第60号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	23
16. 日程第10 議案第61号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	24
17. 日程第11 議案第62号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	24
18. 日程第12 議案第63号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）	25
19. 日程第13 議案第64号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）	26
20. 日程第14 議案第65号 平成28年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）	26
21. 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	28
22. 散 会	28
第2号（9月13日）	
1. 議事日程	29
2. 出席議員氏名	30
3. 欠席議員氏名	30

4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	30
5. 議会事務局職員出席者	30
6. 開 議	31
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	31
8. 日程第2 一般質問	31
野村 広志	31
小野 広嗣	51
平野 栄作	77
9. 延 会	97

第3号（9月14日）

1. 議事日程	98
2. 出席議員氏名	99
3. 欠席議員氏名	99
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	99
5. 議会事務局職員出席者	99
6. 開 議	100
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	100
8. 日程第2 一般質問	100
八代 誠	100
市ヶ谷 孝	114
小園 義行	135
9. 延 会	155

第4号（9月16日）

1. 議事日程	156
2. 出席議員氏名	157
3. 欠席議員氏名	157
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	157
5. 議会事務局職員出席者	157
6. 開 議	158
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	158
8. 日程第2 一般質問	158
丸山 一	158
小辻 一海	176

9. 散 会	197
--------	-----

第5号（9月30日）

1. 議事日程	198
2. 出席議員氏名	200
3. 欠席議員氏名	200
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	200
5. 議会事務局職員出席者	200
6. 開 議	201
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	201
8. 日程第2 報告	201
9. 日程第3 議案第57号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	201
10. 日程第4 議案第58号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	202
11. 日程第5 議案第59号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	212
12. 日程第6 議案第60号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	213
13. 日程第7 議案第61号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	214
14. 日程第8 議案第62号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	216
15. 日程第9 議案第63号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）	216
16. 日程第10 議案第64号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）	217
17. 日程第11 議案第65号 平成28年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）	218
18. 日程第12 議案第67号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	220
19. 日程第13 議案第68号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）	222
20. 日程第14 報告第6号 継続費精算報告書について	223
21. 日程第15 報告第7号 平成27年度志布志市健全化判断比率について	223
22. 日程第16 報告第8号 平成27年度志布志市資金不足比率について	224
23. 日程第17 認定第1号 平成27年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	225
24. 日程第18 認定第2号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	228
25. 日程第19 認定第3号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	228
26. 日程第20 認定第4号 平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ	

		いて ……………	228
27. 日程第21	認定第5号	平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて ……………	228
28. 日程第22	認定第6号	平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について ……………	228
29. 日程第23	認定第7号	平成27年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて ……………	228
30. 日程第24	認定第8号	平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について ……………	228
31. 日程第25	認定第9号	平成27年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について…	228
32. 日程第26	議案第66号	平成27年度志布志市水道事業剰余金の処分について ……………	233
33. 日程第27	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長) ……………		233
34. 閉 会		……………	234

平成28年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
9月12日	月	本会議	開会・議案上程
13日	火	本会議	一般質問
14日	水	本会議	一般質問
15日	木	休 会	(曾於地区畜産共進会・農業委員会)
16日	金	本会議	一般質問
17日	土	休 会	
18日	日	休 会	
19日	月	休 会	敬老の日
20日	火	委員会	常任委員会
21日	水	休 会	
22日	木	休 会	秋分の日
23日	金	休 会	
24日	土	休 会	
25日	日	休 会	
26日	月	休 会	
27日	火	休 会	
28日	水	休 会	
29日	木	休 会	
30日	金	本会議	委員長報告 採決 (平成27年度決算関係議案上程) 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第5号	専決処分の報告について
報告第6号	継続費精算報告書について
報告第7号	平成27年度志布志市健全化判断比率について
報告第8号	平成27年度志布志市資金不足比率について
認定第1号	平成27年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成27年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成27年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第57号	志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
議案第58号	平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
議案第59号	平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第60号	平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第61号	平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第62号	平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
議案第63号	平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
議案第64号	平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
議案第65号	平成28年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第66号	平成27年度志布志市水道事業剰余金の処分について
議案第67号	平成28年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
議案第68号	平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 野村広志	1 有害鳥獣対策について	<p>(1) 近年その数が著しく増加し、生息地の範囲が拡大している有害鳥獣被害について、ここ数年間の被害状況と被害金額の推移をどのように捉えているのか問う。</p> <p>(2) 市民からの被害の報告を受け、その対応に至るまでの経緯を示せ。また、現在の対応で十分と考えているのか問う。</p> <p>(3) 現在までの有害鳥獣捕獲事業による実績で、十分な効果を発揮していると考えているのか問う。</p> <p>(4) 生活環境の保全及び農林水産業被害の未然防止策について、現状を踏まえ、今後どのように進めていく考えなのか問う。</p>	市長 市長 市長 市長
	2 廃棄物処理施設について	(1) 現在本市では、曾於南部厚生事務組合と曾於北部衛生処理組合の、広域連携による処理施設を持っているが、いずれも経年による老朽化が著しい。今後の長寿命化並びに適正管理の在り方について見解を問う。	市長
	3 リサイクル・ごみ分別について	(1) 徹底したごみの分別・再資源化は、高齢化によるごみ出し困難者の増加を招いているのではないか。市民意識の啓発及び向上に向けてどのような取り組みがなされているのか。また、ごみ出し困難者への支援は効果的に機能しているのか問う。	市長
2 小野広嗣	1 地方創生について	(1) 地方創生の実現に向け、全国の自治体で地方創生戦略競争が始まっている。地方創生の有益な施策として、移住政策をどう推進し成功させるかがカギの一つであると考えているが、本市の現状と今後の取り組みについて問う。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
2 小野 広嗣	2 公共施設等の適正な管理について	(1) 志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生戦略には、人口規模や財政状況を踏まえた公共施設やインフラ等の管理方針の強化に努めるとあるが、公共施設等の今後の在り方について、具体的にどのように考えているのか。 (2) 志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生戦略では、公共施設最適化プロジェクトを推進するにあたり、PPP/PFIの活用を視野に入れているが、具体的な方向性は見えているのか。	市 長 市 長
	3 クルーズ船の誘致について	(1) 自治体等でクルーズ船の誘致強化に向けて、港湾施設を整備する動きが活発化している。大型クルーズ船が地方に寄港できれば、その経済効果は大きい。志布志港への船舶ツアーの誘致について、どのように考えているのか。	市 長
	4 行政機関のペーパーレス化の推進について	(1) ペーパーレス化の推進に向けて、ICT機器を使い、行政運営の効率化を進めている自治体が増えている。タブレット機器の活用等、本市でも導入していく価値があると思うが、見解を問う。	市 長 教育委員長
3 平野 栄作	1 防犯対策について	(1) 市内では、複数の団体が青パト隊として地域の防犯活動を積極的に推進している。児童の登下校及び高齢者の見守りの観点から、市内各地で活動が展開できる体制づくりが望まれると思うが、以下の点について問う。 ① 申請事務のサポートはできないか。 ② 物品の貸与は考えられないか。 ③ 犯罪や不審者の発生情報の提供（メール等）はできないか。 ④ 定期的な研修実施の取り組みはできないか。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3平野栄作	2 公用車の貸与について	(1) 市の車両を外郭団体へ貸与しているが、以下の点について問う。 ① 日常管理・定期管理の在り方と修理等経費負担の状況は。 ② 更新計画の策定状況は。 ③ 故障等で稼働できない場合の代替車の手配は。	市長
	3 公共施設の改修について	(1) 開田の里公園は、建設後相当の期間が経過し、歩道については当初カラー舗装であったが、現在はその形跡も無くなっている。また、従来芝であった部分もほとんどが雑草となっているが、部分的にでも改修が必要ではないか。	市長 教育委員長
4八代 誠	1 教育行政について	(1) 学力向上日本一に対する取り組みのうち、「志学教室」及び「夏休み学習教室」の成果と今後の課題について問う。 (2) 本市の「総合教育会議」における協議内容について。 ① 今後のタブレットパソコン導入の在り方について問う。 ② 小中一貫教育に対する考え方と、今後の進め方について問う。	市長 教育委員長 市長 教育委員長
	2 志布志港フェリー旅客待合所周辺の環境について	(1) 2018年の3月及び6月に、「フェリーさんふらわあ」2隻の新造が決定した。そのことを受けて、県が所管する待合所周辺の緑地・若浜運動公園・県道の、今後の管理について問う。	市長
5市ヶ谷 孝	1 選挙について	(1) 「18歳以上」へと選挙権年齢が引き下げられて以降、初の国政選挙となった第24回参議院議員通常選挙、2016年鹿児島県知事選挙が7月に行われた。本市における投票率の年代別分析と、対象年齢引き下げによる対象者への今後の対応について問う。	市長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
5市ヶ谷 孝	2 福祉政策について	(1) 本市における生活保護の在り方について。 ① 本市の生活保護の現状について問う。 ② 保護申請に伴う手続きと、申請状況について問う。 ③ 様々な段階があると思うが、それぞれの生活状況の見守りや、就業指導等についてどのように対応されているのか問う。	市 長
6小園 義行	1 政治姿勢について	(1) 庁舎等在り方研究委員会で、この間具体的に研究した内容と、その結果を問う。 (2) 志布志事件の控訴審判決が確定し、志布志事件の裁判は刑事・民事共に終結した。どのように受け止めているか。	市 長 市 長 教育委員長
	2 介護保険について	(1) 8月から補足給付の収入算定が強化された。影響はどうか。	市 長
	3 福祉行政について	(1) 志布志支所に生活保護面接相談員を配置している理由は何か。	市 長
	4 学校教育について	(1) 就学援助制度の周知方法等について、実施時期を問う。 (2) 就学援助制度による入学準備金を入学前に支給できるように見直す考えはないか。	教育委員長 市 長 教育委員長
7丸山 一	1 有害鳥獣被害対策について	(1) 本市の有害鳥獣による被害は、増加傾向にあるが、猟友会をはじめとする捕獲従事者は減少傾向にある。市内各地区の対応と、今後の後継者確保をどのように考えているのか問う。	市 長
	2 工業団地造成について	(1) 第4工区の造成の進め方について、第4工区より川下にある水田への水利については、関係者との協議が必要と思われるが、どのように進めていくのか問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
7丸山 一	3 防災行政について	(1) 今年3月定例会で質問をした避難タワーについては、予算措置を含め検討するとの答弁だったが、その後の進捗について問う。	市 長
		(2) 一丁田地区排水対策は、当初予算に計上されていた。今現在、着工されていないが、豪雨時期に間に合うような施工が望ましいと思うが、着工時期について問う。	市 長
8小辻一海	1 道路行政について	(1) 県道塗木大隅線改良工事の進捗状況と、今後の見通しについて問う。 (2) 国道220号線外岩戸ガソリンスタンド前の歩道と、信号機の設置について問う。	市 長 市 長
	2 行政改革大綱に基づく職員業務の在り方について	(1) 業務量調査が職員の配置等、円滑な事務執行のために適正に生かされているか。 (2) 職員による自治会使送について問う。	市 長 教育委員長 市 長 教育委員長
	3 鳥獣被害対策について	(1) 鳥獣被害の現状と対策について問う。 (2) 市の支援策と猟友会の現状、協力体制について問う。	市 長 市 長

平成28年第3回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成28年9月12日（月曜日）午前10時19分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第6 議案第57号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第58号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第59号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第60号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第61号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第62号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第63号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第64号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第65号 平成28年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（18名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（1名）

19 番 上 村 環

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 樺 山 弘 昭
志布志支所産業建設課長 假 屋 眞 治	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時19分 開会 開議

○議長（岩根賢二君） ただいまから、平成28年第3回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと毛野了君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（岩根賢二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの19日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの19日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（岩根賢二君） 日程第3、報告を申し上げます。
地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益法人志布志市農業公社から平成27年度事業報告及び決算書、平成28年度事業計画及び予算書が、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検・評価報告書が、また監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。

—————○—————

日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（岩根賢二君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されております。
今回、広域連合議会議員の市議会議員区分に1名の欠員が生じたため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効

投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長（岩根賢二君） ただいまの出席議員は18人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定によって、立会人に小野広嗣君及び長岡耕二君を指名します。

候補者名簿を配ります。

(候補者名簿配布)

○議長（岩根賢二君） 候補者名簿の配布漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配布)

○議長（岩根賢二君） 投票用紙の配布漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（岩根賢二君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（吉田秀浩君） それでは、順をお願いいたします。

1番、市ヶ谷孝議員。2番、青山浩二議員。3番、野村広志議員。4番、八代誠議員。5番、小辻一海議員。6番、持留忠義議員。7番、平野栄作議員。8番、西江園明議員。9番、丸山一議員。10番、玉垣大二郎議員。11番、鶴迫京子議員。12番、毛野了議員。13番、小野広嗣議員。14番、長岡耕二議員。17番、東宏二議員。18番、小園義行議員。20番、福重彰史議員。16番、岩根賢二議員。

○議長（岩根賢二君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

開票を行います。小野広嗣君、長岡耕二君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（岩根賢二君） 選挙の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票0票、有効投票のうち、上門秀彦君15票、たてやま清隆君3票。以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)



日程第5 報告第5号 専決処分の報告について

○議長（岩根賢二君） 日程第5、報告第5号、専決処分の報告についてを議題といたします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

報告の内容の説明を申し上げます。

報告第5号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成28年8月23日に伐採作業に伴う事故に関し、損害賠償の額を定め和解したものであります。

内容につきましては、平成27年12月10日、午後2時20分頃、市道町原・弓場ヶ尾線の法面伐採作業中に伐採した竹が車道に倒れ、同線を町原方向から国道220号方向に走行していた軽自動車のボンネット及びフロントガラスに接触し、当該軽自動車に同乗していた和解の相手方の頸椎(けいつい)を捻挫したものであります。

事故の原因は、伐採作業前の周辺の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、治療費及び慰謝料として3万5,270円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 以上で質疑を終わります。

以上で、専決処分の報告についての報告を終わります。



日程第6 議案第57号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第57号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、児童扶養手当法施行令の一部改正による同令の条項の繰り下げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第3条第3項第1号から第3号までの児童扶養手当法施行令の引用条項名を改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

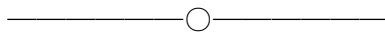
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第57号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第7 議案第58号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第58号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、畜産クラスター事業、農業用施設災害復旧事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（西山裕行君） おはようございます。

議案第58号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に5億357万円を追加し、予算の総額を247億2,256万7,000円とするものでございます。

予算書の5ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、追加は梅雨前線豪雨に伴う現年補助災害復旧事業に

2,480万円、現年単独災害復旧事業に400万円、総額で2,880万円追加しております。

変更は、一般単独事業については、財源組み替え等による小学校債や中学校債の合併特例事業を4,710万円増額、過疎対策事業については、起債組み替えにより、市道整備事業等を総額で540万円減額、臨時財政対策債は借入額の決定に伴い3,290万円減額し、変更総額で880万円増額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明を申し上げます。8ページをお開きください。

まず、歳入の9款、地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う財源措置、減収補てんとして交付決定されたことに伴い、370万5,000円増額しております。

9ページをお開きください。

10款、地方交付税は普通交付税の交付額が対前年度比2億247万7,000円減となったものの、当初予算費では、3,669万2,000円増の66億769万2,000円に決定したことに伴い増額しております。

10ページの12款、分担金は災害復旧に伴う農業費分担金として災害分担金を110万円計上しております。

11ページをお開きください。

14款、国庫支出金、1項、国庫補助金、2目、民生費国庫負担金は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、児童扶養手当給付費負担金を647万9,000円増額。5目、災害復旧費国庫負担金は、公共土木災害復旧事業の国庫負担金として400万円計上しております。

12ページの2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、介護ロボット等機器導入経費の負担軽減を図るため、地域介護・福祉空間整備等交付金を194万4,000円計上。社会保障・税番号制度貸与に伴うシステム変更等のため、情報管理課分、保健課分、あわせまして、社会保障・税番号制度システム整備補助金を202万6,000円増額。保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、保育所等における業務効率化推進事業補助金を1,012万5,000円計上。6目、教育費国庫補助金は、校舎老朽化対策事業の財源組み替えにより、学校施設環境改善交付金の小学校分を4,426万6,000円減額、中学校分を673万3,000円減額しております。

13ページをお開きください。

3項、国庫委託金、1目、総務費国庫委託金は、通知カード・個人番号カードの関連事務を行う地方公共団体情報システム機構に交付するため、通知カード・個人番号カード関連事務交付金を493万3,000円増額しております。

15ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、畜産の収益性向上の実現に向けた取り組みのため、畜産クラスター事業補助金を2億4,543万円計上。T P P協定の大筋合意を踏まえ、茶業のブランド産地の育成強化等を図るため、産地パワーアップ事業補助金を1,071万5,000円増額。8目、災害復旧費県補助金は、梅雨前線豪雨で被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業補助金を4,450万円計上しております。

17ページをお開きください。

16款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は、陣岳地区の市有林立木売払収入を128万円計上しております。

18ページの17款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、名誉市民の加世田瑞穂氏の逝去に際し、親族の御厚意による寄附があったことから寄附金を100万円計上しております。

19ページをお開きください。

18款、繰越金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として3億7,239万9,000円減額。4目、施設整備事業基金繰入金は、校舎老朽化対策事業の財源組み替えにより499万9,000円増額。15目、ふるさと志基金繰入金は、ふるさと納税推進事業やプレミアム商品券発行事業等へ充当するため、7,514万円増額しております。

20ページの2項、特別会計繰入金は、各特別会計の前年度決算の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰越金等を総額で4,219万3,000円増額しております。

次に、21ページをお開きください。

19款、繰越金は、前年度からの繰越金の確定により3億5,495万1,000円増額しております。

23ページをお開きください。

20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、資源リサイクル畜産環境整備事業として、県地域振興公社営事業参加者負担金を1,175万8,000円増額。消防緊急無線デジタル化に係る財政支援のため、平成28年度限りの特例として定められた市町村振興協会交付金を2,131万8,000円増額しております。

24ページの21款、市債は、合計で3,760万円増額し、総額で19億7,820万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。25ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、6目、情報管理費は、告知放送端末の一部有償化を予定しており、申請数の増加が見込まれるため、告知放送端末管理事業を970万円増額しております。

26ページの3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は、個人番号カード交付事業費補助金の交付決定に伴い、地方公共団体情報システム機構に交付する通知カード・個人番号カード関連事務交付金を542万2,000円増額しております。

28ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、老人福祉費は、介護ロボット等機器導入経費の一部を助成することにより、介護従事者の負担軽減等を図るため、地域介護・福祉空間整備等事業を194万4,000円計上しております。

29ページをお開きください。

2項、児童福祉費、4目、保育所費は保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、ICT化推進のための保育システムの導入等に必要な経費を支援する保育所等における業務効率化推進事業を1,350万円計上。6目、ひとり親福祉費は、児童扶養手当法施行令の一部が改正され、支給の増加が見込まれることから、児童扶養手当給付事業を1,943万7,000円増額しております。

30ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は、県との起債協議の結

果、財源を振り替えることになったことから、水道会計事業出資金を3,000万円減額しております。

32ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、茶業振興費は、T P P協定の大筋合意を踏まえ、産地の体質強化等を推進するため、産地パワーアップ事業を1,071万5,000円増額。6目、畜産業費は事業計画変更により、事業費の増額に伴う事業参加者負担金の増額のため、県地域振興公社営事業負担金を1,175万8,000円増額。畜産の収益性向上の実現に向けた取り組みのため、畜産クラスター事業を2億4,543万円計上。8目、農地整備費は、農道等の維持補修を要する箇所が増加等により、農道維持事業を1,020万7,000円増額。事業範囲の決定及び工事計画を作成する必要があり、用地測量等の委託を行うため、基盤整備促進事業を200万円増額しております。

34ページをお開きください。

3項、水産業費、2目、水産業振興費は、地方創生加速化交付金を活用して、平成27年度の繰り越し事業を行っている岩ガキ等の養殖事業を更に推進するため、育てる漁業の挑戦、岩ガキ等養殖ブランド化推進事業を880万6,000円計上しております。

35ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、市内商工業の振興や地域経済の活性化を図るため、プレミアム商品券発行事業を4,370万円計上。「ふるさとまつり東京2017」の開催が決定し、その出場等に要する経費のため、グルメ普及推進事業を278万5,000円増額。3目、観光費は、ふるさと納税の取り組み強化や、歳末期の件数増加に対応するため、ふるさと納税推進事業を1,800万9,000円増額しております。

36ページの8款、土木費、4項、港湾費、1目、港湾建設費は、県施工の重要港湾、志布志港湾関連事業の事業内容の変更のため、港湾改修事業負担金を1,530万円増額しております。

39ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、耐震診断の対象とならなかった木造の特別教室等について、建物の耐力度を調査する校舎等耐力度調査事業を216万円計上。40ページの3項、中学校費、1目、学校管理費は、小学校費と同じく校舎等耐力度調査事業を270万円計上しております。

41ページをお開きください。

5項、社会教育費、8目、図書館費は、名誉市民の加世田瑞穂氏の逝去に際し、親族の御厚意による寄附を財源とし、図書資料の充実を図るため図書購入整備事業を100万円増額しております。

43ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、農地及び農業用施設の災害復旧事業で市単独分を2,023万円増額、補助分を7,100万円計上、総額で9,123万円増額しております。

44ページの2項、公共土木施設災害復旧費、1目、現年公共土木施設災害復旧費は、補助災害復旧事業を600万円計上しております。

以上が補正予算第5号の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 諸収入の雑入の市町村振興協会交付金というのが単年度でということですが、これをもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

それから、情報管理課で告知放送端末整備管理事業、これ合併特例債をこれまでどれぐらいの金額を使っているのかということをお教えください。

そして3点目に、港湾改修事業負担金、これはここに資料として説明資料が出ていますけれども、当初と比べて金額が5,400万円とかですよ、そういう大きなものに変更になっているんですね、事業費がですね。その事業変更になった主な理由ですね。これが当初と、ここ半年もない間に、こんなにも大きく変わるという、その理由をお教えください。

そして、二つ目に、ここに県の事業について条例で負担率がありますね。この負担率、コンマ1削っただけでも志布志市としては非常に助かるわけで、そういった負担率の軽減、こういったものを県にもお願いをしたり、そういったことがあるのか、含めてですよ。これ決まっているから、そのままはい払いますよという、こういうことなのかですね、そこについては、やっぱり努力をしないとイケないというふうに思うんですが、今言いました点についてお願いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、それぞれの担当課長に答弁させます。

○財務課長（西山裕行君） それでは、今議員の御質問にありました新市町村振興交付金の件でございます。

これにつきましては、28年度に限りまして、消防緊急無線デジタル化財政支援にかかる市町村交付金ということでございます。

内容につきましては、新市町村振興宝くじ、オータムジャンボ宝くじ及び市町村振興宝くじ、サマージャンボ宝くじの収益金を県内の市町村に交付をするものということでございます。

合併特例債につきましては、合併後の市町村の一体性の速やかな確立ということで施設総合整備事業等に活用できる市債ということでございます。発行可能額としまして、136億円というふうに想定をしております。財政計画の中では、10年間で95億円程度を見込んでおります。現在27年度末までで、基金造成額を除きまして、83億800万円程度を計上している状況でございます。

[小園義行君「これまでいくらお使いになったんですか」と呼ぶ]

○情報管理課長（小野幸喜君） 情報通信基盤整備におきます合併特例債の金額につきましては、最終的に3億870万円となっているところでございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 港湾改修事業負担金の増額をお願いしているところですが、当初志布志港の整備については、ほぼ完了に近いような状況でございます。しかしながら、沖防

波堤等については、直轄事業で事業が進められるということと、県の事業につきましては、岸壁、それから臨港道路、道路改良舗装、そういったことで予算を計上しておったところでございます。

しかしながら、今回若浜地区の道路改良、舗装、交差点改良、それと本港地区の野積み場の工事が追加されたことによりまして、今回この負担金の増額をお願いするところでございます。

志布志港の整備につきましては、バルク港の指定を受けましてから、現在港湾振興計画の変更等を県の方で実施されておりますが、そういった中でバルク港の指定に向けた事業着手について、再三、国・県等々にも要望しておるところです。その際にも負担軽減ということにつきましては、あわせてお願いをしているところでございます。

○財務課長（西山裕行君） 先ほどの合併特例債につきましては、27年度末までで83億800万円使っているというような状況でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

港湾の負担率の軽減についての要望ということですが、私自身もこの事業につきましては、志布志市の発展の源ということで、県については特に港湾管理者でございますので、ともども国に対して様々な要望活動をしているという状況でございます。そのような中で、県の施設整備については、市の方でも負担をしながら整備に努めていただいているところでございますが、負担軽減についての要望につきましては、先ほど課長が答弁しましたとおり、その都度その都度要望については重ねるところでございますが、現実的には変わってないということでございます。

○議長（岩根賢二君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第8 議案第59号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第8、議案第59号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,274万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,383万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の療養給付費等交付金は、過年度分の退職者医療療養給付費等交付金を457万3,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を7,816万7,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、国庫補助等返還金を1,906万7,000円増額するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を550万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第59号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第9 議案第60号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第9、議案第60号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,440万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度計繰越金を153万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を306万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第60号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第10 議案第61号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第10、議案第61号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億24万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,291万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金の介護給付費交付金は、過年度分を229万1,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を1億9,636万6,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、償還金を4,679万5,000円増額するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を3,362万3,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第61号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第11号 議案第62号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第11号、議案第62号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正

予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を398万4,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を398万4,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第62号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第12 議案第63号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第12、議案第63号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を102万4,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を102万4,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第63号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第13 議案第64号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第13、議案第64号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を39万2,000円増額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を39万2,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第64号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第14 議案第65号 平成28年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第14、議案第65号、平成28年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、平成28年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市水道事業会計歳入歳出予算について、資本的収入を補正するため、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき、補正予算を調製したもので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○水道課長（鎌田勝穂君） 議案第65号、平成28年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、本年度事業を実施いたします石綿管改修事業に伴いまして、その財源費用で剰予算の資本的収入であります企業債、出資金及び補助金について補正を行うものでございます。

それでは、予算書に沿って御説明いたします。

1 ページをお開きください。

第1条で、平成28年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところとしております。

第2条です。水道事業会計の補正予算の様式は、条文を改める形式によることとされておりまして、当初予算の第4条で定めた「資本的収入が資本的支出に対して不足する額」、今回の補正により増額することに伴いまして、補てん財源である「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額」、「減債積立金及び建設改良積立金」をそれぞれ増額するという内容でございます。

資本的収入の予算額は、第1款、資本的収入の既決予定額が9,101万円から505万8,000円を減額し、8,595万2,000円とするものでございます。

内訳としまして、第1項、企業債を4,035万円増額し、第2項、出資金を3,375万円減額、第4項、補助金を国の内示確定により、1,165万8,000円減額するものです。

第3条は、当初予算の第5条で定めております起債の限度額を3,375万円から7,410万円に増額するものでございます。

2ページから6ページにかけては、補正予算に関する説明書で7ページは参考資料となっておりますが、お目通しのほどをよろしく願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第65号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第15、諮問第1号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、日程第15、諮問第1号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岩根賢二君） 日程第15、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成28年12月31日をもって任期が満了する酒匂正和氏の後任として、福岡勇市氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

福岡勇市氏の略歴につきましては、説明資料の4ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定しました。

○

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時24分 散会

平成28年第3回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成28年9月13日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

小 野 広 嗣

平 野 栄 作

八 代 誠

出席議員氏名（18名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（1名）

19 番 上 村 環

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭
志布志支所市民税務課長 野 邊 孝 蔵	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 西 洋 一	

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと毛野了君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番（野村広志君） おはようございます。

真政志の会の野村でございます。トップバッターとして元気に質問を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、有害鳥獣対策におけるいくつかの項目についてお聞きしてまいりたいと思います。

最近テレビの報道で、「イノシシが鹿児島市の照国町に現れた」というニュースが流れたのは記憶に新しいことと思いますが、照国町といえば鹿児島市の中心地でもあり、大変な市街地であるわけでございますけれども、招かざる客として話題になっておりました。度々こうした市街地にもサルやイノシシ、またシカなど、本来の生息地からはぐれ出たのか、餌を求めてなのか、出没したということをよく耳にするようになりました。このように、本来出てくるはずのない場所に姿を現すようになったのも、野生鳥獣として生息数が著しく増加をし、生息域も拡大している証拠ではないでしょうか。

林野庁の推計によると、少しこれは古い数字ですけれども、平成24年度に全国のシカとイノシシの生息頭数が397万頭であるという推計報告が出されております。

また、野生鳥獣による農作物被害においては、農林水産省の統計によると、全国で約200億円であり、7割がシカとイノシシとサルによるものであると出ております。なかでもシカとイノシシの被害は、年々増加しているとの報告もございます。鹿児島県を見ますと、イノシシによる被害が一番多く、全体で36%にあたる1億4,900万円の被害が出ております。シカが29%の1億1,800万円もの被害が出ているということでございました。

そして、今まさにそうですけれども、鹿児島県は9月と10月は、鳥獣被害防止運動の推進期間として、集落ぐるみの鳥獣を寄せ付けないという取り組みの実践を推進するとしております。

そこで、本市の現状についてお聞きいたしますが、まずは、ここ数年間の農作物の被害の状況と、被害の金額の推移についてお聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

野村議員の御質問にお答えいたします。

農作物への被害状況と被害金額の推移についてでございますが、過去4年間の被害状況及び被害金額で申し上げますと、平成24年度が被害面積が52.73ha、被害額が1,332万6,000円、平成25年度が被害面積37.24ha、被害額が914万円、平成26年度が被害面積13.12ha、被害額が227万2,000円、平成27年度が被害面積23.38ha、被害額が266万円となっております。

なお、被害面積の算定につきましては、平成25年度以前は、被害地1筆全体面積を被害面積としておりましたが、平成26年度以降は、実被害面積にて算定しております。

また、被害額につきましても、反収単価が違いますので、被害額は面積に比例していないところではあります。

○3番（野村広志君） 以前の市長の答弁の中で、「平成24年度から2期目になる志布志市の鳥獣被害防止計画の策定がなされて、26年度まで期間を定めて計画書を策定する」とありました。また農作物の被害の軽減を図っていくということで計画がされているようです。

私も、ここに数字をいただいているわけですがけれども、被害額と被害面積ともに、被害軽減策の成果であろうかと思えますけれども、26年度までは計画どおりと申しますか、軽減されているようであります。

しかし、27年度また少し戻しているようでありますので、このことも注視していかなければならないわけですが、更に詳しく、この数年間の推移を見てみますと、有害鳥獣の捕獲実績が年々増えること、捕獲が増えるということ、増えれば被害面積と被害金額は共に減少していくということが伺っているわけです。このような数値の推移を当局としては、どのように捉えて、また、そのことに対する対策をどのように反映させてきたのか見解を少しお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

過去4年間の捕獲実績で申しますと、平成24年度が425、平成25年度が828、平成26年度が1,624、平成27年度が1,073という捕獲実績でございます。

捕獲実績につきましては、少しずつではありますが、年々伸びてきているところであります。猟友会の皆様方の努力が成果として出てきているというふうと考えております。

○3番（野村広志君） 対策と申しますか、捕獲されることによって、被害は軽減につながっていくわけですがけれども、そのことについては、よく理解できたわけですがけれども、有害鳥獣の個体数についてのところでお聞きしますが、7月の南日本新聞の記事の中で、鹿児島県の特定鳥獣保護管理検討委員会での報告として、シカとイノシシの推定個数について初めて公表がされました。その中で、県内でシカが約5万5,000頭生息しているということで、イノシシが6万7,000頭、それぞれ生息していると報告があったところです。県が国の交付金を利用して調査されたということでございますが、驚くことに、この調査の中で本市、志布志市においてイノシシの推計頭数が県内で一番多かったということで、3,827頭であるという報告がなされております。ほかに南大隅町が3,730頭であるとか、薩摩川内市が3,583頭、阿久根市が3,426頭と、お隣の曾於市でも3,143頭と続くわけですが、一方で本市のイノシシの捕獲頭数ですけれども、これはイノシシだけですけれども、平成24年度に146頭、25年度に151頭、26年度に380頭、27年度に167頭の捕獲が

されているようでございます。この発表された推計頭数と、実際に捕獲されている頭数との関係、非常に分かりづらいわけですが、実際にどうでしょう、イノシシの個体数については、本市の中では減っているんでしょうか、増えているんでしょうか、どのような推移をたどっているのか、どのようにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ほとんどの有害鳥獣類につきましては、多産系の動物であり、一度の出産に複数頭を出産するということと、農作物残さ等の高栄養物を食しているということで、生存率の上昇等の影響で、現状につきましては増えているものと推察しているところでございます。

○3番（野村広志君） この有害鳥獣の捕獲実績の中には、イノシシ、カラス、タヌキ、ウサギ、アナグマ、カモ、ヒヨドリなどという項目で調査がされているようでございますけれども、被害金額のところで見てみますと、本市を見ますと、80%か90%がイノシシであるというような数値になっているようでございます。では、この本市独自のイノシシのみならず、ほかの鳥獣を含めて、生息個体数の調査というのは特別にはされていらっしゃいませんか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 現在、本市では、そういう個体数の調査というのは、やってない状況でございます。

○3番（野村広志君） なかなかその個体の生息個数についての調査ということは難しいということで、他の自治体の被害防止計画書も幾つか見させていただきましたけれども、数値の把握等は、なかなかしづらいなと感じたところでございました。

しかし、今後こういった実態の把握も必要になってくるんじゃないかなと思っているところで、たとえ推計であっても、この被害防止計画を策定する上では指標になってくるんじゃないかなと思います。今後こういったものも検討していただければなと思っております。

その中で、現在被害の軽減が図られつつある中で、有害鳥獣の個体数が増えているのに対して、捕獲数が追いついていないという現状があるのではないのでしょうか。先ほどから話をしております全体の個体数に対して一定以上の捕獲数があれば、被害の軽減がある程度コントロールできることが、この数年間のデータで示されているわけですし、27年度が前年度に比べて被害面積も被害金額も増えたのは、捕獲頭数が減ったからにはほかならないわけですし、このところを計画的に個体数の抑制をコントロールすることが、有害鳥獣対策のまず一歩だと思うわけですが、同時に鳥獣保護の観点から見ますと、絶滅させて生態系に大きな影響を及ぼすことへの懸念も考えていかなければならないと思います。では、この個体数の抑制について、全体の個体数の把握がなかなか困難な現状の中で、どのようにコントロールしながら、この施策を考えていくのかということについて、お考えがございましたでしょうか。施策として考えてることがあればお示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現状におきましては、先程来答弁しているように、個体数が把握されてない状況の中で増えて

いるのではないかなというふうには認識しているところでございます。

しかしながら、現在猟友会の皆様方によりまして、積極的な駆除、捕獲がされているということでございますので、猟友会の皆さん方と連携を密にしながら、そしてまた、農家等へも農作物残さの適正処理のお願いをしながら、この拡大の防止に努めているということでございます。

○3番（野村広志君） このコントロールというところが、すごくキーになるのかなと思いますけれども、また猟友会の方々へのお願いとか協力ということは、また後で触れてまいりますので、そのことも考えていかなければならないのかなと思います。

では、被害金額において、最初答弁をいただきましたので数字はよろしいわけですが、一定の成果が出ているのかなと感じたところで。平成27年度に1,332万円の被害があったということですが、25年度が914万円、26年が227万円、27年度が266万円ということで軽減されているようです。その要因となっているのも、やはり今もありました個体数の減少によるものなんでしょうか、あわせて捕獲駆除の観点と、被害防止の観点の両方からの対策が相まって被害の軽減に現れているものと思われませんが、また被害に遭われても全ての報告が上がってきているわけではないと思うわけですが、そこでお聞きいたしますが、そこらあたりの実態について、生産農家さんの声なども含めながら、収集や分析、効果の検証など本市が策定した被害防止計画の中で、どのように反映されて計画立てがなされているのかお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市の鳥獣被害防止計画を平成27年度から29年度までの期間で策定しまして、捕獲計画数の設定や侵入防護柵等の整備計画等の目標数字を決めまして、今後予想される被害等に対しまして対応できる形で反映させているところでございます。

○3番（野村広志君） これは、実際に被害に遭われた生産農家さんの声や猟友会の方々の声も十分に反映されているという認識でよろしいわけですか。

○市長（本田修一君） 市民の方から被害の申請がされましたら、担当職員が現地の確認調査を行いまして、現地周辺図面を作成して、対象地区猟友会長に捕獲の依頼書及び図面を送付しまして、各猟友会長が駆除にあたる会員を選任しまして、選任された会員が現地確認の上、わな猟か銃器による捕獲かを判断しまして、捕獲作業に従事することとしているところであります。

また、捕獲作業が速やかに行われるよう、猟友会や本庁、支所間の連携を図りながら、事務処理を行っておりますので、現時点では速やかな対応ができているというふうには考えているところでございます。

○3番（野村広志君） 今ありましたこの志布志市の鳥獣被害防止計画書でございますけれども、ここに頂いているわけですが、これはどれぐらいの期間で見直しというのがされているのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3年で見直ししているということでございます。

○3番（野村広志君） その中で、志布志市の有害鳥獣捕獲対策協議会で協議されるようになって

ておりますけれども、この協議会の方ですけれども、3年に1回、この防止計画についての見直しが行われるということですので、この協議会自体については、どれぐらいの間隔で行われているわけでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） お答えします。

協議会につきましては、毎年2月に協議会を行いまして、大体年1回のペースで行っております。

○3番（野村広志君） 計画は3年に1回、当然県の方に報告等もあろうかと思っておりますけれども、見直しが行われているということで、協議会については毎年行われると。当然毎年行われる協議会の中で、不足のもの、ないしは新たな対策と、数字の調査等は捕獲した実績だったりとか、被害の面積、被害の金額等については、毎年調査されておりますので、それについては毎年反映されているということよろしいわけですか。

○市長（本田修一君） 計画に基づいて、その年の捕獲の実施をするということでございますが、当然前年の実績等は参考にしながら協議会で協議をしているということでございます。

○3番（野村広志君） 分かりました。

では、有害鳥獣対策における予算について、少し伺いをしていきます。

捕獲して個体を減らすということは、何度か申しますように、有害鳥獣駆除における生命線であると言えますが、しっかり市としても予算を立てていくことが重要かと思えます。

本年度は、当初予算で捕獲事業に393万2,000円の予算が立てられておりますが、26年度を除きここ数年間は、毎年同等程度の当初と補正をあわせて予算が立てられているようでございます。

しかし、この予算が効果的に申しますか、捕獲頭数に反映されているのか、少し疑問に感じているわけですが、やはり個体数の推移等が要因しているのかと思っておりますけれども、このことについて当局としては、どのように分析がされているのか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

基本的に狩猟期の時期については、有害鳥獣捕獲の指示を出しておりませんので、その期間の捕獲分が有害鳥獣捕獲事業の実績にカウントされませんので、数字としての集計に若干違いが出てくるということではないかと思っておりますが、26年度につきましては、県の基金事業、最終年度の補助事業を活用しまして、前段に述べました狩猟期間内に有害駆除指示書を交付しまして、駆除実績が年間を通じた駆除数となっているということでございます。

そのため、平成26年度の数値を参考に現在市の鳥獣被害防止計画も作成しまして、有害鳥獣捕獲数として分析しているところでございます。

予算につきましては、当初予算のベースと決算のベースで若干違ってくるところでございます。その違いにつきましては、年度の途中で捕獲が更に必要ということがありまして、補正を組むということですので、その捕獲の時期に合わせて、そしてまた、地域の実情に合わせて対応はされているということでございます。

○3番（野村広志君） 今答弁頂きましたけれども、狩猟期間においては、有害鳥獣の捕獲の指

示書は出さないということでもよろしかったかと思えますけれども、26年度の実績を基にしながら分析して捕獲計画に反映していくということでもございましたが、26年度は県の資金もちよっと入りまして、数字的にも非常に捕獲実績にとってもそうですし、被害金額の軽減にしても、他の年度からすると飛び抜けて良い数字が出ているわけですから、この26年度の実績を基にしながら、今後は年間を通して捕獲指示書を出して捕獲をしていく考えであるのかどうか、お聞かせいただけますか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今議員おっしゃられる26年度につきましては、基金の最終年度ということで、通年で指示書を出したわけですが、本来ならば狩猟期以外の捕獲ということが通常でありますので、それに沿った形で、28年度を含めまして、今後もそういう形をお願いはしたいと思いますが、保護区につきましては、猟期についても今後は指示書を出して、保護区の駆除ということには努めていきたいと思っています。

○3番（野村広志君） 先ほどありました生息数と捕獲数のコントロールというところが、抑制というところが、この被害に直接影響してくるということもございますので、そういったことも兼ね合いながら、今後計画をしっかりと立てて反映させていただければなと思っています。

本年度は、当初予算から前年並みの予算が立てられているようでございますので、市の鳥獣被害防止計画書に沿いながら、検証しながら効果的な対策を打っていただければなと思っています。

では、現在市の方で対応について、少しお聞かせいただきたいと思います。

現在被害に遭われている生産農家さんは、まだまだ多いわけですが、市民から被害の報告があった場合は、市としてどのような対応がなされているのか、また十分な対処が図られていると考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたように、被害の申請がなされた職員が現地確認すると、そしてまた、図面を作成しながら猟友会長さんに捕獲の依頼をしまして、図面を送付して猟友会長が駆除に当たる会員を選任して、選任された会員が現地確認の上、捕獲の判断をしまして、銃器か、わなかの捕獲の判断をして、捕獲作業をするということで、そのような形で速やかに対応をしているということでございます。

○3番（野村広志君） 答弁では「速やかな対応が図られている」ということでもございましたが、市の猟友会の中から有害駆除隊員として従事されておりますし、捕獲に努めていただいているようです。被害防止柵の設置や実践的な活動を担う、鳥獣被害対策実施隊とも連携を図りながら対処いただいているかとは思いますが、一部被害に遭われた生産農家さんの声であります。市に連絡をして対処をお願いしたら、「どのような対応が図られたのか、説明もなく改善が見られない」とのことでした。このことについては、個別の案件としても、市が連絡を受けた被害地がどのような地域で、どの程度被害が広がりを見せ、また、その地域の環境については、どのような課題があるか。課題があれば、どのように対処・改善していくのか、具体的な被害防止計画の中

で反映させるべきであると思いますが、昨今よく耳にいたしますタイムラインのようなものを作成して対応していく必要性もあるんじゃないかと。そして、しっかりと相談された市民には、お返ししていかなければならないと思うわけですが、そういったことについて、市長いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、私どもの方としましては、被害の申請がされましたら速やかに対応しているということではございますが、その中で、今お話があったようなケースがあるとなれば、更に、そのことにつきまして職員、そしてまた猟友会の皆さん方とも連絡を密にしながら、速やかに対応を図れるよう努めてまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） まずもって生産農家さんにもできうる限りの自主防除に努めていただくことはもとより、一方で広がりを見せる生息地や鳥獣別の被害分布地の管理・把握などにおいては、市によりしっかりとサポート体制を構築していかなければ、生産農家さんも安心して農業に従事できないのではないのでしょうか。このことは農業政策の中においても大きな課題であり、テーマであるのではないのでしょうか。

こういった有害鳥獣の被害地が広がり見せることによって、昨今特に高齢化が進む中、農業に従事される方々の生産意欲や、やりがいを削ぐような形になり、ひいては生産や耕作がなされずに、耕作放棄地化するといった負のスパイラルに陥らないように、しっかりと施策の中でサポートをしていかなければならないと思います。

市長、この市のサポート体制というのは、これで十分だとお考えでしょうか、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども述べました捕獲作業のほかに、今年度は6月16日から31日までの間、BTVケーブルテレビSBS元気告知版にて、「野生鳥獣から農作物を守るために」と題しまして、鳥獣を寄せ付けない取り組みとして、餌の在りかとして認識しがちな、残さの防止や耕作放棄地の管理などのお願いを放送したところでございます。

また、市報10月号にても同様の内容を掲載する予定としております。

ということで、様々なサポート体制をとっているということでございます。

○3番（野村広志君） 市としても広報を行っていただいていると、様々な見地から引き続き市民に、とりわけ生産農家さんに、このことは耳を傾けていただきまして、反映させていただければなおお願いしておきたいと思います。

では、先ほど申しました捕獲駆除の観点と、被害防止の観点、両面から少し考えていきたいなと思いますが、そこでまず捕獲駆除の観点から、有害鳥獣の捕獲事業について、お聞きをさせていただきます。

現在、捕獲の数字は先ほど答弁いただきましたが、市長、以前の答弁にもあるように、「有害鳥獣の駆除においては、捕獲して個体数を減らすことが、やはり確実な手段である」という答弁がされております。その認識であるということは、以前答弁いただいておりますが、そのことを踏まえながら、個体数としては減っていないんじゃないかと見られているわけですが、現在も含

めて今後、猟友会の会員の方々の減少や高齢化というのは、課題、問題になっているかと思えますけれども、計画的に、また効果的に捕獲の実績に結び付きにくくなっているのではないのでしょうか、いかがお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど述べました過去4年間の捕獲事業実績は、現在総勢82名の猟友会員の方々の、日々の駆除従事作業によりまして、年々成果は伸びている状況ということでございまして、効果は期待できるものと考えております。

○3番（野村広志君） 82名の猟友会の方々に頑張ってもらっているということでございます。これ以前にも質疑があったかと思えますけれども、各町にこの猟友会あるわけですが、当局としても何とか連携を図るように努力されていらっしゃるということでございましたが、まだまだ旧町間のテリトリーと申しますか、エリアがあるようで幾分薄れてきたという話も聞いておりますが、まだまだ暗黙の中でエリアを越えないという気質が残っているようでございます。

また、今ありましたように、他の市町村でも課題となっているかと思えますけれども、広域による防除体制や捕獲体制へとシフトしていかなければ、本来の効果的な駆除には結びついていけないと思うわけですが、どうでしょうか、現在まで、先ほど答弁されましたことを含めながら、どのような議論が、この猟友会の方々含めながらされているのか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在市の猟友会に登録されている会員は、総勢82名でございまして、平均年齢も68歳となっているようでございます。

ただいま御指摘のように、今後効果的な駆除を行っていく方法としましては、広域的な連携も必要になってくるというふうに思われますので、現在県及び大隅半島全市町村で構成しております大隅地区鳥獣被害対策会議等で協議を重ねながら進めていく必要があるかと思えます。

なお、平成27年10月18日に初めての試みとしまして、松山町の宮下地区におきまして、松山、志布志、有明の3猟友会合同で総勢22名による銃器を使用したイノシシの一斉捕獲を実施しております。

○3番（野村広志君） 今答弁いただきました三つの猟友会の方々と上手に連携を図りながら、こういった隔たりというものが少しでも解消されるように、またこの鳥獣被害の防止という形でエリアはございませんので、そういった対応を全市を挙げて、また広域という形で対応を図っていただければなと思っております。今後の協議の進捗状況に大いに期待を申し上げたいと思っております。

では、被害防止の観点から少しお伺いいたしますが、有害鳥獣被害の未然防止のための生活環境の保全及び農林水産業の被害の防止策を現状を踏まえながら、少しお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内の3地区猟友会合同での一斉捕獲の実施や国有林野内でのイノシシ捕獲、または狩猟期における鳥獣保護区内での有害捕獲等を実施することとしております。

また、農家等へも農作物残さの適正処理のお願いや耕作放棄地周辺の除草作業や適正管理等についてもケーブルテレビや市報等で広報をしているところでございます。

○3番(野村広志君) 先ほどは、捕獲に対しての対策でございましたけれども、今度は未然防止や寄せ付けない、農地や生活環境を守る対策と申しますか、そういったことでのお話だと思いますが、効果的であると思われる電気柵ですね、この未然防止における電気柵であるとかワイヤーメッシュの柵については、現状どの程度整備がされているのか、数値が分かれば教えていただけますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

電気柵につきましては、平成23年度より市単独農業生産対策事業で助成事業を実施しまして、これまでに64基の設置で、1基当たりの設置延長が500m、補助金が事業費の3分の1、平成27年度まで上限3万円としておりましたが、本年度より補助率は同じで上限額を2万5,000円としております。

ワイヤーメッシュ柵につきましては、まだ整備実績はないところであります。

○3番(野村広志君) 設置距離ですけれども、64基設置がされて、1基あたり、これ最長で500mの設置ができるということでしょうか。設置がされた実績でしょうか、これは。

○農政畜産課長(今井善文君) 電気柵につきましては、大体500mの電線が2本付いております。ということで、ほ場によって使う距離が違ってきますので、最長で500mというふうに理解していただければよろしいかと思えます。

○3番(野村広志君) では、市内の全ての農地と申しますか、何パーセントぐらい電気柵でカバーしているというか、お分かりでしょうか。分かればその範囲を教えてください。

○農政畜産課長(今井善文君) 本年度28年度の電気柵の補助事業で被害農地の部分も申告をしていただいております。その平均が4,100㎡ということで、先ほど市長の方からありましたように、23年度から事業に取り組んでおります。その件数等を出した数字でいきますと、市内全農地の0.4%程度というふうに推察いたしております。

○3番(野村広志君) 今報告がありました。これは設置面積というより面積ですね、長さではないということですね。全農地の0.4%程度しかまだ設置がされていないということですが、どうですか市長、これ十分だと思えますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

数値的には非常に寂しい数字かと思いますが、市民の方々の要望に沿うような形で補助事業を設置しているということでございますので、まだまだ被害に遭われるほ場があって、そしてまた、農家の方の要望があれば、対応は深めていきたいというふうに思います。

○3番(野村広志君) 当然、要望がなければ設置はできないかと思いますが、その中で、補助金の上限を3万円から2万5,000円に下げたということは、なんか逆行するんじゃないかなという気がするんですが、その辺はどうなんですか。

○農政畜産課長(今井善文君) 本年度の分で2万5,000円に下げておりますが、これにつきま

して、平成27年度の平均でいきますと、1台当たり7万4,521円ということでございましたので、その3分の1、2万5,000円でも対応できるということで、単価の方を28年度については出したところですよ。

○3番（野村広志君） それは設置コストが下がったということによろしいわけですか、なるほどですね。

では3分の1で2万5,000円でも十分対応できるということで、いかんせん、これ0.4%ということで、非常に寂しい数字、今市長答弁ございましたとおり、捕獲して駆除していくという策と、もう一つは未然に防止をすると、囲って入らないようにするという策と両方対策はあろうかと思えますけれども、こちらの方についても積極的に進めていただければなと思っております。

では、このことも、やはり広域的な対策が必要かと思っておりますが、効果的であると思えますが、仮に畑地における多面的機能交付金事業というのが進められておりますけれども、大きなエリアとか単位で対策を打つという方策は効果的であるのかなと思えます。そういったことについては、今市の方では進められておりますでしょうか、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在多面的機能交付金事業は、20の地区で組織がそれぞれ農地維持活動や、資源向上活動に取り組んでおられるところであります。この中の資源向上活動は、地域資源の向上を図る共同活動で、活動の中には水路や農道の補修などのほか、鳥獣害防護柵の設置・補修も対象になっているところがございます。

現状としましては、年間活動計画に鳥獣害防護柵の設置・補修を盛り込んだ組織は無いところですが、今後は鳥獣被害が多発している地域では取り組んでいただいて、農作物被害の減少につながればと考えているところでございます。

○3番（野村広志君） 現在、この多面的機能交付金事業では、畑地における取り組みは、あまり進んでないという現状にあるかと思えますけれども、今後、集落単位であるとか、ほ場整備された単位で、こういった取り組みも必要になってくると思えます。広域で取り組むことで設置導入のコスト、先ほどございましたけれども、軽減や農地の適正管理維持に多面的に機能してくるものかなと考えております。ぜひとも積極的に進めていただきたいと思えます。

そこで、この事業を導入した場合、市の単独事業の方で、農業生産対策事業で電気柵の補助の方が別で設けられているかと思えますけれども、多面的機能交付金事業の中で、これを同時に導入することというのは可能でしょうか、どうでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） お答えします。

基本的に多面的機能直接支払については、ほかの補助事業は並行して採用はできませんので、どちらからの選択になると思えます。

○3番（野村広志君） どちらかの選択ということで、先ほども電気柵の補助金が3分の1、3万円から2万5,000円と、これは設置費用が下がったからということですが、そういったことであれば、やはり設置される農家さんの負担を考えると、補助率を今後考えていくとか、この設置

もなかなか進んでないと、先程来話をしています0.4%ということで、今後ますます被害が考えられるというような地域においても、積極的にこのことについても進めさせていただきたいと思っておりますが、補助率等については、今後見直しをしていくような考えというのはございませんか、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

補助事業につきましては、23年度より実施をしてきて、そしてまた、27年度上限3万円としたものを本年度より2万5,000円としているところでございまして、特段このことについて、農家からどうこういうことが無いということでございます。

今後につきましては、更に鳥獣被害の状況が深刻になるということになれば更に防護についての積極的な取り組みをしなければならないということでございますので、被害の発生状況等を見ながら、また協議してまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 「被害の状況を見ながら」という答弁でございましたので、しっかりとそこらあたりは精査していただきまして、施策の方に反映していただければなと思います。農家さんの負担というのは、やはりどうしても出てくるわけですので、少しでも導入しやすいような制度を構築していただければなと思って、お願いをしておきたいと思います。

では、このところで最後になりますけれども、捕獲した有害鳥獣の食肉利活用についてお聞きいたします。

皆様「ジビエ」という言葉はよく耳にされていると思いますけれども、フランス語で「狩猟による捕獲された野生鳥獣の食肉」のことであります。ヨーロッパでは古くから貴族階級で狩猟後に調理をして伝統料理として発展してきた歴史がございます。

現在日本でも、イタリアンやフレンチの高級食材として注目されているようです。

内閣府が野生鳥獣の増加と生息範囲の拡大による農作物被害を受けて、地域資源としてジビエを利活用するための体制構築に乗り出したことは、当局の方もつかんでいらっしゃるかと思います。

現在、県内を始め多くの自治体に関心が高まり、取り組みが始まっております。そこで、この野生鳥獣ですが、本市では県内でも一番生息数が多いとされるイノシシが主になろうかと思っておりますけれども、捕獲したイノシシなどを食肉として活用し、山の恵として志布志市の新たな食のブランドとして販売することにより、野生鳥獣による農作物の被害軽減にもつながっていくものと考えられます。

また、先程来話をしております個体数の抑制をコントロールすることにもつながってくると思われます。イノシシなどは家畜と異なり、家畜法に基づく処理の義務付けはないわけですが、現在は、捕獲されたものは猟友会の方々が解体されているようでございます。食肉として有効活用し、普及に向けた取り組みをすることには、安全性の確保や安定供給や販路の確保など、様々な課題があるかと思いますが、今後こうした取り組みを本市としても支援をすることは大変重要なことであろうかと思っております。

そこで、衛生管理や解体場所の整備、販路の確保など市として今後取り組んでいく考えがあるかどうか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

イノシシ肉等の有効活用につきましては、県を通じて聞いておるところでございます。

県内の先進地は、阿久根など2か所あるようでございます。

本年3月に野生鳥獣被害防止マニュアルも改訂され、捕獲鳥獣の食肉等利活用の処理について示されました。鳥獣の保護及び管理、並びに狩猟の適正化に関する法律に始まり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、食品衛生法、平成26年に厚生労働省が策定しました野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針、ガイドライン、あるいは県等が定めた指針、ガイドラインに原則従って、徹底した衛生管理、活用をしなければなりません。

安定した捕獲、処理加工施設の維持及び販路など、肉自体の衛生面の課題など多く、広域連携で実施することも考えられますが、輸送など各猟友会と加工業者が一体となるための多くの検証が必要であるというふうに考えます。

現在のところ、本市単独での検討は難しいものがあると思われませんが、県内外の成功事例等を参考に、この地域に適した活用方法はないか考えてまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） このジビエでございますけれども、基本的には、今現在は自家消費になっているようでございますが、猟友会の方々の減少というのは見えているわけですし、高齢化も勘案しながらですね、捕獲から解体までの技術を後世の狩猟者の方に受け継ぐための施設として考えてみたらどうでしょうか。

このまま狩猟者が減少すれば、計画的に有害鳥獣の捕獲が市単独では困難になる可能性があります。猟友会、狩猟者の方々の育成はもとより、捕獲された有害鳥獣の解体場所を適切に設けることにより、安全性の確保や専門業者による解体、そして食肉販売を事業として行うことで健全な流通が行われ、狩猟従事者に賃金が支払われるようになります。

また、捕獲個体についても近隣の市町村と連携を図りながら、広域的に受け入れをするということを視野に入れながら検討していただければ、個体数の確保もできるのかなと考えられます。いかがですか、ぜひ前向きにこのことについても検討してみたいはいかがでしょうか、どうですか市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来答弁いたしますように、本市の猟友会の皆さん方の高齢化という問題もございます。

そしてまた、有害鳥獣の増加ということについても、今後は更に増してくるのか、深刻化するのかなというふうに思っています。それらを今お話のように衛生管理がされている解体場の設置をして、流通、そしてまた、販売、あるいはレストランということになるかと思いますが、そういったことについて、現在の段階では、市としては検討はされていないところでございますが、状況に対応しながら考えていかなきゃならない場面もあるかというふうには思うところがございます。

○3番（野村広志君）　そうですね、状況に鑑みながらということですが、このことだけで改善されるとは思いませんけれども、狩猟者が減少して、市が考えている捕獲計画が市の単独でできなくなるとなると、非常にこの計画自体、防止策がもうとれなくなってくるという可能性があります。他に様々な対策をとっていかなければならなくなろうかと思いますが、仮に、この猟友会の方々、狩猟者の方々、今82名だったですかね、82名ということで、高齢化率も非常に進むわけですが、なかなか思いどおりの捕獲が維持、コントロールできなくなった場合は、何か方策というか、策を現段階で協議されているのか、何か考えてられるようなことがございますか、今。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

　猟友会の皆様方が更に高齢化が進み、捕獲の実績につながらなくなり、また被害が大きくなるということになれば、当然そのことについては、市の有害鳥獣捕獲対策協議会で協議をしながら、その対策について取り組みをしなければならないというふうに思います。

　現段階で具体的には、どうこうということはないわけですが、例えば、わなにつきましては、職員において、わなの資格を取らせる自治体もあるようでございますと、そういったやり方も可能かと思っておりますので、今申しましたように、協議会の中で十分協議しながら対応してまいりたいと思っております。

○3番（野村広志君）　このジビエで、全てが解消されるとは私も思っておりませんが、一つの方法として食肉の活用というのは非常に有効かなということで御提案申し上げているところでございます。

　阿久根の方の猪鹿倉に私も出向いて、少しお話を聞かせていただいたところでした。ここは1か月に約100頭ぐらい処理をされているということでございました。8割がシカを解体するというので、2割がイノシシということで、年間に1,200頭以上を処理するというところでございます。

　他の自治体の話をしますと、なかなか前に進んでいかないわけですが、1頭当たり2万円の買取費用を市から補助をいただいているということで、それで運営ができているということでございました。所長さんといろいろ話をした中では、なかなか厳しいという話はございましたけれども、これは阿久根だけでしか回収をしてないとか、受け入れをしてないということでしたので、近隣から受け入れると、それなりの個体数は確保できるのかなど。そうしていかないと、なかなか運営としては厳しいよという話はあったところでした。

　そういった県内にも、この猪鹿倉あたりは、御存じのとおり農省会議等でもシカ肉の提供がされたという話もございましたので、そういった情報等もしっかり入れながら、本市の中で検討ができるのであれば、ぜひとも前向きに検討いただければなと思っております。

　国の鳥獣被害防止総合対策交付金の要件にも、このハード面として処理加工施設の整備も組み込まれておりますし、本年度よりソフト対策事業としても、ジビエコンソーシアムへの支援も追加されております。

市長がこのことに、まずは興味を示していただきまして、トップとして総合的に判断されて、かじ取りをしていただけるといいなと思いますが、市長どうですか、こういったものにかじを切っていくというか、示していくというような考えは出てまいりませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

施設を設置するとなると、その施設が有効的に活用されるためには、ある一定数の捕獲数、または処理数が必要になってくるというふうを考えられます。

その数が、この地域で存在するのかどうかと、また、それが猟友会の皆様方のお力によって集められるのかどうかということを経験も必要かというふうに思います。

そしてまた、何といたっても解体処理されたものが肉の製品として消費者の皆さん方に喜んでもらえるようなものに作り上げる技術を構築するということが大変大事なことじゃないかなというふうに思います。そういったことも含めて、状況を判断しながら考えてまいりたいというふうには思っています。

○3番（野村広志君） 近隣市町村の情報とか、また先進地の事例等を十分に参考にいただきまして、今市長言われましたとおり、やはりそれだけのしっかりとした体制が整わなければ、なかなか進められない事業であろうかと思っておりますので、しっかりと検証していただきまして、前向きに検討いただければなど、お願いしておきたいと思っております。

では、次に移りたいと思っております。

産業廃棄物処理の施設についてお聞きしてまいります。

本市は、現在の曾於南部厚生事務組合と曾於北部衛生処理組合の二つの処理施設を持っております。

しかし、いずれにおいても経年による老朽化が著しく、今後長寿命化や適正管理における課題があるといえます。

そこでお聞きいたしますが、今後、施設の維持についてのお考えについて、まず少しお示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、し尿処理につきましては、現在松山地区については、曾於市と、旧輝北町分としまして鹿屋市の3市で曾於北部衛生処理組合を設置し、管理を行っております。

また、有明地区及び志布志地区につきましては、大崎町と曾於南部厚生事務組合を設置しております。曾於北部につきましては、平成10年に大隅町に曾於北部クリーンセンターが建設されており、18年が経過している状況です。曾於南部につきましては、昭和57年に大崎町菱田に衛生センターを建設しまして、34年が経過しております。また、両施設とも老朽化した機械設備の更新や必要な部品の交換などを行うことにより、長寿命化を図るとともに、安全運転、経費の節減に努めているところでございます。

○3番（野村広志君） この施設、旧町からし尿処理施設として長く運営された両施設でございますけれども、今御説明があったように、経年による補修箇所も多くなり、維持管理費は毎年多

くの費用を要しているようでございます。

特に、この施設の性質上だと思えますけれども、機器も大変特殊であり、機械の耐用年数においても、他の物からすると、特に持ちが悪いと申しますか、メンテナンスが今頻繁に行わなければならないというような特性があるようでございます。

そこでお聞きいたしますが、この両施設の補修や修繕といった費用は、毎年どの程度かかっているのか、また、その費用は経年によって発生しているものなのか、平常時でもかかる費用なのか教えていただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

修繕費につきましては、平成26年度決算で見ますと、曾於北部クリーンセンターで1,921万1,000円、南部の衛生センターでは3,540万3,000円となっております。

経年の修繕費の額については、計画修繕を行っていることもあり、例年この程度の額で推移しているということでございます。

○3番（野村広志君） 大変に大きな金額が毎年発生しているんだと、今感じたわけですが、では、この両施設の歳入においてでございますが、国からの交付金と関係市町村からの負担金割合が多くを占めているかと思えます。

また、基金の積み立ての取り崩しによる予算立ても現状であるようでございます。このままの施設運営を考えてみたときに、この基金の取り崩しなどでは、そう何年も持たないんじゃないかなと思われま。今後、負担金の増額を検討していかなければならなくなるのかなと思うわけですが、そういったことについては、どの程度議論がなされているのか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

北部のクリーンセンターでは、平成26年度末で1億5,350万円の基金残高があるものの、平成28年度予算では1,600万円の繰り入れを行っております。

南部の衛生センターの方では、平成26年度末で1億1,118万9,000円の基金残高がありますが、平成28年度の当初予算では繰り入れはしてない状況でございます。

いずれにしても、一部事務組合を設置しまして、広域で処理している施設ですので、その経営と管理につきましては、加入している自治体でしっかりとしていかなきゃならないというふうに考えます。

○3番（野村広志君） 今、数字をいただきましたけれども、南部の厚生事務組合の方では、基金の取り崩しというのは今までございせんか。

○市民環境課長（西川順一君） 26年度決算を今ここに手持ちで持っておりますけれども、平成26年度で1,000万円の基金からの繰り入れを行っております。

○3番（野村広志君） 本年度27年度は、南部の方では繰り入れはなかったということですが、前年26年度は繰り入れをされたということですね。北部においても、やはり基金の繰り入れをして予算立てがされているというような現状にあるようでございます。この基金を取り崩さなければ、予算が立たないということでございますけれども、この基金の目的というのは、市長、御存

じかと思いますが、どのような目的で基金の積み立てがなされているとお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

基金の積み立てにつきましては、計上年度の歳入歳出の中で、歳出が軽減されて、歳入を上回った場合に、基金の積み立てが可能ということになるわけでございます。その基金につきましては、当然新築あるいは改築・増築、そしてまた、修繕というような緊急の費用に充てるために積み立てているものでございます。

○3番（野村広志君） 今、答弁ございましたとおり、やはりこの基金、大きな費用がかかるとき、増改築であるとか、建て替えうんぬん、大きな費用はかかるときのための基金という形で、もう積み立てがされているかと思えます。当然、今の現状としては、なかなか予算が立たないということで、基金の取り崩しもやむなしという形で立てられているかと思えますけれども、将来的には、このことで何年ももたないわけですし、負担金の増額ということも検討していかなければならなくなると思えますけれども、この負担金の増額となると、市民への負担増につながってくる問題だなと感じているところです。しっかりとした管理運営が、やっぱり求められるのかなと思っております。

では、もう一つお聞きしますが、合併して10年が経過して今後、国からの普通交付金も毎年減額されてまいります。そこも含めて現在のままでこの施設管理運営について、先ほどと通ずるところもありますけれども、支障を来してこないのかどうか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併後10年ということで、合併前の旧町ごとに算定しました普通交付税の合計額が保障されていたところでございますが、現在においては、普通交付税の減額がされるということで、32年度までに5年間かけて段階的に8億9,000万円減額されるということが予想されております。

そのようなこともありまして、私どもとしましては、今のそれぞれの南部、北部の衛生組合センターにおいても、市民の負担が急激に発生しないように経年時における経費の節減等を重ねながら基金等の積み増しを心がけてかけてきているということでございます。

○3番（野村広志君） この普通交付金というのは、徐々にやはり減額されてくるものですので、ある意味仕方のないところでございますけれども、どうですか市長、更なる広域化の呼び掛けの中で再編していく議論を始めるといことは決して遅くないと思っておりますが、このことは2年や3年でどうしようというような話ではなくて、10年や20年といったプランの中で、事を捉えていかなければならないのかなと思うんですね。人口の減少などは待ったなしでやってまいります。その他、今市長ございましたとおり、その他の一部事務組合で管理されている広域連携による施設についても同様のことが言えるのではないのでしょうか。この一部事務組合の考え方については、御存じのとおり、「行政の能率化や効率化を図るための特定の事務を関係市町村で共同で処理をする」とうたっております。

また、「住民の社会生活の広域化による行政の広域性に伴って、総合的な処理を要することとなった事務を行う」としてあります。

どうでしょうか市長、市長が関係市町村に働き掛けをして、この議論を始めるお考えはございませんか、お気持ちをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於南部につきましては、現在もう34年が経過しておりまして、今後施設の更新については、避けて通れない課題だというふうに考えております。

平成27年10月に作成しました人口ビジョン及び創生戦略に沿って、人口減少対策に取り組んでいくものの、人口減少、少子高齢化など、今後の社会情勢を勘案しますと、議員御指摘のとおり広域的な処理も検討が必要になってくると考えます。

今後につきましては、関係課に検討を始めるよう指示してまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 関係市町村と十分に協議を始めて、早めに協議を始めていただければなと思っております。このことを先ほども申しましたように、10年先、20年先の志布志市を含む大隅地域全体を見据えて議論を深めていただければなと思っております。

では、次に移ります。リサイクルとごみの分別についてお聞きしてまいります。

現在、志布志市はごみのリサイクル率が市単位で日本一で、約77%ということで、非常に高い再資源化率を誇っていることは、市民として大変誇らしく思うところであります。

しかし、一方で徹底したごみの分別、再資源化は高齢化によるごみ出し困難者を招いている懸念がございます。更なる市民意識の啓発や取り組みの向上、また、ごみ出し困難者への支援を充実していかなければ、日本一とうたう本市として誠の日本一とは言い難いと思われま。

そこでお伺いいたしますが、このごみ出し困難者と思われる方々でございますけれども、現在市内にどの程度いらっしゃるか調査と申しますか、把握ができているのでしょうか、お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市のごみ出し困難者対策事業におきましては、高齢者や心身障がいのある方で、ごみステーションに持って行くことが困難な場合に排出の支援を行っております。市のシルバー人材センターに委託し実施しておりまして、現在松山地区で3名、志布志地区で38名、有明地区で6名、合計47名の方々に利用いただいております。

保健福祉の関係機関及び民生委員の方々と連携を図りながら、ごみ出しが困難な世帯には、この制度を利用いただくよう努めているところでございますが、利用者以外にごみ出しが困難な方がどれくらいいるかにつきましては、把握はしてない状況でございます。

○3番（野村広志君） 全体として、なかなか全容を把握するのは難しいのかなと思いますけれども、対策をとるには、実態の把握というのは必要なプロセスでございますので、課内でも協議して実態の把握に努めていただければなと思っております。

では、このごみ出し困難者に対する支援についてであります。今説明があったごみ出し困難者の対策事業以外に、その他にも現在どのような取り組みがなされているのかお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたごみ出し困難者対策事業以外にも、ごみ分別お助け隊の設置、粗大ごみの戸別回収、あるいは分別品目の簡素化などを行っており、ごみ出し負担の軽減に努めております。

また、一昨年から市の社会福祉協議会が中心になって、関係機関で検討を進めていただいておりますが、今年5月から「おやっとさーびす活動」が始められております。これは高齢者や障がいのある方に対しまして、普段の生活でのちょっとした困りごとのお手伝いを有償のボランティアで行う取り組みであります。買い物や掃除、洗濯の他に、ごみの分別やごみ出しも含まれております。現在のところ6件の利用実績があるようでございますが、今後この事業の普及が図られ、問題解決につながれば有り難いというふうに思っております。

○3番（野村広志君） 今いくつか取り組まれていることをお聞きしましたが、この「おやっとさーびす活動」ですか、現在6件利用があるということですが、今年5月からということで、新たな事業かなと思いますけども、詳細については、もう少し詳しく分かれば教えていただけますか。

○市民環境課長（西川順一君） これは社会福祉協議会が主催者となってやっております。

目的あるいはどんな活動ができるかということについてでございますが、お互いさまの気持ちで助け合う活動で、普段の家事の一部をお手伝いできるような簡単な内容で1時間を超えない活動としております。

そして、具体的にどういう活動があるかというのと、ごみの分別、そしてごみ出し、そして買い物の代行、掃除・洗濯、お話相手など、あくまでもボランティア活動の範囲内になるというようなことでございます。

そして、利用されている具体的な活動例ですが、両親が高齢、本人は目が不自由なため、大きなものの買い物支援を行っている。

2番目に、高齢者一人世帯で、ごみ分別が理解できないので、一緒に仕分けの支援をするなどの活動をしております。

そして、利用時間は30分から60分間ということで、30分以内が300円、そして30分を超えて1時間以内だと600円ということで、ちょっと遠くに買い物支援などに行くときには、交通費は100円要るというようなことでございます。これは、あくまでも住民同士の助け合い活動ということでやっていくんですよというようなことございまして、こういう活動員を募集をいたしております。今現在19名の方がこういう活動してもいいよというように登録されているというふうに聞いております。

以上です。

○3番（野村広志君） 19名の活動員、全て民間の方でしょうか。民間の方、はい。

この制度が、しっかりと根付いてくることというのは非常に有り難いことかなと思っております。大変有効かと思われるサービスでありますので、やはりこのことも事業をつくる場合、やはり啓発が大事かと思っております。より利用者がサービスを受けやすいシステムに利用者の声を聞いて

反映させていただければなと思っております。このことが解決の糸口になればいいなと思うわけですが。

では、少し耳に入った情報でございますけれども、担当課にも情報や苦情が入っているかもしれませんが、ごみ出しに苦慮されている方だと思われませんが、鹿屋市や都城市のごみステーションに、中身が本市のごみが持ち込まれているとのことでございました。外袋は鹿屋、都城市のごみ袋であります。中身が分別が悪くて担当職員が袋を開けて開封して見ると、おそらく志布志のものであろうというごみが出てきたということでございました。大変ショッキングな事案でございますけれども、市長のところにも、こういった話は届いていますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身には直接届いてないところでございますが、そういうこともあるのかなというふうには考えます。

また、逆もあるのかなというふうにも思うところでございます。

○3番（野村広志君） 市長もショックであろうかと思えますけれども、私も大変ショックを受けたところですが、こういった事案が発生しないためにも、近隣市町村にも迷惑をかけないためにも、こういった対策をとればいいのでしょうか。ややもすると志布志市は、ごみの分別が大変に厳しいと、難しいからということで、近隣の市町村に持ち込まれたと思われがちな事案であるかなと思われまして。しっかりとした対策をとらなければならないのかなと思えますが、また、その逆もあるということで、今答弁ありましたけれども、本市にも持ち込まれるごみもあるということですが、本市は持ち込まれたときの対策、また持ち込まないための対策については、どのような対策をとっていらっしゃるのかお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

発生したごみは、決められたごみステーションで排出すること、そして、他のごみステーション、ましては他の町のごみステーションに出すことは不法投棄ということで、このことにつきまして、再度周知してまいりたいと思えます。

ごみ出し困難者への対策につきましては、市衛生自治会の理事会でも御意見をいただいているところでございます。ワンコインサービスも実施している先進自治体の視察も行い、議論もされているところでございます。

市のごみ出し困難者対策事業等も継続しながら、社会福祉協議会で始まった「おやっとさーびす活動」の利用者及びボランティアの拡大に努めてまいりたいというふうに思えます。

○3番（野村広志君） 一刻も早く、こういった話を聞かなくなるように努めていかなければならないと思えます。

では、もう一つ、現在ごみのパトロール隊が市内をくまなく回り、不法投棄対策に取り組んでおられますが、このパトロール隊が集めてくるごみや、不法投棄されているごみは、年間どの程度集められているのでしょうか。また、それに係る費用について、どの程度かかっているのかお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

環境パトロールにつきましては、シルバー人材センターに委託しております。平日に松山、志布志、有明をそれぞれ1台ずつ巡回しております。

平成18年度中から始めておりますが、平成19年度、年間1万2,578kgの回収量でしたが、平成27年度は7,095kgの回収量で、徐々に減ってはきております。なお、回収したのにつきまして資源化できるものについては、資源ごみとして分別を行っております。

費用につきましては、平成27年度は賃金や車両経費などとしまして、636万円を委託料として支出しております。

○3番（野村広志君） 減ってきたとはいえ、大変な量であろうかなと思われま。先ほどの話に通ずるところですけれども、これもやはり志布志市民だけが捨てたとは限らないかもしれませんが、市内に捨てられているということ、そういう事実については、しっかりと対処していかなければならないことだと思います。

では、ごみ処理の費用についてでございますが、本市は分別処理を行って焼却処理は行っていないわけですが、分別しても焼却をしても費用はかかるわけでして、このごみ処理に係る市民一人当たりの経費については、どの程度、一人当たりかかっているのか、算出されている数字をお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

環境省が実施しております一般廃棄物実態調査によりますと、本市の平成26年度の一人当たりの経費は8,987円でありまして、全国平均の1万5,200円を大きく下回っております。これは処理経費2億9,832万円を志布志市総人口で割ったものでございますが、2,101万円の資源ごみの売払収入も含めると、更に低い一人当たり8,354円になるところでございます。

○3番（野村広志君） 分別処理されることにより、全国平均よりも大きく下回る金額、全国が1万5,200円ということで、本市が8,987円ということでございますので、一人当たりの金額は非常に下回っているわけですけれども、大変喜ばしく誇りに思うところでございます。

市民の理解と協力のたまものであろうかなと思います。しかしながら、このことだけで市民にとって分別の負担が軽減されている、拭い去られているわけではございませんので、このことは分別をやめた方がいいと、ゆるくした方がいいという話を申し上げているわけではございません。市民にとって優しい分かりやすい環境行政であっていただきたいという願いでございます。全ての方ではございませんけれども、困難に感じている方々は、やはり多くいらっしゃいます。市長のところにも多く届いているかと思っておりますけれども、そのことについては、事実でございます。我々もよく相談を受けるわけですけれども、最後に市長の口から市民にとって分かりやすい優しい環境行政の取り組みについて、市長のお気持ちを聞かせいただければなと思っておりますが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市は、合併してから10年連続でリサイクル日本一を達成しておりますが、これもひとえに市

民の皆様の御理解と御協力があつてこのことと思います。このことにつきましては、本当に心から感謝申し上げたいと思います。

多くの高齢者の方々にサロン等において、環境学習会を受講していただいております。

ごみの分別に関しても高い意識を持って協力いただいているということでございます。

そしてまた、負担の軽減といたしまして、現在27品目の分別に御協力いただいておりますが、平成25年には新聞紙と散らしを一緒に出せるようにするなど、分別品目の簡素化も実施しております。

これまでごみ出しに関しましては、「混ぜればごみ、分ければ資源」ということを合言葉に、自分でできることは自分ですするという自助、そしてまた、隣近所あるいは地域ぐるみで支え合い、助け合うという共助を基本的な取り組みとして推進しておりますが、ごみ出しに苦慮されている高齢者の方がたくさんおられるということは、認識しておりますので、その対策についても今後引き続いて検討を進めてまいりたいというふうに思うところでございます。

繰り返すにはなりますが、このことにつきましては、本当に市民の皆さん方の温かい、あつい志による成果というふうなふうに思うところでございます。

今後も更にこの事業につきましては、全面的な御協力を賜りたいと、お願いするところであります。

○3番（野村広志君） 市長のお言葉が聞けましたので、とりわけ高齢者の方々には、優しい環境行政であっていただきたいと願いを込めまして、本日の一般質問を全て終わりたいと思います。

○議長（岩根賢二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで11時45分まで休憩いたします。

—————○—————

午前11時31分 休憩

午前11時44分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは、皆さんこんにちは。会派、公明志民クラブの小野です。

本日から一般質問の初日ということで、私で二人目ということになりますが、市長の方も、まだ二人目ということで、余力がいっぱいあると思いますので、元気いっぱい答弁していただきながら、実りある議論ができればなというふうに思っております。

それでは、早速質問通告に従って順次質問をしてまいりたいと、そのように思っております。

はじめに地方創生の観点から質問をいたします。

地方創生の実現に向けて、現在全国の自治体の地方創生戦略競争が始まっておりますが、本市におきましても、志布志市まち・ひと・しごと ころろざし創生戦略が策定をされまして、5か年の基本理念や基本的な考え方、基本目標、重点プロジェクトがまとめられております。その取

り組み内容も大変多岐にわたっておりますが、中でも有益な施策として移住政策をどう推進し、成功させていくのか、それがカギの一つであると考えております。

そこで、まず本市の移住政策の現状と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

次に、公共施設等の今後の適正な管理の在り方の観点から2点質問をいたします。

志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生戦略には、「人口規模や財政状況を踏まえた公共施設やインフラ等の管理方針の強化に努める」とありますが、今後中長期的には、市民生活に直結する生活インフラ資産を含めた公共施設等の更新、維持管理に要する費用の増大が見込まれ、そのための財源の調達や将来負担の増加が懸念されるところであります。

そこで、公共施設等の今後の在り方について具体的には、どのように考えているのか伺いたいと思います。

また、志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生総合戦略では、公共施設最適化プロジェクトを推進するにあたり、PPP/PFI、いわゆる公民連携事業の活用も視野に入れております。PPP/PFIは成長戦略を考える上での大きな柱の一つでもあり、今後の社会資本整備の手法として、その活用が注目をされておりますが、現在、本市において、その活用に向けた具体的な方向性が見えているのか伺いたいと思います。

次に、クルーズ船の誘致について質問いたします。先月24日に閣議決定されました2016年度第2次補正予算案に大型クルーズ船に対応した港湾整備が盛り込まれました。自治体などでクルーズ船の誘致強化に向けて港湾施設を整備する動きが活発化している中、その勢いに拍車がかかるものと思います。大型クルーズ船が地方に寄港できれば、その経済効果は大きなものがあり、クルーズ市場は今後も成長が期待できると言われております。

そこで、志布志港への船舶ツアーの誘致について、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

次に、行政機関のペーパーレス化の推進について質問をいたします。ペーパーレス化の推進に向けてICT、いわゆる情報通信技術機器を使い、行政運営の効率化を進めている自治体が増えてきております。先般、議会運営委員会の所掌事務調査でも7月に天草市と福岡県の嘉麻市に伺い、タブレット導入によるペーパーレス化について研修を受け、その利便性もさることながら、コスト削減にも寄与している状況をつぶさに見て、その必要性を実感して帰ってまいりました。

本市でも、ペーパーレス化の推進へ向けて、タブレット機器の活用とICT機器を導入していく価値は十分にあると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず、地方創生の中で移住定住と雇用ということでございましたが、お答えいたします。

本市におきましては、昨年10月に「志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」を策定いたしました。これは東京一極集中を是正し、地方への人の流れをつくることで、人口減少に歯止めをかけ、未来に希望と夢を持てる志布志市を創るために、市民や事業所など産学官金労の関係団体の力を総結集して取り組むこととしているところであります。

この戦略の中で、基本目標の2番目に「志布志への新しい人の流れをつくる」として、議員の御質問のとおり移住政策については、地方創生戦略の重要な項目として位置付けております。

本市の現状としましては、都市住民向けPRプロジェクトとしまして、ホームページやSNS等を活用した移住者向け情報発信や都市部での移住セミナーへの参加の他、お試し移住体験ツアー、更には地域おこし協力隊活用事業などに取り組んでおります。

また、移住定住拡充プロジェクトとしまして、移住定住促進事業補助金や空き家バンク推進、定住促進住宅用地の分譲などの事業を展開しているところです。

今後の取り組みにつきましては、移住政策は地方創生の有益な施策の一つであることは十分認識していますので、これに加えて働く場の確保などの雇用対策や、出会い、結婚、出産、子育て、健康、教育の分野、そして安心な暮らしを守る地域づくりなど、総合的にまちづくりを進める必要があると考えますので、外部有識者会議による事業効果の検証や、庁内の事業効果検証の結果を踏まえながら、効果的な移住政策に取り組んでまいりたいと考えます。

次に、公共施設等総合管理計画のことについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予測されております。このことを踏まえ、総務省より平成26年度に要請があり、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点を持って計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行うことで、財政負担の軽減及び平準化を目的とし、公共施設等の総合かつ計画的な管理推進の基本方針を取りまとめるものとして、志布志市公共施設等総合管理計画を策定中であります。平成26年度より公共施設等の維持管理、更新等に係る中長期的な経費の見込額を算出するために、固定資産台帳の整備を行ってまいりました。今年度は、関連する部門間の連携を図り、総合的に検討するため、志布志市公共施設等総合管理計画策定検討委員会を設置しまして、全庁的な取り組み体制を構築して策定を進めており、平成29年3月までに完了する見込みでございます。

次に、PPP／PFI事業についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

PPP／PFI事業につきましては、財政難に陥った英国などで普及され、日本では1999年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が制定されたことで導入されました。

PPP／PFIは、官民連携の意味で、国や地方自治体と民間の連携で公共サービスを効率的に提供することを目的としており、具体的には公共施設の設計や建設、維持管理、運営を民間企業が行います。

国や自治体の事業を民間に任せることで、雇用拡大にもつながり、民間事業者は公共施設の利用料などで収益を得ることができます。

PPP／PFIで可能な事業としましては、庁舎建設、公営住宅、刑務所やリサイクル施設、図書館の建設、維持・管理、運営など多岐にわたっておりまして、内閣府の発表では、平成11年度から25年度末でPFI導入実績は415件、事業費は4兆3,180億円の事業規模があるようであり

ます。

PPP／PFIの活用につきましては、民間にとっては、ビジネスチャンスであり、自治体においては、財政面からも大きなメリットになることは認識しているところでありますが、具体的な事業活用までには至っていないところであります。

次に、クルーズ船の誘致についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

近年アジアをはじめ、世界のクルーズ人口が増加するとともに、クルーズ船の大型化が進んでおります。国においても、観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014において、2020年の訪日、クルーズ旅客数の目標を100万人と設定したところでございますが、2015年12月、5年前倒しで実現し、今年3月に明日の日本を支える観光ビジョンにおいては、訪日クルーズ旅客を2020年に500万人という新たな目標が設定され、国は平成28年度二次補正予算案に港湾整備事業に21世紀型のインフラ整備としまして、大型クルーズ船の寄港増加に対応するため、岸壁の改良等について166億円の予算が計上されたところであります。

志布志港におきましては、これまで平成12年にふじ丸、平成21年に日本丸が外港地区に、平成26年にばしふいっくびいなすが旅客船ふ頭に入港しております。志布志港にクルーズ船を誘致するとすると、若浜地区にある旅客船ふ頭での受け入れとなるところですが、旅客船ふ頭は、岸壁の長さが220m、水深がマイナス7.5mとなっております。平成26年に入港したばしふいっくびいなす号の2万6,000t級の船が最大であります。大型クルーズ船の入港のためには、岸壁の延長、増進、航路や泊地のしゅんせつが必要になってくるところであります。

志布志港におきましては、港内静穏度を高めるための防波堤工事などを現在進めておりますが、施設整備を着実に進めるとともに、国際バルク戦略港湾の早期事業化に向けて、港湾計画の変更等に取り組んでいただいているところであります。

市としましては、まずは国際バルク戦略港湾の早期実現に向けて要望活動等に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

クルーズ船の大型化に対応した整備につきましても、重要な課題であると認識しておりますので、観光ニーズや船社の意向、地元の受け入れ態勢など、クルーズ船を取り巻く動向を踏まえながら国・県とも協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、ICT機器の活用ということで、タブレット機器の活用でございます。お答えいたします。

近年の情報基盤につきましては、IT、いわゆる情報技術から、ICT情報通信技術へ移り変わっております。議員の言われるように、ここ数年ICT機器を活用したペーパーレス化による会議などを行う自治体が増えてきているようです。

本市では、合併以来1人1台のパソコン整備を行い、庁舎内はもとより光通信を使った本・支所間との文書管理等による情報化を進めておりますが、しかしながら、依然として紙を中心とした事務処理が残存しているのも事実であります。

昨年より個人番号制度の導入に向けたシステムの改修を行っております。

今後は、より厳しいセキュリティーが求められ、端末機器類やネットワークなども強化させる中、行政運営の効率化を図っていくためには、国の進める安全性にあった情報通信基盤の整備を進めつつ、紙を中心行われている事務のペーパーレス化を推進することが必要な時期に来ているのではないかと思うところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 今議会でも教育委員長からの委任がございましたので、答弁をさせていただきます。

行政機関のペーパーレス化の推進について、お答えいたします。

行政事務の簡素化、効率化を図っていくためには、情報通信基盤の整備を進めつつ、紙を中心に行われている庁舎内事務について、現行業務運営の見直しも含め、ペーパーレス化を推進することが必要と思われま。

学校におけるペーパーレス化の推進は、校務の効率化を進める上でも重要な取り組みとなります。教育委員会としましては、可能な限り電子データで、学校と文書のやり取りを行っております。学校におきましては、児童生徒の出席の記録など一部の記録簿を電子化しております。

これまで管理職研修会や教務主任等会、情報教育担当者会においては、文部科学省から出されました「学校現場における業務改善のためのガイドライン」や「学校現場における業務の適正化に向けて」の内容を踏まえ、総合型校務支援システム等を整備し、校務を効率化していく必要性について検討したところで。

なお、文部科学省では、平成29年1月の省内の情報基盤システム切り替え時に、ペーパーレス会議システムの導入を予定しているようです。それに伴い、全国の学校においても、今後会議などのペーパーレス化が進むものと予想されますので、本市の学校においても準備を進めていくことが大切だと考えております。

以上でございます。

○議長（岩根賢二君） ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

—————○—————

午後0時03分 休憩

午後1時10分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、これから会議を再開いたします。

○13番（小野広嗣君） 昼食が入ってちょっと気が抜けておりましたが、気をとり直してしっかりやりたいと思います。

地方創生の観点、大きなくくりの中で、移住定住の促進ということに絞って質問を通告したわけですが、その1点に絞っても範囲が広いというふうに、資料等を読みながら感じておったわけですが、市長の方も先ほど答弁をいただきまして、移住政策というのは、地方創生、今後の人口ビジョンを考えたときに、大変有益な施策の一つであると、そういう意味では情報発信力をしっ

かりつけてPRに努めている。SNS、ホームページ、そして東京等で行われる移住セミナー等にも積極的に参加をして取り組んでいるんだというようなお話でございました。そういったことを受けまして、いろいろとお聞きしたいと思うわけですが、本市の地方創生戦略、いわゆる人口ビジョンを上げていただいて、その上での創生戦略となっているわけですが、その中で、いわゆる将来人口推計ということを見ていったときに、今後社会増減の目標ということを見たときに、いわゆる平成31年度の目標プラス115人という数を出してるんですね。この115人というものの内訳が、一つが高校生の転出の抑制をすると、これで14名、そして進学、就職で転出した高校生のUターンの促進を図っていききたいということで、きちりな数字じゃないんですが、29人と出ていますね。そして、ここがポイントですが、3番手、都市住民のIターン促進を図るんだということで、これが一番大きくて、72人を呼び込んでいくんだというものが出されております。それへ向けての本市の様々な施策の展開ということに今後なるわけですが、先ほど市長の方からもありましたように、様々な施策を展開をさせていただいている中に、移住定住促進事業補助金、これを4年前から本市は取り組んでいるわけですね。そういった意味で、この事業の検証というものをそろそろ始めてもいいのかなというふうに思っているものですから、今回ちょっとお聞きしたいんですが、この補助金事業のこれまでの推移と所期の目標に対して達成度はどうなのか、そこを少しお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

移住定住促進事業につきましては、平成25年度から取り組んでおりますが、平成25年度から27年度までの実績としまして、3年間で15件、36名となっております。このうち4件、6名が県外からとなっております。

○13番（小野広嗣君） 今お聞きをしたとおりであります、県外からはまだまだ少ないという状況の中で、当初の目標に対して希望的な観測もあったわけでしょうけれども、本市で様々なこの補助金のことが上がったときに議論をしましたよね、この本会議場でね。過疎地域だけに絞っていいのかとか、街中支援はどう考えるのかとか、過疎地域だけでなく、もう少し広げた方がいいんじゃないのかとか、様々な議論が、この本会議場でなされたわけですが、今こういった状況、今、本年がちょうど4年目ということになるわけですが、市長は、こういった状況を受けて、この事業が広くPRできて、本市の取り組みとしては成功していると思われるのかどうか、そこをお示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま実績を申しましたように、この平成25年度から27年までの成果というものについては、それなりに上がっているというふうには思うところでございます。

今後につきましては、更にこれを高めたいというふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 庁内においても、この事業について、やはり今後発展的に取り組んでいかなければいけないという流れの中で、この補助事業の中身の見直しということも含めて議論をしていくというのは、再三市長も述べられているわけですね。そういった意味合いで中身の見直

しというのは、どのように今なされているのか、途中経過でも構いませんので、お示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成25年度から取り組みを行っているわけですが、市外から中山間地域へ移住し、家を新築や購入した場合、補助金を交付する制度で近隣自治体でも同様の制度を取り入れております。近隣自治体同士で取り合いになっているということで、補助金目的で、本意ではございませんが、近隣自治体に家を新築したケースもあり、市民への定住政策も必要であるというふうに判断しまして、今年度から、市内全域への移住者並びに市内間での中山間地域への定住へということで拡充しております。あわせて、対象年齢や補助金額の見直しも行ったところでございます。

本年度につきましては、これまで既に移住者が2件、7名、定住者が5件、22名というふうになっておりまして、その他、別途相談も寄せられているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今市長の答弁をお聞きして理解はするところでございますが、市長、特にですよ、今市内全域というお話も含めてあるわけですが、そういった見直し等も含めて今進んでいるという御答弁でありますけれども、街中に住んでいく街中支援、いわゆる例えば旧既存商店街とか、香月校区、志布志校区、その街中ですね、こういったところへの移住定住促進の在り方ということに関して具体的な施策が出ているようには思えませんけれども、いわゆる店舗を改修するとか、空き店舗利用とか、そういったことでは進みますけれども、そういう移住定住、東京から、あるいは大都市からの移住定住、Iターンに対する支援というふうには伺ってませんけれども、そこはどうなんですか。

○市長（本田修一君） 先ほど申しましたように、見直しをしているところでございますが、内容としましては、1番目に住宅取得補助金の最高額を200万円から100万円としまして、若者の定住移住ということで、世帯責任者の年齢制限を65歳から50歳未満としました。そしてまた、単身者でも対象としていたものを「夫婦又は義務教育終了時までの扶養者がいること」としました。

それから、補助対象地区を市外からの移住者につきましては、市内全地域を対象としまして、市民の定住者につきましては、中山間地域に限られますが、市民も対象としました。

また、子育て環境の充実ということで、祖父母の住んでいる校区加算を設け、それから商工振興ということで、市内業者加算も設けております。

○13番（小野広嗣君） 発展的に取り組みを進めていただいているというふうには理解をするわけですが、先ほどもありましたように、いわゆる県外からのIターンといいますかね。それは4名ということで、その目標値を先ほど僕申し上げましたけれども、31年度までの目標値が72名ってなってるんですね。今の事業の展開と、そのこととあまりにも乖離があるなというふうに思えてならないんですね。そういう意味では、先ほど市長が答弁していただきましたように、ホームページだとかSNSだとか、移住セミナーだとか、いろいろ申されましたけれども、まだまだPRが足りないなど。本市の取り組みが届いていないなというふうに思えてならないのですけれど

ども、そこはどのように分析をされているのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

移住が発生するためには、そこに働く場も必要ということになろうかと思います。そのようなことで、今後人を呼び込む政策としまして、雇用対策、そしてまた、高校生までの医療費の無料化ということ、それから子育て支援をはじめ、宅地の分譲や住宅のリフォームなど、他市町村に無い様々な政策に取り組んできているということをもっともっと情報発信していきたいというふうに思っているところでございます。

人数的には、まだまだ及ばないところでございますが、今後先ほども申しましたように、雇用の場が新たに発生いたしますので、そちらの方につきまして、積極的にただいまのような情報を発信しながら誘致する企業ともタイアップしながら定住に向けて、移住に向けて取り組みをしていきたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） 市長も、この移住定住の促進に向けては一生懸命旗を振って取り組んでいらっしゃるというふうに理解をするわけでありますが、本市のいろんなそういった取り組みがPR不足で届かないということは、すごくもったいないですので、ここにつけては、しっかり取り組んでいただきたいと。やはり自治体間の競争が始まっていますので、全国で今1,600か1,700ぐらい市町村はあるわけですね。そういった中で、それぞれが創生戦略を練って競争しあっている。その中でも、いわゆる奇抜なアイデアといいますか、あるいは革新的な取り組みであるとか、様々あるわけですが、特に1億総活躍会議の中で話題になっている先進自治体があります。島根県浜田市の取り組みというのは有名になっていますが、この浜田市の取り組みについては、市長は御存じか、あるいはまた、市役所職員の中で、そういったことを情報として持っていらっしゃるれば感想を述べていただければと思いますが、御存じでしょうか、まずもって。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

4月下旬に開催されました政府の「1億総活躍国民会議」で先進事例として紹介がされているようでございます。

地方創生の交付金を活用しました事業で、様々な事業が提案されて全国的にも先進地になっているということについて、改めてその情報については入手しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 中身について詳しく分かってますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地方創生交付金を活用しまして、高校生までの子供がいるひとり親世帯の保護者が介護職に就くことを条件に移住を促すものということで、育児と仕事の両立に悩むひとり親家庭の世帯の支援をするんだと、それから介護の担い手の確保をするんだと、そして、人口減少対策に結びつけるんだというようなことで、このことにつきましては、極めて的を絞って取り組んでおられるということにつきましては、素晴らしい内容だというふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 今市長が述べられたとおりでと思いますが、まさしく、これまで見落とされがちだった視点、そして卓越したアイデアと言えればそれまでなんでしょうけれども、ここの

市長が、この浜田市には研修視察で伺ったことがあるんですが、それ以後に市長が変わられて、変わられてまだ3年目なんですけどね、いわゆる大手銀行員だったんですね。それから法政大学の教授をされて、そして帰ってみえて、今市長として指揮をとられる。そういう人のアイデアじゃないと、なかなかこういうアイデアは生まれないのかなというふうに思ったんですが、今市長が述べられたように、いわゆる育児と就労という、悩ましい問題がありますね、ひとり親であったりすればですね。これがシングルマザーであったり、ファーザーであったりするわけですが、そういった方のために介護職に就いてもらえるということを条件に浜田市に来てもらって、そして、市としても、そこで介護に従事する人が生まれる人口も増える。一石三鳥だというような捉え方をやって、これがどんどん軌道に乗って行って、もう5施設で受け入れが始まって、今後は、これを介護だけではなくて保育士であるとか、そして、看護師であるとか、そういったところにもどんどん適用していきたいという流れがあるんですが、少し今触れられなかった、この手厚い対応があるんですね。1年目が資格取得支援をするわけですね、そして給与月額15万円を市が負担して、1世帯当たりの教育支援月額も3万円を別途用意する。そして、家賃補助も月額2分の1補助をすると、上限2万円ですよ。そして、中古自動車を本体価格ゼロ円で提供をする。そして、引っ越し等の支度金が30万円、そして、研修終了後の奨励金が100万円、すごい超好待遇ですね。でもこれをやる、全国的にすごい注目の的ですよ。ひっきりなしの問い合わせ、そして移住が進んでいく。やはり僕はこれがすごいなと思ったのは、ひとり親家庭の移住促進に視点を当てたということがやっぱりすごいなと思ってるんですね。

東京に一極集中してて、例えばですよ、シングルマザーいて、いわゆる働ける給料は少ない、一方で物価は高い、家賃も高い、そういった状況で本当に貧困にあえいでいく。そういった方々をしっかりと地方が呼び込もうという視点がですね、こういった特化した形で出てくると、やはり、なかなか東京から地方へ行くのに二の足を踏んでいた人たちが思い切れると、そういった施策だなというふうに思うんです。そういった意味では、こういったひとり親世帯に対する支援、そして一石三鳥になる支援、こういったものも本市の中に取り入れるべきではないかなというふうに思うんですが、市長はどのように感じられたでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

浜田市の事例につきましては、一つのポイントに絞って、様々なサポート体制を整えて移住定住に結び付く政策をされているということについては、私どもも見習わなきゃならない内容かというふうに思っています。

得てして総花的になってしまう政策になるわけですが、ある一定のものに絞りながら、その方々に対して確実に実績が上がるような取り組みというふうに思うところでございます。

今後、私どもも参考にしてみたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長の方からそういう答弁でありましたので、本市のいわゆる介護職あるいは先ほどありましたように、保育士さん、そして看護師さん、また、もう少し広げた職業等も含めてつながっていくような流れ、これは移住される御本人にとってもすばらしいことですし、

受け入れる自治体にもすばらしい結果を生むという取り組みですので、内部でしっかり検討をしていただきたいなというふうに思っております。

あともう1点、街中支援というのを前も言って、それに少し近づきつつあるなというのが、先ほどの市長の答弁でも理解をするわけですが、様々な自治体がアイデアを絞る中で、今新たにスタートしているのが、この2世代が3世代、親、子、孫、3世代支援というのが結構ありますね、でも2世代支援をやり始めている自治体も出ているんです。これは親元の近くに住むとか、親と同居をするとか、そういったことに対する手当てをしっかりとしていくということですね。当然3世代で、そういったことが可能であれば、それプラス5万円とか10万円とかいう支援をしているんですが、そういった近くに住むとか同居をすることに対する支援というものをやって、いわゆる介護の問題であるとか、子育て支援の問題であるとか、ここに自助・共助をしっかりと入れ込んで取り組んでいる自治体も出始めているわけです。

そういったところでは、逆に家を建てる、古い家を壊して、そこに新しい家を建てて2世代で住むといった場合には、その古い家を壊す除却費用も半額出すっていうんですね、そういう取り組みまでしているわけです。

僕が何を言いたいかというのは、やはり本市でも様々な取り組みをされているんだけど、こういった自治体競争をやっている以上、様々な知恵が各自自治体から出てきているわけですね。そういったものにしっかりとアンテナを張っていく、そういった事業をしっかりと見ていく取り組んでいく、各課がそれぞれやっていくということも大事でしょうけれども、そういったシステムというものを作り上げていかないと、新しい事業の導入というのをしっかりと見ていく、構築していけるようなシステム、これがやはりないと、なかなか先進自治体の事例というのを見逃してしまう。我々が質問通告をして、それから調べて、ああこういう事業もありましたねということの繰り返しですよ。僕は、そういったことがすごく残念で、いわゆる自分が受けた仕事しかされないのかなと、職員の皆さんはって思っちゃうんですね。そこらはどうなんですかね、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回地方創生事業に取り組みまして、先程来から話がありますように、志布志のまち・ひと・しごと ころざし人口ビジョン等を掲げて戦略プランを策定したところでございます。この策定の中で、各部署において協議が重ねられ、策定をしたところでございますが、この協議の中で、委託事業をしまして、受託業者の方から、「この志布志ほどプランづくりについて熱心に協議したところはない」というお褒めの言葉もうけたまわったところでございます。

そのようなことから、真剣に、このプランづくりについては取り組みをしてきたということでございますが、今ほどありましたように、浜田市の例にありますように、事業の対象者を特別な切り口でもって、確実に成果が上がるような取り決めに何層にも分けて掲げておられるという取り組みについては、残念ながら私どもの方では、そこまではなされてないところでございます。

ただ、先ほども少し申し上げましたが、私どものまちでは、今後、今年度末にかけて雇用が発

生ずる事業所が開設する予定になってる所が何か所かあるところがございます。その雇用に向けて、たぶん現在の段階では、市内の方では対応しきれないところがあるんじゃないかなというふうに考えております。

ということで、これをチャンスとしまして、よそからこの地に新しく仕事を求めて来られる方に確実に市内に定住していただくような、そういった政策を今年度中に協議をまとめて、議会に御相談申し上げたいというふうには考えているところでございます。

そういうことで、目標に向かって少しでも近づけるような取り組みは、一生懸命やってみりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今市長が答弁されたことを受けて、そういったものが議会にお示しをいただけるのを楽しみにして、また期待もしながら待ちたいというふうには思います。

もう1点、今回国がいろいろと制度を変えたりするわけですが、そういった中で、地域再生法の一部改正というのを国が行いましたね。直近で行っているわけですが、そういった流れの中で、生涯活躍のまち制度、このことに関しては、昨年市長にさらっとでしたけど、質問をしていました。その上で、今回今年になっていよいよこのことが大きく国の制度として動きましたので、あえてまた質問をさせていただきますが、この地方創生の観点から、元気な中高年者のうちに、東京の方、あるいは大都市の方から地方へ来ていただいて、そこで活躍をしていただく。あるいは介護施設に入るにしても、要介護というか、介護が必要な段階ではなくて、元気な段階からそういった施設に入ってしっかりまた働いてもらうと。そういったアメリカとか、いろんなところの例を出して、去年も話をしていますが、これがいよいよ国の制度としても動き始めます。

このことを受けて、市長がどのような考えを持たれているのか。今200自治体を超えるところが、手を挙げているというふうにお聞きをしているわけですが、そこについて、市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

1億総活躍社会に向けて、新たな地方創生事業が組まれているということでございますが、現在私どものまちでは、まだそこまでの内容についての協議はしていないところでございます。

○13番（小野広嗣君） だから、市長がそういうふうにはしか答弁ができないということは、その中身についても、あまり御存じではないということですよ。であれば、もうここで議論してもしようがないので、しっかり企画政策課の方でも、その中身をしっかり見ていただいて、また市長といろいろと意見を戦わせていただいて、より良い方向を目指していただければ、それでいいかなと思います。

これ2回目ですのでね、その後もそのまま通告していれば勉強されていたんでしょうけど、こちらの通告の在り方もまずかったかもしれませんけれども、ただど地方創生で移住のことを問うわけですから、当然このことは押さえて臨まれるんだろうなというふうに思っていたもんですから、いいです、また議論する機会があると思いますので。

市長の方も先ほども答弁いただいたように、移住定住に対しては、前向きに取り組んでいく、

様々な知恵を絞っていくと、そして、本市で一生懸命取り組んでいるんだという評価もいただいたという話もありました。そういった中で企画政策課が中心になっている部分があるわけですが、この移住対策等の庁内検討会みたいなものを随時行って行って、各課の意見を吸い上げてまとめ上げていかないと難しいというふうに企画政策課内でもしっかり分析が出ているんです。そのことがしっかりなされているんですかね。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○企画政策課長（仮重良一君） 今回、まち・ひと・しごと ころざし創生戦略の策定におきまして、昨年度は、地方創生推進本部会議並びに五つの部会等を開きまして、職員と協議をいたしまして、総合戦略が策定されたということで、その検証等については、6月議会の全協でも説明・報告をいたしましたように、本部会議並びに外部の方々の会議等の検証も行いまして、更に各課の分につきましては、進捗状況等を毎年上げていただいて、それに基づいて検証していくというふうな考えでおりますので、このことについては、今後も続けて会議等を行ってきたいというふうには考えております。

○13番（小野広嗣君） この移住定住等の庁内の検討会、これを定期的に行って、各課と連携を取りながら、この移住定住に対しては取り組んでいかなければいけないという、総合的ないわゆる企画政策課内での分析なんですね、この定期的というのは1年に1回とか、そういったのを指すわけじゃないでしょうか。

○企画政策課長（仮重良一君） 今答弁しましたのは、全体における総合戦略のものについての検証でございまして、今議員がおっしゃる移住定住に向けての特別な、そういう会議につきましては、今後検討してまいりたいというふうには考えております。

○13番（小野広嗣君） 今課長が答弁をされましたように、移住定住等の庁内検討会議を、いわゆる定期的に行って各課からの声をしっかりと吸い上げて推進していかないと、この移住定住というのは、実効性のあるものにならないという企画政策課内での考え方なんですね、そこはどうか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおりであろうかと思えます。常に現在の進捗率を捉えながら、次のステップに進むためにはどうすべきかということにつきましては、それぞれのこの地方創生事業のみならず、他の事業においても同じことだと思えます。

特に、この地方創生事業につきましては、今後の人口減少社会に備えるということで、20年、30年先の志布志の未来を担う大きな事業ということでございますので、しっかりと現状把握を定期的にしなが、目標達成のための意識づくりをしてまいりたいと思えます。

○13番（小野広嗣君） 今市長の方からそういった御答弁でありました。しっかりとした目的意識も持って取り組んでいかなきゃいけない。ましては、今後の10年間を占う総合振興計画等も練っていく過程でありますのでね、なんととっても情報が一番大事なかなというふうに思います。現場を肌感覚で、皮膚感覚で知っている、そういった情報というものが、やはり庁内にしっかり上

がってきて議論ができるということが大事だろうというふうに思っています。

この項ですが、市長、ここに堺屋太一さんの『人を呼ぶ法則』という本があるんですね。もう人をお客さんとして呼ぶ時代は終わったんだ、まさしく人材を我が地域、呼んでいかなきゃいけないと。そこに働く人、住む人、お金を使う人、そして、稼ぐ人、それを呼び込んでいかなきゃいけない。結局ずっと読んでいくとですね、普通マイナスかなと思うことを逆手にとってるんですね、やっぱり。日本の万博を成功させていますね、上海万博、沖縄の海洋博、30ぐらいの大小のイベントを行って行って、全部成功しているんですよ。その方が言っている「人を地方に呼ぶための法則」が網羅されています。それをやっぱり読んでいったときに、「非日常性が大事である」とかですね、例えば、大隅は鹿児島から見て「陸の孤島」と昔から言われてます。でも、それを逆手に取ることが、遠いことが魅力になるとか、様々発想の転換を強いられるようなことが書かれています。

そういった意味では、今市長の方からも、しっかりとしたビジョンを持ち、目的意識を持って取り組んでいくんだということでありましたので、様々な所から情報を入れていくということが大事だろうと思いますので、ぜひ参考にしていただければというふうに思いましたので、少し申し上げさせていただきました。

市長は読まれてはいないですね。分かりました。

次へ行きたいと思います。

公共施設等の適正な管理に向けて、先ほど答弁をいただいたわけですが、確かに26年、総務省の方より総合管理計画を28年度中に策定をするようにというふうにあったわけですので、今鋭意取り組んでいらっしゃるって、明年の3月末、28年度末をもって策定が完了し、その際に3月定例会中に議会にお示しがあるというふうな理解でよろしいんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話のありました3月中には策定ができるように取り組みたいと思います。

○13番（小野広嗣君） そういうことであれば、それを待ちたいというふうに思いますが、早い自治体は前倒しでもう出来上がってるんですね、うちは国の指針に従ってギリギリ駆け込んでいくと。他の自治体もそういった自治体が結構多いわけですが、できれば前倒しで進んでいった方が国の様々な補助、あるいは様々な施策に乗っかることができたろうになんということがあります。

その件は、後ほど申し上げさせていただきますが、公共施設、または道路だとか橋だとか、そういったインフラも含めて、市が管理しなければいけない物の老朽化というものが進んでいく。ここにどれだけ早めに止血をしていくのか、手当てをしていくのかというのが大事。そして、これの見極めというのが、すごく大事になってくるわけですね。そういったときに一番大事になってくるのが、長期的展望に立った、いわゆる公会計の在り方なんですね。

国が、先ほど市長も述べられたように、いわゆる固定資産台帳等をしっかり作成していく。そして、もう一方では、そこと照らし合わせて複式簿記の導入を図って、公会計の、いわゆる今後

の見通し、そういったものをしっかりなし得ていかなきゃいけないというふうになっているわけですが、これも27年から29年度にかけて完成をとということで、早いところは、もう済んでいます。本市はこれからですが、この進捗状況はどうですか。

○財務課長（西山裕行君） ただいまの公会計についての御質問ですけれども、本市においても平成29年度末までには、統一的な公会計に移行するというので、今作業を進めているところがございます。

これにつきましては、先ほどもございましたように、固定資産台帳を整備する必要がございますので、今それに向けて作業を進めているところがございます。

○13番（小野広嗣君） 先ほど冒頭市長の答弁が少し聞こえづらかったというか、であればですよ、固定資産台帳は、まだ整備中という理解でいいんですか、整備がし終わったというようなニュアンスで、僕は冒頭聞いたんですけど、どうなんですか。

○財務課長（西山裕行君） 固定資産台帳の整備につきましては、26、27年度で整備を進めてきております。

今現在はほぼ終了している状況でございますけれども、今後、今年度中における財産の取得等とか、そういう異動関係がございますので、それを今作業を進めているところがございます。

○13番（小野広嗣君） 理解できました。少なくとも、そういった状況に進んできて、でも国が示したは27年度から29年度の中の、29年ギリギリで仕上がるということですよ。

ですから、僕は総合管理計画にしても前倒し、せめて1年前倒しぐらいで進めて欲しかったなと。市が持っている固定資産、あるいは様々な施設に対しての白書もまとめ上げていかないと、こういう時がくるよという話を、僕は再三してきているんですよ、ここの一般質問の場ですね。五、六年前からそういう話もしているんですが、この時に、やっぱり至ったなど、やはり1年ぐらい遅れているなという気がするんですが、そこらはどうなんですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

29年3月、来年の3月までに志布志市に公共施設等総合管理計画策定検討委員会のもとで、このことについては策定をするということで、期間ギリギリになっているということにつきましては、様々な取り組みについて遅れているというふうには認識してはいるところがございます。

合併いたしまして10年が過ぎようとしておりますので、今後の公共施設の在り方についてはどうすべきかという議論については、様々な形から御提案いただいているところがございます。そのことをしっかりと市民の皆様も含め、同じ理解が得られるような、同じ土俵に立てるような形での進め方ということで、今回、国の方でこういった形で進めるように指導があったということにつきましては、私どもにとりましても、有り難い内容になるかと思います。

今後につきましても、このことを更に精査いたしまして、市民の方にも十分情報を提供しながら、今後の公共施設の在り方につきまして、大きく御意見等を賜りながら進めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 少子高齢化の時代に入って、いわゆる扶助費が膨らんでいくわけですね。

そういった中で、様々な生活保護費であるとか、膨らんでいく状況の中で、一方では、インフラが結局老朽化していく。そこに対する、手当てる財源もないという、この悪循環があるわけですね。そういった状況の中で、しっかりとした見直しをしていく時であるということは共通認識だろうというふうに思うわけですね。だから、このことが1年前、早ければ早いほど、その自治体は、いわゆる未来へ向けて予算を組んでいけたわけですよ。未来予測というものをしっかりやって、そこへ向けて総体予算の計画を練り上げていく、そのことがかえって市民益を損なうことがないということに僕はつながっていくんだらうなというふうに思います。そこは共通認識だろうと思いますので、そういったことを含めて取り組んでいていただきたいというふうに思うんですが、ここに新聞の切り抜きでもありますが、「公共施設再生の道は」という大きく出た新聞の記事なんですけど、この記事等を見ていくと、特に合併をした市町村というものは多くの、言葉は悪いですけど、不必要になっていく施設というものも抱え込んでしまっているんですね。そういった意味では、大変苦しい財政状況に迫っていくと。そうなったときに、自治体としては更新していく財源が足りないので、そこは統廃合等も含めたり、あるいは無くしていく、除却していくしかない。そういったときのいわゆる公共施設、あるいはインフラ全ての総面積があったとしましてね、その総面積の3割から4割は削っていかないとやっていけないという試算がもう出てるんですね。そういったことに対して、今庁内で整備していることが1年前倒しであれば、今僕は言っていることが、もう見えてるんです。僕が言っていることが見えるのは、本市は29年ですよ。その分遅れちゃうということなんです。そこに対する認識はどうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併いたしまして10周年、本年は11年目ということになっておりまして、ただいまお話にありましたように旧町のそれぞれの施設について、今後も利活用が必要なかどうかということについては、真剣に討議すべき時期にきているというふうに思います。

そしてまた、それをするにつけても市民の方々の御理解が必要と、そしてまた、議会の承認は当然いるかと思いますが、それらの協議をする際に、このような形でしっかりと議論ができる資料をまとめていくということについては、今後も更に整備をしながら、精度を上げて取り組んでまいりたいと思います。

そのようなことで、私どものまちでも、今後は策定された計画に基づきまして、少しでも財政の負担にならない形での施設整備についての提案をしてまいりたいというふうには思います。

○13番（小野広嗣君） 今市長の答弁は理解できるところであります。まさしく、もうその時に至ってましてね、ここの判断を早くできたところの方が財政的には守られていくわけですので、今市長があったような方向で、ぜひとも取り組んでいていただきたいなと思います。

施設の統廃合となると、すごく難しい問題を抱えるわけです。そこには、やはり反対も出てくる、議会内でもいろいろ出てくるでしょう。そういった問題も抱えていく。そういった問題をクリアしていく中で、例えば、さっき言いました総面積を3割4割減らしていくという抵抗が出てきます。

それに対して、既存の施設を「縮充」という言葉、いわゆる小さく縮める縮約の縮（しゅく）です。縮に充（じゅう）というのは、満ち足りた充実の充（じゅう）、縮充という取り組みをやっていって、それを改善していく方法等があるんだというふうに提案をされている学者もいらっしゃいます。既存施設をしっかりと、その設置目的等が当初ありましたよね、そういった目的をもう一回見直して、大きなくくりの中で設置目的をつくって、そこをより充実したものにしていくと。そういう使い方で、この公共施設の問題をクリアしていく方法があるというのを提案されている学者もいます。

また、当局の方にもそういった情報の提供はできますので、あとでまた市長の方もお聞きになっていただければと思いますので。様々な取り組みが今後なされていく。先ほど冒頭申し上げましたように、地方創生に向けては、これそのまま関わってるんです。地方創生というくくりの中で、この質問もしようかなと思ったんですけれども、あまりにもぼやけるといけないということで、改めてこうやって出していますので。様々なプランニングを立ててどこも取り組んでいますので、そういったものをしっかり参考にさせていただくように、こちら情報としてお出しできるものは、担当課の方にお示しをしますので、またしっかり議論をしていただければなというふうに思います。

この件で、どうしても先ほど後でお示ししますというのがあったでしょう。こういった計画が遅れると、こうなるんだよということが1点あります。

実は先ほど総務省が一昨年に、この総合管理計画のことをうたったって言いましたよね。そういったものを見込んで、先にスタートしている自治体は当然あるわけですよ。この総合管理計画を作り上げたところがあるわけですね。そういったところに対して、我々も今後できるわけですが、総合管理計画を作成した上で進めていく今後の統廃合の取り組み、廃止やら複合、様々あると思うんですが、こういった取り組みに対して、国は地方債ですよ、市長、地方債を充てることをもう創設してるんです。だから総合管理計画を先にスタートさせているところは、国が提案している新たな地方債を活用してもう進んでいるんです。だから、そういったふうに自治体間の競争がある中に、国が示したスパンだけで仕上げればよいよというような仕事の在り方であれば、先んじている自治体より遅れてしまう。その分だけ市民益を損なうということなんですね、そこをぜひ理解をしていただきたいという思いがあって、今回この質問をしているんです。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画を策定することによりまして、今お話がありますように、計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の充当が認められると。そしてまた、この計画に基づく公共施設の集約化、複合化についても、公共施設最適化事業債の活用が可能になるということについては、認識しているところでございます。

ただいまお話がありましたように、この地方債の活用を現に進めている自治体がもうあるということにつきましては、まだ不勉強でございますが、今後は私どものまちでも、この事業を活用

しながら、公共施設等の総合管理計画に基づく新たな施設の利用形態を目指してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今市長言われたように、今後も本市も当然活用できる地方債になってきますので、新しい地方債の活用というふうに捉えていいんだろうと思いますので、ぜひとも公共施設の見直し等も含めて、どういったことに取り組んでいくのかと。そういう答えを早く出して地方債の活用というふうにつなげていただければなというふうに思っております。

あと1点、いわゆる民間にできることは民間に任せようと、こういう流れ、本市も様々に、そういった部分に取り組んでいる部分もあるわけですが、例えば、施設を一つ任せるにしても、一つの組織に任せるんじゃないくて、全て一括、一括して任せると、その方がいわゆる経費が浮くという取り組みをもうどんどんし始めていますね。そこについての考え方、指定管理者制度とか様々なことで受けてやっていただいている方法も今あるわけですが、そういったものの総合的に捉えて一括方式みたいな議論というのはなされてないんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お示しの事業については、まだ取り組みはしていないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 取り組みをしろということではなくて、そういった方式があるので、こういった取り組みをやっているところがあるので、そのことについての検討をしたことはないのかという意味ですのですね。

まだ検討はしていないということでもよろしいですね。じゃあ今後のこととして、そういった事例も含めて、十分に検討に値する、ここ3年ぐらいの議論の中でですよ、していかなきゃいけない課題だろうと思いますので、これは一応投げかけておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次のPPP／PFIの方に入らせていただきたいと思います。

これですね、市長、合併して即、いわゆる基本構想がありますね、10年間の基本構想、今度また見直しですけれども、この時から当然、合併した時からPFIの導入というのほうだってあります。

そして、その翌年度の集中改革プラン、この中でもPFIをどんどん活用していくんだというふうにうたい文句としては、うたってあります。そして、市長の様々な、これまで述べられてきた活字となった中にも、そのPFIの活用というのがうたってあります。あくまでも、この10年間、そういったものが述べられてきていますけれども、具体化には至っていない。お書物止まりで終わっているということがあって、いったい年度年度いつも「PFIの活用」ってうたっているけど、どこまで真剣に議論しているんだろうという思いがあって、今回こういったことを投げかけているんですが、そこに対して率直な答弁をいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

PFIにつきましては、ただいまお話のように、私どものまちでも活用していこうということの方向性につきましては、様々なレベルでお話をしているところでございます。

具体的には、官民連携ということでございますので、その公共施設の設計や建設、維持管理、運営を民間企業がやるということでございまして、この趣旨については十分に理解はするところでございますが、まだ担当の方で、そのようなレベルの協議にも進まない。しかも、そのような形で先進事例というものを積極的に取り入れようというような形にはなっていないところでございます。

そのようなことで隣接地でも、この事業が進められようとしておりますので、今後においては、その事例等を参考にさせていただきながら、本市でも取り組みがされるような形での展開をしてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 少し今後前向きに取り組んでいかなきゃいけないなという認識はおありなんでしょうけど、まだ具体化していないという状況なんだろうね。見えているのかという、だから質問通告にはなっているんです。全然まだ見えてないんだろうなという思いがあったもんですからね。

そこでですよ、先ほど市長の答弁を聞いて、このPFI事業の実施状況ということがあって、25年度末の段階でございました。すごく古いデータなんですよ、僕に言わせれば。これ25年度末で415件、ここで4兆円だという話がありましたね。僕が持っているのは、25年じゃないですよ、本年度の3月いっぱいまで締めたデータですよ。これで見ると、もう527件ですよ、PFIの事業を導入している案件は。そして、もう5兆円近くなっています、その契約金額の推移がですね。これを見たら市長分かりますがね、一目瞭然、右肩上がり、すさまじい勢いですよ。このくらい活用がなされているわけです。そこに対する認識が少し弱いのかなというのと。

そして、PFIの推進アクションプランというのが、この5月18日ですよ、本年の。PFIの推進会議で決定をいたしました。その全てをここで述べるつもりは全くないんですが、特にコンセッション事業という取り組みがあって、その中で、これまでもあったわけですが、その中で、文教施設、そして公営住宅、ここへの取り組みを強力に推進するんだというのがうたっています。

そういうことといえば、そこに対する視点というのは、まだうちは弱いなという気がしてならないんですが。

市長ですね、ここにちょっと資料を持っていますけれども、これ鹿児島銀行の関係で九州のファイナンシャルグループで、このPPP/PFIについてのセミナーというのをここ数年取り組んできているんですね。そして今年の7月、城山観光ホテルで100名集めまして、この時は鹿銀がバックにいるわけですが、実際これを講演しているのは、民間資金等活用事業推進機構というところから来ているわけですが、ここでうたっているのが、「小さな自治体の小さなPFI案件事例」という研修会だったんです。ここを見れば、全国でPFIを活用している県ごとに全部数字が打ってあるんですが、当然、ここと言えば近くでは大崎があったりですね、鹿屋桜ヶ丘子育て支援住宅整備PFI事業とか、あるいは指宿が道の駅で初めてこのPFI事業に取り組んだ案件であるとか、鹿児島市内のプール整備事業であるとか。こういったものが細やかに出ていますよ。それは鹿児島であった案件ですからね。

そして、これを見ていくと、「小さな自治体の小さな案件がPFIに向く理由」と書いてあるんですよ、これすごく今までだったら手続きが大変だとか、準備コストがかかるんだとか、大きな自治体の大きな案件のみにPFIは活用できるんだみたいなところがあったけど、時代はもう変わっているんだということですね。そこを押さえていくと、どういったのに使えるか、うちは給食センターありますけれども、中学校の空調設備、そして浄化槽、様々書いてありますけれども、案件がパターン化されたやつは、次々と案件化が進んでいくから、着手が早いと言われてるんですね。小さな自治体だから、首長と職員の意思疎通もできている、議会のまとめもしやすい、様々あります。そして、住民の声も議会に、あるいは市長に届きやすいと、大きな大都市に比べてですね。ですから導入、行政手続きも簡単にできるんだというふうにあります。地元企業を有効活用もできるんだというのがずっと載っています。

この先ほど申し上げました機構のプロジェクト推進組織というのがあって、これは、こういった案件に取り組みたいとか、こういったものを検討したいと言ったときに人材派遣をしているんですよ。専門家の派遣を、当初は無料で派遣しています。こういったこととこの利活用というのは考えてきてないんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人材派遣につきましては、国の方で平成23年度から実務経験者の派遣制度があるということであるようでございます。

そしてまた、この事業につきまして、質問、疑問の地方公共団体につきましては、PFIの実務に応じた専門家が派遣されているということで、私どものところでは、このことについて、具体的な検討をしてなかったところがございますので、この派遣については、活用がされてないところがございます。

○13番（小野広嗣君） どういったことに取り組むかという初期段階で様々な知恵アイデアをいただきながら、そして庁内の職員のアイデアもしっかり取り入れながら、どういったことができるのかなということをやはり検討していただきたいなというふうに思うんですよ。見ていくと、PFI導入のためのマニュアル、あるいは先行事例集とか、しっかり国の方でも用意しているわけですよ。

そして、PFI導入のいわゆる道順というか手引ですね、これも含めて、そして、地方公共団体向けのデータベースまでしっかり置いてあるんです。こういったものをしっかり活用しながら検討していくということはされてないんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

担当の方で研修には行っているようでございますが、そのことにつきまして、具体的に取るための働きははまだしていないところがございます。

○13番（小野広嗣君） この内閣府の民間資金等活用事業推進室というところが、こういう情報発信をきっちりやっているんですね。そして、先進自治体は、そういった事例、あるいは派遣アドバイザー等を受けて取り組んでいっていると、そして進めていっているという流れがあります

ので、本市としまして、しっかりとこういったアンテナを張って取り組みをしていただきたい。なぜ、こういうことを一つ言うのかといたらですね、一昨年ですよ、2番議員の青山議員が、いわゆるPFIの手法を使っての空調設備、さっき言いましたね、空調が入ってますよって言いましたね、その段階ではこういったふうになってないんですが、その段階でも大きな自治体だったと思うんですが、三つほどの大きな自治体の例を挙げて導入しているところがあるからどうですかと。直轄方式と、いわゆるPFI方式を見ていったとき、直轄方式の方が断然安いというデータを教育委員会の方が出して、それを受けて市長の方は、そういう状況だから、今は考えられないと。ただ優先順位を考えたときに、こういった猛暑の中で、温暖化の中で大変な暑さになっていく、そういった中でクーラーの必要性というのは、その重要度として高まってくるだろうと。だから当然、教育委員会が進めていく耐震化、あるいはそれに付随する工事うんぬんありますね。そういったものの次に優先順位としてくるんじゃないかなというふうに僕なんかは思っているんです。そういうふうに思っているところへ、こういったPFIの手法が簡素化され、そして緩和されていく。その中に文教施設、先ほど言いましたよね、小さな自治体が取り組める事業として空調設備って、しっかりうたっている。それで、うたっているだけじゃないんですよ、実際にやってるところもいっぱい出てるんですね、大きな自治体じゃなくてもですよ、10万規模ぐらいでもやってるんです。そこはどういうふうに行っているかといったら、PFIの手法、そしてリース事業ですね、そして直轄型、こういったものをしっかり見比べて、総合評価方式を導入して見ていたらPFIの手法の方が13%安かったっていうんですよ、そして導入をした。

そして、市内の業者の活用ということも含めてですよ、特別会社を設置して、特別な目的会社を設置して、そこをもって13年の契約で市とそこの会社が分担しながら取り組んでいくやり方を始めています。そういった取り組みができるのに情報が無いだけに、ああいったやり取りになって、一生懸命に2番議員も言われて、先進事例でこうやってあるから、メリットが何かあるはずだからというふうに言われたわけですね。あるんですよやっぱり、あるからこういった流れが出来上がってきているんですね。

そういったことを受けて、その時に答弁した教育委員会、市長、ちょっと答弁を求めたいと思います。

議長、教育委員会は通告してませんが、関連ありますので、よろしくをお願いします。

○議長（岩根賢二君） はい、特に許可します。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

PFI方式の導入につきましては、今議員言われましたように青山議員の方から空調設備の導入にあたってPFI方式は導入できないかという御質問がございました。

その中で、教育委員会でもいろいろ検討した結果、直轄方式の方がいいのではないかという結論で答弁をしたわけですが、今日の小野議員のいろんな御指摘を聞きながら、私なりに感じたことが三つございます。

一つは、市の方でまち・ひと・しごと ころざし創生戦略の中にPFI方式を活用していく

という、そういう方向性が打ち出されているということと、それからPFI方式というのは、何といいましてもコストの削減ということと、それから公共サービスをきちんとやっていくという、そういう目的がありますので、そういう目的はきちんとかなったものでなければいけないということと。

それからもう一つは、一番感じたのは、今回PFI方式の利点、メリット、そういうことについて研究をすれば安くできる部分がたくさんあるんだと、小さな自治体でもできるんだという、そういう指摘もございましたので、今後本市の教育委員会にもいろんな事業等ありますけれども、先進事例、いろいろあるようであります。神戸市とかやっておりますし、本県においても、先ほど議員の方からありましたように、やっているところがありますので、そこら辺のメリットを十分生かしながら、また研究を進めていきたいなど、そういう感想を持ったところでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の方から様々な事例等も含めて、このPFI事業は進められている現況についてお話があったところでございます。

改めて、私どものまちで進んでない理由を考えてみますと、先ほども申しましたように、担当の方ではそれなりの研修はしているところでございますが、実際に具体的にこの事業について、どのような検証ができるのかということまで及ばなかったということがあるのではないかなというふうに思ったところでございます。

今後においては、私の方で具体的な事例を示しながら、そのことについては精査を重ね、PFI事業に取り入れられるものについては、取り組んでまいりたいというふうに考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） このことばかりやっているわけにはいきませんので、今市長の答弁を受けて、お書物に「PFI手法を取り入れる」というふうに書いているだけではなくて、実際に検討段階にも入って欲しいということがありますので、ぜひともそれを求めておきたというふうに思います。

では、次へ移りたいと思います。

クルーズ船、この船舶の誘致ですが、先ほど市長も、その必要性は認められながらも、まずもって、うちとしてはバルク戦略港湾の推進というのが大きな目的の一つになっています。それはもう、全く私も同じ考えで、それでもなおかつ、あえてこういった質問をしたのは、そういった時に至っているというのをお互いに共有しながら前を向いてですね、施策を前進させなきゃいけないというふうに思っているんです。

昨年の6月か9月でしたか、3番議員、野村議員の方から観光振興というくくりの中の一つとして、観光バスの利活用があまりにもなされていないと。先ほど市長が言われたように、これまで志布志港に入ってきたそういった観光船、入船は限られていますね。そういったことを見たときに、もう少し頑張れないのという視点で質問をされていましたね。その時に、先ほど市長は、やはりバルクの方が先にあるんでしょう、聞いている限りにおいては、その必要性は認めるけ

れども、まずこちらが先だという答弁です。それは先なんですよ、確かに。だけれども、昨年もこう言われてますよ。「志布志への経済効果並びに志布志港のPRという面から考えますと、このことにつきましても積極的に誘致活動をする必要があると考えてはおります」というふうに言われてるんですね、これ実際、そのアクションをその後起こされたんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年につきまして、日本クルーズ客船、大阪が本社でございしますが、こちらの方に県と一緒に訪問しまして、誘致の活動はしてきております。

○13番（小野広嗣君） 質問を受けて以降、1回はアクションを起こしたという理解でよろしいですね。分かりました。

もっともっと動いて欲しいんですが、そのことは今から申し上げさせていただきたいというふうに思うわけですが、冒頭質問をしましたように、国が今回の第2次補正予算を組んで大きく港の整備に乗り出しましたね。そして、それも今までだったら、大都市が受け入れていたわけですが、その果実を地方に分けなきゃいけない、地方創生が大事なんだという観点から、いわゆるこういった取り組み、まさしく地方の港こそ、このクルーズ船をしっかりと受け入れて地方の活性化につなげていくんだというのが背景にあるわけですね。それを受けたときに1点、岡野副市長もせっかく見えていますので、こういったことに対する情報ということも持っていらっしゃるんでしょうけれども、市長と様々なやり取りをしていただく中で、こういった部分においても活躍を願えればなと思います、このことに関して一言、1回しか質問しませんので、御答弁をお願いします。

○副市長（岡野 正君） ただいまの御質問でございすけれども、確かにおっしゃるとおりですね、クルーズ船につきましては、今回の補正の大きな目玉ということになってございます。たまたま今回の補正につきましては、既設岸壁を補修する、それを改良することによって大型船が入れてような、そういう岸壁を造りましょうというのが大きな目的になってございます。

たまたま志布志の場合には、そういった岸壁が存在してないということで、このチャンスをうまく利用できてないと、そういうところもあるかもしれませんが、今後、志布志・大隅が発展していくためには、このクルーズ船といいますか、旅客船バースを十分活用していくというのは非常に重要なことだというふうに認識しておりますので、市長と一緒にいろいろこれから努力してまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 今副市長答弁ありましたように、ぜひ御協力をいただきながら力添えいただければなというふうに思いますので、市長、これ今月の3日の一般紙なんですけど、同じ新聞ですけども、日本一周大型フェリーで個室で行くと、日本周遊船の旅7日間と、値段もかなり下がってきていますね、今。これが同じ日の同じ新聞に3枚載ってるんですよ、クルーズだけで、これ一面全部ですよ。そして3枚目は、なんとオールカラー、同じ日の同じ新聞に3枚クルーズが出ているんですよ。すごいですよ、もう単に静かなブームじゃないんですよ、もうにぎにぎしいブームになってきていて、このために自治体が本当に陳情合戦を行っていて、予算の取り

合いになっていくだろうというふうに言われています。だから、その時にしっかりアンテナを張っていかなくちゃいけないなというふうに思うんですね。

九州クルーズレポートというのを九州の地方整備局が出しています。毎年出すわけですが、毎年の分と直近の分があります。去年の分であればですよ、鹿児島は全国で7位、上位ですよ、本当に上位。九州でも博多、そして長崎、そして鹿児島、ここ争って長崎がすごく今頑張っていて、1位は博多ですけどね。博多は全国で1位です。九州が上位をかなり占めているという流れの中で、油津港が頑張ってるのは御存じだと思いますけれども、去年が9回来ているわけですよ、油津港、大型クルーズ船ね。これ直近の7月分までのまとめが出ています。これで鹿児島が去年1年分より1個少ない52、去年が53ぐらいなんですよ、もう7月で52回、鹿児島港。

油津港は、去年までが9回、だんだん増えていきますね、毎年毎年増えてる中で、もう7月までで14回ですよ、すごい数です。

そして、見ていくと、志布志も先ほどあったように、一昨年きていますので、この日本全国で寄港した地図があるんですね。地図があつて志布志にもマークが付いてるんですよ。これを見るところうれしいんですよ、志布志市にもマークが付いているから、これは2014年度だから付いてるんですよ。当然2015年度の地図を見ると、これは志布志は丸が無いと、さびしいなというふうに思うんですけども、なぜなのかなと思つたら、各港を持つところの自治体の長がポートセールス等を行ったときに、先ほど行ったと言われました。もう死にものぐるいで、死活問題で取り組んでいるということが証言としてあるんですね。そこを受けたときに、市長も頑張っていらっしゃるんだけど、バルクを抱えながらですので、クルーズに対してのポートセールス、まだまだ弱いんだなという気がしてならないですね。

そういった中で見ていくと、全国クルーズ活性化会議というのがあつて、ここを国交省が支援をしているんですね。その中で今99の団体が入っているんですが、その中で、例えば鹿児島はですよ、鹿児島県だけが入っているんです、鹿児島県だけが。ところが宮崎は宮崎県、宮崎市、日南市、日向市がしっかり市単位でも入っているんです。そして、セールスを行う、情報交換しあう、そういったことをやって、今があるんだなというふうに思うんですが、市長、これはやっぱり、こういった団体に、県としっかり協議しながら、うちは単独でも入らせていただきたいと、県と一緒に入らせていただきたいという取り組みはできないんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

クルーズ船の誘致につきましては、急速に伸びているということにつきまして、私も本当にびっくりしているところでございます。

そしてまた、日南の油津港においては、盛んに市長が誘致活動について取り組んでいるということについても十分承知しているところでございます。

そのような中で、志布志港においては、長年の懸案事項でございますバルク港の整備について非常に遅れてしまっているということがございましたので、まずもって、そちらを推進していかなくちゃいけないということで、集中的にそちらの方の要望活動になっているところでございます。

時代の流れの中でいけば、当然観光船バースもあるわけでございますので、こちらの方の活用をするためには、このクルーズ船寄港が果たされるように港の整備についても、新たに要望しなければならぬということでございますが、現在においては、県の方でも、港湾計画の改定作業については、バルク港の整備についての改定作業という内容にとどまっておりますので、こちらの方で、まずもって県に要望しながら、次のステップまで入れ込むような改定作業というものを今後県に要望し、そして、あわせて国に要望してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） こういった客船を呼ぶと、こういったことと呼べるのかと、当然港の整備とかありますね。飛鳥Ⅱが有名ですけれども、日本においてはですね、飛鳥Ⅱのいわゆる幹部職員が述べた3点というのが、簡潔明瞭ですよ。一つは、その地域のイベント力、イベントですね、二つ目は観光資源、3つ目は集客力、それをうたっているわけですね、ここがそろっていくと飛鳥は寄港できますよということで、いわゆる志布志港にそういったものが入ってくるとなると、志布志の知名度アップはもちろんのこと、いわゆるこの湾岸エリアを使う、臨海ですね。こういったものでしっかり協力し合って取り組んでいくということが大事なんだろうなというふうにも思うんですね、志布志市単独ということも含めて、もう少し広げてという取り組みも大事ななというふうにも思うんですが、もう少しですね、バルクのこともありながら、あまりこっちのクルーズ船のことをやると、せっかくバルクで県も動き始めてるところに、ちょっとチャチャが入るのかなという心配も僕も多少はするんですが、でもそんな時代じゃないだろうと。こういった状況の中で、そのことに取り組もうとしている自治体に対してチャチャを入れるようなことをあり得ないなと僕は思うもんですから、そこへ向けてはですね、市長がしっかりとした取り組みをしていただきたいなと、強く前向きにですね。

同僚議員の方からも昨年もあった話でありますので、ぜひとも答弁をひとつ求めて次へ移りたいと思いますので。

○市長（本田修一君） 正直に申し上げまして、先程来お話ししますように、志布志港の整備については、バルク港の整備促進ということできているところでございます。

そして、その次には、今港湾関係の方から要望が上がってきておりますコンテナふ頭の延伸というのが要望事項として上がってきております。こちらの方は、港湾計画の改定の中で可能というような方向性が出ておりますので、同時にやっていきたいということではございます。

そして、新たにクルーズ船の寄港を促すための整備ということになれば、その次のステップになろうかというふうには考えていたところでございます。

だけど、今お話がありますように誘致活動については、別途ではないかなというふうに改めて考えましたので、誘致活動については進めながら、この港の整備についても同時に進めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長の方から誘致活動については積極的に進めるということで、バルク港湾ができる、そして、コンテナの関係もありますけれども、志布志市民にとって、そんなに大きく関係はないんですよ、言葉は悪いですけどね。港があるのに志布志市民が港に親しみを覚え

ない、これはやっぱり観光としてクルーズ船等が来ると、我が港にあんな有名なクルーズ船が来た、これは誇りですよ、やっぱり。そういった見えない力というのがありますので、その誘致に向けての活動は、積極的に今後とも取り組んでいていただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

最後にペーパーレス化ですけれども、それなりになっています。もう市長も御存じのように、もう企業等ではとっくにペーパーレス化は進んでいる。議員の1期目の方々と話をする機会があれば、すごい議会って書類が多いんですねと、書類の中に埋もれるぐらい、前の書類を探すのが大変だというぐらいあるわけですね。

今回、小池知事が1か月後の記者会見で、手始めとしての改革ということで、記者クラブで会見をしました。その時の内容がA3の用紙があまりにも多い、これをA4にして欲しい、そして裏表の印刷にして欲しい、「一夜で変わりましたよ」というふうに言われましたね。やっぱりこの感覚は大事かなというふうに思いますね。

どうしてもA3でなければならないもの、カラー版でなければならないもの、それはなぜなのかというくくりもしっかり行政では持ってて、必要に応じてやらなきゃいけないものはしょうがないんですよ。だけれども、コンパクトにA4にまとめられる文書であれば、その方がいいわけですから、ワンペーパーで済むのであればワンペーパーがいいんですよ、そういった取り組みを市長がしっかり皆さんに言っていけば変わっていくと思うんですが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市においては、合併以来パソコンの導入を進めてきておりまして、それが全員に行き渡ってきたのは、確か四、五年してからじゃなかったかなというふうに思っています。

ということで、その後の機種を選定ということにもなろうかと思えます。御承知のとおり、今タブレット活用を学校の方で進めてもらうということにしているところでございます。当然そのことと同時に、私どもの方もタブレットを導入しながらペーパーレス化を進めていかなきゃならないというふうには考えるところでございます。

私自身の思いで言えば、来年度ぐらい試行的な形でタブレットの導入と、ペーパーと並行して進めていく、そして次年度においては、タブレットのみというふうにするというような形の方向性は考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長がそういう意向であられるので安心をするわけでございます。

冒頭言いましたように、議会でも研修に行きまして、やはり議会というところがペーパーが多い、無駄も多い、そういった中でタブレットを使っただけの実地研修もあったりですね。説明者がページをめくると、それを見ている議員の側のページもめくれるというシステムももう既に出来上がっていますね。

委員会等で課長が何ページよって、課長は口述書を持っているからぱんぱん開けるんですが、聞いている我々は遅れて開けるということが結構あるんですが、そういった弊害も無くなるんですね。やっぱり半年間の移行期をもって、あとは全ペーパーレス化になったという議会もありま

した。テーブルは、タブレット一つと筆記用具がノートが一つあるわけですよ、テーブルに。スッキリしたもんでした。そういった意味ではタブレット、あるいはタブレットパソコン、これの利活用というのがすごく大事になってくると思います。

本庁舎内、あるいは支所、そして出先機関、こういった所で職員のパソコンによるデータの共有、こういったイントラネットの構築というのは、先ほど少し述べてもらいましたがけれども、このイントラネットの構築は今どこまで完成していると思われませんか。

○情報管理課長（小野幸喜君） 現在、市におきましては、市の情報化実施計画に基づきまして、ICT活用の健全な計画で行政運営の実現に努めているところでございます。

ペーパーレス化につながる施策としては、平成24年度から庁内情報システムのグループウェアなどを更新し、庁内情報の共有化を図っております。

職員への周知等もペーパーレスなどを図り、システム導入で、情報や知識の蓄積がなされていると考えているところです。

その他、長期保存文書の電子化や電子入札なども導入しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 時間が無いですので、鋭意取り組んでいるという理解をしたいと思いません。

市長、このタブレットの導入に関しては、曾於市も議会がもう研修会をやっている、広報、議会だよりに掲載していたんですよ。ただ、向こうは、うちみたいに議会運営委員会で正式にというのではなく、業者が営業できてやっているんです。だんだん、でもそこまできています。

霧島市、鹿児島市等も進めてはきていますけれども、まだ先進的とは言えません。

本市がペーパーレス化へ向けて、また利活用をすることによって行政の合理化を図ることでタブレットを導入し、議会と執行部がまずもってスタートをさせる。そして、課長会議等でもそういう会議ができる。そういった流れをここ一、二年の間には、もう作り上げないといけないというふうに思っております。一緒に歩んでいかなきゃいけないことだと思いますが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありますように、庁舎内においては、私の方の指導で、すぐ可能ということになりますが、議会においては議長等に相談しながら、このことについては進めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 予算要求等も含めまして、議会だけが先走ってもいけませんし、執行部だけが先走ってもいけない。どちらかが研修をする時は一緒に研修をし合うというようなことが望ましいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと教育委員会、最後、校長会議であるとか、あるいは職員会議であるとか、そういったときにですよ、やっぱり紙にあふれたりするという。これもったいない話で、みんなパソコン持っているわけで、そういった中での利活用をしていてペーパーを無くす、ワンペーパーにする。

先ほどちょっと話をしましたけれども、A4にまとめると三、四分で話が終わるんですよ、話も3分ぐらいで終わるとか、そういう工夫をみんなしています。その辺はどうですか。

○教育長（和田幸一郎君） ペーパーレス化の取り組みについてですけれども、学校ほど紙ペー

スで仕事をしてるところは、ひょっとするとないんじゃないかなという印象を持っています。

職員会議、職員研修、報告物、アンケート、保護者への手紙、地域の方への手紙ということで、文書に頼る部分というのは結構たくさんございます。そういう中で、今回タブレット導入という機会になりましたので、ある意味ペーパーレス化に弾みが付くのではないかなというふうに思っています。

私は、このペーパーレス化につきましては、校務の効率化という部分と、コストの削減と、もう一つ大事な視点として、環境教育という視点があると思います。資源の無駄遣いということで、議員が食品ロスのことを取り上げられましたけれども、あれと全く同じで、資源を有効に使うという視点で紙をもっと大事に使うということで考えると、ペーパーレス化というのは、これから避けて通れないのかなというふうに思っています。

平成32年には、電子教科書も導入という方向に進んできております。もちろん紙の教科書と電子教科書と併用して使うということですが、国の流れもそのように紙を使わずにというような方向になってきておりますので、これまで以上に学校の方もペーパーレス化に向けて、急にはなかなかいかない部分がありますが、方向はそのような方に進んでいくのではないかなと、そういうふうに考えております。

[小野広嗣君「議長、終わります」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

2時55分まで休憩いたします。

—————○—————
午後2時39分 休憩
午後2時55分 再開
—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

次に、7番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○7番（平野栄作君） こんにちは、3番目です。よろしくお願いします。

真政志の会に所属しております平野です。

今回3項目について質問をさせていただきます。いつもここに来ると緊張のあまり声が裏返ってしまうような感じがするんですが、久しぶりですので、気を引き締めて質問をさせていただきたいと思います。

今回防犯対策について、それと公用車の貸与の状況について、それと公共施設の改修についてという3点について質問いたします。

まず1点目、防犯対策についてなんですが、この部分、青パト隊のことなんですけれども、市内におきましても交通安全協会、それから退職校長会等、いろんな団体が青パトとして地域の防犯を担ってもらっている状況があります。ただ私も所属はしているんですけれども、なかなか事務の問題であったり、ちょっと市役所とか、ほかの機関で加勢がもらえないもんだらうかという

ような話も、よく耳にしておりました。

今回、その数点について質問をさせていただきます。

まず、青色防犯パトロール隊を団体として立ち上げる場合に、証明申請というのをまず所管の警察署を通じて警察本部長宛てに行きます。そして、適正に行える団体かどうかの審査がなされ、認定された団体には証明書が発行されます。

そして、次に今度は青色回転灯を設置することになるわけなんですけれども、その際に車両の自動車検査証の変更をしなければいけません。そうした場合に警察署の証明を持参して、運輸支局などにおいて証明書発行日から15日以内に自動車検査証の記載事項変更を行い、そしてやっと回転灯の取り付けということに至ります。ですので、まず団体があって、その中に入る場合であっても、その個人、または車両については、この手続きを踏まえなければ、この活動には参加ができないという状況にあります。

この前、防犯協会に行きまして、いろいろ聞いたところなんですけれども、防犯協会に加盟している車両については、防犯協会の方でそういう手続きは一切やっているということでした。

そして、他の任意団体がありますけれども、そういうところについては、各団体でこの事務は行っている。

そして、市内を見渡すと、そういう団体というのが他の市に比べて非常に少ないのかなというのを危惧しています。霧島市さんなんかにおきましては、90団体を超える団体数が登録をされているようです。そういう方向から見ると、志布志市においては防犯協会には大崎町も含まれておりますけれども、台数的にも100台を切るぐらいの台数ではなかったかと思っております。そして、団体についても交通安全協会、退職校長会等がありますけれども、その数を足しても数団体にしかならない状況ではないのかな。

そして今、我々も学校からのメールで不審者情報等がメールで配信されるようお願いしているんですけども、あとでも触れますけれども、そういうメール等を見ますと、結構この近隣においても、そういう事案が多数発生している状況が見受けられるようです。そうしますと、今既存でやってる団体数では、とてもじゃないけど足りない状況になっているのかな。特に早朝であったり夜間であったりというふうに分かりますので、相当の方々が、やはりこういう活動に参画をしてもらわないと、市内の防犯というのは維持できない状況にあるのではないかと思います。

そういう底辺を拡大するためにも、こういう防犯活動に新規に参入しやすい体制を構築していく必要があるのではないかなと。そしてまた、我々も団体に加入しておりますが、その団体の構成員を見ましても、相当高齢化が進んできているような気がしております。私が知っているのは、私たちが入っている安心安全応援隊がありますけれども、そして退職校長会のメンバーを見ますと、相当長く活動をしていらっしゃる方々は多いんですけども、新規に若い方々が入っている状況は、ちょっと目にしていないような状況があります。そういう意味合いの中で、そういう申請事務等について、新たな団体を、PTAでもいいです。新たにそういう団体を作りたいと

いった時に、複雑な事務処理が課されますので、こういうところをどこかが代行して、そういう活動に参画しやすいような状況をつくっていただければ、まだこの活動に参画しようという人は多いのではないかと思うんですが、その点について、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

○市長（本田修一君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

青色防犯パトロール隊につきましては、日頃から地域を積極的にパトロールしていただいているところで、市民に安心感を与え、防犯意識が向上し、犯罪の抑止、犯罪件数の減少につながっているところです。

この青色防犯パトロールの活動につきましては、警察から「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けた団体が防犯パトロールに利用する自動車に青色回転灯を装備するということが認められ、それをを用いて自主防犯パトロールが行われているところであります。

警察からの証明の交付を受けるには、各団体において管轄の警察署を経由して警察本部長に証明を申請し、警察本部長から証明書の交付を受けなければなりません。

また、証明書の交付を受けた後に自動車検査証の記載事項変更手続きを行う必要があるということでもあります。この申請事務につきましては、現在各団体で行うこととなっているところであります。

議員御質問の申請手続きにおけるサポート、どのようなサポートが必要であるのかにつきまして、各団体や他の自治体の取り組みなどを参考に、今後調査研究を進めてスムーズにできるような方向にもっていきたいと考えます。

○7番（平野栄作君） 他の市の取り組みということで、鹿児島市で実際やられておりますね、県内では。これネットで見たんですけども、千葉県の市川市において、ここは防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けるための支援を行っているというふうになっております。

鹿児島市の方でも、この申請事務の代行をやっているんです。なぜ、これを言うかということ、やはり防犯関係、これ防犯だけに今後ほとどまらない枠になるんじゃないかなと思っております。

先般、南日本新聞の方に認知症問題が記載されておりました。その取り組みについて、市町村の間で非常にばらつきがあるというような報道がありました。この防犯パトロールにつきましては、確かに防犯という意味合いの中で、市のある限られた区域をば巡回等するわけなんですけれども、そういう中には、そういう高齢者の方々、そういう方々も多数暮らしている。そして、今後その認知症の方々が増えていく方向にあるというような報道もありますので、そうした場合に、こういう方々がパトロールをすることによって、そういう認知症の方々まで目が届く体制づくりも構築できるのではないかなと、個人的には思っているんです。

この青パトなんですけれども、これは御存知のとおり、平成16年12月1日に法が改正されまして、青色の警告灯を車載できるようになったところです。国の方としても、こういう活動の団体を随時各地に広めていって、そういう取り組みをしていただきたいということ。

そしてまた、今まで数多くの事案がありますけれども、そういう中で不審者情報があるということでは、やはりそこに目が届いていないところがあるのかなと思っております。

そして、もう1点は、このパトロールに参加するにしても、なかなか情報を知る窓口が無い、そういう団体に属している人が近くにいればいいと思いますけれども、そしてまた、用品のことにもつながっていくんですけれども、これに参画するにあたって、非常に持ち出し経費が多数かかるんですよ。これはまた、次の質問をしますけれども、そういう意味合いがあって、なかなか人に紹介して一緒に活動しようかという声が掛けられないの状況も現状では発生しております。

ですから、この市内において、こういう活動に取り組みたい、そして取り組みやすい雰囲気づくり、そういうことが、まずは必要ではないかと思うんですけれども、その点について再度お尋ねをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がございましたように、青色防犯パトロールをしていただいている皆様方においては、常日頃から地域の犯罪抑止のために取り組んでいただいているということにつきまして感謝申し上げたいと思います。

そして、今お話がありますように、現に取り組んでおられる方以外にも、多分そのような活動をしてもいいと、あるいはしたいという方がおられるのではないかなということにつきましては、十分考えられるところでございます。

ということで、それでは、そのような方々がスムーズに、このような活動に取り組んでいただけるためには、どうすればいいかということにつきましては、一番早いのは防犯協会に入ってくださいと。そしてまた、あるいは他の認定されている団体に加入していただくということになるのではないかなというふうに思っています。そのような方々から声掛けしていただきまして、更に会員の増ということに努めていただければ有り難いなというふうに思っております。

先ほど少しお話がございましたように、様々な経費もあろうかというふうに思いますので、そのことにつきましては、このような活動をしていただく皆さん方の心に十分応えるということではできないかもしれませんが、できる範囲内で対応はしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○7番（平野栄作君） 一番簡単な方法は、防犯協会にひっつけることなんですよ、各団体を。これが一番ベターなんですけれども、各団体の活動趣旨が若干ずつ異なっている。そして、防犯協会においては、地区をまたいでおりますので、統一した動きというのがなかなかできなくて、そこに個別のものが入ったときに、総体の動きと連動できるのかどうかというのが、若干危惧されるような気がしております。

この前も、うちの代表と話をしまして、そういう方向でもいいたろうと。ただし活動は我々、立ち上げた団体の中での、やはりそういう活動の目標がありますので、その中での活動をさせて欲しいというのがありました。

そしてまた、さっき言ったように、各地区にこういう団体ができて欲しいという意味合いから

すると、やはり、そこで顔見知りの方々が5台なり、10台なり小さい団体をつくりながら、その地域を活動していく、そういうシステムができれば一番すばらしい。

そして、それぞれの団体が個性を出した活動をすることによって、また違うメリットも出てくるような気がするんです。だから、一括にひとまとめにするという考えもあるかもしれませんが、でも、そうするとデメリットとしては、申請事務が相当な量になりますので、防犯協会の職員の方は手が回るのかどうか、そういう点も出てくると思います。

ですから、なるべくやりやすい方向としては、市の総務課なり等で、そういう事務申請を年に何回というような形で区切った形にしながら受け付けをする。

そして、その中で申請事務等を、団体を作るのであれば、そういう団体を作って、そして、その中のメンバーを確定していく。そういうことで、幅広く団体の育成ができていくと思うんですよ。今の防犯協会の組織の中に入れてしまうと、なかなか活動が、他とマッチングしない部分が出てくるような気がしてならないんですけど、そこらあたりがあるものですから、できれば市の方で、こういう申請事務、そういうものの立ち上げ等をバックアップしてもらって、個性ある活動が展開できるような地盤づくりをやっていただきたいと思っているんですが、その点についてお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

青パト隊の要件につきましては、1番目に県または市町村となっております。そしてまた、2番目に県知事、警察本部長、警察署長及び市町村長のいずれかから防犯活動の委嘱を受けた団体、または委嘱を受けた者により構成される団体。3番目に地域安全活動を目的に設立された法人、特定非営利活動法人、市町村長の認可を受けた地縁団体というのがございます。この1から3まで、いずれかから防犯活動の委託を受けた者ということで、このいずれかを満たす団体で、かつ継続的な防犯パトロール、原則週1回となっているようでございますが、週1回が実施できて、パトロール中に予想される事案に適切に対応ができ、決められた方法で防犯パトロールが実施できることなどが要件になっているということでございますので、市町村長の方で認可をするということも可能になるのかなというふうには思ったところでございます。

今、御提案になりました市の方で定期的に募集をして、期限を区切って受け付けをして、そのような活動をしていただける方に声掛けをするということについては、可能ということになると思いますが、今申しましたように、「しっかりした団体」ということが要件になっているようでございますので、これらのことを十分に調査しながら、このことについては、取り組まなければならないというふうに思います。

○7番（平野栄作君） 最初から始めるわけですから、しっかりした団体かどうかというのは、非常に分かりづらいところがあると思いますが、そこでは、活動要領とか、そういうものを提出されていくと思いますので、そういうものを見ながら市長の方で判断を下していくということになるかと思えます。

特に、うちの団体の方でいきますと、申請時については、団体の概要と規定、そして活動日程

等を詳細に検討した上で、あとは活動者の名簿一覧、それと車のナンバー等を添付して一応申請を出しているようですので、そういう形で、確かに新規でできると、なかなか情報も分からないと思いますので、そういったことについては、またあとで研修会という項目がありますので、そこでもちょっと話しますけれども、まずは立ち上げて活動ができるような地盤をまず作ってほしい。

そして、これはなぜするのかと、子供たちのためであったり、市民の安心・安全を更に促進していくためにつくるわけですので、そして自分たちが空いてる時間をその時間に合わせて活動できるわけですので、そういう意味合いの中で、広くたくさんの方々が、この活動に参画してもらい、そういう土台を作っていただければ有り難いのかなと思うんですよ。でないと、なかなか事案が発生したときに、PTAなり各保護者が、その地区近辺においては動かれます。しかし、我々というのは限られた人員の中で、定期的なもの、また特別に出ることもありますけれども、そういう事案でしか、なかなか活動ができない。そういう中で多数の方々がいらっしゃれば情報共有しながら、一緒になって、その隙間を埋めていく形での活動が展開できていくと思うんですよ。その中でいろんな形で、いろんな地域で、いろんな団体が少しずつ活動していただける、そういうことが必要だと思うんです。そこをもう1点お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がございまして、市内の様々な方々が様々な団体を構成しながらやっている、この青パトの活動について取り組んでいただけたということになれば、本当に有り難い限りだというふうに思います。

今お話申しましたように、ある一定の手続きがかなり煩雑というか、難しいようなふうには感じるところでございまして。

市では、公用車の青パトの申請手続きを一括してやっているということでございまして、それに準ずるような形での取り組みは可能かというふうに思いますので、志布志警察署と協議しながら、このことについては、調査研究をさせていただきたいというふうに思います。

○7番（平野栄作君） まず良い方向ですので、どんどん進めていただきたい。

それともう1点は、防犯協会もやはりその枠の中に入れていただきたい。というのが、我々の活動の中で千人立しょうの御案内をいただいておりますけれども、そういう要請が来るわけですね、防犯協会、いろんなところから。花火大会の警備であったりですとか、そういうのにも参加させてもらっているんですけれども、そういう形でいろんな所で活動していらっしゃると思うんです。交通安全協会にしても防犯協会にしてもですね、ですから活用法ってたくさんあると思うんですよ。ただ、今現状は、なかなか声を掛けてもメンバーが集まらないというのを聞きます。ですから、なるべくこういう活動に参画をしてもらって、お互いに融通が利くような形での活動が推進できれば、また安心・安全が広がっていくし、いろんな形での参加を求められていくのかなというふうに思っておりますので、ぜひその点については、進めていただきたいと思います。

もう1点、ここちょっと自分が勉強不足で教えていただきたいんですが、市に青パトが何台か装着車両がありますが、これの活動時間帯というのと、我々は運転手自体にも制限があるんですよ、その車両を運転して、私が運転しないと活動はできないことになっています。隣に乗るのは構いません。この場合、この要綱からすると、ちょっと逸脱しているような気もするんですが、こういう青パトを回しての活動は市の車両として、どこでやっているんですか。

○総務課長（武石裕二君） 青パト隊における市の取り組み等ということだろうと思います。

今現在、市役所の方には登録をしている台数は約30台ございます。その中で職員についても約300人を超える、これは嘱託職員含めてでございますけれども、登録をしている職員等がございますので、その限定されている車両に、その職員が乗る場合については、なるべくパトロールをしていただくような形でお願いをしているところでございます。

○7番（平野栄作君） はい、分かりました。

それでは、次に移らせていただきます。

次にですけれども、この青パトを実施するとなりますと、青パト、回転灯を装着をまずしないといけない、そしてステッカーを付けないといけない。そして、ある程度外部から認識できるようにユニフォーム的なものですね、そういうものが必要になってきております。こういうことが、他の市町村では補助とか、そういうことは無いのかと思って、ちょっと調べてみましたら、やはり鹿児島市、並びに千葉県の市川市においては、導入促進を図るために青パト用品支給を実施されているところですよ。青色回転灯、パトロール表示ステッカー、腕章、その他の青色防犯パトロールの実施に必要な物品の貸与という形でやられている。

そして、鹿児島市では青色回転灯、この車両用拡声器というのが、よく分かりませんでしたけれども、マグネットシート、ステッカー等、大体1台当たり5万円以内という予算が配分されているようです。

そしてまた、青パトに掲示するこのような用紙については、市の方で購入をされているという状況です。

そしてまた、これは鹿児島市の方だったんですが、これは本市でどうなのかなと思ったんですけれども、活動費補助として要件を満たす、週1回以上とかいう要件があるんですけれども、そういう要件を満たす団体においては、年額1万8,000円が支給されていると。そして、防犯の強化と意識高揚を高めると、本市でも、こういうものを少しでも初期投資として導入できないのか。他市がやっておりますので、こういうこともできると、我々も仲間を呼び込みたいと思うんですけれども、どうしても初期投資で何千円、回転灯だけで7,000円、たぶん基準を満たすのは7,000円程度だったと思うんですけれども、それより安いものもありますけれども、それは基準外ということになりますので、基準を満たすのは7,000円程度。そしてステッカー、もろもろそろえますと、約2万円程度の持ち出が必要になってくる。活動して欲しいと思っても、なかなか声を掛けられないという現状があるものですから、こういう制度があると、我々も広く横に手を差し伸べて一緒に活動して欲しいと、そしてメンバーを増やすことができるんじゃないかと思うんですけ

れども、この点についてお尋ねをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

青色防犯パトロールの活動を始める際には、青色回転灯などの装備に費用がかかるところであります。

本市におきましては、平成18年度にむら再生促進事業におきまして、青色回転灯を装着した車両での防犯活動に補助金を交付したところでございます。

また、平成23年度には、青パト隊のアポロ帽の支給を行ったところです。近年につきましては、物品等の貸与は行っておりませんので、各団体において対応していただいているというところがございます。

議員の御質問の件につきましては、今後各団体の状況などを確認しまして、また他の自治体の取り組み等を参考にさせていただきながら取り組みをしてまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） 青パトも長年していると球が切れたりとか、いろいろ修理箇所が増えてきて、聞きますと、もう修理がきかないというのがほとんどみたいですね。防犯協会の方でも、もう修理じゃなくて買い換えという形で対応されているというようなことも聞きました。そうすると、初期にそんだけ投資をして、品物にもよるでしょうけれども、数年先にはまたそういう形で出費が出てくる。2回目の出費は、自己負担というのもありかなとは思いますが、初期の段階での導入経費の負担をやってもらうことによって、こういうことについての参画が広がっていくと思うんですけれども、そこらあたりはどうですか、考えられないもんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、平成18年度には対応しているということでございまして、私自身としましては、その後についても追加で加入された方に対する青色回転灯につきましても、補正等で対応したんじゃないかなというふうに思っていたところでございますが、担当に確認させましたところ、そのことの措置が採られてなかったというふうに分かったところでございます。

こうして青色回転灯を設置しながら定期的に地域の防犯活動をしていただくということについては、誠に有り難い内容だというふうに思いますので、改めてこのことについては、特に予算等もございまして、青色回転灯ぐらいは対応してまいりたいなというふうには思うところでございます。

○7番（平野栄作君） 青色回転灯だけと言わずにですね、できればマグネットとか、統一した書式の志布志市独自のやつを概略作って、名前を入れられるような感じの、そういうステッカーまでできたら、あとはユニフォーム等は、各団体でそろえてもいいのかなと思うんですけれども、そこまでしていただくと、やはり我々も進めやすいんですよ。一緒に活動して欲しいと、そういう初期投資が無いよということになると、自分たちも人を入れたいというのはありますので、一緒に活動して欲しい人がたくさんいるんですけれども、現状では入ってすぐそういう負担があった上に燃料代ですよ。自分なんか結構走りますけれども、志布志アピア前から大崎のダイワとか、あとは市内、小学校をずっと回ったりですね。そうすると20、30kmという形になりま

す。燃料の安い時はいいですけど、やはり燃料が高くなったりすると大変なことになります。燃料支給もあるといったものの、そこまでは、ちょっと私も要望はしかねるところなんですけれども、できたら初期導入経費の部分については、どうか市の方でみていただいて、そういう方々をたくさん育成していただきたいなと思います。ぜひお願いしたいと思います。

あと関連で不審者情報、今さっき言いましたけど、私は小学校の方からメールでいただいております。

そして、私の団体長に聞きましたところ、県警が発信している県警の「安心メール」というのがありました。昨日、私もそれは入れ込みました。これで地域指定をすると、この地域、志布志と曾於市だったですか、指定できるようでした。今それに設定をしているところです。ただ、他のところを見ますと、市の方からメールを配信している状況もあるんですよ。今、市の方でも「安心安全メール」を配信していらっしゃるんですけども、そういうのをやってるわけですので、できれば、そういうものに、そういう不審者情報とか突発的なものについての情報についても流していただければ、わざわざ新規に登録をする必要もないし、そういう団体に、こういうメール配信を行いますというようなことを伝えていただければ、ほとんどの方は入れてらっしゃると思いますので、それでカバーできるんじゃないかなと思います。その点について、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では、防災情報などをメールで配信する「安全・安心メール配信サービス」は行っておりますが、犯罪や不審者に関する情報については、現在配信してないところであります。

今後は、この「安全・安心メール配信サービス」を活用した犯罪や不審者の発生情報の提供についても、関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えます。

また、鹿児島県警が子供たちの安全確保や地域の犯罪防止を図るため、「県警安心メール」を配信しております。これは会員登録された方の携帯電話等に県内各地で発生した幼児または中学生以下の児童生徒を対象とした声掛け事案、付きまとい事案、公然わいせつ事案等を配信しますので、県警安心メールの登録についても今後呼び掛けはしてまいりたいと考えております。

○7番（平野栄作君） 通告はしておりませんでしたけれども、教育長の方にお尋ねですが、学校側からこういうメールが入るんですけども、教育委員会としては、どこから情報源というのは入ってくるのか、そこをちょっとお尋ねさせてもらっていいですか。

○議長（岩根賢二君） 特に許可します。

○教育長（和田幸一郎君） 学校は、非常にたくさんの子供たちの命に関わるような事案がありますので、大体の流れとしましては、教育委員会には、例えば、事案が発生した学校からも情報があります。それから、他市町村でそういう事案があった場合は、教育委員会に連絡があります。

それから県の方からも連絡があります。そういうことを受けて、今度は教育委員会の方は、一斉にメールで流すという形を採っています。ただ、メールで流したときに、今度は学校側が原田小みたいに全員一斉に保護者にメールで送れる学校もありますけれども、まだそのメールが整備

されてないところもありますけれども、基本的には、私どもに入ってきた情報は、すぐその場で各学校に流すという、そういう体制で今取り組みをしているところでございます。

○7番（平野栄作君）　こういう情報、捜査の関係上なかなか提出できないという事案もあるのかもしれませんがけれども、できたら、こういうのが発生した時には、すぐさまそういう関係の団体に所属しているところに発信していただければ、何らかの対応とかいうのもできるのかなと。保護者もでしょうけれども、そういう方々、地域にたくさんいらっしゃいますので、そういう人たちが、そういう情報を共有することによって、また違う視点でパトロールもできるのかなと思いますので、そこあたりは連携しながら構築をしていってもらいたいなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、防犯について最後ですけれども、この防犯パトロールを実施するものについては、3年に1回の講習を受講しなければいけないというふうに義務付けられているようです。それぞれの団体に警察署と協議をしながら講習会日程等を調整していくわけなんですけど、なかなか警察署自体も忙しくて、日程調整でなかなか折り合いが付かないというようなことで遅れることが度々あったようです。

それと、市川市とか他の所では、市が音頭をとって、こういう団体に所属していらっしゃる方々全員を集めて講習会を開催したり、そして、意識の高揚、情報共有、そして更に参加者の交流、これが私も一番必要ではないかなと思うんですけども、こういうことに役立てていらっしゃるケースがありました。市川市なんかは特になんですけれども、各団体との連携の機会ということを非常に講習を通じて実施をしていらっしゃるということです。今は、防犯協会の方でやっていらっしゃるのかもしれませんが、できたら今後、そういう防犯協会と協議をしながら、防犯協会がリーダーとなってもいいと思います。できたら、個々にやるのではなくて、やはりこういう形で活動をしていらっしゃる方々全員を対象にして講習会を開催して、そしてこれに携わっていらっしゃる方々の交流の促進、情報の共有、そういうことを進めていただくような形を採っていただければ、まだこの防犯対策というのが強化されていくのかなと思っております。その点は、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

青パト隊の講習につきましては、各団体が志布志警察署に要請しまして、それぞれの団体に講習を行っていただいているところです。

市の方も青パトの認定をいただいている団体でございますので、志布志警察署に要請しまして講習を行っております。

今後は、各団体と合同で講習を行うことにつきまして、どのような取り組みが考えられるか、志布志警察署と相談しながら、地域の防犯活動を積極的に推進していけるよう取り組んでまいりたいと考えます。

○7番（平野栄作君）　1回だと出会えないというのものもあるんですね。どうしても各団体、3年に1回ですので、その時に出席できなければ、活動自体も制約されるわけですので、できたら

市の方で毎年1回ぐらいの開催を定期的に行ってもらって、その中で3年の期間で1回を全てが満了するような形のシステムをつくっていただきたい。でないと、どうしても出張とか、いろんな形で、その日に合わなければ、他の団体は聞きにいかないと、なかなかそういう講習をいつするというのは教えていただけませんので、できれば全員が平等にその講習が受けられて、なおかつ他の団体の構成員との交流が図られる、そういう取り組みをしてもらいたいと思うんです。

さっきも言いましたように、これは今やってる防犯協会が主になってもいいし、市役所独自で行ってもらって、結局総体の講習受講状況、そういうものも把握してもらってもいいと思うんですが、再度その点をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

講習につきましては、志布志警察署による講習ということになりますので、年間に定期的に実施が可能なのか、このことについても相談してまいりたい。

また今御提案のありました。例えば、市の講習会の場において、一般の方々に参加してもらうということについても可能かどうか、志布志警察と協議しながら進めてまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） 市というよりは、市が主催して年に1回やるんだという方向を決めてもらえれば、毎年そこで受けられん方が、次の年には受けられるような形になるんじゃないかなと思うんですけどね。ですから、そこあたりについては、今は防犯協会の方でやっていらっしゃると思いますので、そういう情報を基に、なるべく皆さんがそういう講習会に出会えるようなシステムづくりもしていただければ有り難いなと思っておりますので、この分については要請をしておきたいというふうに考えます。

それでは、次に移ります。

公用車の貸与についてということで、この質問に至った経緯といたしましては、今回、食の自立支援サービスで軽貨物の更新があるわけなんですけど、それがきっかけだったんですけども、ちょっとよく分からないところが自分もありまして、この機会に勉強させていただきたいと思っております。

市の車両を外郭団体へ貸し出しをしているわけですね。そうしますと、市においては公用車の管理規則とか、いろんなもので縛りが掛けられます。整備管理者もいますよね、市については、その中に公用車の管理規則というのも出てきます。この中を見ますと「消防用自動車以外」というふうにならうたってあるみたいなものですから、貸与されている車両というものが、この貸与先に貸与してしまえば、そのままずっと貸与先が管理をしていくのか。あるいは、市の方である程度の定期的に報告を求めて、それに基づいて管理をしているのか、そういうところがちょっと私自身が分かりませんでしたので、ここで質問をして勉強させていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

外郭団体へ車両の貸与につきましては、今お話があります社会福祉協議会の分ですが、調理が困難な高齢者等に見守りを兼ねた食事の配達を行う、「食の自立支援事業」、「配食支援事業」に使用する車両としまして、事業の委託先であります志布志市社会福祉協議会へ軽貨物自動車を5

台、貸し付けているところでございます。

また、外郭団体以外の貸し付けでは、生きがいデイサービス事業の送迎用として社会福祉法人隆愛会、賀寿園の方ですが、こちらにリフト付き車両を1台貸し付けているところでございます。

ということで、貸し付けはするところでございますが、今お話がありますように、管理につきましては、当該団体の方でしていただくということになっているところでございます。

○7番（平野栄作君） 社協と賀寿園と、あとはダグリですかね、その3か所だけですか。

○財務課長（西山裕行君） 市の所有する公用車につきまして、貸与している状況でございます。

現在、港湾商工課が所管しています国民宿舎ボルベリアダグリ、こちらに4台、ダグリ遊園地に1台、蓬の郷に2台、その他は保健課分の先ほどもありましたように、社会福祉協議会に軽を5台、それと賀寿園にリフト付き送迎車1台と、これだけでございます。

○7番（平野栄作君） そうすると、一応そういう団体に貸し出しをします。そうした場合に、この貸与期間内というものについては、その団体が整備等については、タッチをするということで、市としては、市の所有の車両ではあるけれども、全く整備等についての確認、そういうものについては、タッチをしていないんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

貸し付けている車両の管理につきましては、日常的な管理のほか、定期点検、車検修理は、車両の貸し付け契約によりまして、それぞれの団体で実施しているところでございます。

また、これらの車両に係る修理費等の経費負担につきましては、社協の方では食の自立支援事業、配食支援事業の委託料である1食当たりの単価の積算に含まれているところでございまして、隆愛会の貸し付けにつきましては、法人で管理し、修繕等の経費を負担しているということでございます。

○7番（平野栄作君） それでは、ちょっとここ3点、先に聞きますね。

そうしますと、蓬の郷、ダグリ遊園地ですか、賀寿園、社協あるわけですが、ここに貸し出しをしていらっしゃる車両等については、定期的に更新をしていかないといけないということになるかと思えます。

衛生自治会が環境パトロール車を、前は確かシルバーの方に貸与というような形だったのじゃないかなと思えますが、今は聞いてみますと、リースでその車両代までを委託料の中に含めているというようなことを聞きました。なぜ同じ市の中で、この貸与をしている物と、リース代までを含めた形で委託をしている物とがあるのか。蓬の郷とか実際であれば、その団体に購入しておくべきではないかなと思う節もあるんですが、その点をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

貸与の形態につきましては、様々な経緯がございまして、旧町時代からの流れで取り組んでいる内容もあるようでございます。

今後につきましては、統一した形での貸与の在り方を求めてまいりたいというふうに考えます。

○7番（平野栄作君） 今回この質問をするにあたって、まずは公用車の貸与状況についてを、

ちょっと最初押さえておかないと、この質問中身に入れないもんですから、一応そういうことで。あとはそうしますと、今の現状の中で貸与されている車両もいろいろあると思います。そういうものの、たぶん市の方では15年の10万km以上だったですかね、走行距離が10万km以上で、初年度登録から15年以上経過したもの、軽自動車だったと思いますけれども、こういうのが更新の対象となるというようなことになってはいますが、今現在無償で貸与されている車両の今後の更新の計画とか、そういうものがつくってあるのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

社協の配食車両につきましては、更新計画は策定してないところではありますが、車両の走行距離や修理の状況等を踏まえ、配食業務に影響がないように更新を行っていききたいというふうには考えているところでございます。

15年経過、10万kmをめどに更新を図っていききたいというふうなふうに考えておりますので、こういったものを基準にしながら、他の貸与している車両についても統一した形に持っていきたいというふうに思います。

○7番（平野栄作君） それで今のところは、明確な更新計画というのは策定されてないということに理解してよろしいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

社協の軽車両でございますが、1台は更新をしたところでございます。もう1台につきまして、来年度に更新の計画になっております。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 先ほど財務課長の方からありましたように、港湾商工課といたしましては、国民宿舎ボルベリアダグリにマイクロバスを2台と軽自動車2台、そしてダグリ遊園地に軽貨物1台、そして蓬の郷に軽貨物2台を貸与しておりますが、これは指定管理期間の車両無償貸付け契約を締結しております。こういった関係で、更新計画については、別に定めておらずに、その車の修繕等、そういった耐用年数等を考慮しながら更新をしているのが現状でございます。

○議長（岩根賢二君） 賀寿園については、担当課で把握はしてないんですか。

○保健課長（津曲満也君） 先ほど市長の方から答弁がありましたとおり、更新計画は策定してない状況でございます。

車両の走行距離、修理の状況等を踏まえまして、配食業務に影響がないように更新を行っていきたいと考えておりますけれども、先ほど議員からもありましたとおり、15年経過10万kmが基準とはなっておりますけれども、車の状態を見て、社協と協議しながら、今の段階では更新事務等については、協議をしているところでございます。

○7番（平野栄作君） 分かりました。

この配食サービス事業の在り方については、27年3月にも一般質問をしております。この時に質問をしたのは、センター方式ではなくて、分散方式はどうなんですかというような形での質問だったんですよ。というのが、相当な距離数を走らなければならないというのは、ここにあった

有明町時代から大体分かっておりましたので、そういう事故軽減という意味合いの中と、あとは各地域で、そういう見守り体制を築いていただきたいということで、そういう質問をしたところなんです。この時、市長は、「この配食並びに安否確認につきましては、1か所にセンター方式でやるというように変えて、このような方式になっているところがございますので、効率性、採算性ということを考えまして、現在の体制で更に推進していくべき内容かというふうには思うところがございます」というふうに答弁されております。1か所に集約することで、利用者にとっては効率的で、質の高いサービスが提供できていく方向にあるんだろうなどは感じますけれども、一方、この事業を推進している社協の職員の皆様にとってはですよ、毎日大変な思いで、この仕事に従事されているんだろうなというのを一方では考えるわけなんです。

ちょっと私も、いろいろ質問するにあたって調べてみました。貸与先における稼働状況なんですけれども、今現在5台が貸与されて、1台が今度更新ということで、一番古い車両が、平成11年登録、次が13年、この車が今回更新をされるわけです。3台目が17年登録、次が25年、一番新しいので26年度登録となっているようでした。ちなみに、これらの走行距離なんですけれども、今年の8月末時点で古い順に1号車、2号車といきます。1号車が16万2,296km、2号車32万4,675km、これが今回更新分です。3号車17万5,861km、4号車10万8,502km、5号車7万2,843km。

次に、4月から8月までの走行距離と、一日の平均走行距離なんですけれども、1号車で7,529km、一日平均49.2km、2号車で、これは5月に故障しておりますので、数値は除きます。3号車が6,854km、平均44.7km、4号車が1万3,652km、平均89.2km、5号車、一番新しいものなんですけれども、これが1万3,689km、1日平均89.4kmとなっています。

この数値を見て分かるように、新しい車両の稼働率が非常に高いというのは、もう十分お分かりだと思っております。この台数ごとで平均距離を出してみたいんですよ。4月と5月は5台でしたので、4月が平均60km、5月が早い段階で壊れているんですけれども、51kmでした。6月から4台体制となりますけれども、6月が69km、7月が78km、8月が79km、これ平均です。このことから逆に算出すると、一日平均60km走行するとした場合に、月に約1,800km、年に2万1,900km、この基準を市役所の更新基準にあわせていくとなると、ものすごい差が生じてくるのかなと思っております。

今回これを考えたのは、この32万km、軽の更新が出たときに、ちょっと聞いてみたんです。とてもじゃないけど、考えられない距離を乗っているというような、これはある自動車会社の方なんですけれども、そういう言葉をいただきました。ということは、一方では、ここで従事をされている職員の方々は、毎日相当な気合を入れて乗らないといけない状況が発生しているのかな。4台大体動いているようですので、新しい車に乗る方がいいでしょう。古くなるにつれて故障も発生します。そういうことを考えていくと、毎日毎日食事を作るだけではなくて、この配食というものに非常に大変危惧をされているんだろうな。同じ市役所の外郭団体にありながら、こういう差があっているのかなというのを感じたところです。市長いかがお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の方から、現在の配食のための走行キロについてお示しがあったところでございますが、毎日60km程度走行しているということでございますが、今回故障いたしまして、更新するということになるわけでございますが、それまでは特に問題なかったということであるようでございます。

配食につきましては、市内を有明、松山、志布志の区域を3名で配達をされているということで、9時50分に配達が始まり、11時50分には配達が終わられていると。そしてまた、昼食につきましては、1日当たり49件の配達があり、1コース当たり16件の配達になっていると。また、夕食につきましては、有明、松山、志布志市街地地域の4コースになっておりまして、4名で配達が行われていると。14時に配達が始まり、16時には配達が終わられているということで、夕食は1日当たり約69件配達が行われているということで、1コース当たり17件の配達が行われているというようなことになっております。

ということで、走行距離においては極めて多そうな感じがするところでございますが、配達の時間帯等、またコース等を考えましたときに、十分対応ができている内容になっているのかなというふうには思うところでございます。

○7番（平野栄作君） 30万km乗って故障したから交換と、この回答どうなのかなと思いますけれども、私もシルバー時代に、この委託を受けておりましたので、会員の方がいない時には配った経験があります。定時に届けないと苦情がきます。そして、安否確認をしなければいけません。

次に行く所の時間もある程度決まってきます。現場では、そういう形で動いていらっしゃるんですよ。ここで車両が故障したとき、我々はすぐ代車を持って行って、すぐ次に移るような段取りをしますけれども、それでも10分、15分かかります。そして、必ず苦情につながります。

実際、今がどうかは分かりませんが、現場で配達をしていらっしゃる方にとっては、相当な苦労をお持ちだろうなと思いました。これは、たまに乗る車だったらいいけれども、毎日2回稼働して、平均で60km、70kmを走る車であると、確かに委託料の中で、ばく大な金額ですよ。今利用者の負担も400円、500円という中で、またそれに対して、市がバックアップしているわけですので、1食当たり800円程度になってきている、そういう事業ですので、人数を増やせば採算性は取れるけれども、果たしてそれでいいのかという部分も出てきますし、非常に厳しい部分ではないかなというのは、すごく感じます。

ただ、これが今後も営々と続いていくとなると、これはやはり問題になるのかなと。ですから今回1台故障をした、この事例を基にですよ、今後やはり我々も考えて経費の部分だけで考えると、確かに半分の年数で更新対象になりますけれども、でも安全性、事業の円滑性、そういうものを総合的に加味したときには、事故がなく、スムーズにいつも配送できる体制づくりを築いておかなければいけないのかなというのをつくづく考えたところです。

もう一度お聞きします。どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

配食のサービス事業でございますので、この事業を受けられる方は、必ず待っておられると、

首を長くして待っておられるという状況であろうかと思えます。

そしてまた、定時に来ない場合には、当然、お尋ねになられるんじゃないかなというふうに思っています。

そういうことで、現在この事業については、社協の方に委託をしているということでございますが、社協の方と協議を重ねながら、この配食事業の車両についての内容についても協議をしてくれているところでございます。

ということで、今回は30万kmの部分、そしてまた、別途29年度更新の予定もございますので、車両の更新をするというような協議が整ってきているところでございます。

受託をされている社協の方から対応が必要ということがあれば、真摯にこのことについては対応はしていきたいと思えます。

○7番（平野栄作君） 社協も黙ってはいらっしゃらなかったと思うんですけどね、ものすごい資料を持ってらっしゃったですよ。

月ごとの公用車燃料確認票、走行距離確認票、公用車月末走行距離確認票、そして、これは市の方に提出をしていらっしゃるということを聞いております。これを誰が見て、どういう判断をしていらっしゃるのか。

また、公用車である場合については、整備管理者等は、この状態を放っておくんだらうかと思ったところでした。

そして、マネジメントシートの中で、365日2食配達という事業所は、社会福祉協議会以外にないので、サービス水準を維持する中では、事業費の削減の余地は無いという、事業費の削減余地ですか、ここではこういう形でまとめてあります。ということは、この事業というのは、今は非常に大切な事業であると、高齢者が地域の中で生活していくには非常に大切な事業であって、命をつないでいく事業であるわけです。その中で、その事業に携わっている職員が、何らかの形で犠牲になるようなことがあってはいけないし、そのことがあることによって、またその被害というのは拡大していくわけですので、そこはどうしても避けなければいけないと思うんですよ。ですから、この点については、確かに予算的にはすごい経費が出ていくと思いますけれども、車両を燃費の良いものを考えると、箱バンにこだわる必要はないし、それぐらいの食数は積めるようなワゴンタイプの、何かそういう貨物車であったりでもいいのかなとは思いますが、やはり、そういう車種的な検討とか、そういうものも含めた形で検討をしていただきたいと思えます。

先ほど言いましたけれども、この確認書というのが毎回提出をされているということなんですけど、これなんかは市長のところには届くんですか。

○市長（本田修一君） ただいまお話になりました確認書なるものについては、私のところには届いていないところでございます。

ただ、社協の会長さんあたりとは、しょっちゅうお話しまして、状況はどうですかということのお尋ねはしているところでございます。様々な委託事業がございますので、その進捗について

の話はしているところでございます。

○7番（平野栄作君） この件では最後にしたいと思っておりますけれども、今の話を聞くと社協の内部でも、この問題というのは、ちゅうぶらりんになっているような気がしますね。会長が知らないということ自体は、ちょっとどうなのかなと、自分なんかであれば、即座に要望を出す要件だと思います。これが出てないこと自体も、ちょっとどうなのかなと、今、感じたところでしたけれども、この事業は見直しがされるにしても、そんな簡単に変えられる事業ではないと思いますので、今後、社協で働かれる職員の皆様の安心・安全を確保するためにも、やはり十分検討を進めていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それともう1点、すみません。

こういう貸与先の車両が故障したという場合の代車等がどうしても必要になるという場合について、市役所は何も手配とか、そういうことしないのか、借りているところが全部故障に対する費用負担については、全部賄うわけですか。

○市長（本田修一君） 故障で代替車の配置についてでございますが、修繕ができる場合等につきましては、自動車修理会社の代車で対応している状況であります。

今回の更新を予定している車両の故障につきましては、修理代金が多額ということでございますので、代替車両について社会福祉協議会から要望があったところでございます。市の公用車の新たな貸し付けを検討しております。

現在、配食は午前3コース、午後4コースで運用しているため、車両の購入までは集金や調査等で使用している車両を配食業務に使用してもらい、配食業務に支障のない4台体制で運用していただいているところでございます。

○7番（平野栄作君） 市に付随する業務を一生懸命やってもらっているわけですので、そこらあたりは十分配慮をしてもらいたいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

それでは、最後になります。

公共施設の改修ということで、これは市長と教育長にお尋ねをいたします。

市役所の近くにある開田の里公園ですけれども、もう相当年数が経過いたしました。できた当初については、もう知っていらっしゃる方も少なくなっているとは思いますが、歩道等はカラー舗装、近年見ないような斬新な造りだったんですが、この舗装についても何年もはもたなかったような気がしております。今現在も体験館、足を運ぶと、あの周辺、もう見るも無残な姿になっているのかなと。「なんでここ除草剤かけたんですか」と聞いたら、「ここは歩道でした」と言われました。それだけ草が生えていたんだなと思ったところでした。

そういう体験館ですけれども、今まで手を加えられた形跡が無いような気がするんですが、建設以来。そういう歩道とかいう部分について、私なんかが見た感じでですよ、多分外から来られる方は何なんだろう、これはと思われると思うんですよ。やはり歩道は歩道部分という形で、きちんと区分けをしてあげていただきたいし、また従来芝で野芝が張ってあったと思っておりますけれども、その部分も雑草に変わっているようです。

ふるさと祭りとか、いろんな方々が来て楽しめる場でもありますし、日常においては遠足、保育園とか小学校の遠足の方々が来て一生懸命遊んでいる姿を目にします。そしてまた、近年メリケン草とか、いろいろなものが生えてきておりますけれども、そういうことを駆除する一環からしても、芝とか、そういう部分についても改修が必要ではないかと思っておりますが、この点について、市長と教育長の見解をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

有明開田の里公園につきましては、旧有明町時代に公園整備事業として整備され、平成17年度から供用がされているところでございます。

公園の利用につきましては、市内外の保育園、小学校、中学校の遠足や、地元校区公民館の運動会、各種団体の行事、家族でのふれあいの場など、幅広く利用されており、年間の利用は約4,000人となっております。

また、そのほかに市のふるさと祭りの会場にもなっているところでございます。

御質問の公園施設の園路や芝生の状態でございますが、この施設につきましては、供用開始から11年が経過し、特に御指摘の透水性の真砂土舗装分につきましては、長年の風雨等により、表面が侵食されまして、劣化している部分があるようでございます。

また、芝生部分につきましても、公園内の一部については、芝生が薄くなっている部分もございます。

今後、利用者の皆様方の声を聞きながら、公園全体の維持管理と、特に真砂土舗装部分につきましては、どのような改修方法がいいか検討し、整備をしてまいりたいと考えます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

有明開田の里公園は、ステージや体験施設、遊具を配置された公園として、市民の皆様にご利用していただいております。

敷地全体につきましては、芝生広場とカラー舗装の駐車場部分、そして透水性の真砂土舗装による園路から構成されております。御指摘の真砂土の舗装につきましては、長年の風雨により侵食され、劣化しつつあります。

特に、農業歴史資料館前から甚兵衛橋周辺につきましては、真砂土舗装部分の劣化が著しく長年の風雨により侵食された結果、隙間から雑草が生えてきている状況であります。

また、公園内の芝生部分につきましても、芝生が薄くなっている部分も広がっている状況であります。

現在、公園の管理につきましては、志布志市開田の村管理組合が指定管理により管理しておりますが、芝生広場の管理につきましては、定期的に刈り込みを行っている程度でありますので、今後は肥料散布なども行い、適正な芝の維持管理に努めてまいります。

そして、御指摘のありました農業歴史資料館前の真砂土舗装部分につきましては、公園全体の維持管理を踏まえながら、具体的に改修の計画を立ててまいります。

以上でございます。

○7番（平野栄作君）　こういう公共施設というのは、非常に多方面から来客があると。インターネットで見えますと、いろんな書き込みとかも目にします。子供達が遊んでる写真がアップされていたり、非常に良い所だよという形で屋外ステージから、ずっと時系列で撮ってあるものもありました。噴水とかですね、この辺に無いような施設だなと思っております。

ただし、どうしても年数が経過することによりまして、劣化というのはどうしても生じてまいります。何か特に教育委員会が所管するところについては、なかなか予算が厳しいのか、小学校の建物自体を見てもそう思うんですけども、今で再塗装をしておけば、長く持ちそうだなと外部から見ていると、そういう感じもするわけですけども、相当期間が経ってから、また改修をするというような形になってきております。

今、市長、教育長の方から答弁いただきましたけれども、今後計画をしていくというような回答であったのかなと、今思っているんですけども、やはり、こういう施設というのは、利用者の目線に立った形で日常の管理もですし、長期的な計画等も策定をするべきではないかなと思うんですけども、今から計画をすとなると、いつになったらこの改修ができるのか。特に、私は全面ということ言っていない、今言われたところなんですよね、歴史資料館の前の部分、あそこも相当減ってますね、地面の土が流れ込んで水路の掃除に何回か行った記憶がありますけれども、そういう状況が何年も続いております。今まで計画的に整備ができていないのが、今後、今から計画を立てて整備をすとなると、大体いつ頃をめでに改修が実施されるのか、そこをお聞かせください。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

ただいま御指摘になられた部分につきましては、いわゆる入り口の部分になりますので、非常に目立ってきていると、また劣化も激しいということでございますので、できれば来年度予算に計上してまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君）　来年ということで、いいのかなと思います。

本当は、今ペタンコ大会ですか、ふるさとづくりのあれで、私なんかの原田小学校も何回か出て優勝とかもらっているようなんですけども、毎年行くんですけども、毎年毎年ひどくなっているなというのを非常に感じます。その後に行っても、もうちょっとどうかならないのかなと、来られる方ってどう思うのかなというのを非常に感じております。

それでは、その部分については、来年度の予算計上ということですが、他の部分についての改修計画とか、そういうのがあるのかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○生涯学習課長（樺山弘昭君）　生涯学習課の管理でございます。

先ほどから質問の内容でございますけれども、カラー舗装と真砂土舗装というのがございまして、カラー舗装につきましては、舗装をした後に着色している部分でございまして、これについては、現在維持管理上特に問題ございません。

一番荒れてるのが、農業資料館に続く、真砂土舗装、土を固めた舗装部分が非常に劣化して、はげ落ちている部分がございまして、それについては、早急に対応したいと思っております。

でございます。

それから、多目的ステージの前の広場の芝生につきましては、少し育成度が落ちておりましたので、散水をしたり肥料等を散布しながら改良していきたいと思っております。

全体の園路につきましては、どのような形態がいいのか、少し精査して調査をしていきたいと、全体の真砂土舗装の園路については、もう少し調査をさせてもらいたいと思っております。

カラー舗装の分については、現在の維持管理で特に問題ございません。

市長が今言われた農業資料館の前の部分については、すぐ対応をしていきたいと思っております。

○7番（平野栄作君） 大変失礼しました。カラーと真砂土とは違うわけですね、申し訳ございません。一緒にしておりました。

開田の里公園については、これまでも何回か質問をさせてもらっておりますけれども、調整池の問題であったりとか、面積も面積ですので、相当な経費負担が生じているというのは非常に分かります。

そして、教育委員会の所管する所については、収入が少ない中で支出の方が多額になっているというのも非常に分かるところなんですけれども、やはり公園等の施設となりますと、外部から来客者も多数おいでになって、志布志の顔という形。特にここでは、本庁の隣にあるということと、来てすぐ芝生の中に飛び込めるといような利点もありますし、子供たちも非常に活発に動き回っておりますので、できれば、なるべく年次計画を立てていただいて、やはり投資するところは投資をしていくものも必要なかなと思っておりますので、今後そういう長期的な視点の中で計画を立てて、逐次実行していただければいいかなと思います。

一挙にということは、自分も望んでおりませんが、数名の方からどうかできないのかという要望もありましたので、今回質問いたしました。

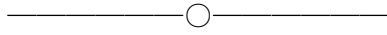
今回3点について質問をいたしましたけれども、今後当市においても高齢化が進んでおります。そういう意味の中で防犯対策、それに防犯対策だけではなくて、それに付随する施策も付けた感じで活動を展開することによって、また違う意味での取り組みもできていくのかな。他市とは違う形で防犯プラスアルファというものも築けるんじゃないかなと思います。

それと公用車の関係につきましては、やはり市役所職員じゃなくて、外郭団体の方々も、外郭団体として市役所のできないところをやっているという事で、そういう方々の安心・安全の面のサポートもぜひ目配りをしていただきたいと思います。

それと、公共施設については、やはり市民の憩いの場という所ですので、できましたら定期的に改修計画等を立てて、逐次取り組んでいただければ、市民のやすらぎの場になるんじゃないかと思っております。

以上で終わります。

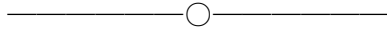
○議長（岩根賢二君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。



○議長（岩根賢二君） ここで、お諮りします。
本日の会議は、これで延会したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって本日は、これで延会とすることに決定しました。



○議長（岩根賢二君） 明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。
日程は、一般質問です。
本日は、これで延会します。
御苦労さまでした。

午後4時20分 延会

平成28年第3回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成28年9月14日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

八 代 誠

市ヶ谷 孝

小 園 義 行

丸 山 一

出席議員氏名（18名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（1名）

19 番 上 村 環

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと毛野了君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、4番、八代誠君の一般質問を許可します。

○4番（八代 誠君） 改めまして、皆さんおはようございます。

会派、真政志の会、八代誠でございます。

さて、今月に入り、台風12号の接近により、本市においても普通米が強風や暴風雨により倒れるのではないかと心配される声が多く聞かれたところでした。台風の直撃は免れたものの、市内には200mmを超える雨量を観測した地域がございました。

また、先週は台風13号が発生し、大雨が懸念されましたが、大した影響がなかったことにホッとしております。

しかし、関東以北では、この間、大雨による人命に関わるほどの災害が多発しております。また、今週末には台風16号が接近するであろうという予報になっております。

本市においては、各地で中学校の体育大会、あるいは校区運動会や敬老式典等が予想されております。

予期せぬ大雨、そして地震等、我が町においても普段の備えを十分にしておかなければならないことを再認識しておるところでございます。

さて、今定例会の一般質問におきまして、3人議員から鳥獣被害対策に対しての質問がなされています。実は、私も今回通告書を提出してからだったんですが、伊崎田地区の方々から、この件に関しての相談が相次ぎました。

今回、偶然だと思いますが、バランス良く松山地区、有明地区、志布志地区、それぞれの議員が質問いたします。このことは間違いなく本市において、有害鳥獣による被害が多発していることを示唆しているんじゃないかなというふうに考えます。

市民の方々に代わっての訴えであります。質問の内容を精査していただいて、現状における対策の見直しを検討していただきたいというふうに考えているところです。

それでは、通告書に基づきまして、一問一答により質問してまいります。

まず、教育行政についてであります。去る5月16日、翌日の5月17日、そして5月19日の3日間、有明地区、松山地区、志布志地区において議会報告会が開催されました。会の中で本市の

児童生徒の学力についての質問がありました。市民の方々も子供達の学力については、関心が高いんだなというふうに感じたところであります。

本市は、昨年度から土曜学習広場と夏休み学習教室の事業に取り組んでいます。

そこでまず、市長には、これらの事業に取り組んだ理由ですね、率直な市長の意見をお聞かせ願いたいと思います。

教育長には、夏休み学習教室については、もう今年度も完了いたしました。二つの事業の内容と実績について、まずはお示し願いたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

八代議員の御質問にお答えいたします。

志学教室につきましては、中学生を対象に第1、第4土曜日の午前中、講師の指導のもと、数学、英語、自主学習を実施しまして、学力向上と土曜日の生活習慣の確立を目的として、平成27年度から実施しております。

また、夏休み学習教室は、小学3年生から中学生を対象に、夏休みの宿題等を行う場を提供することを目的としまして、10年以上続いている事業でございます。

志学教室、夏休み学習教室ともに学校外での教育環境の充実を図ることを目的としていますが、昨年度に比べて大幅に希望者が増えております。

このことは、自ら学ぼうとする児童生徒が増えたということであり、学力向上にもつながっていくと考えております。

今後、更に多くの児童生徒が参加することを期待しているところであります。

○教育長（和田幸一郎君） おはようございます。二つの事業の内容及び実績について、お答えします。

まず志学教室ですが、年25回計画しております。数学と英語のテキストは無料で配布し、生徒はテキストを使って自学自習するという形態で行い、分からない場合は、12人の講師が生徒の質問に対して答えるようにしています。

昨年度の5月のスタート時点の申し込みが49人でしたが、今年度は5月当初から91人の申し込みがあり、現在109人と増え続けております。

また、今年度は昨年度の反省を踏まえ、本市で活躍する先輩の講演を2回、定期テストを年5回実施するとともに、習熟度に合わせた少人数指導、志学教室だよりの発行など、志学教室の内容充実と情報交換により、生徒の学習への意欲と保護者等の関心を高められるよう努めております。

次に、夏休み学習教室ですが、7月後半の4日間と8月後半の4日間、松山、志布志、有明の3会場で実施しました。子供達が夏休みの宿題を行う場となっております。松山に5人、志布志会場に9人、有明会場に6人講師を配置し、子供達からの質問に答えております。7月後半は216人、8月後半は104人が参加しました。

以上です。

○4番（八代 誠君） 教育長にお伺いいたします。

今、教育長の方から実績について報告があったわけなんですけど、この二つの事業、送迎関係はどうなっているのかということが、まず1点目です。

それと、夏休み学習教室については、地区別に開催されているということでしたが、総体の人数については、7月が216人、8月が104人ということでしたが、その地区別の参加者数と、地区別の会場はどこになるのかお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

送迎についてでございますけれども、志学教室ですけれども、会場は文化会館の1会場で行っております。そのため、志布志中学校の生徒は、徒歩、自転車または保護者が送迎するということとしております。それ以外の中学校の生徒は松山中、伊崎田中経由で1台、宇都中、有明中経由で1台、市で手配したバスに乗って通っております。

昨年度、保護者に対して行ったアンケートでも、「バスでの送迎があつて有り難い」という意見をいただきました。夏休み学習教室は、松山、志布志、有明、それぞれの地区ごとの会場で行っており、子供達が徒歩や自転車、または保護者の送迎で通っていることとなります。

それから、夏休み学習教室の会場は、志布志地区の子供達は文化会館、それから有明地区の子供達は有明地区公民館、それから松山地区は、やっちくふれあいセンターの3か所で実施をしております。

以上でございます。

○4番（八代 誠君） 志学教室については、志布志中学校は徒歩と自転車ということでした。他の中学校については路線ごとにバスが走っているということなんですけど、この志布志中学校の生徒さんは、徒歩と自転車ということなんですけど、そういうことで不平不満はまず出ていないかということ。それから、この開催される時間帯とかはどうなっているのか。

さらに三つ目に、二つの学習教室の講師については、どんな方々に依頼しているのか。また科目や教科によって偏りなどないのか、分かればお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 志布志地区だけは徒歩、あるいは自転車、あるいは保護者の送迎ということでありましてけれども、これについての不満という声は聞いてないかということですが、特に聞いてはおりません。

ただ田之浦地区、出水地区という非常に遠いところがありますけれども、あそこの子供達に対しては、タクシー等を使って利用してもらおうと、そういうふうにはしています。

それから二つ目ですけれども、時間のことですが、9時から12時までということでありまして、大体1講座が50分という時間設定でしてありまして、教科としては、数学と英語と自主学習という形をとってありまして、全ての子供達が数学、英語、自主学習を行うということになっております。

それから、講師につきましては、現在12名、講師として頑張ってもらってますけれども、講師の方々は元教師、それから元塾の講師、それから現在配置されております特別支援教育支援員、

そういう方々を今回活用しております、子供達のいろんな質問等に具体的に応じる形をとっているということでございます。

○4番（八代 誠君） 旧田之浦中学校、出水中学校区の生徒さんについては、タクシー利用ということでありましたが、このタクシー利用については、全額この講座の経費で賄われているんですか、まずそれが1点と。

さらに、この二つの事業について、まだ志学教室については、年度途中なんですけど、教育長が思われる成果と今後の課題について、お示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 志学教室は、基本的に全て子供達、あるいは保護者に対しての自己負担というのはございませんので、タクシー代ももちろん無料でということで、年間契約をして実施をしているということになります。

それから、志学教室についての成果と課題ということでもありますけれども、これは学習教室も同じですけれども、志布志の学力という面ではいろいろと課題がたくさんございます。

今回、去年から志学教室を実施するにあたりまして、私が念頭に置いたことが三つございます。

一つは、やはり学力向上というのがあるわけございまして、基礎学力をきちんと子供達に身につけさせたい。特に、小学校に比べたら、中学校の学力という部分が、まだまだ課題が多いということで、志学教室は中学生を対象に行っているということになります。

二つ目に、子供達に自主的に学ぶ場、そういうのを提供することによって、子供達に自ら学ぶ姿勢を育てていきたいということがございまして、土曜日の学習教室をしております。と申しますのは、いろんな実態調査を見ますと、子供達の土曜日の過ごし方が、部活に行っている子供は部活に行きますけれども、それ以外の子供達が、なかなか有意義に過ごしてないという実態等ございましたので、そういう意味でも志学教室を実施することによって、子供達が学ぶ機会になるというようなことがございます。

それから三つ目に、非常に本来ならば塾とか行かせたい、でもなかなか難しいという、そういう生活困窮者、そういう方々も含めて学ぶ機会を設定することによって、本当は学びたいけれども、なかなかできないという、そういう保護者に対する支援ということも視野に入れながら、この志学教室を実施しているということになります。

今後の成果と課題ということでもありますけれども、学力というのは、今打った手がすぐ実を結ぶということはありませんけれども、しかしながら、先ほどの実態調査によりまして、子供達の参加者も増えているという状況。それから、自分達でいろいろと学ぶ姿勢というのが育ってきているということは、すなわち、これはこれからの志布志の子供達の学力向上に大きな成果として出てくるのではないかなと、私自身は思っております。

今後、課題として、去年よりは出席率というのはいぶが増えております。去年は50%、60%の出席率でしたけれども、今年度は60%、70%の出席率でありますので、今後とも出席率をいかに多くの子供達が参加するような状況にしていくかということが、一つの課題ではないのかなと、そういうふうに思っております。

○4番（八代 誠君） 今、教育長のお話にもありましたように、27年度については、87人申し込んで、参加者が83人あったというようなことで、今年度は109人ということで、20名ほど増加したわけなんですけど、この事業は、しばらく続けていかれる予定があるのか、そこについてお示しください。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会といたしましても、学力向上というのは、非常に大きな課題でもありますので、もちろん学力向上というのは、学校教育というかねての授業の中で、子供達の学力を身につけていくということが非常に大事なことでありますけれども、ただ学校だけでは、なかなか学力向上は図れない、やっぱり家庭教育、家庭の教育というのも必要でありますので、やはり両輪で学力向上というのは図っていかなくちゃいけないというふうに思っておりますので、この志学教室については、予算との関わりもありますけれども、私といたしましては、来年度以降も継続的に進めていきたいなと、そういうふうに考えております。

○4番（八代 誠君） 市長、教育長が予算が関わるということでした。

市長は、この事業、どんなふうに評価され、これから継続されていこうというお気持ちがあるのか、お示し願います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子供達の健全育成ということの中で、特に学力向上を果たしながら、心身ともに健やかに育ててもらおうということであろうかと思えます。とりわけ教育委員会が担っている分野で、学力向上というのは、最大課題であるというふうに思っております。

そのようなことで、いつもいつも教育長には、志布志市内の小中学生の学力向上を果たしてもらいたいということのお願いを重ねてきているところでございます。

そのような中で、今お話があるような事業が展開されるようになって、そして、そこに通う子供達もだんだんだんだん認識が深まってきて、他の生徒にも、子供達にも、多分呼び掛けが増えてきて、こうして増えてきているんじゃないかなということでありまして、その学習の場が子供達にとって非常に有意義だと、有益だというふうに感じられるところであります。

ということでございますので、今後更に、このことにつきましては、深めていただきたい、高めていただきたいということで予算については、十分対応していきたいと思えます。

○4番（八代 誠君） 私の伊崎田地区でもですね、本当に素晴らしい事業であるということで保護者から話を伺っておりますので、先ほど教育長の方から、家庭でもしっかり教育して欲しいというようなことがありましたが、そういう課題を解消できるように、ぜひこの事業を継続してやっていただきたいというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

本市の総合教育会議についてであります。

この総合教育会議、市長には、27年も開催されているようではありますが、まず27年度及び28年度の実績についてお示しいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の総合教育会議につきましては、教育委員会と円滑に意思疎通を図り、教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと連携して効果的に教育行政を推進していくために、平成27年6月1日に第1回目の志布志市総合教育会議を開催したところであります。本年度につきましても、6月1日に開催しまして、「確かな学力の定着に向けた取り組み」を議題としたところでございます。

そしてまた、タブレット導入、ICT支援員配置、それからコミュニティ・スクールモデル校について、そして小中一貫教育の研究についての3項目について、それぞれ教育委員会と意見交換を行ったところでございます。

27年度の第1回目につきましては、先ほど申しましたように、6月1日ということですが、志布志市の総合教育会議設置要領について、2番目に、市の総合教育大綱の策定について、協議しております。

2回目の11月2日につきましては、学力向上の取り組みについてでございます、1番目に、成果報告について、2番目に、タブレット端末の活用について、3番目に、コミュニティ・スクールについて、4番目に、小中一貫教育についてを協議しております。

○4番（八代 誠君） 通告書には、今後のタブレットパソコンの導入の在り方について問うておりました。

教育長には、今年度9月に導入されたということだと思っておりますが、このタブレットパソコン導入の実績について、まずお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 実績についてお答えします。

今回、全小中学校にタブレットパソコンを導入いたしました。モデル校として、松山地区の泰野小、志布志地区の安楽小、有明地区の伊崎田小、中学校モデル校として志布志中学校に、それぞれ最大学級の人数分と教職員用2台を導入いたしました。

また、完全複式の潤ヶ野小、田之浦小、森山小3校に、全児童分と教職員用3台を導入いたしました。

その他の学校につきましては、学校規模に応じて、教職員用2台、または3台導入しております。

○4番（八代 誠君） 今回、この事業のモデルにならなかった小中学校があるわけなんです、このモデルとならなかった小中学校に対しての支援というか、対策、これは今後どうなっていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

モデル校グループ以外の14校については、平成30年度の機種入れ替えまでの期間、タブレットパソコンを使った授業や校務改善の研修を進めてもらうために、学校規模に応じて教職員用を2台、または3台のみ導入しております。ただし、教職員用のタブレットパソコンは、児童生徒も活用できるように設定しておりますので、授業において、グループ活動などで活用することが十分可能です。台数には限りがありますが、どの学校でも共通して活用できるように研修会や学校

訪問等を通して、更に教職員へ指導してまいりたいと考えております。

○4番（八代 誠君） まず、最初の質問で、教育長の答弁の中に、モデル校になった学校についても「最大学級人数分」という表現もあったわけなんですけど、最終的に、この事業については、市内の児童及び生徒一人ひとりに配布されるんですかね、そこを少しお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 最終的に市内の児童生徒及び生徒一人ひとりに配布されるのかという御質問ですけれども、今のところ、平成29年度、来年度につきましては、特別支援学級在籍の児童生徒に対して一人1台のタブレットパソコンを導入できるような計画を進めたいと考えております。

平成30年度には、現在パソコン室に整備されております児童生徒用パソコン及び教職員用の校務用パソコンのリースが切れることから、全てのパソコンをタブレットパソコンに入れ替える計画です。

なお、お尋ねの児童生徒用の台数につきましては、現在の児童生徒のパソコンとほぼ同数の、それぞれの学校における最大の学級人数分の導入を計画しております。今後は、最終的に一人1台の環境に近づけていけるよう、先行事例を参考にしながら、また検討していきたいと考えております。

○4番（八代 誠君） 各学校最大学級人数分ということで、授業が重複しない利用をしていくということで、理解すればよろしいですかね。

この事業については、各学校の先生方も各々年齢層があるわけなんですけど、これは先生方への負担はありませんかね。また、先生方にとってはどんなメリットがあるのか、お示し願いたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 今回のタブレットパソコンの導入にあたって、メリット・デメリット、いろいろあると思いますけれども、一番心配される部分というのは、今議員御指摘のように、いろんな年齢層の先生方がいらっしゃるということで、かねてからなかなかそういうICT機器に慣れない先生達もいらっしゃるというようなことで、その先生達の資質向上をどう図っていくのかというのは、一つの大きな課題だと思っております。そういう意味でこのICT支援員というものを配置いたしまして、先生達の指導力向上を図っていききたいなというふうに思っております。

なお、タブレットパソコンを導入するにあたって、どんなメリットがあるのかということですが、一つは、タブレットパソコン導入に伴う教職員の業務改善、そういう部分でメリットとしてあるのではないかなと思います。例えば、教卓、黒板を離れて子供に寄り添った指導ができるということです。具体的にいきますと、子供の机上でタブレットパソコンの画面を見せながら、子供の理解度に応じて、より詳しく説明することができます。

二つ目は、子供の考えや意見を即時に全員で共有できることです。子供のノートやプリントを撮影して、大型テレビにすぐに映し出すことで、時間の短縮にもつながるのではないかなと思っております。

三つ目は、豊富な情報量により、子供の集中力を向上させることができることであります。インターネット上にある画像や音声などの情報をその場で探し出すことができ、子供の興味・関心を高め、より集中して学習することにつながると思います。

今後、授業におけるタブレットパソコンの効果的な活用について、さらに研修を深め、児童生徒の情報活用能力の育成及び学力の向上、教師の授業力向上に努めるとともに、授業改善を図るための活用についても更に研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（八代 誠君） このタブレットパソコン事業については、よく理解いたしました。

それでは次に、また、教育長にお尋ねしますが、小中一貫教育に対する考え方と今後の進め方について、お聞きしたいと思います。平成27年6月の法改正によって、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するために、小中一貫教育を実施できる制度が創設されたわけなんです。本市の小中一貫教育に対する考え方、推し進めようとする目的及び現時点での課題について、お示しください。

○教育長（和田幸一郎君） 小中一貫教育に対する目的と課題についてお答えいたします。

学校教育法の改正によりまして、平成28年度から小中一貫型の小中学校や義務教育学校といった新しい形態の学校を設置することができるようになりました。

現在の学校教育制度である、いわゆる6・3制の学校制度については、制定後70年近くが経過し、現代の児童生徒の心身の成長や生理的成熟の早期化、それらに伴う中1ギャップ等に十分対応しきれていないのではないかと指摘がされております。

本市においても同様の課題を抱えており、これらの課題を解決する一つの手立てとして、小中一貫型の小中学校設置に向けて調査・研究を進めているところであります。

今年度は、教育総合会議や確かな学力の定着に向けた検討委員会の中でも取り組みの一つとして取り上げ、小中一貫型小中学校の設置に向けて検討を進めているところであります。

現時点における課題は、本市においては、どのような形の小中一貫教育が望ましいのか、先行モデル校をどのように選定して決定していくのか、といったことが挙げられます。

今後、各学校の実情や意向を十分に聞き取りながら、計画的に推進してまいります。

○4番（八代 誠君） 28年、今年度6月に開催されました総合教育会議の議事録を読みますと、今教育長が話されました先行モデル校、あるいは計画的に推進していくんだというようなことがうかがえるわけなんです。本市における小中一貫教育の今後の進め方、スケジュール等があれば、お示し願いたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 小中一貫教育に対する今後のスケジュールということでもありますけれども、先ほど申し上げましたように、総合教育会議とか、あるいは確かな学力の定着に向けた検討委員会等で議論されたことでありますので、本市においても、何らかの形で今後進めていく必要はあるのではないかなということ、いろいろと今考えております。

9月初旬の管理職研修会におきまして、小中一貫教育についての説明を行ったところです。現

在、各学校の学校長を通じて、地域の実態や校区の話し合いの結果等も踏まえながら、取り組みへの移行を集約している段階であります。

今後、それらの結果をもとに、先行モデル校を決定の上、保護者、地域への説明や施設設備に関する調査検討を行ってまいります。

展望といたしましては、平成29年度に先行モデル校において、教育課程等の整備等を進めながら小中一貫校としての準備を進め、平成30年度をめどに、先行モデル校が開校できるように取り組んでいけたらと考えております。

○4番（八代 誠君） 少しメモをするのに、ちょっとよく分からなかったんですが、9月初旬に各小中学校の校長先生に対して、取り組みに対しての通達をしたということですが、先行モデル校の決定というのは、今年度中にやられるんですかね、それとも29年度中に。そこら辺がちょっと分からなかったの、すみません、もう一回お願いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 小中一貫教育を進めるにあたっては、学校側の理解、あるいは保護者、地域の方々の理解というのが非常に大事になってくると思います。そういう意味で、これまでも小中一貫教育については、説明をずっとしてきておりましたけれども、今回の管理職研修会において、いよいよ先進校のモデル校として、ぜひやってみたいという学校があったらということでの管理職研修会での説明になります。

私といたしましては、今年度、もし先進校のモデル校として、ぜひやりたいという学校があるのであれば、今年度中に決定をいたしまして、来年度、教育課程編成とか結構時間がかかりますので、来年度その準備期間を経て、平成30年度から実際具体的にスタートができれば、そういう計画でおります。

○4番（八代 誠君） はい、よく分かりました。28年度中に、もし手の挙がる学校があれば、その学校を決定して、29年度1年間かけて準備をしていきますよと、30年度からは先行モデル校として実施していきますよということによろしいですかね。はい。よく分かりました。

最後に市長にお伺いいたしますが、実はですね、8月22日、私、伊崎田小学校の学校運営協議会の委員になっておりまして、8月22日、坊津学園を視察に行っていました。

平成22年4月に施設が一つになっているわけなんです、1年生から9年生までおりまして、小中一貫校、平成22年4月にスタートをしております。

学校の要覧をいただいたんですが、全校生徒が141名おられます。2年生から9年生までは大体20人前後なんです、1年生が極端に10人ということでもあります。私たち、市内の中山間地域の小学校は、小規模校が多く、児童数が本当に年々減少しております。よくこの一貫校ということになると、「伊崎田小中学校がいいよね」とかよく言われるんですが、伊崎田小中学校、仮にそういった仕組みになっても、120名ぐらいにしかならないんじゃないかなというふうに考えているところです。

先般の6月議会の中でも、同僚議員から「公営住宅の建設は考えられませんか」というお願いがありました。移住定住について、公営の分譲地、あるいは公営の住宅建設などを推進してい

なければならぬ重要な課題があるというふうに考えますが、市長の率直な考え方、取り組み、これからどんなふうに、学校はそうやって小中一貫校の手法を取っていくということなんですが、まちづくりについてどういうふうにお考えなのか、率直な意見をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま教育長の方から、小中一貫校についての進捗についてお話があったところでございます。30年の4月を先行モデル校が開校できるように取り組んでいきたいというようなお話でしたので、今年度中にモデル校が決まっていくんじゃないかなというふうに思っています。

その中で、当然伊崎田小中学校は有力な候補校ではないかなというふうには思っております。

ということで、まずもって、教育委員会の方で、その条件等の整備をしていただきながら、その内容について、地域の方々、それから小中学校の関係者の方々と十分協議を進めていただいて決定していただければというふうに思っております。

今お話になりました小中学校の一貫校ができたとしても、今後この地域において、子供がまた進学してくる子供がいるのかどうかというような問題かと思えます。そのことにつきましては、先般の議会においても、お話し申し上げたところでございますが、この地域に移住定住によりまして、子供を持つ親御さんたちが、家庭が、新たに住まえるような住環境というものは整えていきたいというふうには考えております。

現在、この地だけではないわけですが、子供を持つ家庭、あるいは今から子供が生まれるであろう家庭の皆様に、住まいを提供できるような事業は展開しようと思っておりますので、今、関係課と協議をしながら進めているところでございます。

○4番（八代 誠君） ぜひですね、坊津学園の例を挙げてしまいましたが、小中一貫校に取り組んでも、なかなか児童数が増えないというようなところも目にしましたので、やはり小中一貫校にして、特色を出して、外から入ってこられる、定住ということもありますが、移住していただけるような、特色のある制度にですね、ぜひこの小中一貫校も含めてまちづくりができればなというふうに思っておりますので、市長にぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

志布志港のフェリー旅客待合所周辺の環境についてであります。以前も丸山議員の方から同様の質問があったわけなんですが、市長、あそこら辺の環境、率直にどう感じられているか、御意見をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回議員の一般質問をお受けしまして、改めて、事前にこの地域のたゞいま御指摘になった内容のところについて、現況の調査をしてきたところでございます。

正直に言います、市が管理する所はしっかりしているところでございますが、県の管理する所については、極めて劣悪だというふうに感じたところでございます。そのような状態になぜなっているのかということを考えてみると、やはり県の方でも予算の削減というようなことがあったり、それから総定員の減少というものがあつたりしまして、管理が行き届かない状態になって

いると。そしてまた、全く管理をしてないというわけではないわけですが、年に1回程度の管理になっていて、現況として見た目が非常に悪い状況にならざるを得ないというような状況だというふうには思ったところでございます。

○4番（八代 誠君） 通告書に記載したように、2018年にはフェリーさんふらわあ、2隻の新造が決定いたしましたということで、市長も、このことについては、私たち議員にも本当に満面の笑みで報告をされたわけなんですけど、今のままの環境では、やはり鹿児島県として、そして利用される方々というのは、どこを鹿児島県が管理して、どこまでを志布志市が管理しているのかというのは分からないわけですので、現状のままでは本当に恥ずかしい限りだと、私も考えております。市長も、すごい状態だということで認識されているようでありますが、鹿児島県の志布志・大阪航路利用促進協議会、あるいは、その他港湾に関する会議がいくつかあると思うんですが、本来鹿児島県が管理しなければならない待合所周辺の緑地、それから若浜運動公園、県道の現状等ですが、そういった会議で話題になったことというのは無いんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になりました会議につきましては、年1回ほど開催されておりまして、予算、決算が審議されているところでございます。

主に内容としましては、さんふらわあの航路を維持するために様々な助成策を設けて、利用促進を図ることが最大課題の協議事項になっています。

そのような中で、今お話がありましたような現況について、非常に見た目の環境が悪いというようなことについてのお話は無いところでございます。

ということで、その会議は、鹿児島の県庁で開催される会議ということでございますので、ちょっと現場を見てみようかという話にもつながっていかないということも、一つにはあるのかなというふうには思っているところでございます。

○4番（八代 誠君） この協議会、先ほど申し上げました鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会のことを今市長が答えられたわけなんですけど、その他に、これは鹿児島の交通政策課というところが事務局になっているようです。

また、本市の港湾商工課が事務局になっているさんふらわあ志布志航路利用促進協議会負担金というようなことで、そういう協議会もあるわけなんですけど、この志布志市が事務局になっている事業については、委員会等でも質問されて中身よく分かるんですが、県が事務局になっている志布志・大阪航路利用促進協議会。予算書の中では事業内容として、乗用車利用対策事業、1番目。2番目に、さんふらわあPR支援事業。3番目に、アクセス改善事業、これは括弧して、鹿児島市内への直行バスの運行支援事業というふうになっているわけなんですけど、このそれぞれの事業についての予算配分というのが分かればお示してください。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会の中で、今議員の方からありましたように、事業内容といたしましては、乗用車利用対策事業、そして志布志・大

阪航路PR支援事業、それから志布志港アクセス改善事業、そして、その他PR活動事業として、いろいろな事業に取り組んでおるところでございます。そういった事業費を総括いたしまして、利用促進費ということで、27年度3,135万6,132円執行しているところでございます。

○4番（八代 誠君） 大体想像ができるわけなんですけど、乗用車利用対策事業、これは乗用車で大阪から志布志に入ってくる利用者に対しての補助、それからアクセス改善ということについては、バスの直行便の運行に対する支援事業だと、なるほどこれは理解できるんですけど、このさんふらわあPR支援事業というのは、どんなことをやっているんですかね。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 志布志・大阪航路PR支援事業の内容といたしましては、運行事業者、いわゆるさんふらわあが実施するさんふらわあと鹿児島県観光がセットになりまして、関西地区、東海地区での広告活動に関わる費用の一部を助成しております。

内容的には、関西方面が、大阪市営地下鉄車内への中張り広告を掲載しておりますので、これに対しまして100万円。それから、東海方面につきましては、JR東海在来線車内への中張り広告を掲載しております。これに50万円の補助支援をしているところでございます。

○4番（八代 誠君） 今説明のあったPR支援事業という項目があったわけなんですけど、その一部を利用して、これらの施設管理等はできないのかなというふうに思ったところでした。

しかし、関西、東海地方、それぞれ平たく言うと、電車なんかで見かけるポスターとか、あるいは新聞等に織り込みをされるということで理解すればよろしいですかね。

そういうことで、本当に鹿児島県も予算が無いということで、なかなか大変なんだろうけど、それぞれの施設が1年間全く管理されてないというふうには考えたくないんですけど、市長も行かれたということでした。特に、若浜運動公園のトイレの中については、植樹された木の落ち葉が散っていたというよりも、ちょっと積もっているような状態でありました。それを見た時に、これでは利用される方というのは、1人もおられないなというふうに感じたところでした。

市長は、志布志警察署の管内の防犯協会の会長でもあられますが、防犯上でも、この環境は本当にどうなんだろうというふうに今思っていたところでした。

待合所周辺の清掃については、先ほど市長の答弁にもありましたように、ボランティア団体が、私、聞いたところによりますと、7月、11月、3回ごみ拾い、あるいは緑地内の草刈り、花の苗などの植栽などをされています。私も何回か行ったんですけど、市長も来られておりました。フェリー乗り場から市街地に向かって車で走っていきますと、若浜水路があるんですけど、水路の向こう側については、先ほど市長も言われたように、大浜緑地公園、警察署、それから鉄道記念公園、市が管理している地帯というか区域、本当に大変きれいに整備をされておりました。

大浜緑地公園については、きれいだなというふうに思ったんですけども、更に柵がしてあって、管理中ですので、危険ですから入らないでください。まだそれでも整備をされているというような状態で、だから、逆に余計ですね、県が受け持っている地域の、地帯の管理というのが本当にずさんだな。道路によっては同じ1本の、例えば、200mの300mぐらいあったかな、の1本の道路なんですけれども、何でか分からないんですけども、途中から市が管理して、県が管理

して、市が管理しているところは、歩道まできっちり草がないんですが、県が管理しているところは、境界がはっきり分かるぐらいで、私も志布志支所の産業建設課の課長に図面をいただいて見に行ったんですが、本当に歴然としているなというふう感じたところでした。

新造船が就航するのは、市長もそうですが、私たち市議会議員も直前の2月に選挙があって、その年の3月、そして、6月に就航が予定されているわけです。このイベントといたらおかしいですが、本市においても、新造船就航に対しての催し、それから支援、更なるお金をかけられて展開されるというふうに思いますが、間違いなくその効果というのは発揮されて、利用客はだいぶ増えるんじゃないかなというふうに私も考えているところです。

現段階において、この課題については、しっかりとした道筋を立てておかなければならないというふうに考えているわけなんですけど、市長はよくボランティアでやりたいというようなことを言われますが、ボランティアだけでは、先ほどの三方良さんが、ボランティアでされているわけなんですけど、3回されて、その他に私が聞いたところによると、鹿児島県が1回草刈りはやっていますよというようなことであつたんですが、年4回やられても、今のような状態。三方良さんについては、県道敷地というよりも、待合所周辺の緑地帯を草刈りをされているわけなんですけど、ボランティアだけでは、年間の管理というのは、とてもじゃないけど不可能だというふうに考えます。

先ほども申し上げましたように、今なんとか、そういう道筋というのをしっかり立てておかなければいけないというふうに考えるわけなんですけど、まずは、そういうことに対して、いろいろ県や国が管理しなければならない所を市の持ち出しでということになると、非常に難しいところがあるのかもしれませんが、検討しなければならない課題だというふうに考えております。

市長、そういうことなんですけど、やはり市長の普段言われる「ボランティアで」というようなことで考えておられるのか、ある程度予算措置も仕方ないというふうなふうに考えておられるのか、そこをお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本当に、この件につきましては、話をしていきながら、だんだんだんだん頭が痛くなるというような内容でございまして、本当に、すぐさま改善しなければならない内容だと思います。

ということで、市といたしましては、すぐ対応していきたいということではございますが、県の管轄であるので簡単にはいかないと。そしてまた、私どもの方で何らかの形で対応させていただきたいということをお話しを申し上げて、そして、県の方において、いいですよというような形で協定等を結びながら、それにつけても、やはりいくらかの管理料というものは頂きながら進めなければ、ちょっと筋が通らない話になってしまうかなというふうには思っているところがございます。

ということで、このことにつきまして、すぐさま県の方と直接的な交渉を重ねていきたいというふうに思います。

そして、30年の3月、6月、新さんふらわあが就航するわけでございますので、その際は日々

的にイベントをしていきたいなど。そして、その就航されたさんふらわあによって、本地域の観光振興が格段に進めれば、有り難いなど。そしてそれは、大隅半島、鹿児島県全体の広がりになるかと思しますので、そのことについても県とも十分協議をしながら対応がきちりできるような形にもっていききたいというふうに思っています。

三方良の皆さん方におかれては、本当に地道な形で毎年毎年ボランティアで、環境維持をしていただいているということにつきましては、本当に感謝申し上げたいと思います。

たまたま、私どもが先日、先ほど申しましたように議員の御質問があり、現況の調査をしにいった折にも、ボランティアで出ていただいて草払いをしていただいた方がおられました。本当に何か申し訳ない気持ちでいっぱいになったところでもあります。

今後は、ボランティアの方々にも、もちろん協力をいただくということになると思いますが、来られた方々が、いつ来ても志布志港はきれいだよねと、良い所だよねと言ってもらえるような環境をいかにして作っていくか、県とも十分協議をしながら対応してまいりたいと思います。

○4番(八代 誠君) 鹿児島県が管理をしなければならないエリアだということは私も十分理解しております。

ということで、新知事も誕生されました。でも、いろんなテレビで見かけるんですが、大隅半島には、なかなか来られないなというふうに感じているところです。市長は会われたことがあるんですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

大隅総合開発期成会で、4市5町で大隅半島の要望活動をした折に、8月31日でした。県庁に行きまして、知事にお会いしたところでした。その時の知事のお話では、「私は何回も大隅半島には行っております」ということのお話でした。

そして、私の方で、志布志港についての整備促進についての要望を申しあげましたところ、「そのことについては、十分承知しております。内部でも検討しております」というようなお話でした。

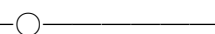
今お話があるような景観についてのお話までは進めなかったところですが、知事は観光の振興について、特に重点事項として進められようとしておりますので、また改めて、この新さんふらわあの就航の予定、そしてまた、そのことによる観光振興ということについては、知事に今後も要望してまいりたいというふうに思います。

○4番(八代 誠君) ぜひこの志布志市のトップとして、知事に今の現状を伝えていただいて、しっかりした管理をしていただくようお願いしていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終了いたします。

○議長(岩根賢二君) 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

ここで、11時20分まで休憩いたします。



午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開



○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

次に、1番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○1番（市ヶ谷 孝君） 皆さん、こんにちは。

真政志の会、市ヶ谷孝でございます。本日、2番手、全体では8人中、5番手ですね、私から後半戦に入りますので、どうぞ、また気を改めて答弁をいただければと思っております。

現在11時20分、午前中があと4分でございます。執行部の答弁次第では、この午前中できっちり終わる可能性もございますので、どうか速やかな誠意ある御答弁をお願いいたします。

それでは、通告書に基づきまして、一問一答方式で質問させていただきます。

まず、通告書1番目、選挙についてでございます。

先般7月、公職選挙法の改正によりまして、新しく18歳、そして19歳の若者が選挙権を得て、その後、初めてとなる国政選挙、また、県知事選挙がございました。全国で約240万人の選挙人が増加したといわれる、この新しい選挙人たち。この方々の動向、投票の行方について全国的に注目が集まったところでございます。

そこで、まずお尋ねいたします。この選挙の結果が出ているわけでございますけれども、本市ではその内容について、どのように受け止められていらっしゃるかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

任期満了に伴う第24回参議院議員通常選挙が7月10日に行われ、また、鹿児島県にあっては、同日に県知事選挙も執行されたところであります。これまでの選挙権年齢を、70年ぶりに20歳から18歳以上までに引き下げた改正公職選挙法が初めて適用された国政選挙及び県政選挙は、記憶に新しいところでございます。

選挙は、民主主義の根幹を成すものであり、市民が政治に対して、自らの意思を直接表明することができる重要な権利でありますので、有権者の選挙離れは深刻な問題と捉えております。そのような中において、今回の投票結果ということにつきましては、全国的に非常に注目された選挙だったと言えます。まず、国政選挙の投票結果だけを見ると、参議院選挙区選出議員選挙での全国平均は54.70%でしたが、平成25年度の同選挙と比較すると2.09ポイントの増加となっております。そして、県内においては、平均が55.86%で前回に比べて、5.44ポイントの増となっております。なお、本市においては56.99%で、前回比6.94ポイントの増となっております。

次に、鹿児島県知事選挙の投票結果ですが、県内平均は、56.77%で、前回と比較しまして、12.92ポイントの増で、本市においては57.29%で、前回比9.64ポイント増加した結果となっております。

特に、全国の平均投票率の伸び率が2.09ポイントにとどまったことに対し、鹿児島県では5.44

ポイントの増で、全国でも3番目に高い伸び率になっております。

これは、これまでの選挙啓発や投票率の向上対策もありますが、鹿児島県においては、参議院議員選挙と県知事選挙とのダブル選挙で執行されたことによりまして、相乗効果も一つの要因として考えられるところでございます。

選挙の投票率が国民または市民の政治参画を表す一つの指標であるとするならば、本市の目指すまちづくりにも少なからず、その影響を与えるものと考えております。その意味からも選挙の啓発活動は重要な要素を含んでいるというふうに考えますので、今後も継続して市の選挙管理委員会や外郭団体を中心に、更なる投票率の向上に向けた積極的な取り組みを期待するとともに、今後も推移を見守っていきたいと考えております。

○議長（岩根賢二君） 教育長には求めているんですか。

[市ヶ谷孝君「いったん10代のことについて」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 順番で、はい、分かりました。

○1番（市ヶ谷 孝君） 大変失礼いたしました。

今ほど市長の方から全体的な先日の参議院選挙並びに県知事選挙における全国的な投票率、また県の平均投票率、そして、本市における投票率の数字と以前の選挙を比較しての増減率についての御答弁がございました。

確かに全国的に平均して投票率が伸びていると約2ポイント、そして、その中でも確かに鹿児島県においては、今ほど市長がおっしゃったとおり、おそらく県知事選とのダブル選挙による県民の関心の高さがあいまって、投票率の伸びが大きかったと、全国の中でもですね、あったという分析ができると思います。

では、そういった数字を頂いた上で、もう一步踏み込んで質問させていただきます。冒頭で申し上げたとおり、また市長がおっしゃったとおり、今回の国政選挙並びに県政選挙は、18歳、そして19歳の選挙人の方が初めて参加された選挙となっております。

そこで注目すべきは、この18歳、19歳の新選挙人の投票率がどうであったかということについて、お伺いをいたしたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

鹿児島県内での18歳から19歳の投票率でございますが、今回の選挙から18歳、19歳にも選挙権が付与されたということで、非常に注目された選挙でございました。

投票率向上に向けた選挙の常時啓発や臨時啓発を選挙管理委員会や外郭団体が中心になって取り組んでいますが、18歳、19歳の投票率を見ても残念な結果であったところでございます。

18歳の投票率が市では41.34%、県の平均が43.06%、19歳が市では27.64%、県では34.33%、合計で市では34.97%、県平均で38.94%であります。

全国的にも様々な啓発活動があったところでございますが、その啓発活動が直接投票率に反映するかどうか、判断し難い面もあり、引き続き先進的な事例を参考にしながら選挙啓発の活動に取り組んでいただければと思います。やはりこのままでは、高齢者を中心とした意見だけが政治

に反映され、将来を担う若者の社会に影響を与えていきますので、今後若年層の投票率が向上していくような対策と研究を一層進め、平衡した社会が実現するよう期待するところでもあります。

○1番（市ヶ谷 孝君） 今ほど、18歳そして19歳の新選挙人に関する投票率の数字をいただきました。

おっしゃるとおり、本志布志市は県内の中でも残念ながら数字上では振るっていない方でございますし、また鹿児島県自体も全国平均からいたしますと、残念ながら18歳、19歳、そして、当然その合計の平均投票率が低いという形になっております。18歳が全国で40番目、19歳が全国で35番目、合計して全国で40番目の投票率というのが鹿児島県の実情でございます。

そういった中で、冒頭で市長が答弁の中でおっしゃったとおり、やはり投票率の向上というのをなぜ目指すかといいますと、政治参画の意識の高さを、特に若年層の投票率の向上を図るということは、この本市、郷土を将来担っていく責任世代の方々が自分達で、この地域をより良くしていこうという責任を担うと、そのために、まずは行動しよう。今現状の投票率の年代別のバランスを見ますと、どうしても高齢者の方々の意見が通っているように見えてしまうのは仕方ございません。

そういった中で、若年層の方が、その状況を再認識し、やはり自分達で自分達の暮らしを良くするために行動していく、そのための第一歩が投票をして自分達が、これはと選んだ議員であったり、知事であったり、市長であったり、を選んでいくということが大事であることを分かっていたと。そのための啓発活動が必要なのだということを再認識いたしました。

では、そういった数字を得た上で、実際に投票率向上において、先ほど市長も概要をおっしゃいましたけれども、外郭団体とか、いろんな方々の協力を得ながら、また指導しながら啓発活動を進めていくということがございました。

昨年6月の私の一般質問、また、同年9月の小野議員の一般質問の中で、そういった具体策については、大筋のところを説明はいただいておりますが、現在、この本市、志布志市ですね、実際に行われている啓発活動の内容、または投票率向上のための取り組み、その具体例を把握している範囲で構いませんので挙げていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に答弁させます。

○総務課長（武石裕二君） 選挙に関する質問ということでございますので、選挙管理委員会の事務局長を兼務しておりますので、答弁をさせていただきますと思います。

選挙の啓発ということでございますが、今回7月10日に実施をされました選挙におきまして、これまで市の選挙管理委員会、それから明推協、市明るい選挙推進協議会がございます。ともども啓発活動について、まず、本年の1月4日に、新成人対象の模擬投票をしたところでございました。

それから、18歳以上の投票ができるということで、市内の高等学校、これは志布志高等学校、それから尚志館高等学校の2年生、3年生を対象に568人の生徒の方を対象に、出前授業講座を3回実施をしております。

それから、選挙時の啓発といたしまして、市内4か所、7月2日でございましたけれども、4か所のサンキュー、ほりぐち、松山道の駅、アピアでございましたけれども、街頭でのティッシュ等の配布をしながら、選挙の啓発に当たったということでございます。

それから、市内企業及び事業所等にポスター等の掲示を配布いたしておりますし、また店内放送等にも選挙啓発をお願いをしております。市内約100か所程度だったというふうに記憶をしております。

その他の啓発といたしましては、これまでも実施をしておりますけれども、行政告知放送、それから防災行政無線、それから広報車を巡回して市内を巡回しながら、選挙の啓発に当たると、それから散らしの配布。

そして今回、18歳から20歳までの方々、これは抽出をして約500名程度だったと思いますけれども、ダイレクトメールで文書を郵送して選挙の啓発を図っております。

それから現在、選挙啓発ポスターコンクールということで、市内の小中学生、児童生徒を対象に、ポスターの募集もしているような状況でございます。

ただ、啓発等は、これまでも選挙のあるたび、それから無い時期においても、選挙管理委員会、それから明推協等で選挙啓発については実施をしておりますけれども、なかなか先ほどの参議院選、県知事選等において、なかなか投票率が上がらないということですので、引き続き選挙管理委員会等でも、この投票率が上がる対策等については、引き続き協議をしている状況でございます。

以上でございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 今ほど、当市で選挙管理委員会が管轄している中での啓発活動の概要について説明をいただきました。

やはり去年から、また新たに取組まれている内容等もあったように見受けられますけれども、なかなかこの啓発活動というものは、市長もおっしゃったとおり、実際にどれだけの実数に結びついているかの判断というか、評価が非常に難しい項目でございます。やはり、今ほど事務局長からもございましたとおり、継続的に引き続き、こういう地道な啓発を続けていくことが、市全体の選挙に対する意識の啓発につながっていくのだろうと思いますので、このことにつきましては、今後引き続きお願いをいたしたいと思っております。

ちなみになんですけれども、今ほど、内容の中で一番最初に挙げられました1月4日の成人式の時に行われた模擬投票の内容というのは、どういったものだったのかをお伺いしてよろしいですか。

○選挙管理委員会事務局長（武石裕二君） 成人式の実施をされた当日でございましたけれども、なかなか当日は成人式ということで、久しぶりに会われる同窓、同級の方との、いろいろ話の方が先にまわりまして、なかなか模擬投票という形では実施をしておりますけれども、当日が404名、有権者という捉え方をしますと、404名の方、実際模擬投票ですので、投票をしていただいたわけなんですけれども、投票者数が74名ということで、非常に投票率については、23.57%とい

うことがございました。また内容につきましては、志布志市の4大祭りがございますけれども、その中で、どれが一番いいかというような形で模擬投票という形で実施をしたところでございました。

来年も成人式等開催されますので、それまでにはしっかりとした投票率が上がるような形での実施に向けて取り組みをしていきたいというふうには考えてます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 今ほど成人式で行われた模擬投票の内容と結果についてお示しいたきました。

ともすれば、数字が若干低めなことに、何か責任を感じてらっしゃるように感じましたけれども、このこと自体は結果の数字が振るとか振るわないことは、そこまで問題ではないのかなと思います。あくまでも、これも一つの啓発活動の一環ですので、これをまた来年度以降も、継続していくからには、やはり年々改善を重ねながら、少しでも最終的な効果は投票率の向上を目指しているわけですから、そこにつながるような形での改善をしていただければと思います。

やはり選挙というものは、一般の市民からいたしますと、選挙といいますか、我々議会もそうなんですけれども、もっともっと市民に近い議会を目指していこうという形での努力は重ねているところでございますけれども、やはり市民の目線からすると、なかなかその実態といいますか、分かりづらいと、実際に議会がどういうものなのか、選挙がどういうものなのか、議員がどういうものなのかというのが分かりづらいのが、なかなか政治参画意識が伸びていかない原因の一つのかなと思っております。そういった中では、こういった模擬投票とかですね、少しでもそういったものに触れる機会を増やしていくことが何よりも、もちろん広報の散らしとかティッシュとかもそうですけれども、こういった実際に体験してもらおうと、本当に遊び半分でもいいんですよ、実際にこうやって、ああこんなもんだよなというのを分かってもらうことが、まず意識の向上の第一歩になるんだなと思うところでございます。

そこで、お待たせいたしました。教育委員会にお尋ねをいたします。

まずは、同様に昨年的一般質問の中で、いろいろな御回答、御答弁をいただきました。やはり、教育委員会といたしましては、直接に管轄する小中学校の教育現場において、いわゆる主権者教育をどういった形で行っていくか、もちろん政治的な中立性を保った上で、今の子供達、将来当然選挙権を得る子供達、そして、この地域を担っていく子供達に、いかに政治への参画意識を今のうちから持っていただくか。いみじくも教育長が小中学校の段階から「自分で考え、自分で判断し、そして自分で行動する」そういった子供達が意識を持つように働き掛ける場を整えていくのが、やはり教育委員会として、その教育現場を管轄する部署としての務めであろうということをおっしゃってございました。

そこで、まずはお尋ねいたします。

現在そういう主権者教育も含めまして、教育委員会として、小中学校の教育現場において取り組まれていることがございましたら、お示しをお願いします。

○教育長（和田幸一郎君） 学校での取り組みについてお答えいたします。

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に学校教育の果たす役割は大きくなってきています。

小学校の社会科の学習では、民主政治や憲法、生活と政治などについて学んでおり、選挙は国民や住民の代表者を選出する、大切な仕組みであることや、国民や住民は代表者を選出するために選挙権を正しく行使することが大切であることを学習しております。

また、中学校の社会科の学習では、主権を持つ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法として、選挙があることや、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義について考える学習を行っております。例えば、松山中学校では、生徒会役員選挙の際に選挙管理委員会から借用してきた実際の選挙で使用される投票箱や記載台を使って投票を行うといった体験的な学習活動も行っております。

このように義務教育9年間を通じて行われた主権者教育が、家庭教育や高校教育において発展的に受け継がれ、選挙権を正しく行使することができる社会人へと成長することを期待するものであります。

また、児童生徒に対して、公職選挙法改正に伴い、子供が親の選挙に同伴できるようになったこと知らせることも大事だと考えております。

今後も学習指導要領の趣旨を踏まえた主権者教育を展開すると同時に、主体的に社会に参画し、自立して社会生活を営むために必要な力を実践的に身に付けさせていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） やはり、まずは選挙というもの、その持つ意義ですね、実際の選挙行動そのものを投票することの行動も大事ですけども、実際に足を運んでですね。その結果が何をもたらすか、何を意味するかというところをまずは理解してもらおうと、そのことが非常に大事だろうと思います。

若干余談になりますけれども、実際私も学生時代、数学とかを習うときに、いろいろな公式を習いますね、先生から。ただ、私が高校生時代の頃、そうやって公式を扱って問題を解くんですけども、その計算が何を意味しているのか、その公式がですね、例えば微分とか積分というのがございます。その問題自体は解けるんですよ、確かに、その公式を使ってですね。ただ、やはり中には苦手で解けない方もいらっしゃるんですけども、総じて共通していえるのは、その微分というものが何なのか、積分というものが何なのか、何のためにあるのか、何でこんなことをするのか分かっていなかったと思います、高校時代ですね。その意味が分かったのが、大学に入ってからですけども、そういった物事を、それは一例ですけども、やはりそれが何の意味があって、何のためにやっているのかということを経験して学んで理解できるような教え方をすることは、非常に大事なだろうなと思います。もちろんカリキュラムの都合上とかで、駆け足でどうしても教えなきゃいけない部分もあるとは思いますが、この主権者教育も政治意識の向上につきましても、先ほど教育長が、先ほどの八代議員の一般質問の中の答弁で志学教室の部分について、このことは、ぱっとやったからすぐ結果が出るものではないけれども、

やはりこれを継続して続けていくことで中長期的に、この地域の子供達の学力が向上するという形で御答弁をしておりました。この政治意識の向上、主権者教育の醸成というものも同じかと思えます。やはり継続的に取り組んで長い目で取り組みを続けていくことが、将来的なこの市の、もちろん数字的には投票率が向上し、また若者たちの地元への郷土愛、または政治意識への参画の意識というものの向上につながっていくだろうと、結果が出るだろうと思っております。

また、あわせまして、今ほど教育長の方から投票所への子供の同伴といいますか、選挙人本人以外の同伴者の入場が公職選挙法の改正案の方で可能になったということがございます。この公職選挙法の改正の中で、1点には期日前投票が自治体の判断で早朝とか深夜とか時間の縛りを緩やかに緩和されて可能になったと。

もう一つが、選挙当日、投開票日の投票が自分が住民票を持つ市区町村内の投票所だったら、どこでも自由に可能になるということ。

そしてもう一つは、今障がいを持たれている方、要介護、これまでは5の方しか郵便での投票が認められませんでしたけれども、そちらが要介護4までの方ができるようになったと。全体的には投票率の向上ですね、そちらを目標として改正をされたわけですけれども、その中に投票所内への子供の同伴が可能になるという項目がございます。翻って言えば投票所に子供を連れてきて一緒に入れていいよということが投票率の向上につながるという形で国が見ている証拠でございます。

実際に、投票所に小学生とかの子供さんを連れて行って、職員というか、現場の投票所の方から入れませんと、子供だけ投票所の外に待ちぼうけをしてしまうという事例が実際にあったそうでございます。そういった世相の声、要望を反映しての改正だと思うんですけれども、今ほど教育長がおっしゃったとおり、もちろん親御さんが子供を置いて投票所に行かなくて済むというか、一緒に連れて行けると。また、子供の側からすれば、自分の親がそうやってきちんと投票に行っただけで投票をしている姿を見せることで、その子供が将来、選挙権を持ったときに、その親の姿を覚えていて、自分もやはり投票に行こうということを思える、そういった大人に成長できる確かな土壌を築くための非常に重要な改正の項目だと思います。

また、このことについては、教育現場で実際に親子で選挙、投票所に行ってみようという形の声掛けは当然まだですよ、これからそういうふうにやっていきたいという形でもよろしいですかね。

○教育長（和田幸一郎君） 主権者教育につきましては、先ほど申し上げましたように、小学校、特に社会科の教材の中で直接的に学ぶ機会があります。これは、子供達が知識として選挙の大切さとか、国民主権ということを学ぶわけですが、それから一歩進んで、態度をどうするかということでもいいですと、今言いましたように、親子で一緒に行くことによって、ああ選挙ってこんなふうになっているんだなということ子供達が学ぶ良い機会になると思います。

このことについては、まだ直接的に学校を通じてやっていることではありませんので、今後選挙の時には、こういうこともできるようになるんだよということについては、これまで以上に子

供達に理解できるようにしていきたいなと思っております。

○1番（市ヶ谷 孝君） ぜひともそのことについてはお願いしたいと思います。

親子関係という面では、やはり以前も御答弁があったかもしれませんが、家庭の中で、親子で選挙であったりについての話題を持つと、たった1分、2分、数分でもいいですから、そういった時間を持っていただくこともやはり大事なのかなと思います。

実際に、これはちょっと例として挙げるには適切かどうか分かりませんが、横浜市のほうで、ある大学との共同研究でデータがあったんですけども、その中で、実際にそれは主眼を20代の選挙人の方においていましたけれども、20代の方が実際には投票所に行って投票をしたその大きな要因というのが親を含めた家庭でのコミュニケーションの結果であると。家庭に限らず友人であったり、知人であったり、そういった知り合いからのですね、ともすれば口コミという表現が適切かは分かりませんが、そういう日常的な会話の中で、ふと話題に出た、そのことが実際に投票所に行ってみようかと、それこそ仲間で連れ添ってですね、という結果が出たと。実際に、家庭の中で、今度からは18歳から選挙権を持っていますので、そういった子供達が学校での、先ほど明推協、明るい選挙推進協議会の方もそうですけれども、出前授業等々の啓発もちろん大事ですし、それとは別に、家庭での普段の教育での、家庭の重要性と同じような形で、この主権者教育、投票に対する意識の向上についても、やはり家庭が担う役割は大きいというふうに感じるところでございますので、このことについても可能な範囲で構いませんので、家庭でそういった時間を選挙の前とか後、直後でも構いませんから持つような形での呼び掛けをPTAとかを通じてしていただければと思います。

さて、もう1点ですね、今度は、市長か、選挙管理委員会の事務局長か、どちらでも構いませんけれども、やはり若者自身が選挙啓発の旗頭をとると。それこそSNSの活用でも結構ですし、実際に選挙ポスターとかで、今回でしたら18歳、19歳の新しい方が選挙人として入りますので、そういった高校生とかをポスターを前面に押し出して、そういった方々に選挙に行ってもらおうという取り組みをされている自治体はかなり多く見られたと思うんですけども、本市において、そういった若者を主体として選挙の啓発活動を行っていた、もしくは今後やる予定があるということはありませんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（武石裕二君） 今議員御指摘がございました前段で親子のコミュニケーションの中で選挙の方に行っていただく、そして子供もそのことで近い将来選挙に行くということは必要だろうというふうに私も感じとったところだったので、これにつきましては、教育委員会の方と選挙管理委員会、それから明推協一体となって、そこについては、何らかの形で取り組みをしていきたいというふうに感じたところでした。

それから、今御指摘ございました若者を主体とした選挙の啓発等については、具体的には、これまで取り組みをしてございませんので、今後、先進的な事例等を各自治体の選挙管理委員会等で実施をしているところを参考にしながら、本市も取り組める内容等については、積極的に取り組んで、少しでも選挙の投票率を上げていきたいというふうには考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） ぜひともそのような形で取り組みをしていただければと思います。

先ほどの取り組みの中で小学校の生徒さんにポスターを募集して、コンクールを行っている、こういったことが、やはり、より選挙というものを身近に感じる一つの要因になるかと思えます。

実際に、なかなかこれが直接投票率の好結果につながったかどうかは分かりませんが、先日の7月の国政選挙において、実際に九州県内で投票率が高かった自治体は、10代の有権者が選挙を身近に感じられるように、そういった方々に投票事務を手伝ってもらったりとか、また同じような形で、やはり投票の受付事務を行っていただいたと。選挙管理委員会と高校とが協力をして、そういった実際事例があって、それが直接数字につながったかは、もちろんまだ検証結果は必要ですけれども、事実として、こういったところが投票率が伸びが、伸びというか、今回から18歳、19歳は新しくですので、そういった方々の投票率が高かったという事実自体はございますので、先ほど事務局長がおっしゃいましたとおり、今後、そういった事例等をこれから検証が始まりますので、そういったものを注視しながら、常にアンテナを張って本市の選挙の在り方、選挙啓発活動の在り方に生かしていただければと思います。

それでは、今ほどは選挙の意識ですね、啓発活動についての取り組み等を御説明いただきましたけれども、今度は選挙人が投票所に足を運びたくなる、運びやすくする環境の整備、状況の整備、会場の整備という面の方でお伺いいたします。

今回7月の選挙におきまして、本市では期日前投票の投票所をアピアの方に設置をして、実際に期日前投票をしていただいたという話をお伺いしましたけれども、このアピアにおける期日前投票の数字というものを示すことができますかね。

○選挙管理委員会事務局長（武石裕二君） 今回、県内で初めてだったろうと思いますけれども、商業施設内での期日前投票ということでもございました。

アピアで投票を、5日間という短期間ではございましたけれども、投票者数が1,696人、それから、投票率にしまして6.25%ということで、私もアピアの方に何回か従事をしたところでしたが、非常に買い物を済まされて、それから選挙の方に行かれるというようなこともございまして、非常に成果としては、あったのではなかろうかというふうには分析をしております。

○議長（岩根賢二君） まだ続きますか、選挙関係が。

[市ヶ谷孝君「まだ続きます」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） それでは、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。



午後0時00分 休憩

午後1時04分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

○1番（市ヶ谷 孝君） それでは、午前に引き続きまして、昼食をはさみ、午後からまたよろ

しくお願いいたします。御飯を食べて、元気いっぱい充電してまいりましたので、おそらく執行部の方々もおいしい御飯を食べて、元気を充電いたしたと思いますので、眠気が来る前に、テンポ良く進めていきたいと思います。

午前中の最後で、選挙管理委員会の事務局長からアピアで、県内初とおそくなるであろう期日前投票所の設置をして実際に良い形で数字が上がったという御報告がございました。やはり、特に若年層が、こういった生活動線の線上に投票所が設置されると、先ほどもおっしゃられたとおり、やはり買い物のついでといいますか、その流れで、そのまま投票所に足を運ばれて期日前投票をしていただけるというケースもございますので、今後も、また次の選挙がいつあるかわかりませんが、その場合も同様に、こういった形で大型商業施設または生活の動線上で、そういう期日前投票所の設置の検討していただければと思います。

また、この期日前投票所の設置の場所の案として、例えば、今回再三申し上げるとおり、18歳、19歳の新選挙人の方々の動向、また、その方々に第1回目として、やはり多くの方に、この1回目こそ選挙に足を運んでいただきたいという形で、各自治体が取り組みされている中、場所によっては、例えば熊本県の大津町とかでは、市内の2県立高校で、高校内に期日前投票所を設置をして、実際に投票率の向上を目指したという事例もあります。

また、全国的にも、これは主に大学ですけれども、大学の校内に期日前投票所を設置をして、期日前投票の呼び掛けを若年層の方にした事例が多々報告されているところでございます。それを鑑みたと、当志布志市では、市内の2高校、志布志高校と尚志館高校、こちらの方に期日前投票所を設置するかどうかの協議等があったのかどうか、その辺の進捗、過程等をお示しできることがあればお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（武石裕二君） 今、御指摘ございました大学あるいは高校内での期日前投票については、全国で実施をされている自治体もあるというふうに私も確認しております。

県内においても鳳凰高校でしたかね、あそこについては、寮制という、寮の生活というのは寮制がありまして、そこでの有権者数が多いということで、確か設置をされたというふうに伺っております。

市内においても、志布志高校、尚志館高校、2校ございますけれども、なかなか協議というか、できるかどうかということのですね、選挙管理委員会の中での若干の協議はあったというふうには聞いておりますので、ただ今回については、実施までは至らなかったということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 実施には至らなかったけれども、協議は選挙管理委員会内であったという形で、その協議、設置の是非については、では今後も継続して協議がまた続くのか。それとも今回設置を見送って、今後そういう考えというのは消滅したのか、もう一度そのあたりについて、確認をお願いします。

○選挙管理委員会事務局長（武石裕二君） なかなか平日ということ、あるいは日曜日ということもございますけれども、2校の中で設置をするということは、なかなか厳しいだろうということの意見というふうに御理解いただければというふうに思います。

○1番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。

その答弁を受け取ってみますと、今後もなかなか難しいのかなというふうに受け取るわけですが、やはり直接選挙人、選挙の時期がいつかによって違いますけれども、実際18歳の方が高校に、例えば、4月とか年度はじめに選挙があった場合は、なかなか高校生でも18歳に満たしている方は、ほぼいらっしゃらないわけですから、そういった場合では、また状況が違うかもしれませんが、ただやはり、商業施設もそうですけれども、高校というのも人が集まっているわけですね。今ほども申し上げたとおり、時期によって増減はありますけれども、去年の一般質問の答弁で、大体選挙権年齢引き下げによる、新しく志布志市内で選挙人として認められる18歳、19歳の若者の方が、去年の試算では、大体562人という数字が出てたところですが、やはりそれだけ、相当多い数ですよ、560人という数は。そういった方の中で、実際高校に期日前投票所を設置したとして、それに該当する方が何人いるかは、また別の問題ですが、ただやはりアピアに期日前投票所を設置するというのも、人が集まる場所、確実にそういう形になります。

また、日常的な中で、人が自然と通るといえるのか、繰り返しの言葉になりますけれども、生活動線上に設置をしたと。高校というものも当然生徒さんは通われるわけですから、必然的に選挙の方が何名かは通る、そして、集まるという所に設置すること自体は、間違いなく結果が見えやすい効果が望めるということでは非常にその設置を前向きに検討する価値はあるのかなというふうには捉えるところでございます。ぜひともですね、そういった視点というのか、ものも今後踏まえた上で、ぜひとも選挙管理委員会内で前向きな協議をしていただければと思います。

現在の発言の流れが投票所に行きやすい環境を作るという流れでしたので、続けて同じような形で、例えば、他自治体の事例といたしまして、投票所に行くインセンティブを設けるという方策の一つとして、去年の小野議員の一般質問でもありましたけれども、投票パスポートの活用であったり、または投票所における、それこそ本田市長はよくおっしゃいますけれども、おもてなしの心ですね、そういったものの気配を整える投票所を置いてですね、という形も一つ取れる方策なのかなというところをいろんなところの事例を見ながら感じたところでした。

また、交通の足が無いと、交通弱者の方々が投票所に行きやすいように、無料バスのシャトルバスとかの巡行されている自治体等もあると伺っております。

また、先ほど公職選挙法の改正の中で、子供連れで行けるという流れがありましたけれども、実際に投票所の中にキッズコーナーを設けて、そういった方々が、より利用しやすいというのか、子供を連れて行きやすい環境づくりをされている自治体もあると聞いております。こういった投票の際の利便性の向上ですね、こういったものをもっともっと整えていくことが、本市における投票率の向上にもつながるのかなと思うところなんですけれども、それについては、どう思われますか。

○選挙管理委員会事務局長（武石裕二君） 選挙の方が選挙しやすい環境づくりという観点から申し上げますと、今回期日前投票において、入場券の期日前投票では宣誓書ということがあ

わけですけれども、その入場券の中に記載ができるような形でのレイアウトに取り組んだところでございました。

また、先ほど巡回バス等の話もございましたけれども、実際巡回バスや、それから移動式の投票所ということも全国では実施をされている自治体もございますので、選挙管理委員会の中でも、そういったことを含めて、選挙に行きやすいような体制ができないかということについては、協議をしてございますので、全国の自治体の選挙に関する先行事例を参考にしながら、選挙管理委員会の中でまた協議をしていきたいというふうに考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） ぜひともそういった形で取り組んでいただければと思います。

やはり、選挙、投票率の向上というのは一朝一夕に取り組んで、すぐ結果が出るものでもございませんし、継続的な取り組みが必要となってくると思いますので、今後も引き続き、選挙管理委員会なり、または行政等と連携しながら良い形を模索していただければと思います。

それでは続きまして、教育委員会の方にお尋ね、お伺いをいたします。

先程来から、やはり私自身もそう強く感じますし、教育長もおっしゃってらっしゃいました体験学習の重要性、実際に体験をしてもらうと。松山中学校で実際の投票箱を使用して生徒会選挙を行っているという事例もございました。

また、小学校の生徒さんとかが、社会科見学とかで市役所に訪れて、その際にこの議場とかを見学もされたりするお話もお伺いしております。やはりそういった少しでも選挙というもの、議会というものを身近に感じていただける取り組みというのは、今後もどんどんしていただきたいと思っておりますし、その中で協力できることがありましたら、私も議会としても、恐らく皆さん、できることを協力していきたいと思う気持ちで一致していると思っておりますので、その取り組みを今後も進めていただければと思っております。

また、議会を身近に感じていただく、政治というものを身近に感じていただく中で、全国的に例は多いんですけれども、また、今までの一般質問の中で触れた方もいらっしゃったかと思っておりますけれども、子ども議会というものがございますね。その子ども議会の、これは導入という表現がいいのか分かりませんが、取り組みについての協議というのは、今、教育委員会でもいいですし、場所によっては議会の方が主催しているところもありますけれども、とりあえず、本日この場では教育委員会の方にお尋ねをいたします。

この子ども議会の導入について、今まで協議というものがありませんでしたでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 子ども議会のことにつきましては、前回、小野議員の方から主権者教育のことに関わりがある中で質問等ございました。子ども議会の導入について、やはり子供達が主体的にいろんなことに参加をするというのは非常に大事な取り組みであるということで、教育委員会内で議論をした経緯はございます。そういう中で、とりあえず例えば、本市にはジュニアリーダーとか、インリーダーとかという子供達が組織がありますが、特にジュニアリーダーの子供達、中学校、高校の生徒たちがいるわけですけれども、あの子供達が、いろんな活動を自主的にやっているわけですけれども、その中で、私の方が直接その中に入って、子供たちが市政に

参加するために、いろんな意見、要望、そういうのを聞く機会をとりあえず持つような段取りをしていきたいなというふうに思っています。

子ども議会の具体的な中身ということについては、まだ十分な検討はなされておりましたが、とりあえずは、そういう形で子供たちに、生徒に、いろんな意見を聞く機会を設けていきたいということでのジュニアリーダーの子供達への意見聴取というのは、意見を聞く機会、私と意見交換する機会、そういう機会を持って、少しでも志布志市のことについて、あるいは政治のことについて、関心を持ってもらうような機会を持とうかなというふうに思っております。

○1番（市ヶ谷 孝君） すみません。発言の訂正については。

○議長（岩根賢二君） しばらく休憩いたします。

○

午後1時18分 休憩

午後1時21分 再開

○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

○1番（市ヶ谷 孝君） 先ほどの私の発言の中で、不適切な表現を用いましたので、訂正をお願いしたいと思います。

先ほど無料バスの項目の中で、「足が無い」という表現を使用してしまいましたけれども、こちらを「交通手段が無い」という形に訂正をお願いしたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

では、続きまして、質問を続けさせていただきます。

ただいま教育長からの御答弁をいただきました。今後、そういった形でインリーダー、ジュニアリーダーの方々と教育長自身が意見を交換する場を持っていきたいという御答弁をいただきましたので、ぜひともその取り組みについては、形を持って取り組んでいただければと思っております。

再三この選挙投票率の向上については、申し上げてまいりましたけれども、冒頭で市長がおっしゃったとおり、この選挙投票率の向上は、実際に、この投票率が上がった下がったからといって、すぐに市政に影響が及ぶものではございませんけれども、やはり長期的な目を見て、市民が、どれだけ我がまちの、また我が県の、国の政治に対して関心を持っているか、その指標となる非常にゆるがせにできない数字だと思いますので、今後も市選挙管理委員会、また市教育委員会と連携を密にして、この投票率向上に取り組んでいけばと思っておりますので、よろしく願いたします。

これをもって、選挙についての一般質問は終了させていただきます。

続きまして、生活保護制度について質問をさせていただきます。

生活保護制度は、生活保護法の第1条でうたわれておりますとおり、最低限度の生活を国民に保障するとともに、その生活保護受給者の自立を助長することを目的として制定されている制度

でございます。

生活弱者、また困窮されている方にとって、この制度が最後のセーフティーネットとなるように合併後当市におきましても、市の福祉事務所が責任を持って、この申請または認可、また、その後の見守り等々の業務を請け負っているわけですがけれども、なかなかこの生活保護の受給者に対する、やはり近年様々なメディアをにぎわせる、不祥事という表現を使用させていただきますけれども、そういうニュースがありまして、なかなか市民の方の生活保護の受給者に対する、または生活保護制度そのものに対する、なかなか厳しい目というものがあるのが実情であると思っております。

生活保護というものは、自らが望んでそういった立場になられた方は、ほぼいらっしゃらないと思われま。それぞれの抱える事情、それから身体的なもの、精神的なもの、また家庭環境等の問題で、やむを得ず、この制度の申請をし、認可を受けていらっしゃる受給者がほとんどであるというふうに思っております。

そのような中で、そういう社会的な風潮から色めがねで見られてしまう方々がいるというものを、私も地元で生活をしていて感じる場面が多々ございます。

やはり、住みよい、心地よいまちづくりを目指す本田市政において、こういった風潮の是正というか、正しい認識をですね、生活保護を受給されている方以外にも持っていただくことは、生活保護受給者にとって、フィジカルでもメンタルでも、本当の意味でセーフティーネットとして機能する大きな土台になるというふうに認識をさせてもらっております。その立場から、本日この質問をさせていただければと思っております。

そこでまず、お伺いいたします。

本市における現在の、またはここ近年の生活保護の申請並びに受給状況について、お示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生活保護制度につきましては、生活に困窮された皆さんを最後のセーフティーネットとして支援する制度となっております。

本市におきましても、生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障し、自立の助長を図る目的で、被保護世帯に対しまして、生活費、住宅費、教育費等をその状況に応じ、金銭給付を行うとともに、医療、介護扶助等の現物給付を行っているところでございます。

本市の現状でございますが、平成28年8月現在の被保護世帯は、370世帯で被保護人員は、477人です。このうち5割強が65歳以上の高齢者世帯であり、高齢化社会を反映しているものと考えているところあります。

年次的に見てみますと、これまで被保護世帯、被保護人員とも若干の減少傾向で推移してまいりましたが、平成27年度に若干の増加に転じております。1,000人当たりの保護率で見ると、平成27年度平均で14.96%（パーミル）となっております。

○1番（市ヶ谷 孝君） 今数字を説明していただきましたけれども、減少傾向にあったのが、

平成27年に若干増に転じたということをおっしゃっていただきましたけれども、その平成27年で増に転じるまでは、減少傾向がずっと続いていたと、市合併当初からですね。その減少傾向にあったというのは、本市における生活保護受給者に対する就労支援であったり、困窮者の自立支援ですね、そういったものの成果として人数の減があったというふうに捉えていいのでしょうか。

○福祉課長（折田孝幸君） 先ほどお伺いの件で申請件数と開始件数等の御質問がございました。25年度におきましては、47件の申請件数、開始につきましては、年度またぎがありますので、53件、26年度につきましては、67件の申請に対しまして開始が53件、27年度につきましては68件の申請に対しまして、56件の開始となっております。

議員が今おっしゃったように、そういった取り組みも影響しているというふうに考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） 今直近3か年の申請件数と開始件数を説明いただきましたけれども、平成18年度、市が合併して市の福祉事務所が所管を、この生活保護についてするようになった当初と比べると、相当申請数並びに開始件数が増えたなという率直な印象がございます。

この3か年、それぞれ申請件数を見ますと、25年度で47件、26年度67件、27年度68件という申請数がございましたけれども、福祉事務所の窓口面接相談で来られた方の人数というのは何人になるのか。そのうち、申請がこの数ですよという、その数字を御提示はできますでしょうか。

○福祉課長（折田孝幸君） 相談件数についての御質問でございますが、平成26年度が149件、平成27年度が128件の相談件数となっております。

○1番（市ヶ谷 孝君） この相談件数についても、やはり平成18年からは数字の推移というのはどうなんですかね、具体的な数字を示してもらってもいいですし、あくまでもその傾向として相談件数自体が、どういった推移をたどったのか、そのあたりについての御提示もお願いします。

○福祉課長（折田孝幸君） 誠にすみません。平成18年の相談件数については持ち合わせておりませんが、相談件数につきましても、毎年増えている傾向にあると思います。

○1番（市ヶ谷 孝君） そうですね、実際、平成18年度の面接相談件数が56件であったと、当時の議員でいらっしゃいます下平議員の一般質問の中で、当時の福祉課長が御答弁されていらっしゃいます。その当時が、面接相談が56件あって、うち申請が17件、開始件数が14件だったと。その当時で言えば、開始件数の割合が面接相談に対して25%にとどまっていたというデータがございまして、それと比べるとという言い方は失礼ですけれども、この近年、実際に面接相談に来られた方のうちから申請をされて、更にその中から開始をされた方の割合というのが大きくなっているなど、数自体の増加とあわせて、その率の増加というのも見取れるわけですけれども、この申請件数の増加、ここでありまして、25年度で開始が53であった申請件数は47、67、68と、25年度と26年度の間で相当増えているわけですけれども、やはりこういった増加が、現在市が行っている就労支援であったり、自立支援の成果を上回って、結果として27年度から増に転じたという分析でよろしいのでしょうか。

○福祉課長（折田孝幸君） その傾向もあるかもしれませんが、先般新聞等で現在の生活

保護の現状が全国的なレベル、それから鹿児島県のレベルの報道があったところでした。その中で、ほとんどが高齢者世帯の単身世帯の方が占めているということで、本市におきましても被保護者の高齢者世帯198世帯ございますが、その内訳を見てみますと、単身世帯の方が181世帯、2人以上の世帯の方が17世帯となっております。そういった構造も影響しているのだというふうに考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。

それでは、もう1点、細かい数字になるかもしれませんが、現在370世帯、477名の方が受給をされていると。この世帯数370の世帯の中で旧3町ごとの内訳というのは、御提示が出来ますでしょうか。

○福祉課長（折田孝幸君） 370世帯の旧町ごとの内訳ということでございますが、旧町別で見ると、志布志地区が269世帯、有明地区が79世帯、松山地区が20世帯、その他の世帯が2世帯というような内訳になっております。

○1番（市ヶ谷 孝君） 非常に細かい話で申し訳ありません。その他2世帯というのは、どういった形なんでしょうか。

○福祉課長（折田孝幸君） これは救護施設という所に入所されている方でございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 志布志市の現状については、理解をいたしました。

それでは、その数字を踏まえた上で、②番項の生活保護の申請の在り方ですね。先ほどから入ってはおりますけれども、具体的に生活保護の申請を窓口で受けて、審査の流れ、在り方ですね、まずはこういった流れで審査を、申請を受けてからですね、実際にミーンズテストとか、やられているのか、その流れをまずお示しをもらっていいですか。

○福祉課長（折田孝幸君） 申請手続きのお尋ねですけれども、生活保護の申請につきましては、本庁、各支所で対応をしておりますが、まずは多くの方が相談という形で来られます。相談内容や生活状況を聞き取るとともに、生活保護の制度についての説明を行いまして、本人の申請意志があれば申請ということになります。

あくまでも、本人の意思による申請でございますので、申請者本人以外からの相談の場合は、当日もしくは後日自宅訪問等を行いまして、現状を確認しながら、制度の説明を行うとともに、申請の意思を確認した上で、申請意志があれば申請していただくという流れになります。

保護申請受理後は、必要な調査を行いまして、原則14日以内に保護の要否を決定し、通知することになっております。

○1番（市ヶ谷 孝君） 流れについては、理解をいたしました。

その審査、実際に調査をして認可をするかどうかの協議というか、審査があるわけでございますけれども、この審査の基準ですね。こういったものは、おそらく国が提示をしている審査基準にのっとりやっというよりは、やっぱりおっしゃるとは思うんですけども、もちろん福祉事務所の方がですね、ケースワーカーの方々が当然一生懸命取り組んで親身になって相談者の方に寄り添って相談を受け、必要なものについては申請を受理して、実際には資格要件を満たすかどうかの審査をされて

いるとは思うんですけれども、あくまでも現実の声として、やはり市民の目線、意見としまして、「志布志市の審査の在り方が、近隣の他自治体と比べてどうなんであろうと、違っている部分があるんじゃないか」という御指摘は再三受けております。

また、執行部、行政側としても、おそらく過去からそういった意見等については、お聞き及びしているとは思うんですけれども、今回、私がこの一般質問に立つきっかけになった中にも、どうしてもそういった意見があると。この質問項の冒頭で述べましたとおり、どうしても生活保護を受給される方に対する、なかなか払しょくされづらい、そういう見方も存在はしていると。その流れの一環として、「志布志市における審査の在り方がどうなんだろう」という意見があるのは確かでございます。そこについて、その審査の基準の置き方について、もう一度御説明いただいてよろしいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の福祉事務所としましては、保護申請受理後、必要な調査を行いまして、先ほど課長が答弁いたしましたように、14日以内にケース検討会で保護の可否を決定して、本人へ通知ということにしております。

ケース検討会は、福祉事務所長をはじめ、査察指導員、生活保護ケースワーカー、面接相談員、就労支援員の構成員であらゆる角度から検討しまして、法に基づき福祉事務所を通しての可否判定を行っているということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 端的にお伺いしますけれども、つまるところ、自治体ごとに審査の基準の違いがあるということは、もちろん無いわけですよ。

○福祉課長（折田孝幸君） ただいま市長が答弁しましたとおり、法に基づき可否を決定しているところであります。

○1番（市ヶ谷 孝君） その御答弁を聞きまして、安心したところでございます。

それでは、もう1点、実際に可否判定をされる中で、最初の段階で資力調査、実際保有されている資産等の調査がされて、保有されている資産の売却等を指導したりして、それでも生活が立ちゆかない方に対して、生活保護費を不足分を最低限の生活を送るための費用を支出するというものが生活保護の流れかとは思いますが、ここでお聞きしたいのは、生活保護を受給、申請の許可を受けた方の車の保有に関する点でございます。

この点につきましては、私自身も、私自身がその生活保護を受けるわけではございませんけれども、窓口の方にお話をお伺いしにいった時に、基本的には当然資産の保有は認められないと。その中で自動車の保有というのも基本的には認めていないというお話がございました。

しかし、この点につきましても、実際に市民の方からお話等をお伺いすると、ここ最近では生活保護を受けてらっしゃる方も車を持っていいんだよねというふうにお伺いすることが相当あります。この点、車の保有ですね、この部分につきまして、実際に福祉事務所の窓口等、また審査の過程において、どういう扱いをされているのか、御答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

車の保有にあたっては、基本的に就労のために車を活用することにより、自立への助長に効果があると認められる場合には、期限を付して認められる場合があります。

それ以外の事例は、厳しく指導を行うこととしております。

○1番（市ヶ谷 孝君） そういった就労において必要性が認められれば、保有が認められ、運転も認められるという認識でよろしいんですか。

○市長（本田修一君） ただいま御質問の内容のとおりでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） はい、かしこまりました。

何分、この生活保護についての御意見というものについては、どうしても皆様厳しい意見がございまして、何も私自身が志布志市の生活保護の在り方についても、もっとこうの方がいいと、もっと厳しくするべきだという意見があるわけでは当然ございません。

最初に申し上げたとおり、生活保護というのは、生活困窮されている方々、生活弱者に対する最後のセーフティーネットでございます。当然、その審査が厳正に行われない場合ですね、本当に人命に関わる、実際にそういう事件も起こってますよね、過去にありますので、そこについて、既に福祉事務所の方々、職員の方々、ケースワーカーが十分に親身になってやっていらっしゃることは十分に承知しながら、なおかつ、そういった市民の御意見が絶えないよという形で、本日この場で御答弁をいただいていることを御了承いただければと思っております。

この審査の過程において、ケースワーカーの方々が、少なくとも私から判断する限り相当な御苦勞というかですね、負担を持って、当然、先ほど申し上げたとおり、一歩間違えれば本当に人命に関わる重大な責任を負う立場でございますし、だからといって、その審査をおざなりにしてしまうことも当然できません。申請したから全部いいよというわけでも当然いきませんし、ちゃんと厳正な基準にのっとり審査をするわけですが、このケースワーカーの人的な配置、マンパワーの扱いについて、現在こういった形で何人のケースワーカーがいらっしゃって、一人当たりの担当世帯数とっていいんですかね、一人平均で何世帯ほどあるのか、そのあたりの数字をお示しをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

被保護者の生活状況の見守りにつきまして、本市福祉事務所においては、被保護者を担当するケースワーカーが6人配置されております。この6人で約370世帯を分担して訪問等を実施しております。

被保護世帯は、その世帯状況に応じまして、五つの訪問ケースに分類されており、その訪問ケース格付によりまして、毎月1回以上から12月に1回以上の頻度で定期訪問を実施しております。もちろん保護者からの相談や福祉事務所からの連絡事項等がある場合など、臨時訪問も行っております。

また、本年度から被保護者に対する就労を支援する目的で、被保護者就労支援員1名を配置したところでございます。

就労指導の必要な方には、就労支援員がケースワーカーと連携しながら自宅訪問をしたり、ハ

ローワークへ同行したりして、必要な情報の提供及び助言を行っております。

日常的な見守りという部分では、各地区に配置されております民生委員・児童委員の皆様にも御協力をいただいております、ケースワーカーが定例会等に参加をし、委員との情報交換も行っております。

被保護世帯には、児童生徒がいる世帯もございますが、児童生徒の課題等につきましては、学校や教育委員会等とも情報交換をしながら対応しているところです。

被保護世帯の見守りや就業指導等につきましては、それぞれの状況に応じて関係機関と連携しながら、今後も対応してまいりたいと考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） それでは、ケースワーカーの方々だけが、だけがという表現は難しいかもしれませんが、責任が全て降りかかるわけではなく、いろんな方々と、できる範囲で分担をしながら取り組まれているという体制でよろしいんですね。

はい、分かりました。

では、このケースワーカーの方6名という形で、今おっしゃいましたけれども、先ほど申し上げたとおり、このケースワーカーの方々の御負担というか、職務の内容のハードさに対する心配等ももちろんあるんですけれども、一方で、このケースワーカーの方々が、実際に現地に赴いたり、審査の過程で判断をしたり、そういったシーンが度々あるわけですが、そのケースワーカーの方々の資質の向上ではないですね、資質の保持といいますか、常にその認識を高く持つための研修等もされているという形で、マネジメントシートにもあったんですけれども、この研修というのは、どのぐらいの頻度でやられていますかね。

○福祉課長（折田孝幸君） ケースワーカーの研修についてですが、当然新規で異動して福祉事務所に配置される職員がおりますが、異動した時点で、福祉事務所の社会福祉の関係の研修会というのは必ず出席するようになっております。これが年間2回程度、新規の職員についてはあったと思います。

中堅職員につきましても、その度に必要に応じて研修もありますし、ケースワーカー以外の指導官、査察指導員につきましても、研修に参加しております。

○1番（市ヶ谷 孝君） そういった研修体制については、十分に取れているという形で、実際に審査、評価をする際に、最初に面接相談に来られると。その中で、その相談者に対して全てが最初から生活保護を申請しようと思っただけの方ばかりじゃないですよ、当然、生活に困窮されて、どうしたらいいかという形で、良い方法を模索するために相談に来て、実際その窓口で指導というか、相談に応じて御案内をされているとは思いますが、その審査ですね、また、これは生活保護を受給を始めてからでもそうなんですけれども、いわゆる就労可能かどうかの見極めですね。その方が働けるのか、働けないのか、または、言葉は悪いですが、働かないのか、そのあたりの見極めをするというのは相当難しい問題だと思います。そのあたりの判断、加減というものを取間違えた結果が、かなり前になりますけれども、北九州の方で死亡につながるような形が、あの事件があったのではないかと思います。

この働ける、働けない、これは本当就労支援の在り方にもつながってくるんですけども、そのあたりの判断基準というものは、法の中で定められているのか、法というか、手引きの中で定められているのか、それとも、あくまでもケースワーカーの人的な判断の中に委ねられているのか、そのあたりについて、もう少し詳しくお願いいたします。

○福祉課長（折田孝幸君） ただいまの御質問の件ですが、生活保護法の第28条に基づき、要保護者の実態調査や、必要に応じて健診命令を行い、病気等の調査を行ったりしております。

議員がおっしゃるとおり、この方が就労意欲もあって、働ける方であればいいんでしょうけれども、就労意欲の無い方と受け止められる方が発生した場合においても、ケース会議等で全体で、それぞれのケースを検討し合いながら方向性のある程度決めて、その中で方針を立てていくということで、なかなか議員がおっしゃるように、基準というのは設けていませんけれども、福祉事務所全体で方向性を決めていくという方向で実施しております。

○1番（市ヶ谷 孝君） 今課長がおっしゃったとおり、この生活保護受給されている方ですね、この方々、その就労可能かどうかの判断も相当難しいものがあると思いますし、実際に就労意欲が無いと思われる方に対しても、なかなかだからといって、すぐに生活保護の支給を止めますよということも当然難しいと。実際に生活に困っていらっしゃるのは、本当なわけですから、そこで生活保護の受給が止まると、その時点で路頭に迷うということがありまして、なかなか生活保護の受給世帯数の、本当はその数字は減少していけばいいんでしょうけれども、なかなかそれが達成しづらいという状況があると思います。

その中で、やはり370世帯のうち5割以上が60歳以上の方というお話もありましたけれども、もちろんそれぞれ様々な家庭の状況がありますから、全員が全員じゃないんでしょうけれども、まだまだ働ける世代、年齢の方にですね、やはりできる限り就労をして生活保護の状況から脱していただくという取り組みしか、この生活保護の受給の数を減少させていくという方策はないのかなと思うところであります。

その就労支援ですね、もちろん事業として様々な市としても取り組みを展開されていらっしゃいますけれども、この就労支援というものは、もちろん働きたい本人の意思が大事ですし、また就労というのは雇用契約ですので、その働きたいという方を雇う側ですね、やはり企業の側もそういうことについて、理解を持って協力体制というものが採られていくことが、円滑な就労支援の推進につながるのではと思うんですけども、そういった市内業者さん等に対しての呼び掛け等はされているでしょうか。

○福祉課長（折田孝幸君） 被保護者就労支援員の業務内容になろうと思うんですけども、就労支援が必要な対象者を各ケースワーカーと抽出しながら、それぞれに合った就労支援プログラムに基づき、電話や自宅訪問等を行いまして、就労へ向けた意識改革を行うことや、就労意欲のあるものについては、ハローワークと連携をしながら、定期的に行われる就労相談への出席の要請とハローワークへの同行、それから就労先への応募や、面接の指導、就労後の見守りを行っております。

○1番（市ヶ谷 孝君） 今伺いました内容によりますと、ケースワーカーの方が実際には就労意欲のある方と、その就労意欲のある方が申し込まれた企業さんとの間に立って、橋渡しとどうか、円滑な雇用につながるような協力というのは無いということですかね。あくまでも就労意欲のある方に対してのみ支援があるという認識でよろしいですか。

○福祉課長（折田孝幸君） 現実的に就労について、こちらから働き掛けをしている方につきましては、就労稼働能力を有していながら、就労への意欲の低い方であったり、稼働年齢層にある単身世帯、それから母子世帯を中心にケースワーカーと就労支援員と同時に連携しながら、就労への道を開くような取り組みを行っているということです。

○1番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。

それでは、その就労支援もありますけれども、見守りというか、何という表現を使えばいいですかね。実際に生活保護の認定をされた後の実態調査、追跡調査の面ですね、これもやはり今までも多数意見は寄せられたと思うんですけども、やはり市民の方から生活保護受給者が最低限生活に必要な嗜好品であったり、遊興費に生活保護支給額の一部を使っていると。そのことについて、どうなんだろうという意見等が寄せられているかと思えますし、私自身もやはり、そういった意見を伺うことが多くあります。

福祉事務所側としては、そういうケースに対して、どのような対応をされていますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、ケースワーカーが定期的に回っているということで訪問をしているところがございます。そしてまた、そのような内容の中で、生活保護につきまして、支出について不適切なことがあるとなれば、この被保護者への法的制限というものについては、強制指導は求めているところではありますが、生活保護本来の目的に沿った指導は必要に応じて行っていると。最低限度の生活費を節約してやりくりする方向へ指導することは、自立への助長を促すことにつながるというふうに考えておりますので、そのような事実を確認した場合には、すぐさま別途臨時訪問等を実施しながら指導しているということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） ぜひともですね、あくまでも法の条文もそうですけれども、あくまでも法が制定したもともとの目的、そういうものを忘れずに、対応、指導等をしていただければと思っております。

実際に市民の側からすれば、なかなか感情的に難しい部分もあるかと思いますので、その面を十分踏まえた上で、在るべき形での指導をしていただければと思っております。

生活保護の項目については、大体以上となるわけですがけれども、最後に、これはあくまでも市長の意見、考えとして伺いたい点が1点ございます。

最近、沖縄の那覇の方で生活保護受給者の方が奨学金を申請して奨学金を受け取った子供さんのために、就学の、その奨学金の扱いが収入扱いとなって生活保護費の返還を求められたという事案があったわけですがけれども、実際には那覇市側が返還を求めたわけですね、その女性の方に、シングルマザーの方でしたかね。そういったケースが発生しておりまして、この場合、この女性

が事前に福祉事務所の方に、報告、届け出をしなかったという落ち度も当然あるわけですが、それを踏まえた上でも、実際、奨学金というものは、その女性または家族の生活に使うわけではなく、あくまでも就学のため奨学のための資金ですので、それを収入として扱ったのは個人的には、いかななものかなと思うんですけども、この状況が未来永ごと本市でも起こらないとも限りませんので、この場では、その話を聞いた上で、市長としてどういうふうに感じられたかだけ、お答えをいただければと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘になった案件については、内容を把握してないところがございますが、先ほど答弁いたしましたように、被保護世帯には、当然、児童生徒がいる世帯もいるということでございます。そしてまた、その児童生徒の方につきましては、学校や教育委員会とも情報交換しながら対応しているということでございますので、ただいまの奨学金の内容についても、当然、教育委員会とも情報交換しながら対応するという事になるかというふうに思います。

○1番（市ヶ谷 孝君） ぜひともですね、再三申し上げたとおり、この生活保護制度というのは、困窮者に対する最後のセーフティーネットですので、そのことを常に忘れずに、もちろん、それを踏まえた上で取り組まれているでしょうけれども、今後もなお一層、その見地を持って取り組んでいただければと思っております。

法というものは、人を縛るためじゃなく、人を守るためのものですので、やはり法律に感情が伴わないと、その国は死にます。そのことを肝に銘じながら、今後もこの生活保護の申請または認可等について取り組んでいただければと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

2時20分から再開いたします。



午後2時05分 休憩

午後2時20分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

今、朝早く私は4時半ぐらいに大体起きますけれども、6時前後からテレビをつけていますと、東京都の築地の豊洲移転の問題と、これはまさに行政の失態といいますかね、本当に議会、都民に対しての違った説明をしているという状況。もう一つは、富山市議会の議員さんたちが政務活動費を不正に受給している。次から次に辞職、自ら行ったことで、当然それは非難もあるでしょう。そういうことで、今朝もお二人の方が、また辞職だというふうなことが報道されて、なぜ

そんなことが起きるんだらうというふうに私も思うわけですがけれども、当局の皆さん、一生懸命税金をどう使うのかと、私たち議会の議員も、地方公務員法、特別職、公務員です。税金をどういうふうにするのかということが問われているんだなというふうに思って、自ら襟を正しながら今、時期的に所管事務調査、いろいろある時期であります。そうしたときに、住民から、いろいろな疑念が持たれないような形で、私たちもその調査なり、やっていかなきゃいけないということを肝に銘じて、今ここに立っているところであります。

私たち一緒になって、志布志市民3万4,000人、約3万3,000人を超す人たちために、福祉向上のためという立場で、全力で立ち向かわなきゃいけないんだねというふうに、私は感じているところです。

そういった立場で、今回の4項目ほど通告をしておきました。その点について、順次質問をしていきたいと思っております。

まず1点目に政治姿勢ということで、庁舎等在り方研究委員会で、この間具体的に研究した内容と、その結果を問うということで通告をしました。

研究委員会の中で、いろいろ議論をされ、研究をされて、その結果が市長に報告が上がるわけですね。この間の取り組みについて、どのように報告を受けておられるのか、その取り組みについて、まずお願いをします。

○市長（本田修一君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

平成27年度に、市庁舎等の在り方研究会を発足しまして、2年目を迎えております。

これまで6回の研究委員会を開催し、合併後の振り返り調査等を実施しながら、研究と議論を実施してきました。研究委員会では、熊本地震レベルの災害が発生した場合に、迅速な情報集約や指示監督機関の設置ができる施設は、どこが最適なのか、現状だけを捉えるのではなく、将来を見据え、広域的な視点での本庁舎の在り方はどう在るべきかなど、様々な角度から研究を重ねてきております。

今後は、少し角度を変えまして、市の将来像を考えたときの組織形態を研究し、将来理想とすべき組織を勘案した上で、庁舎の在り方を改めて検証してみてもいいのではと考えるところであります。

○18番（小園義行君） 将来に向けてどう在るべきかということで、今議論が一步前に進んでいるということです。そのことは、これまで6回の中で、過去10年間の検証がされた結果、前に進んで行こうと。将来本庁の場所が、ここがいい、志布志がいい、松山がいい、そういった議論とあわせて組織体制の在り方、これが重要だというふうな御理解だというふうに思うわけですね。その組織形態を当然議論をされていく中で、今年の4月から包括支援センターが、こちらの方に動いたわけですが、そういった時にも、本来はそうした議論があつてしかるべきだったのではないかとこのように思うところです。

それはそれとして、研究委員会の中で座長を中心として組織形態の在り方とか議論されるでしょう。今、方向性としては組織の見直しとあわせて将来へ向けてのことが、今後議論していくと

いうことであります。これまでの答弁だと「早いうちに検討委員会に格上げをしたい」という市長の答弁も過去の議会であったところですね、先の議会ですね。

私は、これまで10年間このことをいろいろやって取り上げてきました。今回、大変申し訳ないんですけども、ここに志布志市庁舎（港湾商工課）移転を求める要望書ということで、それなりに志布志東洋埠頭株式会社の取締役社長の方から、あわせて裏の方に約10名ほどの、11名ですかね、あわせて、そういう要望書がきておりました。この要望書を読ませていただいて、認識は私も全くそのとおりだと、これまで私もいろいろ市長に投げかけをしてきたことが、ここに書いてあります。地方自治法第4条第2項の事務所の所在地の在り方からどうなんですかと、そして、志布志市の行政サービス機能の充足、あわせて周辺組織との連携等々をうたわれてありまして、よく考えていただきたいというような要望だと思うんです。

そこで、とりわけ喫緊の課題として、すぐ移転可能である港湾商工課については、志布志支所に移転すべく議会としても御尽力いただきますよう、要望しますということであります。この要望書は、当局にも届いているということでありましたので、市長として、この要望書ですよ、住民の方から出たね、それをどういうふうに受け止めておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指示がございました要望書につきましては、昨日、私はいただいたところでございます。その内容を見た時に、これまでこの議会において議論された内容がそのまま盛られているんだなというふうに思ったところでございます。

このような様々な視点からの要望ということにつきましては、今ほど申しましたように議会においても十分議論をさせていただいてきていることございまして、その結果、今研究会の設置につながっているというふうに御理解いただければというふうに思います。

○18番（小園義行君） この要望書は私から見たら、ごく当然、本当にそうだね、そうだなというふうに思います。同僚議員にお聞きしましたら、この東洋埠頭の社長をされている方は、つい先日ここに来たということではないというようなことで、もう何年も志布志におられてということで、やっと思ひ余っての、この要望書というふうになったのかなというふうに、実際にそこで仕事をされている中で感じておられることなんだなというふうに思います。例えば、4月に来てこういうことには一介ならんだろうというふうに思うんですね。長いこと志布志におられて、行政に対しても、いろいろお願いとかあったでしょう。そのことを素直に感じておられて、ここに出してきていただいた。そして、あと約10名の方ですか、この人を含めて、そういう人たちへの想いというのが、ここに出ているということで、市長もこれについては、きちんとやっぱり受け止めることがまず第一で、この要望書、他にも当然上がってくるかもしれませんよ、もう合併後10年ですのでね。そういったものに対しての向き合い方として、どういう立場でこういう要望書を受け止めようというふうに思っておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、筆頭にあります会社の方のお話を申し上げられましたが、少し私の方も疑念を持ちまして、

御本人に確認をさせていただいたところでした。

ということで、これは極めて個人的な話ですので、ここではどうこうということは、お話は申し上げられないところでございます。この要望書を受け取りまして、また内部的にも関係課とも協議しながら対応、要望書についての御返答は申し上げることが必要だというふうには思うところでございます。

○18番（小園義行君） きちんと受け止めるというふうに理解をしたところです。

これまでの議会の答弁の中で、私が年内に、そういう検討委員会等々を立ち上げていくという方向性はどうかということで質問をして、市長としては「早い時期に」という答弁でしたのでね。残すところあと1年4か月、1年半ぐらいですか、私達の改選という、市長も一緒ですけども、そこまでに何らかの、先ほど冒頭ありました研究委員会で組織体制の見直し、そして未来へ向かってのどう在るべきかと、本当に職員の方々、真剣に議論してやっていただいているというふうに思います。そのことを受けて、首長として、将来志布志市をどういうまちにしたいのか、どういう方向に持っていきたいのかということを含めて、私は真剣に、このことは、こういう要望書等を含めて、受け止めないといけないのではないかとというふうに思います。

志布志市の10年、5年スパンの振興計画ですね、それは志布志港を中心として、そして背後地の農業、もちろん都市部の商業等々を含めてですよ、やっていくという、そういう計画が示されていますのでね、そのことを踏まえて、こういう、いわゆる港に進出してきている企業の社長さんからもこういうものが出てくるような時期にきているんだということですよ、合併当初は合併協議会の意向をずっと市長も踏んでこられましたね。その頃ともう時代が変わっていますよ。そういうことを踏まえてですね、しっかりと要望書なり、他の住民からの声、そういったものには向き合っていたいただきたいというふうに思います。いかがですか、もう一回。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、今回頂きました要望につきましては、内部的にも、きちっと精査いたしまして、御回答は申し上げたいと思います。

○18番（小園義行君） そういうことしか出ないですかね、それはそれでいいでしょう、市長の考えです。

あと1年半ぐらいしたら市長選挙もありますね。その時に、再度このことは大きな争点になっていくのではないかとというふうに思いがします。もう10年経って、市長も「ここにこだわっているわけではありません」という答弁をされてますのでね、過去の議会ですよ。そういうことで、ぜひこのことについては、今回出された要望書、住民の声に向き合って、早く住民の意向をくみながら研究委員会から検討委員会を立ち上げて、結論を出すという、この任期中にですね。そういった覚悟ぐらいは持っていたいただきたいものだなと思うんですが、それは言葉としては発することできませんね、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、研究委員会を立ち上げて精査しているところでございます。

その内容について、まだ整ってない部分があるということで、少しそちらを詰めさせていただきたいということでございます。

その後、更に次のステップに進むということになるかと思えます。

○18番（小園義行君） 極力早い時期に、次の選挙では、堂々と本庁を志布志に移しますという本田市長の公約を聞きながら選挙を、誰が立候補されるか分かりませんよ、そういうことで大いに戦ってもらいたいものだというふうに思います。この件については、ここで終わります。

次に、志布志事件のことについて、少し質問をさせていただきます。

志布志事件の控訴審判決が確定をしました。人権を考える会の方々と一緒に、私も一緒に同僚議員の方も行って、その判決をお聞きしたんですが、その瞬間に、ああ長かったねと、そういう思いがありました。全て志布志事件の裁判は、刑事、民事ともに終結をして、しかも全て勝訴と、住民の側がですね。こういうことをどのように受け止めておられるんだろうなということです。全て住民の側が勝訴した。あわせて、このことについては、先ほども市ヶ谷議員との間で選挙の関係で、教育長の方にもありましたけれども、選挙権のいわゆる年齢が18歳まで引き下げられたと、こういったこととあわせて小学校、中学校、その当事者の子供さんや、まだ若い青年もおられますのでね、子供さんや孫、そういったことの人たちが学校にいった時に、こういうことが当然風化させるわけいきませんからね、いろいろどうだったんだろうと、その時の志布志市のトップ、そして、教育委員会のトップとして、どうだったんだろうって、うちのじいちゃんや、うちのお父さんが、そうなったときに、どういう態度で臨まれたんだろうということを問われたときに、しっかりとこうだったんだよということが話せるようなものが私は教育的配慮として観点からも必要ではないかというふうに思いがあります。

そういった点で、市長と教育長に答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の裁判は2003年、平成15年の鹿児島県議選をめぐる公職選挙法違反事件で起訴されなかった住民の方々が違法な取調べを受けたとしまして、県に損害賠償を求めた訴訟で、控訴した住民6人の方々に計595万円の賠償を命じた福岡高裁宮崎支部判決が確定したということでございます。

この内容につきましては、今お話がありましたように、本当に辛い体験をされたと、しかも長きにわたって闘ってこられたということで、原告の皆様方においては、本当に御苦勞は大変なものがあつたんじゃないかなというふうに思っております。

私どもとしましては、二度とこのようなことが起きないよう願うと同時に、行政に携わるものとしましても、襟を正して業務に臨まなければならないと改めて思うところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

志布志事件で起訴されなかった住民6人が、鹿児島県に損害賠償を求めた訴訟につきましては、8月5日に福岡高裁宮崎支部から6人全員の取調べについて、社会通念上相当と認められる限度を明らかに逸脱しているとして、違法と認定され、県に対して賠償金の支払いを命ずる判決が出

されております。

この志布志事件につきましては、平成16年に任意捜査で違法な取調べを受けたとして、県を提訴してから、今回の判決が確定するまで12年という長い年月が経過しています。原告の方々の長年にわたる精神的、肉体的な苦労が少しでも癒やされることを心から願っております。

同時に、私ども教育委員会も、本市の住民の方々が人権を踏みにじられ、苦しい思いをしていることを考えたときに、人権教育というのは、大事な取り組みだと考えております。

今後、人権教育を推進するにあたっては、生涯学習の視点に立って、学校教育はもちろん、社会教育とも相互に連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（小園義行君） それぞれ襟を正して、業務に臨まなければいけないと、今教育長が今答弁されたとおりであります。

今年の施政方針で本田市長が、この10年間を振り返っております。その中で、今教育長が「12年」とおっしゃいましたが、13年かかってます。平成3年からですのでね。その中で、市長が施政方針で、この10年間を振り返ってますよ。そして18年3月に、私はこういうふうに申し上げて、合併後最初のかじ取りをやって五つの視点でうんぬんということですね。

その中に、第一に「市民一人ひとりが輝き、このまちに住んで本当に良かったと誇りに思える共生・協働・自立のまちづくり」を、これを第1番目に掲げられてるんですよ、10年前ですよ。そのことを再度、10年目の今年の施政方針で、そのことをあなたが、この10年間頑張ってきたと、本当に住んで良かったと誇りに思えるまちにするために頑張ってきたとおっしゃるんでしょう。この被告、された人たちですよ、原告になった、その人たちはですね、起訴されなかった人たちも含めて原告になった住民の方々は、この10年間、もっと言えば、その前からですね。あなたが、このまちに住んで本当に良かったと思えるまちづくりを全力でやりますよと言ってきて、10年を迎えた。その間、ひたすらですね、いろんなことにくじけそうになった時もあったと思うんですよ。本当に、このまちに住んで良かったと、そういう立場でね、この10年間、13年間を通して、8月5日のあの判決を聞いた時に、本当にこのまちに住んで良かったと、私は心から思ってたけども、裁判というのは非常に過酷ですよ、長い闘いですよ。しかも何もやっていなかったって、司法が判断したんです。何もやっていなかった、何もなかったんだということをはっきりと司法の場で明らかにして、全て勝訴ですよ。

そして、ここにあるように、このまちに住んで良かったというような、思いを持って、そういうまちづくりをすると本田市長はあったけれども、住民の皆さんは本当に長い間、このまちに住んで良かったと、そういう思いを持ってなかったんじゃないかと私は思いますよ。やっぱりね、そういった意味からして、これ、市長の立場としていろんなことがあるかもしれないけれども、本当に住んで良かったというまちに、私は努力してきたと、そういう意味からしたときに、ちゃんと県警の本部長に直接謝罪すべきだと、そういった要請をする気持ちにはなりませんかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、お示しになられましたように、私自身は、市政を運営するにあたって、全ての市民の方々が、このまちに住んで良かったと。そしてまた、子供たちも、このまちで育てたいというような思いを持っていただくまちづくりをしていきたいということは、今お話がありましたように就任当初から、今でも変わらない基本的なテーマとしております。

そのような中で、今お話がありましたように、今回の宮崎での高等裁判所宮崎支部の判決によって、長年裁判に関わり、そして、ありもしなかった内容について責任を問われたということは、多分に長い間苦勞されてきたということについては、本当に改めて、そのことについて敬意を表するところでございます。

そしてまた、私の立場としましては、平成19年から27年にかけて、県議会という公の立場において、県民並びに関係者に対しまして、県警のトップである本部長が組織を代表しまして、「結果的に無罪という判決がなされたことを重く受けとめて、捜査により御負担をおかけしたことにつきまして、関係者の方々をはじめ県民の皆様に対しましてお詫びを申し上げます」というふうに謝罪をされておられます。

そのような中で、私としましては、また、市としましては、改めて県警の方に謝罪の申し入れを行うということについては、考えていないところでございます。

○18番（小園義行君） これまでも、鹿児島地方裁判所、そして福岡高裁宮崎支部ですか、そこでいろいろ裁判があるときに新聞報道でもありますように、「謝れ、償え、繰り返すな」これ原告団の人たちが裁判を闘うとき、必ずこの横断幕を掲げて入廷すると。もちろん私や同僚議員も一緒に、ここの歩いてきましたけれども、志布志市が県警の本部長に直接住民に謝罪してくださいという要請をすることで、何ら不利益は一つもないというふうに私は考えます。

先ほど冒頭言いましたように、十数年前、こういうことがあったんだって、お父さんの時、お父さんは無罪になったよねって、国賠で認められたよねって、何もやってなかった。お父さんは立派だって、その子供にしても、息子にしても、孫にしてもですよ。その時に、私もその行政の一端と一緒にいる人間として、その時、我がまちの市長さんが、教育長さんが、きちんと警察本部長に要請をしたけれども、そういうものをつくり出した側は一切謝らなかったんだよ。でも、うちの市長と教育長は、毅然としてそのことに対して要請をした、そのことを僕もここの場に一人として一緒に行政に携わっている人間としては、堂々とそれを主張してもらいたいと、そういう思いがあります。何ら不利益があることじゃないと思います。

これまでは、裁判の途中でしたのでね、市長も言葉としては、いわゆる裁判の途中ですのでいろいろありますね、でもこれ、全て確定したんですよ、一切何も無かった。そのことが司法の場で明らかになっている。それを受けても県議会でやっているからいいんだという立場ですか。私は、私もここに、この行政の一端を末席をしている人間として、うちの市長も教育長もきちんと要請をした、だけど当人たちは、やらなかった、このことは、これから先大きく受け止め方としては違うと思いますよ、私は。これは風化させるわけいきませんからね、人権を考える会も当然要請をすると思いますよ。

そういった中で、我がまちを「本当に住んで良かったというまちづくりをしたい」と言っている首長が、そういうことも毅然として要請をしない、それでいいんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、このことにつきましては、県警のトップの本部長が謝罪をされているということでございます。

そのような中で、私の方で改めて県警本部長に対しまして、あるいは知事に対しまして、原告の方々に一人一人赴いてきて謝罪して欲しいということについては、言えない立場ではないかなというふうに思います。

今回お話のように判決が確定したという中でございますので、そのことについては、そういった時期が、いずれか到来するということになるかと思いますが、その内容次第によって、私の方で、そのことについて、それぞれ対応するという事はないのではないかなというふうに思っています。

○18番（小園義行君） 住民の方々も、やっぱり二つだけ残ってますよ。事の発端は何だったのかって、ここは裁判所もさすがにですね、少し私は、あの判決を読んで警察の体面を保ったのかねて、やっぱり嫌疑があったというようなことをでっち上げだと、住民の方々、私たちもそういう立場でしたけれども、そこはあったというふうで、そこまでは否定しなかったんですね。そこが1点と、直接謝罪をして欲しいというのが住民の方々の思いなんですよ。

今後、市長が気持ちが変わるかもしれません。ぜひね、私は私と同じ立場に立って欲しいものだと思います。

要請は、県知事やら、知事も変わりましたのでね、県議会でどういうことになるか、知事の方から本部長に直接謝罪しなさいということになるかもしれませんよ。その時は遅いじゃないですか、仮にそうなったとしたらですよ。それとあわせてね、気持ちが変わったりするかもしれません、人間の気持ちって分からないからですよ。ぜひですね、そういう思いが住民の方々にあるということだけは持ってておいてください。

そして、市長として今度はね、住民の皆さんに直接ご苦労さんという、そういうことを一人ひとり行けということじゃないですよ。例えば、あとで集会とかあるでしょう、そういった時、要請があった時、ぜひ出向いて行って、本当に長い間大変だったですねと、御苦労さまでした、そのことぐらいは、仮に要請が来たらどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は、市長就任直後に、この関係者の皆様方が市役所に来られて、そして、その支援についての要請があったところでございます。

そしてまた、その場で私自身としましては、裁判においては、私どもは直接支援することはないということですが、それぞれの立場で頑張っ欲しいというような形の発言をしたのではないかなと思っています。

その後、10年後に四浦の小学校の方で10年を節目とする会が開催されたところでございました。

その時、私もお呼びがございましたので、その時に出席しまして、長い間の御苦勞につきまして、本当に大変ですね、というお言葉は述べたいということの挨拶はさせていただいたところがございます。

今後、今お話のように、何らかの形で今回の判決を受けての会を開催するという事になれば、その時にまた考えてみたいと思います。

○18番（小園義行君） ぜひですね、要請がきたらお受けいただいて、ともにこの勝利といえますかね、喜んでいただきたいというふうに思います。この点については、これで終わります。

次に、介護保険についてお願いをします。

8月から特別養護老人ホームやショートステイを利用する低所得者の食費、居住費等の負担が増加する改正が行われたんですね。このことによって、どれぐらいの方が影響を受けているのかということをお私達は分かりませんので、少し負担増になっているわけですが、その実情が分かれば教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

介護保険施設に入所した場合、介護サービス費用の自己負担額、サービス費用の1割または2割でございますが、食費、居住費、日常生活費が利用者の負担となりますが、このうち食費と居住費については、経済状況により3段階の負担限度額を設けて負担軽減を図っているところであります。

平成27年8月からの制度改正では、配偶者がいる場合は、配偶者の課税状況のほか、預貯金などの資産の状況を勘案することが新たに必要になったところであります。

また、利用者負担段階の判定に用いる収入には、これまで老齢年金などの課税年金のみが対象でありましたが、平成28年8月からは、遺族年金や障害年金などの非課税年金収入を含めて判定することになったところであります。

この改正による影響としましては、昨年までは利用者負担割合が第2段階であった方も、非課税年金を受給している場合で、収入額が80万円を超える場合は、第3段階となり、施設利用の際の食費及び居住費について負担が増えたところがございます。

この制度につきましては、9月6日現在で非課税年金を勘案したことによりまして、第2段階から第3段階になられた方は、86人です。

○18番（小園義行君） 今、答弁がありましたように、こういうふうに障害年金や老齢年金、そういうものまで収入認定で、普通は確定申告するとき、収入はゼロですよ、これ、所得ゼロですよ。それをね、こういう形で負担をさせる。とんでもない安倍内閣だなというふうには、私は思うところです。

これ、この補足給付って、普通言っているわけですが、これは2005年のそれまで保険給付だった食費とか、そういったものを全額自己負担にしたとき、大変だからといって低所得者を排除しないために設けられたんですよ、これね。住民税非課税とか、そういういろいろですよ。それを改悪してですよ、低所得者を守るためにしたのに、今度は2005年に、その時自己負担にし

たんですよ。それから今ほら、今度は改正してですよ、それをやめるよと、補足給付やめるよと
いって、まさにこれ、約束違反じゃないですか。その時、自己負担にしたんですよ。

だから、そういうね、こういう補足給付取りやめて負担をどんどんさせていく、とてもじゃな
いけれども、施設から追い出すという、そういうことになっていくんじゃないですか。最終的に
は生活保護のそこに行き着くようなことに、わざわざ国がしているようなもんですよ。

こういうとんでもないことをやるんじゃないかと、きちんと守るべきは守ってやんなさいとい
うことを、これ国に対してね、市長、声を挙げる、そういう気持ちありませんか。この86人の人
たち、今後どうなるんですかね。実際にこれが8月から始まってますよ。これ大変だなという
ふうに僕は思うんですけども、こういうことはやめてよとって、仮に国に声を挙げて、こ
れは法律という形でこうなってるけれども、声を挙げないでですね、そのままいくわけですから。
すごい金額、これ負担になっていくということは、もう目に見えていますよ。市長もこれ、お分
かりですよ、今自分で答弁されたから。国にね、こんなことやめてくれって声を挙げて欲
しいというふうに僕は思うんですけども、それも嫌ですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

介護保険制度につきましては、今後また7期目、8期目とどんどん進んでまいりたいと思います。

そして、その受給される方は、高齢化が進むにつれて、更に増えてくるものということで、団
塊の世代が75歳になるところがピークになるというふうに言われております。

ということで、更にこの給付については、総体的に内容が増えていくということで、その財源
についての問題が国会等で取り沙汰されているということでございます。

私どもとしましては、介護保険制度においては、施設設置を更に進めるというようなことにな
れば、市の保険制度においても、かなりまた市民に求める負担率が高くなってしまいうことで、
本当にこの問題は悩ましい問題となっております。

そのようなことでもございまして、今ほど利用者負担の割合が変わってくるという内容につい
ては、もう国会で決められた内容になっているところでございますが、負担軽減については、市町
村の負担を軽くしてもらおうよう、そしてまた、利用者の負担を軽くしてもらおうようというこ
とについては、それぞれの組合を通じてしているところでございますが、なかなかそれは現実的に、
保険財政自体の増高によりまして難しいような状況になっているところでございます。

そのような内容でございますので、組合を通じて、あるいはまた、市の団体を通じて、このよ
うなことについては、改善の要望を上げたいと思います。

○18番（小園義行君） ぜひですね、全国市長会等々を通じてですよ、こういうことをしてい
ただきたい。

実は、私のおふくろも、私のかみさんのおふくろも亡くなったんですけども、まだ生きてる
時ですね、去年からの、8月から、いわゆる「金が幾らあるんですか」って、うちに来られてで
すよ、そういったのを聞かないといけないんですよ。そういうケアマネの人とか、「大変だね」
って言って、そういう話をして、「こんなことはやめて欲しい」って、僕の財布の中身を見せて

って言うわけですからね、そんなの駄目だよって思ってたけれども、現実にこういうふうに1年経ってなってきました。

年間収入が80万円を超えるとね、先ほど市長が答弁がありましたように、従来型の個室の老健施設ですよ、そこで食費、居住費負担は月額2万7,000円から6万円と、そういうふうが増えていくということになるんですよ。とてもじゃないけれども、簡単にいかないじゃないですか、これね。最大3万3,000円も増えるということです。

今市長がおっしゃいましたように、ぜひですね、市内のそういう団体、そして、市長会等々を通じて、こういうことについては改善してくれと、もちろん声を挙げて、法律だからって変えられないことないわけで、ぜひそういう声は、先ほどありましたように、ぜひですね、その努力をしていただきたい。それは、今答弁がありましたので、そういうふうに理解をしました。現実はこのことが起きているということを理解をしていただいて、介護保険の運営とか、そういったこと等も含めてですよ、頭の中には入れておって欲しいと

そして、一方としては声を挙げていただきたいということで、そういう立場だということでしたので、これについては理解をしました。

次に、福祉行政についてということで、少しお聞きをしたいと思います。

先ほど、市ヶ谷議員との間でもいろいろやり取りがありました。私も市ヶ谷議員がおっしゃっていたように、立場は全く同じであります。いわゆる住民の側に立って仕事をしようと、法は住民を守るためにあるんですよという、あの思いは全く一緒です。そういった意味から、少し具体的にいろいろ聞かせてください。

今、志布志支所に生活保護面接相談員というのを配置してお仕事をいただいているわけですが、この方の役割、仕事の内容というのはどういうものなのか、お願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市における生活保護の被保護世帯の多くが、志布志地区にあるという現状を踏まえまして、生活保護世帯に係る他法、他施策の活用も含めた、きめ細かな指導、援助の実施、処遇困難ケースに対する指導援助体制の強化及び被保護者の就労の推進を図るため、生活保護面接相談員を志布志支所に1名配置しております。

この方の生活保護関係の相談件数につきましては、平成26年度が市内全体数149件で、そのうち相談員扱いが47件、平成27年度が市内全体数で128件で、そのうち相談員扱いが30件となっております。

生活保護面接相談員につきましては、業務内容につきましては、生活保護の新規申請に関する指導助言や、被保護者との面接による相談及び就労指導などです。必要に応じて本庁の生活保護ケースワーカーと連携を図りながら、対応されているところであります。

○18番（小園義行君） 先ほど市ヶ谷議員も質問されましたが、ダブるかもしれませんよ。申請をしたいという人が志布志市役所本庁、そして志布志支所、松山支所はどういう相談体制なんですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○福祉課長（折田孝幸君） 御質問の件につきましては、松山支所につきましても、御相談に来られた方につきましては、支所の職員の方で一旦対応していくということなのですが、当然ケースワーカーを本庁の方から派遣して一緒に対応していくということになっております。

○18番（小園義行君） 1回、1回ケースワーカーが本庁から走ってくるんですね。

○福祉課長（折田孝幸君） 申し訳ありません。必要に応じて走っていくということになります。

○18番（小園義行君） 志布志支所のそういう面接相談員という仕事、役割を少しおっしゃいましたけれども、それぞれ聞かれて、そして申請となるかどうか、そこはそれぞれでしょう。

福祉事務所に申請を受け付けるかどうかという権限があるんですか。

○福祉課長（折田孝幸君） 申請という段階になりましたら、無条件に申請を受け付けるということになります。

○18番（小園義行君） そうですよ。そんな権限無いんですよ、福祉事務所にはね。基本、私が申請をしたいって伝えたら、もうそれで申請なんですよ。

そのことで、先ほどそういう相談員をわざわざ置いているということですけども、相談員の仕事として、いろいろ聞き取りをして、結果、それが申請となるのかどうかという、先ほど市ヶ谷議員との間で、ここいろいろやり取りありましたね。全部そこに至ってないですよ、100%じゃないですよ。これはどういったことだろうというふうに思うわけですよ。普通は、福祉事務所に受け付けるかどうかという、そういう権限は無いんですよ、法律がそうなっているから。それは、ここに数字としては、だけどなっていないんですよ、却下されてますがね、言葉は悪いですよ、取り下げか何か分からないけれども、そのことの法的な問題というのは、よく分かっておられますよね。私が申請したいと言ったら、それでいいんですよ、基本は。

相談員の役割としては、就労支援だとかいろんなことがあったけれども、その前段のところでは水際作戦となると困るけれども、そこについては、きちんと面接相談員、そして、それぞれのケースワーカーの人や松山支所の、その人もきちんと研修がされて、そういう立場に立っているというふうに理解していいんですか、この数を受けてですよ。

○福祉課長（折田孝幸君） ただいまの件につきましては、ケースワーカーの中では、そういった統一認識の中で動いているところです。当然、志布志支所につきましても、そういった認識にはありますが、松山支所につきましては、先ほども言いましたように、実際の御相談、深い御相談になっていくと、ケースワーカーを派遣していくという形になっておりますので、そういった形で共通認識の中で動いているというふうに考えております。

○18番（小園義行君） そのことは、共通の認識に立っているんですね。そこで、窓口に来て駄目とかですよ、そういったことには、過去にも、そういうことは無いというふうに理解をしいいんですね。

○福祉課長（折田孝幸君） 当然、生活保護の申請につきましては、多くの方々が相談という形で最初来られる方が多いわけですが、実際申請という形で来られれば、それは先ほど議員がおつ

しゃったように、無条件で申請を受け付けるという形になっております。

○18番（小園義行君） そのことは、生活保護法の第1条から第4条まで、もうここで申しませんよ。第5条でね、前条のそれを変に解釈してはいけません、というふうに生活保護法の第5条がうたってますよ。そして、今課長がおっしゃったそのことは、行政手続法第7条、これ、この本会議でも数年前にやって、きちんとそのとおりやりますよということでしたわけですがけれども、最近いろいろそういうこともあったりしてね、申請は、その人が申請をしたいと言ったその時点で行政手続法第7条は、「申請の到達主義」というふうに言っていますね、そういう解釈を見ると。申請したい人がしたら、受け付けないといけないよということになっているんですから、その面接相談員とか、松山支所のケースワーカーの所で駄目というふうにはしてはいけませんというのが、生活保護の行政手続法が求めているものですので、それを今課長が明確におっしゃいましたのでね、申請をしたい人は、生活保護の申請をしますと言ったら受け付けないといけないという、そのことを今課長が答弁されましたので、共通の認識に立っています、それはね。法に基づいて、やりますよということをおっしゃったから、それはそうです。

そこで、ぜひそういった対応をして、困った人しか来ませんよ、窓口には。ぜひその対応を間違わないでしていただきたいということと。少し、先ほど具体的なことがちょっとありましたので、車の所有の問題とかですね、これも一貫してないといけないというふうに思うんですね。先ほど、いろいろな事情でこうですよと言って、車を処分しなきゃいけないとか、持てないんじゃないかということも受け取り方としては、そういうふうを受け取ってしまいますよ。だけど実際はね、そういう車を保有していた方が、その人のためにとっては良いということがある。失業とか病気のためにですよ、就労を中断して保護を申請している場合、およそ6か月以内に就労により、保護から脱却することが確実に見込まれ、自動車の処分価値が小さいと判断される場合には、処分してまでそういう保護を受けなくてもいいよというふうに半年なってたんですね。それが2013年度から6か月が1年に延長されたんですよ、それね。そういうのお分かりでしょう。

だから、そういうことをきちんと議会の本会議の中で答弁としては、あっち行ったり、こっち行ったり、僕がそうなのかな、違うのかなという判断がないように本会議では答弁をしてもらわないと迷うんですよ、住民の方は聞かれている方はですね。

今、私が言った、この半年、6か月以内、病院行って元気になって、保護から脱却するって、そうした場合に、今私が言ったとおりで理解してていいですか、そういうことだというふうに理解していいですか。

○福祉課長（折田孝幸君） 車の保有につきましては、先ほど市ヶ谷議員のときにも答弁をしましたが、基本的に就労のために車を活用することにより、自立への助長に効果があると認められる場合に限定して、期限を付して認める場合があります。

それ以外の事例につきましては、個別の条件に応じて判断をしているところであります。したがって、様々な事例の中で、福祉事務所の方針というのを定めていきながら、対応していきたいというふうには考えております。

○18番（小園義行君） そのことも明確になります。これは判例も出ていましてね、例えば、ここ、公共交通機関といってもほとんど走ってないです。私は、志布志町帖5754番地3にいますけれども、バスも走ってませんよ、何にもないんですよ。そういうところに限っては、障がいがあったり、そういう人については車の所有も仕方ないねというような、法の解釈を求めていますよ。そこは理解していただいて、ここの本会議場で私が以前質問したときに、「志布志市は3名、車の所有を認めています」という答弁が出ていますね、これね。もうだいぶ前ですよ、それ。だから、そういうことは、公共交通機関が無くて、交通の利便確保ができないというときには、車の所有もある。過去に相談があった時に、病院に入院をしなきゃいけないというのがあって、半年は、先ほど福祉課長が述べられたように、答弁されたように、半年後に判断しましょうという、そういう方もおられたんですね。それが1年に、今2013年度から伸びているから、もちろん病気のこととかいろいろあります。

車については、車があったら駄目ということじゃないから、そのことも明確に説明はしていただきたいものだと思います。

それと申請のことです。申請は本人でないと駄目ということじゃないからね、そのことは明確におっしゃってください。

○福祉課長（折田孝幸君） 先ほども答弁をしましたが、申請者本人の同意が明確で、申請の意向が明らかであれば、当然それは申請を受け付けていくということになっております。

○18番（小園義行君） ここがとても大事ですよ、生活保護第7条は、申請保護の原則ということでこういうふうに書いています。「保護は、要保護者、その扶養義務者又は、その他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。ただし、要保護者が急迫した状況にある時は、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる」職権でできますよということですね。

だから、申請は本人でないといけませんよということじゃないからですよ、病気だったら、同居の人だったらお父さんでもお母さんでもいいわけで、そのことについても住民の方が迷うことのないように、きちんと説明をしないとイケないというふうに思って。本会議だから、あえて聞きましたけれども、そういう立場で生活保護というのは行われるべきであって、先ほども市ヶ谷さんもおっしゃってましたね、憲法第25条から発生して生活保護法が始まっています。これは、私たち議会の議員は相談を受けますよ、でも執行権は、そちらにあって裁量権を少し与えていますね。その時に法律や条例、要綱、規則は役所の職員を守るためにあるのではなくて、住民の皆さんを守るためにある。そのことをよく理解をしていただきたい。

そして、困って申請に来られるわけですから、その時に嫌な思いをしたりですよ、この法律に基づかない対応をしたり、そういうことは良くないなと思うんですよ。今、貧困がどんどん進んでいます。これからもっともっとこれは増えてくると思いますよ。そういった意味でね、ケースワーカーの人数を増やしたりとかいう、そういうことも私はとても大事になってくるんじゃないかと思います。

対応する職員、ここに求められるものは、本当に住民を守るという、その立場に立って申請者

と向き合うかどうかということだと思っんですよ。先ほど課長が、市ヶ谷さんのときに答弁をされてきました。たくさんの方がいるからケースワーカーは、多分私は足りないと思っんですよ、実際に月1回来るとかね、いろんなことです。このケースワーカーを二、三年でぐるぐると人事異動というのもどうなのかなというのが1点と。今の状況で、果たしてケースワーカーの人たち大変だろうって僕は思う。これを増やしていくという、その視点に市長立てないものですか。いや、それでも十分だというふうに思っておられれば仕方ないですよ、その二ついかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ケースワーカーの件についてでございますが、人事の異動につきましては、ある一定の期間をもって異動はすると、異動してもらうということをしております。ただ、その職種、場所によりまして、長期的に臨んでもらうというケースもあるわけでございまして、それぞれの職員の配置を見ながら、経験を見ながら、その人事については取り組みをしているところでございます。

ケースワーカーにつきましては、ある程度仕事になじみながら、そして熟知しながら、そしてまた、対応が綿密にできるような体制というものが必要かと思っますので、そのような観点からケースワーカーについては配置はしているところでございます。

そして、更に増員という件につきましては、福祉課、そして福祉事務所と十分協議を重ねながら、対応したいと思っます。

○18番（小園義行君） ぜひ、今後こういう状況、経済の状況が良くない時には、当然増えてくるのではないかと心配をします。先ほど言いましたように、本当に住民の気持ちに添うという、そういった対応をぜひ窓口、福祉事務所の窓口、そして面接相談員の方々、ぜひそういう対応をしていただきたいというふうに思っます。

それと法に基づかない対応だとか、生活保護法を変に解釈してということは許されないわけであって、本当に困った人しか来ないんですからね。その時に、そういう住民の気持ちに添うという、そういった対応をぜひやっていただきたいというふうに思っます。

これは、先ほどから市長及び福祉課長の答弁でも明確に出ていますので、今後、住民の方々が安心して生活していける最後のセーフティーネットとして生活保護があるわけで、対応を間違わないでやっていただきたい、そういうふうに思っます。それぞれ答弁がありましたので、理解をして、次の質問に移ります。

最後に、学校教育についてということで、これは国の資料ですけれども、子供の貧困率というのが2012年調査ですけれども、16.3%と、6人に1人が貧困だということで、ここの数をしますと、結構子供にしますとですよ、そういうのがおられるという状況になっているわけですが、その中で、本市の実態の調査というのは、まだ、多分おそらくできていないですよ。やっとな三反園知事になって予算もして、実態調査をして、次に活かしていくということでしたので、そのことは、もう問いませんが、実情というのは、もうお分かりだと思っんですね、教育長もです。

その中で、本市の就学援助、準要保護を含めて、どういった実情になっているのかということ

で、周知方法や、いわゆる給付の実施時期、そういったものについて、まずお伺いをしたいと思います。あわせて貧困に対しての感想があればお願いします。

○教育長（和田幸一郎君） まず最初に就学援助の周知方法についての御説明を申し上げます。

教育委員会では、低所得世帯の児童生徒の保護者に対し、小中学校への就学に要する経費の負担軽減を図り、安心して学校へ通学してもらうことを目的に、就学援助制度を実施しております。

制度の周知方法と実施時期についてのお尋ねですが、新入学児童生徒につきましては、1月下旬から2月中旬に行われる入学説明会において保護者に制度の説明を行っております。

その後、申請は新年度に入ってから在校生を含め、学校から保護者に対し、4月に申請書類の提出を依頼しております。そして、申請書と各世帯の状況等に関する学校長の意見を付した書類を教育委員会へ提出していただいております。その後、申請書類が居住している地区担当の民生委員に世帯調査を依頼し、5月中旬から民生委員、当該学校長及び教育総務課において、中学校区ごとに認定審査会を開催し、所得等の最終確認を行い、該当する方を認定しております。

支払いにつきましては、各学校の各学期分ごとに支払いし、7月、12月、3月の年3回に分けて支払いを行っております。

なお、平成28年度は、8月末現在で583名の児童生徒を認定しております。

貧困のことについての所感ということでありましたけれども、先般も新聞に載っておりましたが、全国的には16.3%、鹿児島県は20.6%ということで、非常に高い数値を示しています。

教育は、どこにあっても、どういう方にも平等に行わなければいけないということでもありますので、貧困ということによって教育が十分に受けられないということが絶対あってはならない。そういうことの一つとして、就学援助制度、あるいは義務教育の無償化、そういうことが今されていると思いますので、全ての子供達が同じように教育を受けられる環境を作っていくということが大事ではないかというふうに思っております。

○18番（小園義行君） 今、教育長の方から答弁がありましたけれども、入学説明会、1月から2月、その時に、こういう制度があるんですよということで説明をしているということでもあります。それは、とてもいいことだなと思うわけです。それを例えば、学校の先生たちは就学援助制度というものについて、全員の方がよく理解をされているというふうに思っているんですかね。学校の先生方にも説明会というのはやられているんですか。

○教育長（和田幸一郎君） この入学説明会というのは、以前は新年度に入ってから行っていた経緯があります。平成25年度から、できるだけ早くという対応で、1月から行うことになっておりますが、入学説明会の時には、必ず職員会議等で、その様式、書類等を一応校長の方で説明をもらった形で入学説明会に臨むようになっておりますので、先生方はおおむね理解をしているのではないかなというふうに思っております。

○18番（小園義行君） そういうことが理解がされてないんですよ、ただ紙切れですからね。先生たちが、子供が長く学校に来ないとかですよ、いろんなケースがあるわけで、その中で、経済的な理由なのか、いろいろあつたりする時、就学援助制度というのがあるんだよみたいなことで、

きちんと伝わっていくようになればですよ、突然そうなることが多いわけで、お父さんが病気になったりですよ、いろんなことの中ですね。そういうことがちゃんと志布志市はされているというふうに理解をしたところですよ。それであれば、話が前にすごく進みやすいです。

そこで、1月から2月にやって、4月からということでしたけれども、新入学の子供が初めて1人目の子供が入学する際と、2人目、3人目とはまた違います、ケースがね。そういった意味で、1人目の子供が就学するという時、いわゆる入学する際に、今1月、2月であれば、仮にA君という御家庭が就学援助の、ここに該当するよねっていうようなことであれば、入学準備金というのをしないといけないわけですがけれども、私も過去にちょっと相談等もあったりして、支払いがですよ、7月とかなってくるもんだから、いろいろお金かかるじゃないですか。そういったものを入学前にできないものかなということで、全国のいろんなところを調べてみました。文部科学省の担当の方にも御電話を直接させていただいて、いろいろお聞きをしたところですよ。これは、「平成27年度要保護児童生徒援助補助金の事務処理について」と、2015年8月24日に出ていますね。それはもうお持ちだと思んですけども、速やかにしてちょうだいということが書いてあるわけですがけれども、ぜひ就学援助を受けるような要保護もという意味ですよ、経済的に大変だから、入学式を欠席したりとか、そういうことにならんためには、入学前に、そういったものを準備金として支給ができないのかということをおもうんですが、教育長としていかがですか。

○教育長（和田幸一郎君） 入学準備金については、新1年生の保護者に対し、入学前に支給ができないかという御質問ですがけれども、本市におきましては、前年度分の所得を基準としているため、新入学学用品費として7月に支給しているところですよ。

議員の御質問を受けて、県内外の自治体の取り組み状況を調べたところ、全国では就学援助制度において入学準備金を支給している自治体もあります。

また、県内においても1自治体が新中学生を対象に入学準備金を支給しておりますので、これらの自治体を参考に調査研究させていただきたいと思っております。

○18番（小園義行君） 市長、今教育長は、ああいう答弁ですよ、研究したいと、実際やりたいということですよ、研究したいということで。もちろん教育長は、お金出せないからですよ。市長が学力向上日本一を掲げておられるんでしょう、子育て支援という意味で、これ予算を増やさないということ言ってるわけじゃないわけですからね。

私もいろいろ調べたんですけども、福岡市ですね、九州でいうと。これ給与所得者だと前年度の、いわゆる源泉徴収票で大体分かりますよね、それね。そして、自営業の人だと確定申告するじゃないですか、その時に写しがありますよ、それで概略こうだねという、そういう認定を早めて入学前にそれをやると、福岡市はそういう形をとって、安心して入学ができるという体制をとっているんですよ。

あとは当局として、そういう体制を、これやれないことはないわけで、この文部科学省のこの担当の人に、いろいろ僕も聞いたんですけども、ここにこういう制度ですとって、いろいろ何月にこうして、こうしてっていっぱいありますね。それはあるとしても、こういうことが、

実際やられているということで行くと、安心して入学を迎える、安心して中学校に上がれるという、そういうこととしたら入学以前に、そういうものを対処やるかやらんかということなんですよ。だから、それで他の自治体でもこうやって教育長は、他の自治体もやっている所はあるから研究したいということですけども、市長としては本当に勉強して欲しいと思ってるわけだから、安心してね。

そういった意味で、予算を増やしなさいということじゃないですよ、予算のやりくりというのは、財政の方で分かるとおりで、きちんとしておけば大丈夫なわけだから。そういった意味で入学準備金については、ぜひ入学前にですよ、やるという考え方に立てませんか。一緒になって、研究してもらわんと、私は出しませんよ、じゃあ問題なわけで、市長いかがですか、まず市長に聞いて、研究したいと教育長はおっしゃってます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

就学援助制度によります入学準備金の入学前の支給につきまして、ただいま教育長の方で調査研究したいということがございますので、その対応を待ち、そのことにつきましては、対応をしたいと思います。

○18番（小園義行君） 研究を待って対応したいということですか。

対応したいというのは、研究を待ってという意味じゃなくて、すぐ対応したいということなの。

○市長（本田修一君） 調査研究の結果が、私の方にもたらされて、このような形で進めたいというような方向性が示されるかと思えます。その方向に従いたいと思えます。

○18番（小園義行君） 市長は、そういう考え方です教育長。ぜひですね、本当に貧困というのは、今の経済状況だと、もっと進んでいくのかなという私、経済学者でもないんですけども、そういう個人的に思いますよ、確かにですね。

そうした中で、今年から1年生で、ランドセル背負って初めて学校に行く、そういう時に経済の格差の中でね、本当に大変な思いをしなきゃいけない、そういう子供さんたちが安心して入学を迎えられるというためには、制度として新しく作るわけじゃないわけで、それをきちんとやるという立場に立ったら、僕はできると。そこは福岡市、今度北九州市もそれに始まります来年度からね。そういうことをやるかやらないかということなんですよ、そういった意味で、今から取り組んで半年ありますよ。ぜひね、入学前の入学準備金についてはですよ、それぐらいはやるという立場に立てないもんだろうかというふうに思うんですけども、いかがですか。

○教育長（和田幸一郎君） 出水市の事例を申し上げますと、出水市は新中学校1年生に対しての準備金を支給しているということでもあります。なぜ新中学校1年生が取り組みやすいかと申し上げますと、一つは現在も就学援助をしているということと、それから対象人数がきちんと大体把握できている。

それから、次年度も多分就学援助を受給する確率が高いと、そういうこと等で取り組みやすいということで、新中学校1年生の方は支給をしているという状況がございます。

このことにつきましては、予算を伴うことでもないことですので、私ども事務処理のことはあ

りますけれども、住民サービス、住民のニーズということを考えて時に取り組んでもいいのかなというふうに思っております。

新1年生につきましては、先ほど言いましたように、どのような子供が入ってくるのか、それから入ってから子供達がどっか転校したりとか、いろんなそういうことも予想されておりますので、新1年生につきましては、今後まだ、研究していかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

なお、新中学校1年生と新小学校に入る子供達の保護者の負担割合といいますと、中学校の方が、やはり制服かれこれで、かなりお金がかかるので、新中学校1年生の方からまずはやってみてというふうな考え方を持っています。

○18番（小園義行君） そういう答弁ですね、それはよく私も分かります。

ただね、冒頭いつお知らせされてるんですかということ、1月から2月に説明会でそういう就学援助のことをやっているということであれば、その段階で新1年生ですよ、中学校はよく分かりましたのでね、1人目の子が入るという時に、2人目でも一緒ですけども、就学援助を受けなければ、就学援助1人目の子が受けて、2人目の子が入ってくれば当然受けますよね、それね、そういうことになりますよね。だから、そうすると新しく1人目が入る時も1月から2月の間で、それなりに、例えば働いている人だったら源泉徴収票とか、そういったのは当然12月のうちに出るわけで、それに基づいて、ああこうだねということで、大方分かるわけですから、そういうことを志布志市が入学説明会で報告をしている、お知らせしているということがあったからですね。無かったら僕は、それをしてくださいという質問をして教育長にお願いをして終わるところだったんですけども、先にやっているということでしたのでね。ならば、ぜひそういう形で小学校入学される1年生も対応ができるのではないかという思いがあって質問したわけです。

今後、研究していくということでもありますので、ぜひ6年生から中学校に上がるそういう家庭と、今度は2人目が入ってくる新1年生にですよ、そこがもう就学援助を受けているということであれば、当然予測されるわけで、そこについてもですよ、いろんなケースを考えて研究をしていただきたいというふうに思います。

そのことは、後で当然市長の方にもお伝えがいくでしょうから、ここで聞いておられますので、それは中学校については、そういう立場でやっていただきたいと。大いに研究して前に進めてください。

そして、あともう1点、ここには書いてませんが、就学援助制度ということで、これまでもPTA会費とかそこについて、新たに拡大された三つのことについては、出水市がやっているわけですけども、他にもいろいろ研究したい、検討したいということでの答弁で終わっているところですけども、年度がどんどん変わっていきますので、そういう準要保護世帯等々を含めて、拡大されたそこについては、要保護は分かりますけれども、準要保護もそういう形になんとかできないもんかなと思うんですけども、いかがですか。

○教育長（和田幸一郎君） この件につきましては、以前から小園議員の方から依頼がありでき

ないかということでしたけれども、現在のところ、先ほど言われましたように、出水市のみがクラブ活動費、PTA会費、生徒会費について援助対象としているところでございます。

本市においては、平成27年度から給食費の全額補助を行い、充実を図ったところです。クラブ活動費、それからPTA会費につきましては、大体私どもの試算として、小学生においてPTA会費が約118万円、中学生におきましては、クラブ活動費が216万円、PTA会費が約73万円、生徒会費が約9万円、合計で416万円という試算をしているところでございます。このことについては、今すぐということとは、なかなか私の方も言えないところですが、今後また研究をさせていただきたいと思っております。

○18番（小園義行君） 研究というのは、結論が教育長出ないですよ、検討なら分かるんですけどね。418万円、市長、全員だからクラブ活動をしないかもしれないじゃないですか、いろいろね。そこは上限があるとしても、全員したということですが、そこらについて、400万円程度で準要保護の人たちも、ちゃんとクラブをしたり、そういうことができるという、今の教育長の答弁です、市長。

それぐらい教育長してあげなさいよって、そういうことにならないわけですよ。教育長は研究するという答弁でしたが、検討するという意味だと思えるんですけども、市長、それぐらいしてね、安心してクラブ活動だとか、PTA会費なんていうのは、どうしたって入らないといけないわけだから、その対象の人は、きちんと出してあげることぐらいできませんかね、どっかの費目を少し削るだけで、400万円ぐらいのお金は作れると思うんですよ。市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

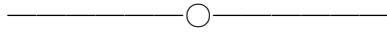
先ほども就学援助制度の入学前の支給につきまして、教育委員会と協議したいということをお話ししたところでございます。

ただいまの件につきましても、教育委員会と十分協議をしながら対応してまいりたいと思っております。

○18番（小園義行君） 今回、大変経済的に厳しい状況の中で、私もいろんな相談とか受けますけれども、やっぱり大変な中で皆さん生活をされているというのが実感です。そういった意味で、ぜひ当局の人たちも、住民のために、全体の奉仕者として頑張るということで、お金をどういうふうにするかということが、いつも市長には課せられている課題ですよ。こっちにも使いたい、こっちにも使いたい、いろいろあると思います。でも、生活をしていく中で最優先は何かといったら、生きていかなきゃいけないという、そのことをですね、本当に大事にさせていただきたいなというふうに僕は思うところです。そういった意味で、一緒になってですね、何が今必要なのかということ踏まえて、本当にこのまちに住んで良かったと思えるような、そういったまちづくりを市長を先頭にして、もちろん私たちもそうですけれども、一緒になって頑張っていきたいものだというふうに思います。

終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。



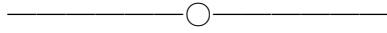
○議長（岩根賢二君） 次に、お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって本日は、これで延会することに決定しました。



○議長（岩根賢二君） 明日、15日は曾於地区畜産共進会及び市の農業委員会等が開催されるため休会となります。

16日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

御苦労さまでした。

午後3時50分 延会

平成28年第3回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成28年9月16日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

丸 山 一

小 辻 一 海

出席議員氏名（18名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環

欠席議員氏名（1名）

20 番 福 重 彰 史

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 西 洋 一	

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと毛野了君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、9番、丸山一君の一般質問を許可します。

○9番（丸山 一君） 通告に従い質問をいたします。

いよいよ一般質問も最終日の二人だけになってしまったわけですが、時間がたっぷりありますので、目一杯頑張っていて、前向きな答弁を求めたいと考えております。

まず、有害鳥獣被害対策についてであります。

今回、奇しくも市内の3町の中から、3人の議員が同様の一般質問をしています。ということは、市内全域で被害が拡大してきており、それなりの相談なりがあったのではないかと、そういう結果で、この3人の質問になったのではないかと考えております。

2か月ほど前になりますけれども、チャンネルをいじっていました時に、たまたまケーブルテレビのチャンネルになりました。そこで見ておきますと、耕地林務水産課の職員が鳥獣被害について申しました。その時の数字が定かではないんですけれども、確か年間220万円か230万円ぐらいであったような気がするんですけれども、そういう被害が起きているということその職員が申しましたので、私個人といたしましては、前からある程度分かっていたわけですが、たった二百二、三十万かよと、これは実際と違うというので、他の番組にチャンネルを切り替えました。

2年ほど前から伊崎田、原田校区の友人より被害の報告を受けておりましたので、今回聞き取り調査をいたしました。伊崎田校区の友人によりますと、5月に宮崎に出荷する予定の青果用サツマイモ、赤イモですけれども、これを貯蔵庫から家の倉庫に移ってきて乾燥させようとしたところ、全部アナグマに食われたと言われたわけです。彼いわく、また他に3反歩のイモ畑が全部アナグマに食われてしまったと、去年もそうだったと、今年もまたやられたということを行ったわけです。

彼が今度は、担当課に電話をいたしましたところ、町内の猟友会では対応できないと、わな師が、うまい人というか、専門というか、そういう人が町内にはいないということで、隣の志布志町のわな師より対応をしていただいたということでありました。

実際アナグマにイモ畑をやられますと、マルチが張ってあります。そのマルチがめちゃくちゃ

破られてしまうわけですね。そうなりますと、例えば、巻き取り機というのがありまして、2列、3列を同時にマルチを巻き取りをいたしますけれども、その作業ができないということになりますので、今度は手作業になるわけです。地表上に見えてるものを片付けをいたしまして、また後日トラクターで耕うんをするときに、今度は途中の分が浮いてくるわけです。それもまた、2時間ほどかけて腰を曲げて拾い集めなくちゃいけないと。「何でそこまできれいにやるのか」と言いましたところ、隣が茶畑であったり、飼料作物畑であったりする場合に、風で飛んでいった場合、隣に迷惑をかけてしまうと。実際お茶っ葉に入るとまずいですよね、返品がきますから、雑草だけでも彼らは入ってはいけない、混入してはいけないということで、常に雑草取りなんかもやっておりますし、飼料畑なんかマルチの破片が入りますと、今度は牛の被害にもなるだろうということで、一生懸命になって拾い集めをしているということでありましたので、私と同様まじめな青年だなという感じをいたしております。

そこで伺いますけれども、一昨日の3番議員との中でもあったわけですが、市長、この市の農作物の被害額をお示しをください。

○市長（本田修一君） おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

それでは、丸山議員の御質問にお答えいたします。

本市の農林業等への有害鳥獣被害につきましては、市の猟友会会員の絶大なる協力によりまして、急激な被害の増大はないものの、少しずつ増加はしているようでございます。

お尋ねの被害額でございますが、平成24年から27年までということで申し上げますと、平成24年度で1,332万6,000円、平成25年度で914万円、平成26年度で227万2,000円、平成27年度で266万円であります。

○9番（丸山 一君） 今の答弁にありましたけれども、24年度が1,332万円、25年度が914万円、ところが26年度になりますと、約4分の1、227万円、27年度は266万円ということであります。

市長、これからですね、具体的な数字を申し上げます。サツマイモの場合、大枠で焼酎用、デンプン用、これは白イモですね、大体コガネセンガンとか、シロユタカです。それと、青果用にはいっぱい種類がありますけれども、大体メインは今のところ紅はるかが一番多いような気がいたします。

この大隅地方の畑地には、土中に線虫が非常に多い。去年の1月の頃に、あまりにも状況が悪いということで、農薬メーカーを5社呼びまして、いろいろ聞き取りをいたしました。その時に言われたのが、この大隅地方の畑には線虫が、理想でいうと10以下であるというのが理想であると。ところが300、400、下手すれば1,000という数字が出てくると。そういうところには、例えば、ネマトリンとか、D-D剤とか、ピクリンとかいうので消毒をかけなくてはならないと。あとハリガネ虫とか、コガネムシもいる。ハリガネ虫の場合は、小さな2mmか3mmぐらいの黒い穴を開けてくるんですね。コガネムシの場合は、コガネムシの幼虫が土中のイモを表面をかじっていくもんですから、すごく見た目が悪くなるということで、その対策として、ダーズバンを散布いたします。私もイモを十何年作ってまいりましたので、大体こういう知識はあります。それを

しなければ、いびつな形になったりとか、溝ができたとかいう形になりまして、私のようなスマートな体型にはならないわけです。穴が開くのがあったりします。そうなりますと、返品が来ます。実際一昨年、私が青果用を出しましたところ、フレコンで六つ返ってきました。かなりの損失になるわけですね。

また、植え付けをする場合には、マルチを張りますので、大体そういうことを含めまして、初期投資として、赤イモ系で大体8万円ぐらい、白イモ系で6万円から7万円ぐらいにはなります。ただ出荷をいたしますと、大体20万円から23万円ぐらいにはなるわけです。

そこで、伊崎田の友人が例えば3反、原田校区の友人も3反と言っていましたから、単純に計算しましても20掛ける6、23掛ける6になりますから、120万円から136万円の損失ですよ、ゼロですから。ですから、ケーブルテレビでいったような数字というのは、とてもじゃねえ、おかしいと。

それと、先ほど市長が答弁されましたとおり、26年度が227万円、27年度が266万円というのであればですよ、今私が言いましたたった二人でも、その半分になるわけですから。ということは、4人が3反歩ずつ被害を受けた場合には、こういう金額になるわけですね、ですから全然現実的でない、現実を把握してないなという感じがいたします。

また、一昨日、野神校区の友人から電話がありまして、野神校区には草野の山がありますよね。彼いわくですね、草野の沢津峰から下方限（シモホウギリ）の方向へつながっているわけですね、草野から今度は宮下の方向ですね、逆方向ですけれども、そういう区域がイノシシによる被害が非常に多くなり始めたということで、わな師の資格を取ったわけですよ。どうしても、これは何とかせないかんということで、わなの資格を取ったということでありました。その時の彼の話で、狩猟講習料が1万8,000円で市の補助が5,000円あったということで、非常にはりきっておりました、他の所も何とかしてあげようということではりきっておりました。

そこで伺いますけれども、この金額で間違いはないでしょうか。他にあれば、お示しをいただければ有り難いんですけれども。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

わな免許取得に関しまして、本市では捕獲対策協議会を通じまして、5,000円の狩猟免許の受講料の助成をしているということでございます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） わな免許関係の手数料関係ですが、狩猟免許試験につきましては、5,200円。その更新、これは3年ごとですが、3年ごとに更新手数料といたしまして、3,900円。それで免許を取ったと、今度実際狩猟に入るわけですが、その時の狩猟者登録、これは毎年なります。これが1,800円となっているところでございます。

○9番（丸山 一君） 今、担当課長が申されましたけれども、こういう内容については、どこかで周知徹底とかいうことをやっているわけですかね、僕らはあんまり知らなかったわけですが、例えば、市報に載せるとかですよ、狩猟講習の時に詳しく言うとか、一般の人もある程度知ってた方がいいような気がするんですけども、どうですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 現在の狩猟免許につきましては、県の免許許可でありまして、県の方で、その時PRのポスターを各事務所に貼っております。その中、紹介をはいくらかはしているところがございます。

○9番（丸山 一君） 一昨日の3番議員とのやり取りの中で、生息数が市内で3,827頭であるということをおっしゃいました。

また、1か月ぐらい前になりますけれども、私の友人がテレビを見ていた時に、この数字が出てきて、「県内でナンバーワンらしいよ」と言ってきたわけです。市長は、なんでも日本一づくりを目指しておりますけれども、このことに関しては、残念ながら県内1位であります。

夜行性のイノシシですから、まず目視は無理ですよ、それをどうやってカウントするのかなと僕は不思議で夜も眠れないんですけれども、どうやってカウントするんですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 先日、南日本新聞に出ました県でナンバーワンということですが、これも県の方に問い合わせてみましたら、過去の捕獲実数等々、あと係数というか、いろんな数値をもって算出したということでありました。

実際私たちも、その内容をちょっと見たんですが、ちょっと理解には厳しいものもあったところがございます。

○9番（丸山 一君） 今、答弁があったとおり、僕もちょっと疑問を持っているわけですね。3,827頭もいて、何頭捕まって、どういう形になっているのかなと。だから、ある程度カウントがあると思いますけれども、どうも納得できないような気がいたします。

農家の人達は、イノシシやアナグマなどにやられますと、またやられてしまったということで、嘆きますけれども、声高にはあまり、農家の人はおとなしいですから言わないわけですね、じつと我慢をして、やられてしまったというので諦めてしまいます。

しかし、今まで申し上げてきましたけれども、多大な損失は農家にとっては、死活問題なんですよね、例えば、1町作る人、2町作る人いろいろいますけれども、その中で100万円、200万円と一言で言えますけれども、農家にとってはかなりの損失で死活問題なんですよ。

国は、食料自給率を上げなくちゃいかんということを再三言いますが、例えば、サツマイモでもそうですし、キャベツもそうですよね、キャベツの場合は、ヒヨドリからめちゃくちゃやられます。とうもろこし、これはアナグマとタヌキだと思いますね。落花生、これもアナグマ、タヌキだと思います。それと、かぼちゃは、夕べ電話がありまして、「かぼちゃもやらるっど」と言う、かぼちゃは何が好むのかなと、分からないんですけれども。不思議とですね、熟れたから明日収穫に行こうという日に行くと、前の晩にやられているのが非常に多いんですよ。ですから、彼らの頭が良いのか、勘が良いのか、生き残るために必死なんだろうけれども、収穫前にやられちゃうということなんですよ。

そういう被害を受けますと、生産意欲をそがれますし、やる気を無くしてしまうわけですよ。その結果、耕作放棄地が増え続けることになります。今でも限界集落だ消滅集落だなんて言われているぐらい空き家がいっぱいあるわけですよ。それに加えて耕作放棄地につながりますと、里

山が荒れてしまうこととなります。

そこで、提案なんですけれども、稲の場合共済組合があつて、3割以上の被害が出た場合には補償というのがあります。私も二十数年関わっておりますので、分かっておりますけれども、例えば、畑作で作る野菜等については、この共済制度を拡大解釈をいたしまして、何とかできないのかなど。実際被害を被ったときに何も補てんはないわけですから、保証もないわけですから。そういうことを考えれば、ひとつ共済組合の制度を拡大解釈をして適用という形はできないのかというのを思っております。どうでしょうか。

○農政畜産課長（今井善文君） 議員おっしゃいますとおり、水稻につきましては、農業共済制度というのがございます。しかしながら、畑作につきましては、その制度が無いというふうにお聞きしております。

ということで、制度そのものが無いとなりますと、国等へですね、またそういう提案ということになるかと思えます。

○9番（丸山 一君） その制度が無いということでもありますけれども、国も、いつまでもこだわっているわけじゃないと思えますけれども、その方向性というのは見えないんですかね、こういうふうに改善をしていこうということは今のところないんですか。

○農政畜産課長（今井善文君） 国が食料自給率的なもので、いろいろな取り組みをやっておりますが、米とか、そういう主要な穀物等が主流になっております。他のものにつきましては、野菜関係でいきますと、志布志市におきましては、ピーマンを代表とする価格の補てん制度とか、そういう形になっております。

今、議員おっしゃいますように、その収穫以前に鳥獣害で被害を受けたというものについては、今のところ、まだ、そういう補てん制度と申しますか、そういうところは無いということでございます。

ということで、全体的にそういう制度拡充ということになると、当然国の方へお願いしなければならぬような制度というふうに認識しているところです。

○9番（丸山 一君） 今、担当課長が申されましたけれども、国は食料自給率を上げろ、上げろと言っておきながら、被害を被った農家の人達に対する補てん制度というのは、考えていないということでもありますけれども、できますれば市長、どこかでですね、農林水産省の関連の議員さんとか、国会議員の人達に会われた場合に、そういう陳情なり要望なりを考えておられませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

鳥獣被害につきましては、県下全般的に発生しているということで、鹿児島県の市長会でも話題になって、そしてまた、捕獲についての要望はしているところでございます。ただ、共済をとというようなところまで、まだいっておりませんので、今後そのことについては、事務局と協議しながら、市長会等で要望を上げていきたいというふうに思います。

○9番（丸山 一君） この5区には、前森山農林水産大臣がおられますので、私も会った時に

は、そういう考えは無いかと、検討の余地は無いかということをお申し上げますけれども、市長も、そのことを言っていただきたいと思います。

耕地林務水産課と支所の少ない職員で、例えば、被害届があった場合とか、相談があった時に、行って見て調査をするだけでは、先の質問の中では、以前は届けがあった場合は、その1反歩を全部カウントするんだという、今はそれを面積、受益面積だけでカウントするんだということを言われておりましたけれども、市内全域をカバーするというのは、網羅するということは、とてもじゃないけど不可能だと考えるんです。

そこで提案なんですけれども、市内の農家の人達に、現在どういう状況で、どういう被害が起きているのかということをおアンケート調査をしてみたら、市内全域の数字が上がってくるんじゃないかと思うんですよね。ただ担当職員が電話が来たから行って見ようて、それではとてもじゃない、ごくごく一部しかカウントできないことになります。

ちなみにイノシシばかりではなくて、アナグマもいますし、サルもいる、それから本当は南の方に帰らなくちゃいけないヒヨドリが留鳥となって残っていますよね、あれもかなりいます。タヌキもいるわけです。昨年聞きますけれども、田之浦ではシカが出てきたよという話も聞いたわけですね。ですから、そういうところを含めまして、できればアンケート調査をしていただきたいと思うんですけれども、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど御報告いたしました被害額等につきましては、今お話のイノシシとか、それからアナグマとか、様々な鳥獣被害ということで、様々な動物の被害をあわせた額になってるところでございまして、そのことにつきましては、今お話があったように、農家の方から実害があった時点で調査に行くということでおしております。

現実的に、こうしてまた広がってくるということになれば、新たな対応策が必要かというふうに思います。

担当の方と協議しながら、農家の方々の実害についてのアンケートについては、やってみいたいというふうには思います。

○9番（丸山 一君） 今市長の答弁にありましておおり、アンケート調査をぜひやってみいたいということでありましたので、ぜひお願いをしたいと思います。

そうでないと、実質の被害面積と被害額というのは、算出できないから先ほどみたいな大幅なギャップが出てくるわけですね、ぜひとも早急にやっていただきたいと思います。

一昨日の3番議員とのやり取りの中で、猟友会は82名で平均年齢は68歳ということでありました。68歳といいますと、市長と私と同年であります。前期高齢者であります。

10年ほど前になりますけれども、私の友人達も狩猟免許をいっぱい持っておりました。ところが、その頃は50前後ぐらいでしたから、仕事が忙しくて、なかなかいけないと。やっと時間を作って行っても捕れなかったということが多くて、もうばからしくなったと。それと、更新料とか、例えば、猟銃の保管場所とか保管方法とかいうのを警察に届けなくっちゃいけないと、そこで、

かなりやかましいことを言われるというので、僕の友人達は、もうやめてしまったわけです。その人達が、もう70前後ぐらいになっているわけですから、現実的に考えましても猟友会の拡大というのは、なかなか望めないわけです。

そこで、わなという形になりますね。もう一度お願いをしたいんですけども、わなの免許費用は、どのくらいかかって補助は幾らだったですかね。もう一度お願いします。

○市長（本田修一君） わな免許取得に係る費用等につきましては、狩猟の免許試験が5,200円、狩猟の免許更新利用が3,900円、これは3年後からなります。狩猟者登録が毎年1,800円、わな免許取得の研修会参加が1万円、これだけ一応取得に関しましてはかかるということでございます。その他、狩猟税というのがございまして、わな猟免許所持者で県民税所得割課税者は8,200円狩猟税がかかるということで、ただし、有害鳥獣捕獲従事者として市町村が証明した人については4,100円、そして、わなについては、2,700円という狩猟税がかかるということになっております。

○9番（丸山 一君） 市長が今るる言われますけれども、短時間では聞き取りはできませんでしたので、また後で改めて聞き取りをいたしますけれども、できますれば市報等によってPRに努めていただきたいと思います。

環境省が、この秋に鳥獣保護管理法の基本方針の見直しの中で、狩猟用免許を持たない農業・林業従事者による小型箱わなの設置を許可する方向であります。来年の4月に運用開始となるようで、今準備をしているところであるようでございますので、市長なり担当課は、このことを御存じですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 環境省の小型わなについての改新ということで、来年4月からというのは、一応把握をしているところでございます。

○9番（丸山 一君） 把握をしているということであれば、それを市民、特に農業、林業等に関係する人達にはPRといいますか、国はこういうことを考えておるよということは、通知なり、お知らせなり広報なりはされていますか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 周知につきましては、まだやる方向が出たということで、具体的な手続き等々がまだ示されていないということで、先日、県の林務担当の方にも確認しましたところ、林務担当としても、まだ取り組んでないという状況でありますので、手続き関係がはっきりしましたところを見て、その時点では、またPR等をしていきたいと考えているところでございます。

○9番（丸山 一君） そこで、野神の友人が狩猟免許を取りにいった時に、講習を受けた際に、隣に曾於市の大隅町の人達が集落単位で来ていたということなんですよ。ということは、その地域地域で、わな師の免許を取ろうと、みんなで取り組んで、みんなで駆除に努めようじゃないかということなんですよ。であれば、これは、すごく一致団結して被害を防止しようという意識に燃えてる人達が、その集落におるんであれば、その人達と一緒にやれば、すごく良いことなんだなと思ったわけですね。

そういうことを含めて、先ほど課長が答弁されましたけれども、小型箱わなにつきましては、

どこかの段階で、確定をした段階では、ちょっと遅いような気がするんです。もう来年4月運用開始ですから、できれば12月か1月ぐらいの市報等に、ある程度確定した段階で出していただいて、周知徹底を図っていただきたいと思うんですけれども、どうですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 先ほど述べましたとおり、県の方向がはっきりし次第、早急には、そういうPRはしていきたいと考えております。

○9番（丸山 一君） 最後に草野の山の宮下地区がありますよね、宮下地区の裏山が保護区であるそうでございます。私も二十数年前に沢津峰で治山工事をやっていた時に、キジがいっぱいいたわけですよ、「何で、ここはキジがこんなにおるんだろう」という話をしていましたところ、そこは保護区だったんですよ。ですから、宮下地区の裏山も今は鳥獣保護区になっているということであれば、野神の彼いわくですよ、その見直しも必要ではないかと、いくら鉄砲で、わなでということまで一生懸命取り組んだとしても、その保護区に逃げ込んでしまえば、もう手の打ちようが無いわけです。しかも、その保護区は、今度は供給源になるわけですから、ですから、「保護区の見直しも必要ではないか」と彼は言われましたけれども、なるほどだと。では議会で一般質問があるから、それを言うてみようということで、今質問をしているわけですが、市長、そういう関係する人達と協議をするとかいうことは考えられませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、鳥獣被害が増えてきている現実があるということでございますので、当然その保護区についても何らかの協議が必要かというふうには思います。

関係者の方々と協議を重ねてまいりたいと思います。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今言われる草野地区の保護区につきましては、先日、県の方と協議いたしまして、見直しの方向で検討しているところでございます。

方向性としましては、大体、今1,000町歩ぐらいあるところですが、大体その半分の方に縮小という形では協議して、今度の見直しには乗せたいという方向です。

○9番（丸山 一君） 今お二人の答弁を聞きますと、約1,000町歩を半分にしようということでは言われます。それと面積が半分になるということは、かなり減ってくるであろうと。そのためには、狩猟免許を持たない箱わなの人達が、集落単位で増えていけば、かなり被害の軽減につながるのではないかと思いますので、ぜひそこは真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次に、工業団地の造成について、お伺いいたします。

安楽川より西側の4工区につきまして、地権者に対する市の説明会が6月16日、安楽公民館がありました。その質疑の中で、部外者であった私も出席をいたしましたので、その4工区を先に仕事をするのであれば、鉄道線路から下にありますが、あそこは5工区でいいですかね、一応計画では5工区となっていますね、仮称でもいいですけれども。その5工区に対する治水というか、そういうところについてをどうするんだと、上を先に埋めてしまったら、下の人達はどうするんだということを申し上げましたけれども、それから約3か月もなるのに、その後、どういう対応をしましたよという連絡も何も無いんですけれども、その5工区につきましては、どういうふうに

するのか、どうするつもりなのかをお伺いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

臨海工業団地につきましては、1工区約3.3haは、株式会社上組に売却しました。2工区につきましては、現在約3.4haの分譲手続きを進めているところでございます。そしてまた、新たな計画としまして、1工区の北側に3工区を約1ha、そしてまた、安楽川の右岸側に4工区を4.2haとしまして開発整備することとしております。

今年度からは、3工区及び4工区の測量設計に着手するとともに、地権者を対象に事業説明会を開催し、用地交渉も開始したところであります。

現在は、都市計画法に基づく開発行為許可申請に必要な測量設計を行っているところであります。現地測量結果を基に、排水計画や造成計画の検討を開始したところであります。

今御質問になられました4工区より海側の工区につきましては、5工区とはしてないところですが、仮に5工区としまして、そちらにつきましても、水田がございますので、水路の付け替え等が必要になるかということでございます。

今申しましたように、3工区及び4工区について、準備が整い次第、この5工区については、取り掛かるということになっておりますので、今後、このことにつきましても、関係者と協議を行いながら進めてまいりたいと思います。

○9番（丸山 一君） 3工区につきまして、今ちょっと市長が言われましたので、質問の準備はしていなかったわけですが、3工区内の水路がありますよね、排水路。確か、あれを全協の時に約1億円ぐらいかけて布設替えをするんだということがありましたけれども、私は、ああいうことに布設替えに1億円もかける必要があるのかと。実際、線路跡地と水路とのあい中というのは、たった20mぐらいしかないんですよ、それをわざわざ1億円もかけて布設替えをして鉄道線路の所の下、いわば道路下に今度はなるわけですが、香月線の下になるわけですが、あれをする必要があるのかと、今のあい中の土地は、例えば緑地か何かにして、他の水路の上の方を3工区として工業団地として提供したらどうかと思うんですけども、あれはお金をかける必要があるのかと、実際思うんですけども、僕はすごく非常に、あれに関しては投資する意味があるのかと思うんですけども、どうですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

今3工区の所の水路、都市下水路になります。都市下水路の付け替えということで工事を行っている所でございますが、ここにつきましては、都市下水路もかなり年数も経っておりますし、老朽化しているということもございましたり、香月線を新たに、その横に新設しておりますので、その香月線の区域の中で都市下水路の管理を行いたいというようなこともございまして、今、香月線の工事と並行しまして、3工区の計画も含めまして、水路の付け替えをしているところでございます。

御理解願いたいと思います。

○9番（丸山 一君） 今答弁にありましたとおり、3工区内の水路が都市下水路として老朽化

が進んであるということなんですけれども、あそこは三面張りですよ。三面張りであれば、老朽化ということは、コンクリートの二次製品ですから、あんまり考えられない。ただ、河口の流出口の分のゲートの部分が傷んでいるのは承知はしているわけです。それを布設替えをすることによって、香月線のすぐ下に、そういうことをやりますと、今度は土圧の関係がありますので、ちょっとまずいんじゃないかなと僕は考えておるわけです。それよりは、今の現状で残して、あの中土地は緑地として整備をして、残地を工業団地として供給した方が、1億円もかけるのはどうかと思うんですけれども、もう一度お願いします。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

議員が御指摘されましたとおり、土圧の関係がございまして、盛り土をいたしますと、どうしても側壁に土圧がかかるということで、そこらを考慮いたしまして、今回ボックスカルバートに変更するというので、入り口の香月線からの乗り入れの関係もございまして、入り口をつけますと、どうしても、そこも改造しないとイケないということもございましたので、暗きよということで、少し強固な構造物に変えていきたいということで、計画したところでございます。

○9番（丸山 一君） なかなか見直しは無いような気がするんですけれども、一応ですね、私を含めて市民の人達も、そういう人達はいらっしゃると思う。ですから、何か機会がありましたら、ちょっと検討していただきたいと考えております。

先日、4工区の地権者に対する収用はようになってくるのかと聞きましたところ、今進んでおりますよということであったわけですが、どのくらい進んでいるんですかね。

それと収用が済んだ後ですよ、搬入路として活用できる香月線の延長工事を先にしなくちゃイケませんので、埋め土は多分四、五年先になると思うんですよ。であれば、それまでの間、収用は済んでしまったけれども、田んぼは残っているわけですから、その田んぼを作付けはできないかという相談があったわけです。ですから、そのことについても答弁をお願いします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 現在の用地交渉の進捗状況ですが、3工区につきましては、11筆、7件対象がありまして、現在5件交渉済みでございます。4工区につきましては、68筆の46件、2件の交渉済みとなっているところでございます。

それから、水田の作付けにつきましては、現在数名の方から問い合わせ等を頂いておりますが、現在4工区については、来年の作付けまでは可能ということで、回答しているところでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 補足して工事の関係で説明申し上げますと、香月線、今橋りょうを架け替え、安楽川に計画しております。橋台を左右2基、それから橋脚を2基ということで計画しておりますが、28年度は左岸側の橋台と橋脚を実施計画しております。29年度で右岸側になりますと、どうしても工事の搬入に道路も必要だということで、実際香月線の部分から国道の入り口の関係で非常に厳しいということでございますので、別な所から、国道の方から新たに搬入路を計画しておりますので、その計画の中では、少し田んぼの工事の作業用道路を入れないとイケないということになるかと思っておりますので、その辺も含めまして、地権者の方と今後調整して

いきたいと考えております。

○9番(丸山 一君) 4工区につきまして、いろいろ説明を受けたわけですが、やっぱりですね、農家の人達にとりましては、先祖伝来の貴重な田んぼでありますので、その収用に関しては、やむなしというのがありますし、高齢化が進んできて、田んぼを放棄じゃないんですけれども、作付けをしてないんですよね。そういう人達がいっぱいいらっしゃる。そのおかげで私も非常に難儀、苦勞をしておるわけですが、できますれば、やっぱりまだ作れる状態であるのであれば、できればギリギリまで作付けをしたいなという希望があると思うんですよね。

ですから、先ほどの答弁にありましたとおり、来年まではいいですよと、その後駄目ですよと、何か冷たいなという気がするんですけれども、もうちょっと延ばすことはできないんですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

この4工区、そしてまた、香月線の整備につきましては、31年度に香月線の全線開通を目指して、今事業計画をしているところでございます。そのような進捗の関係で、ただいま建設課長が申しましたように、道路の確保についても別途必要となるかもしれないということもございますので、31年といえば、すぐ来るということでございますので、できるだけ、この進捗にあわせて、関係者の方々、地元の関係者の方々にも御協力を賜ればというふうに思っています。

お話がありますように、できるだけ長期間において耕作したいというお気持ちは十分受け止めながら進めてまいりたいというふうに思います。

○9番(丸山 一君) 安楽公民館の説明会の中で申し上げましたけれども、我々経験者からいいますと、例えば、埋め土とか排水路とか、流水路とか、そういう工事に関しましては、大体下流から工事はするもんなんですよ。上からすることは考えられないんですよ。今回の場合は、先に4工区をやってしまうということでもありますので、4工区の埋め立て工事をしていく時には、4工区内に水路もあるわけですから、4工区内の収用が全部済んだ場合には、反土をする、反土というのは水路なんかの水が流れるように植え付け前にする作業ですけれども、それを今までは二十五、六名出てきたうちで、二十二、三名は4工区内の人達なんですよ。しかも、半分以上は作付けしてない人達、農家の人達だから、まじめですから、作付けはしてなくても「反土があったらくっが」と言って来られておったから、私らにとっては、すごく有り難かったわけですよ。

今回4工区の例えば、本年度で収用が済んだ場合にですよ、その4工区から上流側600mぐらいあるのかな、取水口までの今度は反土作業は、仮称5工区内の3人でやらなくちゃいけないということになるわけです。しかも、4工区内の水路の管理も、じゃあ誰がやるんだということになるわけですよね。ですから、工事というのは4工区、仮称5工区と当時進行するか、もしくは、5工区を先にしてから4工区の方に行くというのが、僕は普通ではないかと思うですよ。

今までも5工区内の農道とか、水路とか、安楽川の川堤防の伐採とかいうのは、大体私一人で20数年、30年ぐらいになるのかな、やってきたわけですよ。安楽川の河川堤防については、県の管轄地ですから、県に何度か申し入れたことがあるんですけれども、そこまでは手が回らんと、予算が無いということで、諦めてですね、鉄橋から下流側ですから、約200mぐらいの幅15mぐ

らの川堤防を私は大体一人で、もしくは人を雇ってずっとやってきた。しかも、水路と、農道もあんまり人が来ませんので、迷惑かけちゃいかんなどというのがありますので、大体一人でやってきたんですよ。

だから、もろもろのことを考えますと、これは手順が違うんじゃないかというのが非常に考えておるわけです。ですから、今までの答弁でありましたけれども、仮称5工区内のことも、できれば方向性というかですね、そういうことを出してもらわないと、私ら3人で1町2反ぐらい作付けをしております。その中に、私の家は御先祖からからもらった田んぼが7反ぐらいあるんですよ。実際、そういうことを含めますと、できればなるべく方向性等を見い出してもらわないことには、他の二人の人達もものすごい不安視しているわけですね。「水はどげんなったろかい」と、「作ってよかたろかい」、「収用はいつになったろかい」ということを心配しておりますので、今一度答弁をお願いします。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。



午前10時55分 休憩

午前11時04分 再開



○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、お示しになられた地域につきましては、現地の測量結果を基に、排水計画や造成計画の検討を開始しているところでございます。

そしてまた、付け替えの水路につきましても、付け替えのルートや水路構造等の詳細を検討しまして、関係者との協議を行いたいということでございます。

○9番（丸山 一君） 了解しました。

先ほどの質問の中で、「御先祖伝来の土地」なんてことを言いましたけれども、自分の土地のためにこういう質問をしているわけじゃないです。他に地権者、関係者いっぱいいらっしゃって、その人達が「どげんなったろかい」ということを言われるから私が代弁して申し上げましたので、「関係者、地権者」という言葉に、訂正方お願いをいたします。

それと1工区、2工区の工業団地の所管事務調査であったり、監査で現地調査をした折にも申し上げたんですけども、安楽川堤防のかさ上げをしないことには、まずいんじゃないのということ、もう再三僕は申し上げてきたわけです。

実際、10年ほど前になりますけれども、堤防が半分以上削減、削除というんですかね、1工区の方も堤防がずいぶん法面が崩れてしまったことがあって、写真を撮りまして、岩川の駐在所の方に持っていったことがあるんですよ。あの工事をした土木の会社が、何か月経ってから修復工事をしましたけれども、同時に5工区内の川堤防、堤防の天端の幅が5mぐらいありますけれども、4mぐらいが、もうそがれたことがあるんですよ。そうすると、右岸側の鉄橋の上の部分、

今4工区に係る一番東側になるんですけども、そこも相当えぐれてしまったことが、実際10年ほど前に起きたわけです。

今度も台風16号がかなり強力でありまして、こっちを直撃するんじゃないかと考えておるわけです。台風が近づいたときに、大潮の満潮時に重なりますと、かなり川の水位が上がってきて、天端まで1mもないぐらいの所まで水位が上がってきます。そうなりますと、上が相当堤防自体がゆるくなって、やばいということがあるわけです。ですから、再三そういうことを申し上げてきたんですけども、どうもそういう検討はされていないような気がするんですよ。ですから、県とどういう協議をされたのかな。それと1工区、2工区は造成が済んで、工場設置が済んだ時に、もしもですよ、川から水が入ってきた時には、また何か言われるんじゃないかと。実際商業団地として提供した所も地下にいろいろあったということがあったですよ。そういうことが起きかねないというのを危惧するところで、できれば堤防のかさ上げも県の方と協議していただければと思うんですけども。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

造成計画におきましては、団地の敷地は堤防より高めに計画をしておりますし、その点では堤防より上がって来ないとは言い切れませんが、そういう計画ではしているところでございます。堤防の高さよりは上にですね。

いずれにしても、最近雨量も違いますので、以前の計画よりは充分、ひよっとしたら水かさが増えるという可能性もございますので、そういうところを含めまして、県とは河川の堤防の少し補強をしてくださいますとか、そういう要望は行っていきたいと考えております。

○9番（丸山 一君） 近年温暖化が進んだせいも、よく日本国内で堤防決壊によって人的被害、住宅なんかの被害がいっぱい今、出てますよね。その人達の言うことを聞いていますと、五、六十年住んでいても、こんなの初めてだと言われるわけです。ですから、今課長答弁にありましたとおり、降雨量がかなり違ってきているような気がするんです。

ですから、国交省も何年前に、確か見直しを始めたわけですから、そういうところを含めまして、できますれば、堤防かさ上げについては、なるべく前向きに県と協議を進めていただきたいと思います。

それと、このことに関しては最後になりますけれども、4工区内の市道香月線建設予定地の一部に湧水の場所があります。道路の建設予定地のちょうど上部になりますけれども、私の友人が3反歩ぐらい田んぼを作っていたわけです。ところが、ちょうど稲穂が実って頭を垂れてきて、もうそろそろ稲刈りだなという時に、不思議なことに下から水が湧いてくるんですよ。そこだけは今でも分からない、理解できない。その水は、5工区内の地権者の所の中水路を通して、今でも流れてるんですよ。ですから、その4工区内の地権者は、コンバインも入れられない、ハーベスターも入れられないというので、5年ほど前からもう諦めて作付けをやめてしまったんですよ。

ですから、そういう所に、今度は香月線の造成工事をするということになりますと、やっぱり排水対策、盛り土の関係とかありますので、そういう所を何回か僕は行ったことがあるんですけ

れども、建設課長は、そこら辺認識してますか。

○建設課長（中迫哲郎君） 4工区の香月線沿いと申しますか、一丁田のパチンコ屋の駐車場の下の方の湧水は確認ができていますところでございます。今回の測定の調査の中でですね。その水につきましては、既存の排水路を生かしてというか、造り直して入れるように計画はしているところでございます。

○9番（丸山 一君） パチンコ屋の下の水路ではなく、一丁田みそのちょうど真下ですね、あの区域の線路跡地のすぐ上の田んぼが3反歩ぐらい、水が下から吹き出てくるんですよ。ですから、そこについても対応を考えていただきたいと思っております。

次にいきます。次に、防災対策についてお伺いをいたします。

3月定例会で、津波避難タワーにつきまして、「予算措置を含め検討する」という答弁があったわけですがけれども、その後の進捗状況をお示しをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年の3月定例会の際に、津波避難タワーの設置について、御質問いただいたところでありますが、その後、津波発生時の浸水想定区域のシミュレーションや津波到達時間内での避難が困難な地域の把握などを行うため、調査及びシミュレーションデータ等の作成を行うための調査を委託しているところでございます。

それらの調査結果を踏まえ、津波避難対策緊急事業計画を作成し、津波避難タワー設置について協議していくところでございます。

また、津波避難対策緊急事業計画を作成することで、有利な補助事業を活用することができるということでございます。

○9番（丸山 一君） 西押切地区は、海拔3mから4m地区だと思っておりますけれども、3・11以降、防災について、すごい強い危機意識を持っております。ですから、新聞に東串良町の津波避難タワーの記事が出たことによりまして、西押切自治会の方で、自治会長が音頭をとりまして、「見に行こうや」と「視察に行こう」というので、計画がまとまりまして、5月29日、日曜日に約40名ぐらいが行くことになりまして、現地調査をして、向こうから町の担当職員が来て説明を受けました。

その結果、「こんなタワーが西押切にもあったらいいのにな」という「欲しいな」というのが彼らの大体の認識でありました。

私も聞きましたけれども、屋上が4階ぐらいになりますけれども、ここが110名の収容ができるということでありました。西押切に、こういうのができますと、西押切とは限りませんが、市内に4か所ぐらいということで、私は提案をしたことがあるんですけれども、こういうのができますと、すごく皆さんの安心が持てるんじゃないかということを考えております。

役場の職員に、「これは何でやったのか」ということを聞きましたところ、「過疎債でやった」ということでありました。「なぜ過疎債なのか」と言いましたところ、「国が様々な補助事業を打ち出してきたところ、全国の市町村から補助事業要望がいっぱいありまして、もう枠が無いとい

うので、しょうがなく過疎債でやった」ということであります。

今、市長の答弁にありましたとおり、調査の委託をして、その結果が出て、それを今度は検討会を重ねて結論が出るというのは、もう何年も先になってしまうんじゃないかと考えておるわけですね。

実際、補助事業の、市長は先ほどああいうことを言われましたけれども、もう枠は無いと思うんですよ。どういう形で、それをしていくつもりなのか再度お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

津波避難対策緊急事業計画につきましては、提出時期が6月末と10月末と定められており、国や県との協議を経まして、最終的に総理大臣同意というようになっています。

本市では、平成28年度の調査を基に、平成29年度に国や県との協議を計画しているところでございます。ということで、事業実施につきましては、それ以降ということになろうかと思えます。

○9番（丸山 一君） 今答弁にありましたとおり、29年度に計画をして、実施は、その後となりますと、実際できるのは五、六年先、まだ先ですかね、もうちょっと前ですかね。できれば、なるべく早くやっていただきたいというのがあります。

理想論でいいますと、国の補助事業を申し込みをいたしまして、それがOKになりますと、例えば、半分補助とかになりますと、残りを過疎債とかいうのでやっていくのが、一番僕ら市にとっては理想型じゃないかと思うんですね。そういうところのですね、どっちが我が市にとって得なのかという、検討みたいなことは、今されているわけですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

津波避難対策緊急事業ですが、これにつきましては、国の負担割合のかさ上げによりまして、国の負担につきましては、3分の2でございます。

残りの3分の1は、起債を活用できるということで、充当率につきましては、90%で交付税措置率につきまして、50%となるということでございます。

ということで、この事業につきましては、緊急防災・減災事業債を活用していきますと、地方債の充当率は100%ということで、地方交付税交付金算入率は70%となるということで、かなり私どもにとって有利な事業になるということでございます。

すみません、今の答弁につきまして、改めてさせていただきます。始めに申しましたように、国の負担に基づきます津波避難対策緊急事業によりますと、充当率が90%、そして交付税率が50%ということで、私どもにとって有利な事業になるということでございます。

○9番（丸山 一君） 市長、もう一度お伺いをしますけれども、これを今から申し込んでも、その対象になるという確約か何かあるわけですかね。

東串良町の職員に聞きますと、「もう枠は無いそうですよ」ということで、「過疎債に切り替えたんだ」と言われたんですけれども、もう一度お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

東串良町におかれましては、緊急防災・減災事業債を活用されたというふうに聞いているとこ

ろでございます。

先ほど、私の方で後の方で説明した内容の事業でございます。私どもの方としましては、津波避難対策緊急事業を要望するということございまして、このことにつきましては、平成26年度以降の年度を初年とするおおむね5か年の計画を定めるということございまして、このような期間の事業になっているようでございますので、今後、私どもの計画に基づいて要望するということになれば、この事業が適用になろうかというふうに思います。

○9番(丸山 一君) 今の説明で、ちょっと安心をいたしました。

実際、現地で「もう枠が無い」と言われと時には、頭が真っ白になったわけですね。ですから、今の市長の答弁でありましたとおり、26年度以降の事業に対し対応ができるということであれば、非常に安心をいたします。

できれば、その調査依頼をしている結果をなるべく速やかに、早く結果を出していただいて、計画を練っていただいて、着工をなるべくなら早くしていただきたい。宮崎県の場合は、もう四つできているわけですからね。

我が市においても、早期にやったらどうかという、僕は質問をしたわけですがけれども、実際もう東串良町もできているわけですから、そういうことを踏まえまして、市民の人達が少しでも安心できるように、なるべく早い対応をお願いをしたいと思います。

次に、最後になりますけれども、一丁田地区の排水対策について、お伺いいたします。

有明町の線路跡地より一丁田地区への排水対策工事は、当初予算に1,500万円ほど計上されておりながら9月になっても、まだ入札も無いような感じがいたします。

この地域の排水対策につきましては、今まで市が合併する前からですから、12年ほどになるわけですから、いつも雨が降る度に走って行って、なるべくなら水の中に突っ込まないようにということで、対応をしてきたわけですよ。

何回も質問をしました。ちょっと強い雨が10分が15分ほど降ると、もう冠水してしまう。ひどい時なら50cmから60cmぐらい冠水してしまう。皮肉なことに、その横には、それを周知徹底させるというのか、何のためなのか、60cmほど冠水しますよという、標識が立っておりますから、あれは市が立てたと思うんですけども、「あんな標識を立てるのであれば、工事を先やれよ」というのが地元の人達の話であります。

1か月ほど前になりますけれども、冠水後の後始末といいますと、グレーチングに軽石がいっぱい詰まりまして、水が下に抜けないというのがありますので、その軽石撤去をしておりましたところ、ある自動車関係の社長さんが来られて、いろいろ協議をしたわけですが、彼いわく、今まで何年も冠水が分からずというのか、突っ込んでいった結果、車がエンストしてしまったとか、かからなくなってしまったので、エンジンのオーバーホールとか、エンジンの乗せ替えという工事を今まで何回もやってきたということを言われたわけですね。実際、去年も2tダンプも止まってましたし、ポンゴのでかいのも真真中で止まっていたんですよ。そういう人達が修理依頼をされたんだらうなど、その人にとっては工事が増えたから良いんでしょうけれども、地元に住ん

でいる我々といたしましては、そこには新興住宅地がいっぱいできておりまして、よそから来る人達もいっぱいいらっしゃるって、状況が分からない人がいらっしゃる。

ですから、なるべくそういう冠水の場所には、飛び込んで行かないようにということで、私はいつも道路の真ん中に軽トラを止めまして、帰ってくれ、帰ってくれという案内をしているわけです。一番怖いのは、土砂降りの雨の中で、雷が頭の上で鳴っている時が、あれがちょっと怖いんですけどね。それ以外は、どうということはないんですけども、もう何回もそういうことを質問等をしてながらやってきて、やっと予算が付いたのに、なぜ6か月も経つのに発注がないのかということで、その理由というかですね、なぜ遅れているのか説明をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この件につきましては、兼ねてから本地区の排水路において、近年の豪雨によりまして、通山地区の上ノ浜・押切線におきまして、道路及び付近の冠水が発生しているということで、本年度の予算を計上しているところでございます。

工事発注につきましては、10月中旬には工事業者が決まる予定となっております。

ただいま、お話のとおり早く発注、施工がなぜできなかったかということですが、排水路布設箇所先には田んぼがございまして、早期米であるということから、8月の収穫が済んでからの発注の方が、地元の皆様方にとって迷惑にならないということで、その判断のもとで、今回の工事発注という予定としているところでございます。

○9番（丸山 一君） 今、市長答弁にありましたけれども、その排水路を布設した場合に、早期米に関しては別に影響ないですよ。あの田んぼ区域のずっと一番手前側といいますか、一丁田側の方に改良区で造った土水路がありまして、それから田んぼまでのあい中は1町3反ぐらいは牧草地なんですよ。ですから、そこまでは水はいきませんので、土水路の方に流すようにということで、12年ほど前に一生懸命努力をいたしまして、土地改良区と協議をして有明町の時代に、そういうことはやってもらった経緯があります。

ですから、今市長の答弁にありました早期米に対しては、影響は無かったんですよ。であればなぜ、私どもずっと携わってきたわけですから、地元にも、もう70年近く住んでいるわけですから、一言なんか相談でもあったら良かったのに、私が怖いんですかね。

工事発注をして、できれば地元の人は待ち望んでいるわけです。雨が降るたびにUターンしなくちゃいかんということがありますので、やっと予算が付いたのに、予算執行なぜせんとやろうかい、という感じで、皆さん思っていますので、他の工事に関してもですけども、その地域には、やっぱり自治会長さん、公民館長さん、議員さんとか、いろいろいらっしゃるわけですから、ちょっと疑問に思う時があったら相談してもらえれば、有り難かったかなと思うんですよ。

でも、来月になると工事発注が決まるということでありますので、安心をいたしました。もう一度お願いをしたいんですけども、いつ頃発注という動きになりますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

予算を計上しながら、なかなか発注できなかったことにつきましては、誠に申し訳なく思うと

ころでございます。

先ほど申しましたように、10月中旬には工事業者が決まるということで、今進めておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○9番（丸山 一君） 以前の本会議におきましても、この発注の仕方ということで、私申し上げたことがあるんですよ。やっぱり受注をする企業によりましても、大体高齢化が進んでいるのと、スリム化が進んでおります。特に現場監督とか、例えば、オペレーターとか、作業員、ほとんどすごく少ない人数でやっているような状況なんですよ。

ですから、発注の仕方も、なるべく前倒しでやってくれと、それと発注をしても工期は、なるべく長くとってくれということを私は本会議で申し上げたことがあるんですね。

でも、この件に関しましては、これは逆行しているような気がするんですよ。

ですから、市内のいろんな発注される事業に対しても、もうちょっと配慮をしていただきたいと思います。

最後に申し上げますけれども、その工事箇所から海岸の方へ抜ける砂利道がありますよね。あの砂利道は、今年の2月、3月頃だったと思うんですけども、沖合でサーファーの人達がいっぱいおりまして、その人達が言われたのには「日本一の悪路である」と。ここにも日本一という言葉が出ましたけれども、要は不陸整正がされてなくて、凸凹なんですよ。私も気を付けておまして、なるべく市の方で不陸整正をしていただきたいというお願いをしていたわけですが、たまたまその時がうまくいかなかった。タイミングが悪かったのもあるんでしょうけれども、サーファーの人達が、そういうこと言われるもんだから、頭にきまして、何とかしてくれということで、早速やっていただきまして、通年ずっと水たまりがあった所も碎石を振って、フラットに仕上げただいて、その部分が解消をいたしました。

ただですね、12月になりますと、シラスうなぎの採捕が始まります。今のところ去年までは、12月15日からだったんですけども、来年度はまだ決定はされておられませんので、ここでは言えませんが、11月の末頃から、今度は彼らも自分達が通っていく道をやぶ払いをしたり、不陸整正をしたりということがあります。

実際、漁期が始まりますと、大体軽トラを中心に100台ぐらいの車があそこを通ることになります。であれば、工事を受注された業者さんも、そのことを配慮していただかなくてはなりません。ですから、発注する市の方としても、それなりの対応というのを考えておられるのかなという気があるんですけども、どうですか課長。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

先ほど市長が答弁しましたとおり、10月中旬には業者が決まりますので、その中で決まった業者とは、十分協議をしながら、そういうシラスうなぎの方にも配慮しながら工事を進めていきたいと思います。

なるべく早く完成を目指して努力していきたいと考えております。御理解願いたいと思います。

[丸山一君「終わります」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

次に、5番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○5番（小辻一海君） 皆さん、こんにちは。

今定例会、最後の一般質問者になりますので、気合を入れて元気に結んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

公明志民クラブ、小辻一海でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

それでは、事前通告に従いまして、今回大きく3項目にわたって順次質問させていただきます。執行部の誠意ある明確な答弁をよろしくお願いします。

はじめに、道路行政について、2点ほどお伺いいたします。

まず1点目は、県道塗木大隅線改良工事の進捗状況と今後の取り組みについてでございます。

近年国・県の厳しい財政状況により、予算獲得も大変厳しくなっておりますが、先日クルーズ船の誘致議論の中で、13番の小野議員の方が申されましたが、物事をやっていくには、やはり市長の死に物狂いの取り組みにかかっているということでございました。まさしく、そのとおりだと思います。特に道路等においては、従来より市町村の取り組みの力の入れ具合で、予算獲得ができるというような大きな影響もあったようでございます。

県道110号塗木大隅線の田之浦郵便局前から尾野見、宮下に通ずる約3.4kmの未改良部分の県道改良についてでございますが、この路線は市長も何度も利用されて分かっていらっしゃると思います。道路状況は、路線も狭いカーブが多く、路線もひずんでおり、尾野見小学校、松山中学校の通学路でもあり、あの狭い危険な道路を児童生徒が毎日通って通学してるわけでございます。

また、田之浦、松山の市民の利用はもとより、市内外の医療機関や農畜産物の輸送の産業経済面の道路でもございます。

また、昨日行われました畜産の品評会、それから競り市等も松山の市民の一部の方、田之浦、森山、四浦、潤ヶ野、八野の方々もよく利用されている大変重要な道路でございます。また、南之郷志布志線と接続し、東九州縦貫道の曾於弥五郎インターチェンジ、都城志布志道路の松山インターチェンジに接続する重要な地方道でもございます。早急な整備が待たれるところでございますが、この路線に対して、市長は、どのような認識をお持ちであるか、まず最初お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 小辻議員の御質問にお答えいたします。

県道塗木大隅線は、地方特定道路整備事業において、松山町泰野校区の歩道設置工事を平成25年度に完成しました。

議員御指摘の区間は、1車線でカーブが連続しまして、通行に支障を来している区間であるというふうに認識しているところであります。このようなこともあり、現在は尾野見・井手口地区から、田之浦・大越地区までの区間の道路改良工事を、曾於地区土木協会の要望活動の中で継続してお願いしております。

本年度も10月に要望活動を行う予定となっております。市としましては、重要な路線であると認識しておりますので、事業化が図られるよう継続して要望活動を実施してまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） では、この路線については、地域から再三要望書が提出されていることは御存じですね。私の知っているところでは、平成19年5月17日の田之浦・尾野見地区自治会長さん方16名の署名、それから平成23年9月23日、尾野見・田之浦公民館長を中心にした自治会長さん方25名の署名、平成23年10月14日の65名の参加の尾野見・田之浦間県道早期改良要望集会での署名。また、平成21年4月10日、24年5月13日の田之浦ふるさと交流館で開催された、ふれあい移動市長室での要望書など、この地域の県道110号、塗木大隅線の早期着工に臨む熱い思いが込められているのです。

市は、県にどのような要望活動を取り組まれたか、県はどのような計画で取り組もうとしているのか、この整備計画の見通しについてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県単の道路整備事業で要望いたしまして、優先順位を上位でお願いしているところでございます。

そしてまた、本年度も8月にも要望書を出しているということですが、全線に渡っての拡幅改良については、事業費的に厳しいものがあるというふうを考えまして、局部的な改良を優先的に事業導入することを県単道路整備事業で要望しているところであります。

成果としましては、大野原地区が事業採択になりまして、測量設計業務委託を行い、工事着手段階になってるところでございますが、諸事情によりまして、用地取得が困難な状況になっておりまして、事業が休止されている状況であります。

しかしながら、先ほども答弁しましたように、重要な路線ということでございますので、今後も引き続いて粘り強く、用地取得の交渉を行いながら、事業がスムーズに進むように努力してまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） この県道110号、塗木大隅線工事、中断して21年ですよ、21年が経過して、土地の取得や補償交渉への弊害もあると思います。予算配分、道路改良の先ほど申されました優先順位もあると思いますが、正直地域に住む人にしてみれば、最優先はやはり我が地域の路線だと思ふことは、市民の思いであろうと考えます。

そこで、全面的な改良は不可能に近いと思いますが、市長自ら県へ出向くなり、あるいは地元選出の県議とも連携を進めながら、県営道路改良の要望をお願いし、不可能を可能にするのが市長の政治力だと思いますが、市長の今後の取り組みについて考えをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議員お話がありましたように、地域の方々は、自分の関する、自分の通る道路が最優先であるというふうにお考えになられるということについては、十分理解をしているところでございます。そのような思いを、それぞれの地域に行きながら受け止めているところでございます。

ということで、市内全域まだまだ未整備の県道があるということで、それぞれの路線について

優先順位をつけながら、県に要望しているということですが、その中で事業化するという中で、最大の要件というのは、地元の全面的な協力ということが述べられているところでございます。

私どもとしましては、まずもって、そのことが整わなければならないということで、関係課を通じまして、そのことについての督励をしていきながら、要望活動を重ねているということでございますので、ぜひともまた地元の方々や県議とも連携しながら実現に努めてまいりたいと思います。

○5番（小辻一海君） 市長の政治力の手腕を發揮してください。

市長も先ほど、この路線のことを申されましたが、道路改良については、署名して要望書は提出され、県が多額の予算を計上して、測量を実施した後に用地問題が生じ、この路線が中断されているということも私も聞いております。

先ほど、少し触れられましたが、県は用地問題で中断した計画は、その問題が解決しない限り、整備計画の事業採択は難しい状況であるとお聞きしました。

この区間の整備計画を進めるためには、市、地元、県が協力し、問題解決へ一日も早く努力していかなければ、いつまでたっても工事ができないわけであります。

先ほど申しましたが、通学路でもあり、産業経済面からも大変重要な道路でありますので、市として地権者と前向きに問題解決へ取り組む考えはないか伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、地元と不調になった関係で、この進捗が止まっているということでございます。

私どもとしましては、本当に事業採択を受けた上で進めてみたら、このようなことになってしまったということについては、本当に残念ということでございますので、何とかこのことについては理解が得られるような取り組みを関係課、そしてまた、地元の方を交えながら積極的に取り組んで、このことの問題の解消に向けて、また県議も通じながら取り組んでまいりたいと思います。

○5番（小辻一海君） 先ほど、今まで10月、8月にいろいろ申し入れをされたという答弁だったですね。私の記憶では、県の単独事業として整備する路線は、市が毎年9月か10月に要望箇所を取りまとめて現地調査や現場の写真等を添えられて要望書を県へ提出して、県と協議をしていくというような手順だと思っております。

今年も、もう9月という時期にきました。その時期になりましたので、この路線の中で大越自治会内を通る区間が道路も狭く、カーブも多い危険な箇所があり、校区民あげて移動市長室や要望書などで強く要望されていると思います。

この部分でも、県単独道路整備事業で局部改良や側溝改修などの改良を早急にしていただくよう県へ要望して協議することは、考えられませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、全線にわたって拡幅改良というのは、厳しいということでございますので、今現在は局部的な改良を優先的に事業導入していただくということで、要望をしているところでございます。

そのような改良事業の導入については、改めて地元の皆さん方の気持ちを受け止めながら、県に要望はしてまいりたいと思います。

○5番（小辻一海君） 市長も県の厳しい財政状況の中で、予算の獲得も大変厳しくなってきているとは思いますが。

また、先ほど申されましたが全面改良という形の事業実施というものについては、優先順位があることも理解しています。それもなかなか期間がかかると思います。

市の方で、この区間は要望されているとのことですが、その成果がなかなか見えてきません。先ほど申し上げましたとおり、極めて危険性の高い、地域の方々が切望されている路線の区間の部分だけでも早急に改良ができる形にさせていただくことをお願いして、私は質問しているところですので、ぜひ県単独道路整備事業で局部改良や側溝改修などの改良が早急にできるよう、県へ要望して協議していただきますよね、再度そのところ、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、優先順位を上位でお願いしているということでございますので、重点地区ということで、再度この路線については、今お話があったような形での要望を強く要望申し上げたいと思います。

○5番（小辻一海君） 早期着工を期待して、次に入ります。

道路行政について、2点目ですが、国道220号線、外岩戸ガソリンスタンド前、T字路付近の歩道と信号機設置についてお伺いいたします。

上天神の外岩戸ガソリンスタンド前の国道220号線と、県道南之郷線の交わる所で、市街地と宮崎県串間市からの両面から車両が多く、T字路になっており、市街地から見て右側はガソリンスタンド、T字路を過ぎると、すぐに左にファミリーマートがあり、車の出入りが多く、更に県道南之郷線は都城方面へ大型の飼料車やコンテナ貨物が往来して交通量が大変多い所です。また、上天神も多くの住宅が建ち並び、外牧、夏井、上天神地区の児童生徒の通学路にもなっています。ここは何回となく小さな事故が発生しているとも聞いており、大きな事故を危惧していたところ、先週の11日、日曜日にT字路から夏井の方へ約30m進んだ所で死亡事故が発生しました。ここは再三信号機設置の要望書が提出されている所で、早急な信号設置は待たれるところですが、このT字路に対する危険性について、市長の見解を伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国道と県道のT字路になっている所につきましては、通学路にもなっているということで、そしてまた、度々事故も発生しているということで、関係機関と交通事故多発地点特別対策現場診断や通学路交通安全推進会議を実施している所でございます。

そしてまた、今ほど御質問がありました夏井方向に30m向かった事故の所でございますが、こ

のこともあわせて交通死亡事故が発生した地点においては、現場で関係機関と協議する安全対策についての協議が進められるということになっていきますので、あわせてこちらの方も安全対策について協議を進めてまいりたいと思います。

○市長（本田修一君） 先ほども申し上げましたが、このT字路は児童生徒の通学路で信号機設置の件については、通学路安全推進協議会からの要望や、志布志小学校PTAや地域の方々から警察の方へ要望書は提出されているともお聞きしました。

また、私の一般質問の締め切り後にタイミングが良いと言っていいか、待っていたかのように、この地区の自治会長さんをはじめ、各団体の代表5名の方々から要望書が提出されたようです。ここは何回となく小さな事故が発生しており、児童生徒を含めた悲しい痛ましい交通事故を危惧して、再三信号機設置の要望書が提出されている所です。この要望書が提出された後の先ほど申しました11日に死亡事故が近くで発生しております。

市長は、要望書が出ていることは御存じですよ、この要望書をどう感じられましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

信号機の設置要望につきましては、これまでも度々この地点においては、検討がされているということであろうかと思えます。

特に通学路でもございますので、通学路の確保のための歩道の拡幅というのが必要ではないかなど。そしてまた、歩道を拡幅するとなれば、当然、地元の方々の全面的な御協力が必要になるということであろうかと思えます。

そして、そのこととあわせて信号機の設置というものが進められていくということになるかと思えます。

今後も、地元の方々の御協力を全面的に賜りながら、この地点の歩道の拡幅、そしてまた、信号機の設置については、努力してまいりたいと考えます。

○議長（岩根賢二君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

—————○—————

午後0時01分 休憩

午後1時06分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（小辻一海君） 先ほど申しました、ここは現実問題として、港から都城市への行き帰りの大型の飼料車やコンテナ貨物が往来して交通量が多い所で、過去にも車の出会い頭事故が多く発生しているような状況であります。

新聞・テレビ等で、児童生徒を含めた悲しい、痛ましい交通事故が報じられていますが、そのようなことになっては手遅れだと思いますので、地域の歩行者の安全と、特に児童生徒の安全確保をどう図っていくかだと思います。

国道事務所や県の公安委員会に歩道と信号の設置の要望を早急に提出する考えがあるか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成27年8月に通学路交通安全推進会議を実施しておりまして、要望としまして信号機が無くて危ないと、そして、交通量が多いということで、なかなか手を挙げて止まってくれないとか、交差点で1台止まったとしても、反対側の車が止まらないとかいうことの会議がされておりまして、この時は、直接的にはT字路の交差点ではなかったということですが、今後につきましては、今お話があるようにT字路の交差点につきましては、非常に交通量が多くて、そしてまた、通学路でもあるということですので、改めて、先ほど申しましたように交通事故多発地点の特別対策現場診断や通学路交通安全推進会議を実施していただきまして、国に要望を重ねてまいりたいと思います。

○5番（小辻一海君） 歩道と信号機の設置の要望を早急にしていただけるということで、強い要望をお願いして、次に入らせていただきます。

次に、大きな2項目目になりますが、行政改革大綱に基づく職員業務の在り方について2点ほどお伺いいたします。

まず1点目は、業務量調査が職員の配置など、円滑な事務執行のために適正に生かされているかでございます。

市長は、施政方針の結びの方で「市民と共に歩む無駄のない経営について」として、「合併して10年が経過し、引き続き行財政改革を積極的に推進し、健全な行政経営に努めてまいります」と述べられています。

また、教育委員会では、本市の教育行政の計画的推進のために、後期教育振興基本計画を策定されました。その中には小中学校の基礎学力や人格の形成、体力の向上と、知・徳・体・食の調和のとれた教育の推進等と、多くの教育行政の取り組みが示されています。それを達成するためには、市長、教育長の政治力、教育力の手腕もありますが、職員の皆さんの全面的な協力があることだと思っております。

また、職員の皆さんに自分の持ち場で、しっかりと仕事をしていただくため、職員の職場環境づくりが重要と思います。そのあたりの市長、教育長の見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成23年に改定しました行政改革大綱では、改革を推進するために3本の柱を取り組み目標に掲げており、その中の一つに行財政基盤の確立を設けているところです。

これは多様化する行政ニーズに対応した事務事業を効率的に運営するための事務改善の推進や、また職員定員適正化計画に基づき減少する職員数に適した業務の合理化を図るために、社会経済情勢の変化と地域の特性を勘案した上で、民間能力や指定管理者制度の活用を図ることなどを推進目標としております。

このことを踏まえ、より効率的な業務マネジメントを構築していくために、業務の実態を把握

することが必要であるということから、平成23年度から業務量調査を実施しているところであります。

この業務量調査は、上位の目標である行政の効率化と、住民の利便性向上が両立するための組織機構再編の見直しなどにも活用され、最終的には、市民サービスへの向上を目指しているということでございます。

特に組織機構の再編においては、業務量結果に基づく再編有無の貴重な判断資料としまして、また適正な職員配置数の参考値として活用し、また国・県からの権限移譲推進や社会情勢の急激な変化に対応した制度改正などの影響を受け、新たな事務事業が増加傾向となっております。

そこで、平成26年度からは業務マネジメントの一つとして、業務量調査に基づく業務改善計画の策定と、その改善計画の実行を行っております。さらに、その検証結果を職員研修の一環として発表し、広く職員にも周知してもらうことで職員の改革改善意識の向上にも反映させているところです。

○教育長（和田幸一郎君） 業務量調査の結果に基づく様々な対応についてお答えいたします。

この業務量調査は、現在の職員配置における職員個々の業務の内容及び各業務に対する時間等を把握し、本庁、支所間の業務分担や課、係の事務分掌の見直し、職員間の業務の平準化や業務量削減を図ることを目的に実施されたものと理解しております。

教育委員会といたしましても、減少する職員数に対して業務量調査の分析を行い、その結果をもとに新規事業や、廃止事業を決定するなど各課で業務の見直し等を行って対応しているところです。

なお、当然のことながら、住民サービス及び職員の士気が低下しないように、教育委員会といたしましても十分配慮してまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） では、お聞きします。

昨年3月の私の外部評価会議についての一般質問の答弁で、「平成25年から外部評価会議は実施せず、事務事業の見直しについては、所管課による分析と検証により、マネジメントシートを市のホームページ等に公表して、事務事業の必要性や改善策に取り組まれている」と答弁をいただきました。さらに、平成25年度まで事務事業のスクラップアンドビルドに取り組まれたことにより、数字で1億4,500万円の費用効果が出ているということで、評価委員並びに職員の皆さんに感謝申し上げたところでございます。

先日、行政改革推進係の方から資料をいただいたのですが、市の事務事業件数が総体で25年度2,702件、26年度2,859件、27年度2,956件、28年度2,987件で、毎年増えている状況のようです。所管課による分析と検証により、事務事業見直しをされているにもかかわらず、事務事業件数が増えている原因をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

増加傾向にある原因と主な要因でございますが、主な要因としましては、国・県からの権限委譲、福祉関係の制度改正や地方創生関連事業などがあげられ、加えて新設したふるさと納税業務

も、その影響を与えているというふうに考えております。

○5番（小辻一海君） 今お話されたとおり、事務事業の見直しを進めながら、職員間の業務の平常化を図ってこられていることも、一方、国・県からの権限移譲とか、社会情勢の変化に伴い、経済的背景や高齢化とか、そういう関係では仕事が増えていることも理解しています。あえてお聞きします。業務量を考慮せずに、上からの指示で一方向的に決められたことに対して、職員が不安を感じていると聞いています。このことから心配されるのが、市民に一番近い職員の意見が反映されていない行政運営がなされていないか。また、市長が提案されています日本一の行政を目指すための計画的職員数の組織体制になっているのか、少し懸念しているところです。

常に上司の顔色を伺い、意向を気にする傾向が職場に広がってくるならば、また上意下達、あるいは指示待ち状態の職場の雰囲気になっていないか心配するところです。行政の中で、このような組織運営がなされているとすれば、市民サービスはおろか、市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向けた取り組みについても危惧するところですが、市長の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

業務量調査につきましては、平成20年度から行政評価システムを導入しまして、その後、事務事業の評価マネジメントシートを策定し、あわせて業務量把握にも活用しようということで、各課の評価を統一することは困難ということもあり、職員一人一人が実際に用意した業務量を把握するには、業務量に特化したシステムが必要ということで導入をし、調査を重ねてきているところでございます。

このようなことを重ねてきた結果、業務量の平準化については十分進んだのではないかなというふうには思っています。そのようなことで、従来からあるような偏った形で、自分の所ばかり忙しいというような、まだそういった部署はあることはあるわけですが、その職員においては、異動がございまして、ある一定期間においては、そのような部署で仕事をされるということについては、理解されているというふうに思っております。

そしてまた、全体的な業務量が増えていく中で、また職員適正化計画も実行していかなくゃならないという流れがあったわけですが、そのことにつきましては、今年度以降については、改めて職員適正化計画の見直し等を行いながら、現状にあった将来の職員適正化計画を定めていきたいというふうに考えております。

そのようなことをあわせまして、職員がそれぞれの部署において最大限の力が発揮できるよう、マネジメントシートをいつも見直しながら、管理者においては、そのシートの進捗状況についてチェックをしながらしてきているというふうに考えますので、それらについては年度末において、更に精査しながら次年度に生かすというような取り組みをしているところでございます。

そういうことで、今お話になるように、市民にとりまして、直接的にサービスが低下するというようなことが無いような形での執務というものは、第一番目に考えなければならないことでございますので、現状においては、そのようなことにはなっていないというふうに理解するところ

でございます。

○5番（小辻一海君） ただいまの答弁で、職員適正化計画の中で業務量調査を行い、業務分担や各課、係の事務分掌や組織編成の見直しを図ってこられたことは理解しました。

なかなか職員の望まれるとおりにいくということは、無理なことは分かっていますが、仕事において、職員が不安を感じることは、市長の管理者としての責任だと思っています。

そこで、職員適正化計画によって職員も減少している中、各課の業務、事務分掌について課長会や職員組合あたりから見直しや委託への切り替えなど、検討事項を提出されていないか伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまで事務改善に向けました職員提案型の公募や行財政改革推進本部会議等での協議というのは行ってきております。

そしてまた、各課でも業務量調査の集計で分析できるようになっておりますから、業務内容によっては、課内で業務マネジメントの方策については、検討できるシステムになっているということでございます。

具体的には、そのような不安というような内容については、今のところは、この会議では届いてないところでございます。

○5番（小辻一海君） 今市長の答弁では、職員側からは、要望事項や検討事項は上がっていないということですね、まあいいでしょう。後で少し触れさせていただきます。

私は、市長と職員が市民の皆さんから信頼され、市長と職員の方も市民の皆さんを信頼していく、更に市長が職員の皆さんから信頼され、そして、市長も職員の皆さんを信頼していくという、当然なことですが、信頼関係を築いていくことが行政運営をしていくために一番大事なことだと思っています。

職員の皆さんが、いろいろな意見を言えるような、そんなことについて議論ができるような快適な職場環境を築いていって欲しいものだと思いますが、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身としましては、職員と密な信頼関係が築かれているというふうには思うところでございますが、中には、そうでないと思われる職員もいないわけではないというふうには考えるところでございます。

ただ合併後10年、11年目になるわけですが、市長をしてきておまして、市民の皆さん方から職員に対する評価がかなり高くなってきていると、市民の方々が職員に対する信頼感が高まってきているということについては、この10年の中で感じてきている。そしてまた、実際そういった言葉を賜っているということでございます。

私は、もともと民間の出身なので、特には過剰気味に職員の方に対しまして、例えば、親切、丁寧、迅速かつ正確な業務の執行と。そしてまた、市民の皆様方から様々な苦情等、要望等があった時には、その内容について、つまびらかにしながら、職員にその内容の伝達をして、すぐさ

ま改善を図るような取り組みをしているということでございます。

そのような中で、職員にとって業務が過重になったり、あるいは忙しすぎてサービスが低下されることが無いというようなことについては、先程来申しますように、業務量の適正化ということをもっとやっていきたいと。そしてまた、マネジメントシートを活用しながら、業務のスクラップアンドビルドをいつもいつも重ねてきてやってきているということでございますので、現状においては、職員の皆様方も、私のことは信頼していただいているんじゃないかなと。そしてまた、私自身はもちろん職員に対しまして、先ほど言ったような市民の方々の評価がございましたので、信頼するところは大きいということでございます。

○5番（小辻一海君） 市長、職員の皆さんからいろいろな意見が言えるような、快適な職場環境を築いていただきたいと思っておりますので、よろしく願いまして、次に入ります。

1点目の質問が、少し具体的になってきますが、2点目は、職員による自治会使送について問うものであります。

市長は、志布志市行政改革大綱の中で、民間委託等の推進を示され、それに基づく集中改革プランの中の行財政基盤の確立でも、4に行政の担うべき役割の重点化を示され、民間委託などの推進や指定管理者制度の活用をあげられています。

また、教育委員会では、市長の示された志布志市行政改革大綱の中の民間委託等の推進や指定管理者の活用に基づき、多くの教育施設を指定管理者制度に移行されています。

まずはじめに、志布志市行政改革大綱の中で、行政サービスという従来の行政運営から、行政から市民、民間へを基本とした民間委託等の推進や指定管理制度の活用を位置付けられた市長の見解とあわせて、指定管理者制度の活用状況を教育長にお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事務事業を効率的に運営するための事務改善の推進や、また職員適正化計画に基づき減少する職員数に適した業務の合理化を図るために、社会経済情勢の変化と地域の特性を勘案した上で、民間能力や指定管理者制度の活用を図ることなどを推進目標としております。

これまで、民間委託等の推進では、食肉センターと保育所の民営化を目指して実施してきたところで、双方の施設については、平成26年度までに民営化が完了したところです。

また、指定管理者制度を活用した施設については、導入当時、市が管理する施設は108施設あり、そのうち指定管理者施設として導入する計画にあった施設は63施設でした。

その後、施設によっては、直営で管理した方が効率的である施設等もありまして、また利用状況や管理費等を考慮し、廃止した施設など制度導入からの変遷をしまして、現在の指定管理施設は43施設となっているところであります。

○教育長（和田幸一郎君） 指定管理者制度のことについて、お答えいたします。

指定管理者制度は、多様化する住民のニーズに、より効果的、効率的に対応するために、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図るものであります。教育委員会といたしましても、この指定管理者制度を導入いたしまして、多くの社会教育施設、

文化施設、運動施設等の維持管理を委託しております。指定管理の効果につきましては、それぞれの施設の指定管理者と毎年度事業計画や管理業務の協議を行いながら、利用者の利便性を高め、市民サービスの向上を図っております。

このようなことから指定管理者制度の導入により、施設サービスの向上と経費の削減が図られております。

以上でございます。

○5番（小辻一海君） 市長は、民間へ委託の可能なものであれば、民間へ委託していくという考えで業務量調査を進め、職員間の業務の平準化を図ってこられたと理解しました。

そこで、職場では正規職員が減ることや、事務事業の増加によって正規職員に掛かる責任の重さが重大して、職員が不安を感じているともお聞きしております。そこで、過去にシルバー人材センターが受託していた自治会使送業務を職員が行っているとのことですが、そこに至った経緯と具体的にどのような方法で職員が配布事務を行っているか、あわせていつ頃にシルバー人材センターから次年度から受託できない旨の申し入れがあったのかお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自治会使送業務につきましては、平成26年度までは、志布志市シルバー人材センターに委託しておりましたが、当該業務が貨物自動車運送事業法等に抵触するため、市の公用車を使用するなど、配送方法の見直しがなければ、平成27年度以降は受託することができない旨の申し入れあったところであります。

ということで、平成27年度からは職員による直接配送に変更したところでございます。

職員が直接配送を行うことは、非効率的な部分もあるかと思うところでございますが、職員が行政事務連絡員に声掛けすることで、自治会と市役所の距離感が縮まること、職員が配送を通じて、地域を知ることが出来るなどの効果もあると考えた上で職員による直接配送としたところであります。

このようなことから引き続き職員に対しまして、直接配送をお願いしていきたいと考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） 経緯について、答弁をいただきましたが、確かに平成27年度につきましては、シルバー人材センターからの申し入れが急にあり、準備ができていなかったということで仕方がなかったとしても、平成28年度からは業務委託へ戻すことは可能ではなかったかと思うところでした。

先ほど、答弁されましたが、市長は志布志市行政改革大綱の中で民間委託等の推進を示されているにもかかわらず、民間委託方針と逆行しているようにもとられるようなことを、また職員が減少してきている中、事務事業の増加の中において、職員の業務量の問題、メンタルヘルス問題等を考えれば、28年度からは民間委託は可能ではなかったかと考えますが、民間委託から職員業務へ、なぜ転換されなければいけなかったのか、そのあたりの考えをもう少し具体的にお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

シルバー人材センターから受託できないという旨の申し入れがあった後に、すぐに他の民間委託について、検討はしたところですが、民間事業者と協議しましたところですが、職員が行政事務連絡員に声掛けすることで、自治会と市役所の距離感が縮まること、職員が配送を通じて地域を知ること。その他、職員に対しての市民の皆さん方の信頼が高まっていくと。私どもの市役所では、職員につきましては、それぞれ自治会担当職員の制度を設けております。基本的には、この自治会担当職員がこの使送業務を行うというのを原則としてまして、取り組みはしていただいたところでございます。

そして、それぞれの支所で、その職員がいない場合には、課で担当するというような形で、27年度取り組みをしてもらったところでございます。

ということで、本来は、それぞれの自治会に出身の職員が、その使送業務について、通勤の途上、帰る途上にすれば、この問題はスムーズに解決できるのではないかなということで取り組みを開始したところ、今言いましたように、支所間において、その担当する職員がいないということがございましたので、課全体の対応というようなことで取り組みをしたところでございます。

ということで、この業務については、平成27年度の業務量調査によりますと、約1,042時間というふうになっているようでございます。

そして、自らが加入する自治会の通勤途上等に配送する時間も合わせて換算しますと、1自治会あたり1回の配送に要する時間を30分としまして、月に2回の12月分に90自治会を乗じた場合の業務量は1,080時間となりまして、合算すると、年間2,122時間というふうになっているようでございます。これを職員数332人で割った場合、除した場合に、一人当たり自治会使送に要する業務量は、年間6時間程度というふうになっているようでございます。

ということで、業務の時間帯の中で配送をしてくださいよというようなことを原則に取り組みをしていただいている。そしてまた、年間の時間数もこのぐらいということで、現実的には、この業務を取り組むことによって負荷が、そんなに伸びていると、負荷が高まっているというふうには考えないところございまして、先ほども申しましたように、本年度においても、このことについては、取り組みをしてもらおうということで、現在、そのような形でやっているということでございます。

先ほども申しましたように、それぞれの自治会の方に赴いて、自治会の担当でない職員についても自治会の現況について十分把握ができると。そしてまた、そちらの方から要望があるときには、要望も受けやすいというようなこと等で、そのような観点から、このことについては、積極的に対応していただきたいというようなことも、朝礼等でも話をしながら対応していただいているところでございます。

○5番（小辻一海君） 市長、ちょっと違うんじゃないですか。職員が文書発送を夜に持っていくんですか、昼でしょう。

私はですね、多分ですね、行政事務連絡員に昼に職員が持っていかれるときには、空の行政事

務員の袋ですね、あれを交替で持ってこられるだけで、それは何人かはいらっしゃるかもしれませんが、昼の間にですね。大体、昼は仕事をされて、多分職員は声掛けをいろいろされるとか、いろいろ交流が深まるとか言われたんですけど、多分ですね、私も行政事務連絡員をしていたんですけど、なかなか昼には仕事をされていてですね、高齢者の方も今ですね、いろいろグラウンド・ゴルフとかされて、なかなか昼はいらっしゃらないと思いますよ。

自治会にですよ、前、行政告知端末の時、配置されてですよ、端末機いろいろな時はですね、やはり夜とか日曜日などに自治会のところに訪問して、その自治会担当者が話をしたりされてきました。これは私も事実、職員としていましたから。しかし、今はですね、先ほど市長が言われました昼間に職員が、簡単に6時間、年間に6時間と言われるんですけども、そんなもんじゃないでしょう。職員の業務は何ですか、配達をするための業務ですか。そのために、市長は声を市民に掛けると言われましたですね、声掛けはですね、多分昼は、私の考えでは、いらっしゃらないと思いますよ。職員に聞いてみてください。それは、ちょっと私は、おかしいんじゃないかなと思いますよ、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

シルバー人材センターが受託できないということで、27年度から始めたということでございますが、この時には職員にお願いするということでした時に、経費節減というようなことも考えたところでした。

そのようなことから、今現在も継続してきているということでございますが、基本的には、それぞれの集落、自治会の出身の職員がするということになれば、通勤途上、あるいは帰るときに使送便の配送、そしてまた、持ち帰りができるということがございましたので、そのようなことで、職員にお願いしようというような方向性を決めたところでありました。

先ほども言いましたように、出身の自治会でないところに行った時には、多分業務の時間帯の中で配送ということになるかと思いますが、そのことについては、先ほども申しましたように、いろんな状況等が知ることができるんじゃないかと、あるいは要望等があれば受けることができるんじゃないかなということで考えて取り組みをしていただいているところでございます。

具体的に、その内容について、今私が申しましたようなことについての数字が手元にございませんので、この後におきまして、調査をいたしまして、その数字の上で、また考えてみたいと思います。

○5番（小辻一海君） 市長、先ほど経費節減とおっしゃいましたですね。

はい、分かりました。それは、また後で申し上げます。

このことについては、シルバー人材センターの事務局の方へお聞きしました。先ほど言われたとおり、全国シルバー人材センター事務協会から通達があつて、会員の車やシルバー人材センターの車を使用しての配達業務は、道路運送法、貨物自動車運送事業法に抵触するとのことで、現在の方法では受託できない旨を申し入れたとのことでした。

先日、シルバー人材センターの事業推進のため、委託費と公共事業の発注が盛り込まれた、御

存じですよ、日本1億総活躍プランを実践するシルバー人材センターへの支援の要望を提出されています。

また、この配達業務をシルバー人材センターの事務局の話では、市の公用車を使用させていただくことであれば法に抵触しないので、可能であるとのことでした。文書発送日は、職員の皆さんも公用車を使用して配布されているとお聞きしました。今定例会中、7番議員の方からも公用車の貸与の議論もありましたが、シルバー人材センターへの文書発送時の公用車貸与など、法に抵触しない方法などを職員に配達をお願いする前に検討されなかったか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘になった点につきましては、検討はしたところでございました。ただ、その時に、じゃあどうするかということであったわけですが、時間的な問題もございましたので、とりあえずは27年度は職員でお願いしようかということでございまして、取り組みをしたところでございます。

それは、私自身の思いというか、職員に対しての地域に対する貢献とか、それから地域の実情を把握するとか、そういったことが促進されるのかなというようなこともございましたので、取り組みを職員で担うというふうに決めたところでございます。

○5番（小辻一海君） 市長の思いは分かりますよ、だけど、職員の方々は、先ほどから市長も言われるように、業務量もすごく多くなってるんですよ。昼間、自分の業務を置いて行かれるわけですよ。その自治会に所属、入ってらっしゃる方は帰りに持って行くのは可能です。それはもう何も言いません。しかし、普通そうでない方は、やはり大変だと思いますよ。

文書発送事務ということで、事務事業評価に活用されています平成27年度の事務事業マネジメントシートを市のホームページから、このようにパソコンの方で引き出して見させていただきました。評価結果の総括と、今後の方向性ということで、この最後の方ですね、この最後の方に自治会使送をシルバー人材センターへの委託から職員の対応とすることにより、委託料202万7,000円でしょう、「削減できるが、その分人件費が増加する。今後要検討」と、ここに記載されています。

人件費のことで少しお聞きします。

先ほども市長もいろいろと時間のことを言われているようですから、まず自治会使送業務で配布時間が時間外になって、時間外手当が発生したことがあるのか。その時間外手当は割り当て担当課で対応するのか、あわせて午前中に文書発送の業務に取り組まれた職員は、当然、先ほど6時間半と言われましたが、午前中費やすわけですからね。自分の正規の業務に支障を来すが、それに伴う時間外を含む、業務量などの調査はされたのか。されたとするならば、結果はどうだったのか、お尋ねします。

○総務課長（武石裕二君） 今、職員の従事する時間外手当ということでございますが、今確認をしたところですけども、時間外での対応は無かったということでございます。

それから、先ほど市長の方からもありましたとおり、午前中が主に配布をお願いをござい

ます。それにつきましては、年間6時間ということですので、その分については、使送業務ということでの6時間ということになるということで、御理解をいただければと思います。

当然、その時間を使送業務ということですので、例えば、その時間内に自分の業務とする仕事は、6時間分はそちらの方に移ったということで、理解をしているところでございます。

○5番（小辻一海君） そのあたりの時間外の業務量調査も今からされた方がいいと思いますよ、職員が昼間の業務ですね。

このマネジメントシートから年間トータルコストを見ますと、25年度は前年度より96万4,000円、それから26年度は前年度より67万6,000円、それから、27年度は前年度より、総務課担当の話を書きましたところ、事業費を361万円補正されたとお聞きしました。そうするとトータルコストは人件費をそのまま考えますと302万円ほど増額になると思います。

27年度はシルバー人材センターの202万7,000円の委託も削減されているわけですよ、27年度は職員にさせているわけですからね。増額されたということは、27年度は全然先ほど市長が言われました節減、先ほど節減と言われましたですよ、それはぜんぜんなってないですよ、この結果で見ればですね。それで、それにあわせて職員の皆様の業務量が多くなるわけですから、メンタルヘルスとか、いろいろな問題で職員の不安は大きいと思いますよ。そこの大きくなった理由というのがあるんですかね、お伺いします。

○総務課長（武石裕二君） 今、マネジメントシートの中での金額でございますが、これにつきましては、27年度の実績が3,200万円程度ということになっておりますけれども、これ全額郵送料ということで、担当の方からは聞いているところでございます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。郵送料で、いろいろな業務が多くなったから、郵送料が多くなったということで、理解していいんですね。

いいんですね、はい、分かりました。

では、市長、文書発送事務は市長も御存じのとおり、事務分掌的には総務課の仕事ですよ、文書発送はですね。総務課の仕事を各課に振り分けるということは、総務課の固有事務を共通事務化しているということですよ。市長は、共通事務は廃止、削減していくという各課に指示され、市長の方針に矛盾しているんじゃないですか、どう思いますか。

今後の他の課に事務を振り分け、固有事務ですよ、固有事務を減らしていかれるのですか。これが行革の立場で、事務の効率化と言えるのですかね、そのことについて、ちょっと見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありますように、文書配送業務については、総務課が担うということになっております。その分につきましては、今回自治会使送業務については、課長会等で、このことについては、全職員で取り組むという方向性を打ち出しまして、担っていただいているということでございます。

そういう意味でいえば、所掌業務の定めについて、少し不備な点があったかもしれませんが、

また、その点については、確認をしてみたいと思います。

全体的に考えたときに、今職員が通勤途中、それから帰る途中に、この業務が行えれば、本当に効率化は図られると、また削減につながるということになるろうかと思いますが、そのような形で自治会担当職員が全部の自治会にいないということで、今の方向、方式で職員が勤務中に配送してもらおうというようなことを取り組んでもらっているところでございます。

その結果、全体的に時間外が増えてきたのかということについては、時間外は増えてないというようなことになっているようでございます。時間内の勤務の時間帯の中で完結されているというようなことでございますので、経費的には削減されているんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、今、先ほどからお話がありますように、時間内で処理しなければならない業務が確実に増えているという面から見たときに、議員御指摘のストレス的なものがあるかどうかについては、まだ調べてないところでございますが、今後は、そのことについては、調査はしてみたいと思います。

○5番（小辻一海君） ですよ、202万7,000円シルバー人材センターの方に委託されてないわけだから、それだけは確実に見えてきますよね、削減されているということは、それは分かります。しかし、先ほど言いますように、業務量が多くなる中で、職員がどう思われているか、市長の考えだけではですね、多分職員の方々も、市長はトップですから、市長に言いにくいから職員は言わないんでしょうけれども、だから、先ほど言いましたですがね、職員とちゃんと話せる場をつくってください、そういう環境にしてくださいと言いましたですよ、まあいいでしょう。

いいですか、確かに市長は、市のトップですから、業務調整権とか、分かりませんが、そのようなものはあると思います。そこで、教育委員会、農業委員会、水道事業の職員も自治会使送業務に携わっているとお聞きしました。

地方公務員法第32条で法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が規定されています。また、職員は、その職務の遂行にあたって、法令に従うべき義務が憲法第99条に、公務員は憲法を尊重し、擁護する義務を負う旨が規定されています。

市の職員は、命令が出れば、それは協力されるでしょう。しかし、教育委員会、農業委員会、水道事業とは、命令系統は違うんですよ、御存じですよ。それに対して何らかの手続きを踏まれて、命令系統が違うところも自治会使送業務に携わっているのか、何か手続きをされて、この三つの課にですよ、系統が違うわけですからね。普通は命令は出せないですよ、そこはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話ししますように、このことについては、急なことでございましたので、担当の方、そして、課長会等で協議しながら実施してきたということでございます。

今お話がありましたように、私の所管が及ばない部署についても、課長会で出席して、職員が出席しておりますので、理解された上で取り組みをいただいたというようなことになっているの

かなというふうに思ったところでございます。

御指摘のとおり、何らかの形できちっとした対応を求めるような様式を整えてすべきだったというふうに思っております。

○5番（小辻一海君） 先ほど、市長も27年度からだったですよ、それは急です、それは分かります。28年度もされているわけでしょう、これはもう急じゃないでしょう。

自治会使送業務のお願いか通知か分かりませんが、文書を出されたはずですが、多分、勝手にはできませんからね。それが市長か副市長名で配布されたのか存じませんが、トップからだからといってですよ、教育委員会、農業委員会、水道事業の職員にですよ、職務命令は出されることはいかなるものか、先ほど言うようにですよ、これが正式な手続きをとっておられたら別ですよ。

市長と行政経験の豊富な外山副市長にお考えをお聞きします。どうですか、副市長。

○副市長（外山文弘君） 経緯につきましては、先ほど市長の方で答弁したとおり、27年度時間的なものがなくて、とりあえず、大崎町の事例もございましたので、職員で配達しようということになったところでございます。

28年度も現在実施しているわけですがけれども、その中で、従来であると最初のスタートが、一番は、それぞれ自治会に加入している職員が地元の自治会長さんに届けようと、そういうスタートのところでした。

しかしながら、実際には自治会に住んでいない地域がかなりございまして、その分を特に、それぞれの支所の地域振興課には負担がきていると思います。そういう中で、市長部局が教育委員会、水道事業等に及ぶかと、それぞれの水道事業につきましては、市長が管理者でございますので、そこはありますけれども、教育委員会でありますと、また別個になります。そういう関係の手続き等については、現在していないところがあります。それが、もし必要であれば、それなりの手続きをとっていかざるを得ないのかなと、最初のスタートは、先ほど申し上げましたとおり、通勤途上で、それぞれ行き帰りの中で配っていただくと、そういうスタートをした関係で、そのあたりの手続きが現在なされていないということでございます。

○5番（小辻一海君） ちょっと、なんですか、27年度は緊急、先ほどより分かります。28年度は急じゃですよ、さっきから言うようにですね。

それと大崎町がやっているからといってですよ、その大崎町は、ちゃんとしたあれをとってるかもしれないんですよ、それは人がやっているからといって、ちょっとおかしいんじゃないですか。

それと、必要があれば手続きをすと言われたですよ、あのですよ、これはきちんとした手続きを踏まえてくださいよ。というのはですね、教育委員会、農業委員会、水道事業など業務でない職員にですよ、単なる職務命令によってですよ、職を任されているということですよ。必要があればということだったのですが、もしですよ、事故が発生したら単なる事故ならいいんですよ、事故があつたら悪いんですけど。もし人身事故を起こしたら、どうなるんですか、私は調べてみましたら、もし事故が発生したら、地方公務員災害補償法の補償対象にはならないというこ

とですよ、部局が違うところから命令をして、それを職員が、やっているんだから、ぜんぜん違うところから出ているわけだから関係無いということですよ。だから、もし人身事故をされた場合は、保険は付かないんですよ。そうなったらですよ、他の市長部局で処分をすることになって、職員はかわいそうですよ。

市長部局以外ですよ、自治会使送業務を命令することができるか、そのことも含めてですね、もう一回検討して、それから職員への自治会使送の業務については、志布志市行政改革大綱ですよ、中でも民間委託への推進問題、職員の業務量の問題、メンタルヘルスの問題、それから職員、さっき言いましたですね、職務命令の問題等々あります。

あわせてシルバー人材センターからも委託費と公共工事の発注の要望も上がってきていますので、29年度から配達業務を、やはり事故とか、いろいろなことを考えたらですね、たった年間6時間と言われてもですね、もし事故を起こしたら取り返しのつかないことですよ。職員が職を失うことになるんですよ、そのことも考えて検討してってください。

次に入ります。

○議長（岩根賢二君） 答弁は要らないんですか、今ののは。

○5番（小辻一海君） お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私の管轄の及ばない職員に対しましても、そのような措置をしてしまったことについては、直ちに整うような形にしてまいりたいと思います。

今までいただきました質疑、総合的な質問にあわせて十分に精査して検討してまいりたいと思います。

よろしくをお願いします。

○5番（小辻一海君） よろしくをお願いします。

では、大きな3項目目になりますが、鳥獣被害対策について、2点ほどお尋ねいたします。

今定例会において、鳥獣被害対策の質問については、3番議員、9番議員が質問されたところでございますので、重複するところも出てくるとは思いますが、なるべく重複しない形で質問していきたいと思います。

その前に、昨日始良市の蒲生公民館で、鳥獣被害防止対策推進研修会が開催され、公明市民クラブの同僚3人で研修会に参加してきました。

宮崎県の講師、有害鳥獣対策アドバイザー、横田洋治さんによる、演題「地域に鳥獣を寄せつけない対策」で猟友会の減少する中、捕獲に頼らないで鳥獣を寄せつけないヒントを学んできましたので、担当課の方へ資料を渡したいと思います。

このような鳥獣被害防止対策推進研修会を早く受けていたら、市長とも良い意味での鳥獣被害対策の論議ができたのにと残念に思うところでした。

そのことを踏まえ、どこかでもう一回、このことについては論議していきたいと思っていますのでお願いします。

では、定例会で2名の同僚議員から質問がありましたが、本市においても山間地域に限らず、町の中での田畑にも、イノシシやアナグマ、サルなどの被害が出てきているとも聞いております。

そこで、志布志市鳥獣被害防止計画も策定されていますが、本市の鳥獣被害対策の基本的な考えと、市が設定した鳥獣別捕獲計画数の具体的な目標数値をお示しいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市における鳥獣被害の現状としましては、離農による耕作放棄地の増加や、作物残さの未処理等で被害拡大の要因となっている状況等を受けまして、平成27年に志布志市鳥獣被害防止計画を策定し、平成29年度までの期間と定め、計画書に基づき、農作物等の被害軽減を図っていくこととしております。

基本的には、農家等の自己防衛対策を講じていただきながら、被害が発生した場合に被害の軽減を図るために、狩猟期間11月から2月を除く期間に、市の猟友会に対して有害鳥獣捕獲を依頼しているのが現状であります。

対策としましては、市報や告知放送番組等を活用し、ほ場に農作物の残さ等を残すと、翌年度に有害鳥獣を呼び込み被害が増大することや、イノシシ等が隠れる環境を無くすために、ほ場周辺の草刈り等を実施していただくよう、広報啓発を行いながら、被害防止対策に努めてまいります。

市の鳥獣被害防止計画に基づきます本年度の捕獲見込みの数でございますが、イノシシは450頭です。カラスが1,000羽、タヌキが350頭、アナグマが350頭、サルが10頭、ウサギが30羽、シカが50頭でございます。

○5番（小辻一海君） 先ほど言いましたとおり、鳥獣被害は年々広がる一方で、鳥獣被害の防止を図るためには、地域の実情に応じて、個体数調整、つまり捕獲する、被害防除、侵入を防ぐ、生育環境の管理、寄せつけない、三つを組み合わせた総合的な取り組みで、鳥獣被害防止に効果を上げられている市町村がありますが、本市も三つを組み合わせた総合的な取り組みが必要になってくると思えますが、そのあたりの市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市においては、猟友会の皆様方と捕獲について、猟銃、そしてまた、わな等についての計画等も協議をしているところでございます。

そしてまた、先ほども申しましたように、市民に対しましても寄せつけないためには、このような方策が必要であるということで、広報をしているところでございます。

そのような観点から、鳥獣被害が拡大しないような対策というものについては、関係機関とともに、取り組んでまいりたいと思えます。

○5番（小辻一海君） ぜひお願いします。

先日の同僚議員との議論の中で、被害防止対策については、猟友会による捕獲の実施や電気柵設置を講じる努力がされ、本市も23年から電気柵64基が設置され、全農地に対し0.4%の設置と聞きましたが、数年前と違って電気柵が身近なところで見られるようになりました。このように、

電気柵設置が増えている中、昨年の7月19日に静岡で川岸に設置された電気柵により川遊びをしていた家族連れ7人が感電し、二人が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

電気柵設置者への安全確保の調査や、電気柵設置への危険性など、安全策の周知徹底がされているか、お伺いいたします。

○農政畜産課長（今井善文君） 議員御指摘のとおり、昨年そういう痛ましい事故が起きたということで、それを受けまして、電気柵の設置者に対する聞き取りを全部行ったところです。

静岡で起きた事故は、家庭用電源から直接取って、通常の電気柵は、ずっと電気が流れている状態ではございません。間断と申しますが、そういう形でやっているんですが、あの事故については、電圧を上げて常時通電していたということで、事故が起きた大きい原因がそこにあるところです。

そういうことも踏まえまして、こちらの方では、家庭用電源というのは、なかなか少ない状況でございました。当然電池を使ったりとか、ソーラーから電気をもってくるとか、そういう形で行っておりまして、そういう報道されたような、そういう使い方をされているところについては、無かったということで確認をしております。

○5番（小辻一海君） 電気柵の危険性ということで、住民への安全指導なども周知徹底されているようですので、安心したところです。

今、この鳥獣被害の大きな要因については、中山間地域の荒廃地が問題でもあり、農地の荒廃の一因として農業従事者の高齢化や作付面積の減少、不在者による耕作放棄地の拡大などが考えられ、鳥獣が寄りつく、住みやすくなる要因となり、有害鳥獣も増えて被害も広がると思いますが、本市の鳥獣対策における中山間地域の現状について、市長はどのように認識をされているか。また、中山間地域の里山を守るための支援策をどのように考えていらっしゃるか、お聞かせください。そして、次に入ります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

中山間地域におきましては、人口減少、高齢化ということで、急激に集落自体が衰退しているということがございます。

そしてまた、農業を取り巻く環境というのは、かなり厳しくなっておりまして、極めて経営が効率的な所でしか農業は残っていない環境になって来ているということで、農地自体がそのような農家に農業に合うような農地しか残ってこないというような現状であるのではないかなというふうに思っています。

というようなことがございますので、そのことについては、そのようなことも克服できるような農家の育成をしながら、耕作放棄地の解消に努めていく、そしてまた、中山間の場合は、管理機構というものがございますので、そちらを十分利用していただきながら、耕作放棄地の解消に努めるということになろうかというふうに思います。

ということで、中山間において人が減っていけば、ますます鳥獣は増えてくるのではないかなということも懸念されますので、今後においては、今回の議会においても、何名かの議員に、こ

の鳥獣被害についての御質問がございましたので、かなり深刻な状況になりつつあるんだということを改めて認識いたしましたので、担当課を通じて、この鳥獣被害については、被害の拡大防止について、まずもって取り組まなければならない。そして、同時に中山間地域の農地についても、しっかりと耕作放棄地が増えないような農政というものを取り組んでいかなければならないということで、関係機関とも協議を重ねながら取り組みをしてみたいと思います。

○5番（小辻一海君） では、2点目は市の支援策と猟友会の現状、協力体制について問うものであります。

9番議員の質問でもありましたが、各地域の猟友会の高齢化や会員の減少で、捕獲・駆除の迅速化など、困難が生じているとのことですが、他の市町村では、支援策として、弾薬代、わな維持費、処理処分費及び狂犬病予防の注射代などにおいて、委託契約を締結し活動を支援して、捕獲従事者や後継者の確保に取り組んでいると聞きましたが、本市では、どのような方策が講じられているか、お尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の支援策の取り組みとしましては、市の単独捕獲報償費支払いや、緊急捕獲活動支援事業の上乗せ補助、鳥獣被害対策実践事業の推進事業を活用しまして、わな免許取得時の講習会受講料助成を行っております。

これまででも、市の猟友会会員の皆様方には、被害の発生時に市からの指示により、早急な対応を頂いていることに有り難く思うとともに、御苦勞頂いていることに、心より感謝申し上げたいと思います。

会員の皆様方の高齢化等も懸念されるところでありますが、市、猟友会共に、今後も協力体制を維持しながら、市民の要望に応えられるよう、お互いに努力をまいりたいと思います。

平成27年度活動助成についてでございますが、平成27年度までは市の猟友会に対しまして、出動手当としての運営補助金を交付しておりますが、補助交付団体等への補助金の支出見直しによりまして、実働に支出することが望ましいとしまして、平成27年度を終期としまして、各地区猟友会の代表者会議で説明させていただいたところでございます。

しかし、平成28年度からは、食されないタヌキ、アナグマの捕獲報償金を見直し、引き続き捕獲に取り組んでもらえるよう、取り組んでいるところでございます。

○5番（小辻一海君） 今の猟友会の会員が減少している中、先ほどの丸山議論との議論の中でもありましたが、農業従事者や一般の方が、わな免許を取得されているともお聞きしました。

ここに担当課から資料をいただきましたが、本市にわなの免許取得者が42人いるとのことで、27年度に新しく4人がわな免許を取得されたようです。

今、捕獲従事者の少ない中、免許を取得された方々は、先ほどありましたように、いろいろな免許費用とか登録費用で大変だと思っております。

そこで、来年から小型わなの設置ができるようにということですが、市には箱わなが何基備えられ、今後購入の予定はないか、お尋ねいたします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） お答えいたします。

現在、市で保有しているものは、大型が1基、あと小型を6基所持しているところでございます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

一方、箱わなは高額で10万円ぐらいするともお聞きしております。そこで、くくりわなが安いとのことで、ほとんどのわなの取得者が利用しているとの話をお聞きしました。

危険が多すぎるなどのことで、くくりわななどについての安全対策や講習会は、どのように行われているか、お聞きいたします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） わなの講習会等ですが、市の主催等では実施してないところでございますけれども、県猟友会等々、支部等で何回か実施しているような状況でございます。

○5番（小辻一海君） 市長も先日の同僚議員の質問に答弁されたとおり、鳥獣被害は年々広がる一方であります。

イノシシは、田畑の土手の法面に生えているカズラ、この辺りではカンレンカズラといいますが、それが好物ということで、また、それによってかんしょ、里芋、稲穂を餌とし、アナグマはミミズを探し求め、田畑のあぜを、土手を容赦なく破壊していきます。

有害鳥獣捕獲については、うれしいことに昨年の大隅地域市町議会議員協議会の席上で、本市は捕獲頭数の実績がかなり上がって、被害額が減少しているという報告がありました。これは、市や猟友会の皆さんの努力の賜物だと感謝申し上げるところでございます。

今後も更に本市の捕獲頭数の実績が上がって、被害額が減少していくよう、担当課から算出して予算計上されたものを当初予算として取り入れ、緊急以外は年度途中で補正が無いよう、安定した予算編成をしていただくことと、昨日の鳥獣被害防止対策推進研修会は、大変勉強になりましたので、ぜひ有害鳥獣対策アドバイザーの横田洋治さんを講師として呼びいただき、鳥獣被害防止対策の研修会を企画していただき、日本一鳥獣被害ゼロの市を目指されることを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 答弁はよろしいですね。よろしいですか、はい。

以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から9月29日までは、休会とします。

9月30日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後2時35分 散会

平成28年第3回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成28年9月30日（金曜日）午前10時02分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第57号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第58号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第59号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第60号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第61号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第62号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第63号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第64号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第65号 平成28年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第67号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第68号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 報告第6号 継続費精算報告書について
- 日程第15 報告第7号 平成27年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第16 報告第8号 平成27年度志布志市資金不足比率について
- 日程第17 認定第1号 平成27年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第2号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第3号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第4号 平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第5号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第6号 平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第7号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第8号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第9号 平成27年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 議案第66号 平成27年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第27 閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時02分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと毛野了君を指名いたします。



日程第2 報告

○議長（岩根賢二君） 日程第2、報告を申し上げます。

議会運営委員長から報告書が提出されましたので、配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。



日程第3 議案第57号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第3、議案第57号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第57号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員6名出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ひとり親家庭となる対象は何名かとただしたところ、平成28年7月末日現在で、554名となっているとの答弁でありました。

また、今回の条例改正により影響を受ける対象者も同等と考えてよいのかとただしたところ、今回の条例改正による影響は無いとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第57号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第57号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第58号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第58号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、平野栄作総務常任委員長。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第58号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分について、審査経過の概要と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員6名出席の下、執行部から関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、企画政策課分について報告いたします。

執行部からの予算書による説明では、歳出の2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費、8節、報償費を6万2,000円増額するものであり、松山学校給食センター跡地利用候補者選定委員会設置に伴う委員の謝礼金である。松山学校給食センターは、平成28年3月末に廃止となり、松山支所総務市民課で所管し、現状のままでの利活用を検討することとした。これまで、政策調整会議を2回、また、「庁内等遊休施設の利用計画」について、各課に対して照会を行ったが、庁内での利活用の希望は無かった。不動産運用検討委員会を開催し、利活用者については公募することを決定し、7月1日から22日まで利活用希望者の募集を行った結果、2者から応募があった。今回、施設の利用候補者の選定を公平かつ適正に実施するために「志布志市松山学校給食センター跡地利用候補者選定委員会設置要綱」を定め、委員に庁内の関係課長を任命し、一般からも2名を委嘱する。その委嘱委員の謝礼金として補正をするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、応募のあった2者について、現時点で公表できる内容はないかとた

だしたところ、1者は、ふるさと納税に活用できる地域食材を活用した産品開発をしたいというものであり、もう1者は、認定農業者で地域の農産物を利活用し、加工して販路を拡大したいというものであるとの答弁でありました。

土地・建物は貸すということかとただしたところ、建物は国の補助金を活用して建てているため無償とし、土地については市の所有であるため、規則に基づき有償で貸したいと考えているとの答弁でありました。

公正な立場で、市民に理解いただけるような評価をして、利用者を決定するべきではないかとただしたところ、今回、内部だけでなく外部の選定委員もお願いしており、公正な評価をしていただけるのではないかと考えている。外部の委員には、経費的なもの、資産的なもの、公益的なものを見ていただける方をお願いし、評価項目は、事業計画の公共性・継続性・採算性、地域雇用につながるか、土地・建物を有効利用できるか、資金計画が確実かなど、大きく五つの評価項目を設けて審査する計画であるとの答弁でありました。

建物を貸すとなった場合、その後の維持管理は借りた方が全部みるのか。また、契約期間はどうかとただしたところ、募集要項の中で、「市は現状のまま貸し、手を加えることはできない」という条件で活用していただきたいとお願いしており、最初は5年を区切りとして契約する予定であるとの答弁でありました。

次に、財務課分について報告いたします。

執行部からの予算書、説明資料による説明では、歳入の9款、地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う財源措置、減収補填として交付決定されたことに伴い370万5,000円増額。

10款、地方交付税は、普通交付税の交付額が対前年度比2億247万7,000円、3.0%減となったものの、当初予算比では3,669万2,000円増の66億769万2,000円に決定したことに伴う増額。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、1目、財政調整基金繰入金を3億7,239万9,000円減額している。4目、施設整備事業基金繰入金は、校舎老朽化対策事業の財源組み替えにより、499万9,000円増額。

19款、繰越金は、前年度からの繰越金の確定により3億5,495万1,000円増額。

20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入のうち、消防緊急無線デジタル化に係る財政支援のため、平成28年度限りの特例として定められた市町村振興協会交付金を2,131万8,000円に増額。

21款、市債は、3,760万円増額し、総額で19億7,820万円とした。

歳出として、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、18節、備品購入費は、志布志支所の公用車更新に伴う車両購入費を130万円、志布志支所の落雷による電話設備機器修繕に係る修繕料を50万円増額。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費、24節、投資及び出資金は、県との起債協議の結果、財源を振り替えることになり、水道会計事業出資金を3,000万円減額しており、平成28年度末の地方債の現在高見込額を239億402万3,000円と見込んでいる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市町村振興協会交付金の当初予算額と、交付に至った理由についてただしたところ、当初予算では700万円程度計上していた。8月に県の市町村振興協会より交付決定通知があり、市町村が消防緊急無線デジタル化に要した費用を財政支援するというので、平成28年度限りの交付であったとの答弁でありました。

志布志支所の落雷による修繕料について、その被害状況をただしたところ、6月20日に落雷し、電源は入るものの内線がつながらなくなり、業者に調査を依頼したところ、2005年12月に設置したI V G（インターネットボイスゲートウェイ）の交換ボックスについて、修繕が必要であるとのことだったとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県議会だよりの配布委託料3万8,000円は、1年間の委託料なのかとただしたところ、配布は年2回で、委託料の単価は1世帯当たり1円である。28年4月1日の推計世帯数1万4,116世帯に、単価の1円を掛け、定額分をプラス1万円ということで、年間3万8,000円の委託料になるとの答弁でありました。

防災会議が年3回になるということだが、今年すでに1回開かれている。今後、どのようなペースで会議を開くのか。また、どのように防災計画等を見直していくのかとただしたところ、今年度は7月7日に第1回を開催した。熊本地震を受け、少なくとも3回は開く必要があり、11月の初旬に2回目、2月末～3月初旬に3回目を開催したいと考えている。見直しについては、一般災害・地震津波災害について、マニュアル等の大幅な見直しというのはなかなか難しいが、熊本地震を受けて、職員の意識改革や初動体制等の在り方、避難所など、見直しができるものから見直していくとの答弁でありました。

防災会議の中身は公開できないのか。ホームページには公開されているのかとただしたところ、会議録の閲覧はできる状態であるが、ホームページには公開していないため、今後ホームページに掲載していきたいとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部からの予算書、説明資料による説明では、歳入として、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金、1節、社会福祉費補助金については、社会保障・税番号制度の導入に係る整備補助金であり、総務省分が3システムで181万8,000円と、厚生労働省分で保健課が実施する予防接種の連携テスト分の20万8,000円で、合計202万6,000円の増である。

15款、県支出金、3項、県委託金、1目、総務費県委託金、5節、統計調査費委託金については、統計調査員確保対策事業の交付金額の確定に伴う1万9,000円の増。

20款、諸収入、5項、雑入については、公有建物災害共済金364万7,000円のうち、情報管理課分が防災用監視カメラ2台分の損害共済金173万6,000円の増である。

次に歳出として、2款、総務費、1項、総務管理費、6目、情報管理費、13節、委託料1,159

万円については、社会保障・税番号制度の導入に係る電算システム業務委託料189万円と、告知放送端末設置100台分として、その他業務委託料970万円を計上。

2款、総務費、5項、統計調査費、2目、基幹統計費1万9,000円は、事業費の交付決定に伴う財源組み替えである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市外に転居されたが、告知放送端末が空き家に設置されたままという状況があると思う。台帳等で管理されているとは思いますが把握はできているかとただしたところ、1台1台、IP番号を振ってシステムで管理している。空き家になった所は、ある程度の期間を置いて、住民基本台帳等で状況を把握し、市からお知らせを行っている。また、いらなくなった告知放送端末はないかというお知らせを市報等で行っているとの答弁でありました。

市内から市内に転居された場合に、告知放送端末の設置確認はできているかとただしたところ、アパートからアパートに移った場合、告知放送端末はアパートのオーナーに貸している形なのでそのまま残す。転居先のアパートでは、転居先のオーナーが管理する告知放送端末を使うことになる。持ち家から新築への転居は、持ち家に付いていた機械を取り外し、新築へ付けることになるが、その設置費用は新築の所有者が負担する。そのことは設置要綱の中に「取り付けは1回に限り無償」と規定していることによるとの答弁でありました。

ラフォーレ松原付近のカメラの設置目的は何か。また、カメラは定期的に点検し、映像を確認しているのかとただしたところ、市内11か所にそれぞれ目的を持って設置しており、ラフォーレ松原付近のカメラは冠水を監視するためのものである。総務課で映っているか確認し、映っていない場合は業者に連絡し、修理できるものについては保守の範囲で対応しているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部からの予算書、説明資料による説明では、歳出分として、7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費、102万4,000円の減額補正は、国民宿舎特別会計の前年度繰越金の確定による繰出金を減額するもの。2目、商工業振興費、4,687万7,000円の補正額のうち、91万7,000円は、全国ご当地井選手権本戦出場に伴う職員旅費。グルメ普及推進事業の186万8,000円は、全国ご当地井選手権本戦出場に伴う商工会への補助。プレミアム商品券発行事業に4,370万円。繰出金39万2,000円の増額は、工業団地整備事業特別会計の前年度繰越金の確定による増額である。

3目、観光費、1,846万5,000円の補正額のうち、賃金448万5,000円は、ふるさと納税の受け付け及び発送業務等に伴う臨時職員賃金。報償費37万8,000円は、ふるさと納税に伴うイベント参加者へ、販売促進を行うためのノベルティー代である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふるさと納税推進事業の賃金は何名分なのか、また雇用期間の内訳についてただしたところ、更なる寄附者獲得に向けての取り組み強化と、歳末期の寄附件数の増加に対応するため、電話受け付けや寄附者への各種証明書の発送等に必要な人員を確保し、ふる

さと納税推進室の組織強化を図るため雇用するものであり、10月から1月まで9名、1月だけの雇用を8名、最大17名の臨時職員の雇用を考えているとの答弁でありました。

グルメ普及推進事業は、昨年準グランプリで、今年度はシード権を獲得し、もうグランプリしか残っていない。グランプリを取れた時、取れなかった時の、事業の在り方についての議論はどうなっているかとただしたところ、一昨年より5位以内の入賞によりシード権を獲得し、毎年参加できている。この事業の終期については、当然グランプリ獲得を目標にしているが、5位以内に入れないとシード権が得られないので、その際はこの事業の廃止はやむを得ない。また、グランプリを2年連続獲得することで殿堂入りとなり、その時点でも終期と設定しているとの答弁でありました。

プレミアム商品券発行事業は、口蹄疫の影響による経済対策ということで実施していたが、毎年当初予算ではなく補正予算として提案されている。商工会から強い要望があったから実施しているのではと捉えられてしまう。総計予算主義からすると当初予算で組むべきではないかとただしたところ、これまでプレミアム商品券発行事業の財源は、口蹄疫対策地域活性化事業助成金を活用してきた。しかし、年度当初では商品券発行事業が助成金の対象となるか示されておらず、毎年9月の補正予算で対応していた。平成28年度から口蹄疫対策地域活性化事業助成金事業が廃止になったため、今後、プレミアム商品券発行事業を実施するとなれば、来年度からはこれに代わる助成金等がない限り、当初予算でお願いをすることになるとの答弁でありました。

プレミアム商品券は、限定された人にしか行き渡っていないというようなことはないかとただしたところ、前は1億2,000万円の発行額で1人5万円の限度額だったが、今回は2億4,000万円分を発行し1人3万円の限度額にして、数多くの方が購入できる環境を整えたとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第58号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、18番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっています議案第58号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、審査に資するため、校舎棟耐力度調査事業の対象となっている伊崎田小学校、伊崎田中学校の木造校舎の現地調査を実施した後、委員6名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、小学校、中学校の校舎棟耐力度調査事業については、約500万円の事業費となっているが、築60年を経過した状況でも国の補助事業を申請する際には、調査が必要なのかとただしたところ、既存木造校舎の建て替えに、国の補助金を活用した改築事業を実施するとなれば、耐力度調査を行うことが前提となる。耐力度調査により、その結果が基準の点数以下となれば、国の危険校舎改築事業を申請し、補助を認めるという流れになっているとの答弁でありました。

耐力度調査の詳細な内容は、どのようなものかとただしたところ、耐力度調査の内容は、「建物の構造耐力」、「経年による耐力低下」、「立地条件による影響」の三つの項目を総合的に調査する。構造耐力については、基礎構造や構造の使用材の現状確認などの調査項目がある。耐力低下については、経過年数、腐食度、ひび割れ等の具体的な調査項目がある。外力条件については、地域ごとに設定されている地震の係数や地盤の種別などの調査項目がある。これらの調査結果を点数化し、木造の場合、5,500点以下になると危険であると判断されることになるとの答弁でありました。

この業務の委託先は、どういうところになるのかとただしたところ、本委託業務の指名業者については、県内の同様の業務に精通する、実績のある設計業者を選定する予定であるとの答弁でありました。

業者選定については、発注者である市が、市内業者の育成の視点を持つべきではないかとただしたところ、今回の耐力度調査については、初めての事業であることから、事業実施経験のある自治体等に業者選定等に関する情報収集に努めたところである。会社としての事情もあると聞いているが、市内業者の育成の視点から対応が可能かどうかの確認はしたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、校舎棟耐力度調査及び調査後の整備に関連し、小中一貫教育推進の現状と今後の方向性について、市長、教育長への総括質疑が必要との結論に至りました。

総括の主な質疑としまして、伊崎田小、中学校の校舎棟耐力度調査事業による調査対象が音楽室等の特別教室であったことから、調査の結果によっては、共同で使える形での整備も考えられるとの答弁があったが、市民の中には、伊崎田小学校、中学校が小中一貫校になるというような声がある。小中一貫教育の推進について、しっかりとした議論がされているのかとただしたところ、市長からは、小中一貫教育を進めたいとの思いでマニフェストにも盛り込み、教育長とも協議をしながら進めてきた。総合教育会議でも議題として取り上げ、教育委員会で協議を進めている。方向性としては、特定の所を特定の方向にということではなく、市内全域を対象として、議論されているところであると考えているとの答弁でありました。

教育長からは、小中一貫教育の推進については、四つの観点から進める必要があると考えている。一つ目が、小中一貫教育に関する関心が高いこと、二つ目が、本市において中学校区での充実した小中連携が行われていること、三つ目が、確かな学力の定着に向けた検討委員会での小中

一貫教育に関する研究を進めることを求める声があったこと、四つ目に、総合教育会議の中でも小中一貫教育に関する議論があったことから、先進的にモデル校等を設定して取り組む必要があると思っている。伊崎田小、中学校に特化して小中一貫教育を進めるということではなく、各学校が抱える課題や実態、保護者、地域のニーズを踏まえ、学校が主体的に判断し、取り組んでもらう形での選定とするもので、伊崎田小、中学校ありきで進めているわけではないとの答弁でありました。

志布志地区の中学校が統合された時、次は、有明地区という話があったが、有明地区で統合に向けた動きが無い中で、小中一貫校の推進に取り組まれるということだが、有明地区での統合は考えていないということかとただしたところ、中学校の統合については、前教育長時代に取り組んでもらい、地域の理解のもと、志布志地区での統合となったところであるが、その時点で、次の統合については、機運が盛り上がった時と判断されていた。今回、統合ではなく、地域の学校力を生かす観点から小中一貫教育が実施できれば、違う形での教育の推進が図られていくとして、小中一貫教育推進への流れとなっているとの市長答弁でありました。

小中一貫教育の推進について、特定の学校で実施されるかのような声を耳にするが、小中一貫教育の推進の在り方について市長の考え方をただしたところ、小中一貫教育の推進については、特定の学校を想定したものではなく、全市的に協議してもらうよう教育委員会にお願いしているとの答弁でありました。

教育委員会の中での小中一貫教育の推進に関し、これまでどのように協議され、今後どのように協議されていくのかとただしたところ、小中一貫教育に関しては、教育委員会の中で議題としては議論していないが、情報提供については、取り組んできたところである。小中一貫教育の推進については、市の方向性を決める重要な案件であると認識しているので、今後、議題として取り上げ、教育委員会に諮り、最終的には教育委員一人ひとりの理解をいただきながら小中一貫教育を推進する立場で取り組んでいきたいとの教育長答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有明地区公民館空調機器交換設計業務委託に関連し、ホール利用の際、音が気になることがあるが、今回の事業での対応は可能なのかとただしたところ、ある一定の温度までは設定ができ、使用可能であるが、温度を下げると運転が停止する状況である。音についても利用者からの苦情があること、室外機や外からの音も聞こえていることも含め、全体的な調査をし、抜本的な改修をしていきたいと考えている。今回の委託業務により、現地測量、図面の作成をし、来年度、備品購入ではなく、工事請負の形での整備を考えているとの答弁でありました。

有明地区公民館ホールの使用頻度は、年間どれくらいなのかとただしたところ、個別の会議室等は単体の空調が設置してあり、今回は大ホールのみである。大ホールの使用頻度は高く、延べ日数で年間412回、毎月20日以上の利用があり、利用者は1万9,181人となっている。生涯学習活

動や検診等での活用が多くなっている。そのため、空調の改修については、利用者のためにも猶予なく実施していきたいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保育所等における業務効率化推進事業は、保育士等の業務の負担軽減を主眼とした事業であると認識するが、単年度事業である。次年度以降に導入効果が評価された場合、その対応をどのように想定しているのかとただしたところ、3年程度の継続事業であればと考えていたが、国が単年度としている。事業者に対する事業説明に際しては、単年度事業であるということを慎重に説明したが、次年度以降の設置要望も想定されるため、他自治体の状況等も聞きながら、必要に応じ協議していくことになると思うとの答弁でありました。

児童扶養手当給付事業に関する児童扶養手当法施行令の改正はいつか。金額の積算で説明資料に示された4か月は、いつからいつまでの分なのかとただしたところ、同施行令の改正は、本年8月1日である。4か月については、8月から11月までの4か月分の積算になる。児童扶養手当については、年3回支給しているが、年度で考えると12月から3月までの分を4月に支出、4月から7月までの分を8月、8月から11月までの分を12月に支出しており、8月から11月までの分を今回増額しているとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、通知カード・個人番号カード関連業務交付金について、交付金額はどのように積算されているのかとただしたところ、28年度の補助金交付決定額の、795万7,000円の積算根拠については、通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金、認証業務関連事務の委任に係る交付金の総額を90億円としており、この金額に、全人口に占める志布志市の人口の割合を乗じて算出された金額となっているとの答弁でありました。

個人番号カードの交付状況をただしたところ、8月31日現在、交付済みが1,449枚となっている。対象となる人口については、3万3,096名。割合としては、4.38%となっているとの答弁でありました。

全国、県全体の個人番号カードの交付率はどうなっているのかとただしたところ、全国の交付率は、6.15%。鹿児島県については、6.30%となっているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域介護・福祉空間整備等事業により購入を助成する、腰補助用マッスルスーツ1台当たりの購入費は幾らなのか。また、腰補助用マッスルスーツの形状はどのようなものかとただしたところ、1台当たりの購入費は、64万8,000円である。形状については、背負い式のリュックのような形状であり、介護従事者の腰への負担軽減を図るものであるとの答弁でありました。

事業は単年度事業か、継続事業か。また、購入した3事業者の活用モデルを他の介護サービス事業者へ周知することも事業の目的としているが、事業者が主体となり周知していくのかとただしたところ、本事業は単年度事業であり、活用モデルの周知については、3事業所の方々が中心となり、介護事業所の職員向けに研修等を実施するということであるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第58号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっています議案第58号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、建設課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、災害復旧事業の災害査定が1週間程度かかるとのことだが、工事着工までの期間はどれくらいかとただしたところ、査定後に県からの指定を受け、実施設計などの手続きを行うこととなるが、今回、実施予定の2か所のうち1か所については実施設計も終了し、現在、県と協議中である。入札まで1か月程度を見込んでおり、早急な復旧に努めたいとの答弁でありました。

2か所以外で、今回の補正に間に合わず、12月補正で計上する予定の災害箇所はあるのかとただしたところ、今のところ12月補正対応の災害箇所は無いが、今回の台風16号で芝用地区の水源地線が災害を受け、復旧については、河川との関係で県と協議を行う予定としている。協議の結果次第では、補正対応になるとの答弁でありました。

今回の台風を受け、早朝から早急な復旧作業を行っている路線もあり、大変有り難かったが、こうした復旧作業の業者への連絡等については、どのような系統になっているのかとただしたところ、基本的には、大規模災害での対応について、本市と協定を締結している、ふるさと協議会に作業をお願いしており、予算の範囲内で対応してもらっているとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、イワガキ等養殖ブランド化推進事業について、イワガキ関連以外の予算もあるのかとただしたところ、今回はイワガキに限定しており、事業費の内容は滅菌処理機

材、イカダ、作業台等の備品関係が主な内容であるとの答弁でありました。

今後の販路開拓についてはどう考えているか。また、イワガキは、どれくらい導入する予定かとただしたところ、来年からの本格出荷を控え、現在、漁協と協議を行っており、地産地消とあわせて、さんふらわあ利用による大阪への開拓や漁連を通じた出荷も視野に入れている。また、イワガキの稚貝については、本年度3万個の導入を予定している。来年度以降の生育状況を見ながら随時増やしていく予定で、最終的に年間10万個を目標として、漁協と協議をしながら進めているところであるとの答弁でありました。

災害復旧事業の平山地区について、災害発生の原因は何かとただしたところ、農道横の水路が異常降雨によりオーバーフローして路肩が決壊し、畑かんのパイプが露出して落ちたことで、水が一気に放出され、激しく侵食されたのではないかと考えているとの答弁でありました。

単独事業として実施する理由についてただしたところ、11月頃に災害査定を予定しており、査定結果が出ていないため単独事業として計上している。査定の結果次第では補助事業になる可能性もある。今回のケースは初めての事例でもあり、国へも補助災害の対象となるようお願いはしているとの答弁でありました。

畑かんのパイプの設置費も、災害復旧費の予算に入っているのかとただしたところ、応急仮設工事として設置費を計上しており、最終的に採択になれば国庫分が入ってくる。仮設については、一部補強して、そのまま使える方法で国、県と協議を進めているとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、茶機能実証事業について、4月以降は平成28年度で対応すべきところを、運営補助として27年度での処理をしたということだが、補助金を支出した費目はどのようになっているのかとただしたところ、「負担金、補助及び交付金」として市から茶機能実証委員会へ補助金を交付している。27年度で支出できない分を支出してしまっていたということで、3月31日で事業を締め切り、残りについては市に返還する必要があるが、4月以降の採血検査等の経費を支出してしまっていたため、市へ返還する補助金が足りなくなり、課内積立金を一時充当して返還分に充てる結果となったとの答弁でありました。

2月から3月の時点で、実証委員会から事前に相談は無かったかとただしたところ、振興補助金であるため、本来であれば、28年度に該当する金額を繰り越して処理するか、28年度分として予算化しておけば防げたものであったが、当初予算を編成する際に、失念していたため、このような結果に至ってしまったとの答弁でありました。

5月23日に採血検査等の経費を支払ってから、24日に不適切な事務処理が判明し、課内で協議して、そして26日に課内積立金から一時充当の処理を行い、翌27日に市長に報告しているが、市長は了解したのかとただしたところ、5月27日は市長が出張中であり、対応について会計課、財務課とも協議を行っていたが、出納整理期間内に補助金の返納を行うためには、5月27日までに処理する必要があったため、出張先の市長に電話連絡で今回の処理内容について報告し、返納処

理を行ったとの答弁でありました。

6月補正や専決処分などで予算を組むべきであったと思うが、そういった議論はなかったかとただしたところ、6月定例会で追加補正を行うことも検討したが、意見の統一が不十分であったため、今回のタイミングとなったとの答弁でありました。

産地パワーアップ事業について、前回の委員会でも議論があったが、大手への一極集中については、地元のお茶農家からもいろいろな意見を聞いたところである。今回2件の事業者が採択となったが、今後新たにに取り組む予定の計画はあるかとただしたところ、該当する国庫事業については、はっきりしていないが、施設整備での要望は受けている。今年度のお茶の産地パワーアップ事業については、輸出対応を行っているところが採択されているようであるとの答弁でありました。

以上ですべての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第58号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

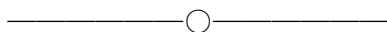
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第58号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第5 議案第59号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第59号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第59号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過

の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員6名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、老人保健事務費拠出金について、平成20年3月診療分までの老人医療費の過誤調整拠出金の額の確定が、なぜ今なのかとただしたところ、平成20年度に終了した老人保健に関する拠出金であるが、医療費の過誤による拠出ではなく、精算を進めるための事務費の拠出金であり、基礎額1人当たり1円10銭に、加入者数1万7,302人を乗じた1万9,032円で確定したことによる減額補正であるとの答弁でありました。

この拠出金は、いつまで続くのかとただしたところ、社会保険診療報酬支払基金によると、平成29年度の精算をもって終了するという事で確認しているとの答弁でありました。

平成30年度から国保運営が県へ移行するに当たり、利用料等は県が決定していくことになるが、全国的に差し押さえが厳しくなっている状況が新聞等で報道されている。徴収の強化に関する通知等が国、県から来ているのかとただしたところ、徴収強化に関しての具体的な通知は来ていない。現在、徴収率に基づいて補助割合が変わることは、本県では無くなっているため、これまでと同様の体制で徴収を行っている状況であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第59号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

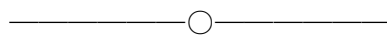
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第59号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第60号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第60号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補

正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第60号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員6名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より前年度繰越金及び事務費確定に基づく補正について、予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第60号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第60号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第61号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第61号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第61号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員6名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の

出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、返納金について、不正請求によるものだとのことだが、どのような内容かとただしたところ、鹿屋市のデイサービスセンターにおいて発生した介護報酬の不正請求に伴う、本市の利用者3名分の返還である。デイサービスセンターにおいては、人員基準に定められた看護職員を配置せず、出勤表を作成し、配置したように見せかけていた案件で、平成25年10月から平成26年9月までの間で行われ、看護職員の人員基準を満たしていない場合に必要、人員欠如基準の減算処理がされていなかった。事業所に対しては、県からの行政指導があったとの答弁でありました。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の研修会はどこで開催され、誰が参加するのかとただしたところ、鹿児島市で開催され、主任ケアマネージャーの資格を持った市職員3名が参加するとの答弁でありました。

市の職員で、主任ケアマネージャーの資格を持った職員は何人いるのかとただしたところ、主任ケアマネージャーの資格を有する市の保健師は6名いる。昨年度の法改正により、介護支援専門員の研修体系が変更になり、主任介護支援専門員については、5年に1回更新研修を受講しなければ、主任介護支援専門員の資格が停止されることになる。

包括支援センターには、主任介護支援専門員を常勤換算で1名以上配置することとなっていることから、今年度中に3名の主任介護支援専門員が更新研修を受講しないと、来年度以降、主任介護支援専門員の資格が停止されることになるため、研修に参加するものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第61号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

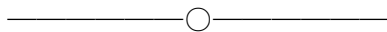
お諮りします。議案第61号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、所管委員長の報告の

とおり、可決されました。



日程第8 議案第62号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第8、議案第62号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第62号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員6名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、繰越金が398万4,000円増額されているが、一般会計の繰入金を減らしていくという考え方によるのかとただしたところ、決算の確定と共に、繰入金を減らしていくという考え方のもと、例年、決算確定後、直近の9月議会で同様の補正予算を計上しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第62号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

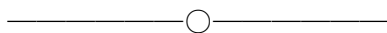
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第62号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第9 議案第63号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第9、議案第63号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第63号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からの予算書による説明では、今回の補正は、前年度繰越金が確定となったことから、一般会計繰入金を102万4,000円減額し、繰越金を102万4,000円増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第63号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

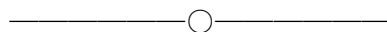
これから採決します。

お諮りします。議案第63号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第10 議案第64号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第10、議案第64号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第64号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について、総務常任委員会における審査経過の概

要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からの予算書による説明では、今回の補正は、前年度繰越金が確定となったことから、補正を行うもので、一般会計繰入金金を39万2,000円増額し、繰越金を同じく39万2,000円減額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第64号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

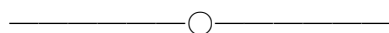
これから採決します。

お諮りします。議案第64号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第11 議案第65号 平成28年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第11、議案第65号、平成28年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第65号、平成28年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の補正で出資金と補助金が減額となった理由についてただしたところ、当初、一般会計の起債による出資金を計上していたが、起債の対象外となり、出資金に

は該当しないこととなったため、予算を減額し、水道事業で借り入れる企業債を今回増額したものである。

補助金については、内示確定による減額であるとの答弁でありました。

石綿管改修に関わる事業内容と、今後の改修計画についてただしたところ、今回の石綿管改修に伴う補助金は生活基盤近代化交付金事業で補助率4分の1の事業である。上水道と簡易水道の統合が条件となっており、平成28年度が事業の最終年度となる。現在残っている石綿管が約4.6 kmあるが、今回は、そのうちの約2 kmを改修する予定で、残りについては、送水管の未使用部分もあるが、県道改良に伴う工事とあわせて改修を行う予定としているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第65号、平成28年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第65号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここで、11時30分まで休憩いたします。

—————○—————

午前11時19分 休憩

午前11時29分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

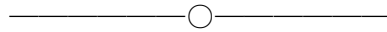
—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。日程第12、議案第67号及び、日程第13、議案第68号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、日程第12、議案第67号及び日程第13、議案第68号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第12 議案第67号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（岩根賢二君） 日程第12、議案第67号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、市単独道路維持事業、現年公共土木施設災害復旧事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（西山裕行君） 議案第67号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、規定の予算に5,711万1,000円を追加し、予算の総額を247億7,967万8,000円とするものでございます。

予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、変更は災害復旧事業について、台風16号により被災した公共土木施設の災害復旧事業のため、現年補助災害復旧事業を1,550万円増額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

まず、歳入の14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、5目、災害復旧費国庫負担金は、台風16号により被災した公共土木施設の災害復旧事業のため、公共土木施設災害復旧費負担金を3,100万円計上しております。

7ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として、1,061万1,000円増額しております。

8ページの21款、市債は、合計で1,550万円増額し、総額で19億9,370万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費は、台風16号により被災したボルベリアダグリの屋根瓦修繕に係る国民宿舎特別会計繰出金を77万8,000円増額。3目、観光費は、台風16号により被災した観光施設修繕及びダグリ岬の遊歩道の維持補修のため77万3,000円増額しております。

10ページの8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費は、台風16号による倒木、路面及び側溝清掃など、市道の良好な維持管理のため、市単独道路維持事業を1,000万円増額しております。

12ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、台風16号により被災した小学校施設の復旧作業を行うため、小学校施設管理事業を220万円計上しております。

13ページをお開きください。

3項、中学校費、1目、学校管理費は、台風16号により被災した中学校施設の復旧作業を行うため、中学校施設管理事業を130万円計上しております。

14ページの11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費、1目、現年公共土木施設災害復旧費は、台風16号により被災した公共土木施設の災害復旧事業として4,150万円計上しております。

以上が補正予算第6号の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 学校施設、道路等々はよく分かりました。今回の台風16号による農政サイドとか、市有林とかありますね、そういった被害額というのは把握されてるんですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○農政畜産課長（今井善文君） ちょっと今、正確な数字を持ち合わせていないんですが、農作物被害について。まず、露地系の野菜、あるいはピーマン等のハウスもビニールがはがれたりして、中が傷んでおりますが、約3,000万円ほどの被害を見積もっております。

それと農業用の施設関係におきましては、先ほど言いましたように、ハウス等のビニールの被害、あるいは一部におきましては、ハウスのパイプの被害等も発生いたしております、約2,000万円程度の被害ということで見積もっております。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 耕地林務水産課の関係の今回の台風16号災害の被害額ですが、被害額としては、現在のところは押さえてないところでございます。

農道の倒木処理等々は、今回議決いただいたその中で、ある程度余裕を持った形で計上しておりますので、その中で対応しているところでございます。

○18番（小園義行君） 今、農政サイド関係ですね、そして林業も私もいろいろ回って見まして、本当、杉の木、民有林はじめとして倒木って言いますかね、本当にすごい状況だなということが

あつて、今ちょっとお聞きしたところでした。救急なことで大変失礼なんですけれども、こうした独立して一生懸命頑張ろうという、公社終わられて、そういった人たちに対してのハウス、共済金とかいろいろあるんでしょう。市としての支援とか、そういったものについては、一切個人のあれですよという、そういう考え方でいいのかですね。

それとあわせて、市有林、分収林ありますね、そういったものは貴重な財産なわけで、そういったものが、状況としてはきちんと把握しての方がいいのではないかというふうに思うものですから、ちょっとお聞きしたわけです。今、分からなければ、後でも結構ですので、議会にも報告をしていただけたらというふうに思います。

議長の方に、お計らいをよろしくお願いします。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第67号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、原案のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第68号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第13、議案第68号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、国民宿舎ボルベリアダグリの建物の修繕に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,394万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を77万8,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費は、修繕料を77万8,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第68号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、原案のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第14 報告第6号 継続費精算報告書について

○議長（岩根賢二君） 日程第14、報告第6号、継続費精算報告書についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第6号、継続費精算報告書について説明を申し上げます。

防災行政無線同報系デジタル化整備事業について、志布志市一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、御報告申し上げます。

防災行政無線同報系デジタル化整備事業の平成25年度の全体計画年割額2億7,500万円に対し、実績支出済額2億6,843万4,196円、平成26年度の全体計画年割額1億8,200万円に対し、実績支出済額1億7,768万5,135円、平成27年度の全体計画年割額3億2,300万円に対し、実績支出済額3億3,223万5,019円、合計で全体計画総額7億8,000万円に対し、実質支出済額7億7,835万4,350円を精算いたしました。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

以上で、継続費精算報告書についての報告を終わります。

—————○—————

日程第15 報告第7号 平成27年度志布志市健全化判断比率について

○議長（岩根賢二君） 日程第15、報告第7号、平成27年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第7号、平成27年度志布志市健全化判断比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度志布志市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、全ての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されませんでした。

また、実質公債費比率につきましては、本市の早期健全化基準が25.0%に対しまして、9.6%、将来負担比率につきましては、本市の早期健全化基準が350.0%に対しまして、55.4%で、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な比率となっております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

以上で、平成27年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。



日程第16 報告第8号 平成27年度志布志市資金不足比率について

○議長（岩根賢二君） 日程第16、報告第8号、平成27年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第8号、平成27年度志布志市資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度志布志市資金不足比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計及び工業団地整備事業特別会計に資金不足額が無く、資金不足比率は、算定されませんでしたので、これらの公営企業会計の経営は健全であります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

以上で、平成27年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。



○議長（岩根賢二君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。
午後は、1時00分から再開いたします。

○
午前11時51分 休憩

午後0時59分 再開
○

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（岩根賢二君） 先ほどの議案第67号の審議の中で、小園議員より質疑のあった農政及び林野関係の被害の状況について、執行部から答弁を求められておりますので、これを許可します。

○農政畜産課長（今井善文君） 先ほど小園議員より、台風16号の被害についてのお尋ねがあったところでございますが、私の方が、ちょっと数字の誤りもありましたので、改めて御報告申し上げます。

農作物被害につきましては、水稻、野菜、飼料作物等がありまして、合計で3,652万円。それから、施設の被害につきましては、畜産関係、園芸関係あわせまして4,971万5,000円と推測いたしているところでございます。

以上でございます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 先ほどの林野災害についてですが、現在のところ市の方には被害報告は無いところでございますが、曾於地区森林組合の方に確認しましたところ、現在20件、被害報告があるということでありまして、今後災害調査に入るということでありました。

○
日程第17 認定第1号 平成27年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（岩根賢二君） それでは次に、日程第17、認定第1号、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

平成27年度決算につきましては、第1次志布志市振興計画及び過疎地域自立促進計画の実現に向けて、鋭意努力するとともに、施策優先度評価を踏まえ、事務事業の必要性及び優先順位を決定し、経常的な事務事業の抑制を図りました。

主要施策成果説明書の一般会計の1ページをお開きください。

決算額は、歳入総額219億7,429万1,865円、歳出総額214億1,684万6,130円、差引額5億5,744万5,735円となり、翌年度へ繰り越すべき財源249万4,000円を差し引いた実質収支額は、5億

5,495万1,735円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入のうち市税、繰入金、繰越金等の自主財源は、総額64億8,234万5,000円、構成比29.5%、平成26年度と比較しますと、14億1,644万4,000円の増額となっておりますが、ふるさと志基金及びふるさと納税特産品事業を本格的に開始したこと等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は、総額154億9,194万7,000円、構成比70.5%、平成26年度と比較しますと、5億3,543万2,000円の増額となっておりますが、国庫、県支出金や地方消費税交付金が増額となったこと等によるものであります。

6ページをお開きください。

次に、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費は、102億8,420万7,000円、構成比48.0%、平成26年度と比較しますと、4億3,898万7,000円の増額となっております。

新制度の本格施行に伴う扶助費の保育所運営費や、自立支援給付費支給事業が増額したこと等によるものであります。

普通建設事業費、災害復旧費の投資的経費は、31億5,138万4,000円、構成比14.7%、平成26年度と比較しますと、1億6,111万2,000円の増額となっておりますが、防災行政無線同報系デジタル化整備事業、テニスコート建設事業等の単独事業の増があったことによるものであります。

物件費、補助費等、その他の経費は79億8,125万5,000円、構成比37.3%、平成26年度と比較しますと、14億1,398万1,000円の増額となっておりますが、ふるさと納税特産品事業等の物件費や、ふるさと志基金積み立て等の積立金が増額したことによるものであります。

7ページをお開きください。

平成27年度末地方債残高につきましては、242億5,879万8,000円で、平成26年度と比較しますと、9,202万4,000円、0.4ポイントの増額となっております。市民一人当たりで換算しますと77万円の残額となります。

8ページをお開きください。

本市の財政指標について申し上げますと、経常収支比率は88.9%で、平成26年度と比較しますと0.2ポイント増加しています。扶助費の保育所運営費等が増加したことによるものであります。

詳細につきましては、主要施策成果説明書をお目通しくださいますよう、お願い申し上げます。

本市の主な決算財政指数を見たときに、財政状況は健全であると考えております。

しかしながら、依然として経済情勢が厳しい状況にある中、地方を取り巻く財政状況は、今後も困難な状況が続くものと予測しております。

したがいまして、今年度から逡減される地方交付税等の国の地方財政計画を注視しながら、今後も引き続き自主財源の確保に努めるとともに、志布志市行政改革大綱及び志布志市集中改革プランに基づき、より一層行財政改革を進め、持続可能な行政基盤の確立を図り、行政評価による

真に必要な事業や、地方創生に係る事業の選択及び重点化により、健全な財政運営を推進してまいります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

ただいま議題となっています認定第1号については、9人の委員で構成する平成27年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、9人の委員で構成する平成27年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

ただいま設置されました平成27年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、市ヶ谷孝君、青山浩二君、野村広志君、八代誠君、小辻一海君、平野栄作君、鶴迫京子さん、小野広嗣君、長岡耕二君の9人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を平成27年度志布志市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成27年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後1時11分 休憩

午後1時21分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に小野広嗣君、副委員長に鶴迫京子さんがそれぞれ互選されました。



日程第18 認定第2号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第3号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第4号 平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第5号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第6号 平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23 認定第7号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第8号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第9号 平成27年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（岩根賢二君） 次に、日程第18、認定第2号から日程第25、認定第9号まで、以上8件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額56億1,511万1,264円、歳出総額54億694万3,760円、実質収支額は2億816万7,504円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、国民健康保険基金の総額は、平成28年3月31日現在で、977円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が7億9,180万1,905円、構成比14.1%、国庫支出金が14億4,260万596円、構成比25.6%、前期高齢者交付金が7億7,882万2,257円、構成費13.9%、共同事業交付金が14億235万3,202円、構成比25.0%となっております。

また、国民健康保険税の現年課税分の収納額は、7億4,640万9,246円で、収納率は94.0%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が31億2,427万7,589円、構成比57.8%、後期高齢者支援金等が5億2,136万2,656円、構成費9.6%、共同事業拠出金が14億142万4,515円、構成比25.9%となっております。

平成27年度につきましては、見込まれる財源不足を補うため、一般会計から法定外繰入金を1億円繰り入れることで財政運営をしてまいりました。

結果的には、国保連合会から高額医療費共同事業等に係る剰余金の返還金があったものの、被保険者一人当たりの医療費の伸び率が対前年度比7.2%増の伸びとなったため、実質単年度収支は1,896万1,947円の赤字となっております。

国民健康保険は、国保税の収入は減少し、医療技術の高度化や高齢化等に伴い、医療費が増加し、また基金が枯渇した状況であることから、引き続き大変厳しい財政運営となっております。

今後は、国保財政安定化のため、国保税収納率向上による財源確保に努めるとともに、将来的な医療費の適正化を図るため、特定健康診査及び特定保健指導の受診率等の向上、並びに健康増進事業を積極的に展開し、より効率的な事業実施に取り組んでまいります。

また、平成30年度から県が財政運営の責任主体となることから、県や国保連合会と連携を図り、法の改正の動向を注視し、適切に対応してまいります。

次に、認定第3号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億7,720万6,558円、歳出総額3億7,367万6,196円、実質収支額は353万362円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が1億9,317万6,687円、構成比51.2%、繰入金が1億7,571万5,187円、構成比46.6%となっております。

歳出の主なものは、広域連合納付金が3億6,368万2,816円、構成比97.3%、保健事業費が588万9,478円、構成費1.6%、諸支出金が323万5,140円、構成費0.9%となっております。

後期高齢者医療の事務につきましては、資格等の手続き、被保険者証の発行等、日々の窓口業務のほか、健康保持増進事業として、長寿健診等を実施してまいりました。

今後もますます進展する高齢化に伴い、被保険者数は増加し、医療費は更に増大することが見込まれますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第4号、平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額40億2,155万3,297円、歳出総額37億5,518万6,356円、実質収支額は2億6,636万6,941円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が6億4,322万3,684円、構成比16.0%、国庫支出金が10億8,974万5,442円で、構成比27.1%、支払基金交付金が10億2,161万5,000円、構成比25.4%、県支出金が5億5,367万2,209円、構成比13.8%、繰入金が5億2,520万3,844円、構成比13.1%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が36億5,051万2,018円、構成比97.2%、諸支出金が4,701万5,818円、構成比1.3%、地域支援事業費が5,022万3,319円、構成比1.3%となっております。

今後も市の介護保険事業計画に基づき事業を実施し、介護予防及び高齢者福祉を推進するとともに、地域社会の課題の把握、及び地域介護の在り方を模索しながら、高齢者を支える仕組みづくりに努めてまいります。

次に、認定第5号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億366万5,369円、歳出総額2億9,718万713円、実質収支額は648万4,656円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が7,134万830円、構成比23.5%、一般会計繰入金が1億7,458万円、構成比57.5%、市債が4,350万円、構成比14.3%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか、市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費の総務費が9,286万5,456円、構成比31.2%、公債費が2億431万5,257円、構成比68.8%となっております。

今後も加入率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第6号、平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額283万83円、歳出総額252万8,812円で、実質収支額は30万1,231円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が252万5,000円、構成比89.2%、繰越金が30万5,045円、構成比10.7%となっております。

歳出の主なものは、公債費が252万4,312円、構成比99.8%となっております。

次に、認定第7号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第

3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額1億1,517万5,324円、歳出総額1億1,385万580円、実質収支額は132万4,744円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、公営企業収入が2,000万円、構成比17.4%、一般会計繰入金が9,403万8,000円、構成比81.6%となっております。

歳出の主なものは、管理費が1,111万6,906円、構成比9.8%、公債費が1億273万3,674円、構成比90.2%となっております。

次に、認定第8号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額8,443万7,466円、歳出総額8,432万8,617円、実質収支額は10万8,849円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、市債が8,040万円、構成比95.2%、一般会計繰入金400万円、構成比4.7%となっております。

歳出の主なものは、事業費が8,301万1,342円、構成比98.4%、公債費が130万4,675円、構成比1.5%となっております。

事業の成果としましては、平成27年度は昨年に引き続き、2工区4.1haの造成工事を実施しました。

また、1工区3.3haは、平成27年9月から分譲手続きを開始し、同年12月には分譲相手方を決定し、土地の売却、所有権移転登記が平成28年9月に完了したところであります。

平成28年度は、早期に2工区の造成工事を完了させ、分譲手続きを開始し、企業進出による雇用拡大に努めてまいります。

次に、認定第9号、平成27年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、説明申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算の結果、総収益が6億3,265万403円、総費用が5億1,510万9,107円となり、1億1,754万1,296円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が5億1,848万999円、構成比82.0%、営業外収益が1億1,054万627円、構成費17.5%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が4億8,480万7,976円、構成比94.1%、営業外費用が3,014万5,573円、構成比5.9%となっております。

建設事業の成果としましては、田床・柳井谷地区配水管布設工事、高井田地区及び上肆部合地区の減圧弁設置工事、立花迫地区配水管布設替え工事、新橋第2水源地中央監視整備工事、駅通り地区配水管布設替え工事、宮下地区配水管布設替え工事、城山地区配水管布設替え工事、その他老朽管布設替え工事等を実施しました。

今後も市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策及び老朽化施設の更新にも努めてまいります。

以上、認定第2号から認定第9号まで説明申し上げましたが、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、8人の委員で構成する平成27年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、8人の委員で構成する平成27年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

ただいま設置されました平成27年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、持留忠義君、西江園明君、丸山一君、玉垣大二郎君、毛野了君、東宏二君、小園義行君、福重彰史君の8人を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8人を平成27年度志布志市特別会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成27年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩します。

○
午後 1 時 46 分 休憩

午後 1 時 54 分 再開
○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に丸山一君、副委員長に西江園明君がそれぞれ互選されました。

○
日程第26 議案第66号 平成27年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（岩根賢二君） 日程第26、議案第66号、平成27年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、平成27年度志布志市水道事業剰余金の処分について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市水道事業剰余金について、当該剰余金の一部を資本金として組み入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

それでは、平成27年度志布志市水道事業会計決算書の9ページをお開きください。

当年度未処分利益剰余金1億5,817万2,675円のうち、その一部の4,063万1,379円を資本金として組み入れるものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第66号については、先ほど設置されました平成27年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号については、平成27年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

○
日程第27 閉会中の継続調査申し出について

○議長（岩根賢二君） 日程第27、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成28年第3回志布志市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時58分 閉会